

第1部 昭和55年産業連関表の作成概要

第1章 作成機関と作業経過

第1節 作成機関

1. 共同事業体制

我が国の産業連関表は、昭和30年を対象年次とする政府の第1回目の統一的な産業連関表以来、行政管理庁を始めとする関係省庁の共同事業として作成されることとなっている。

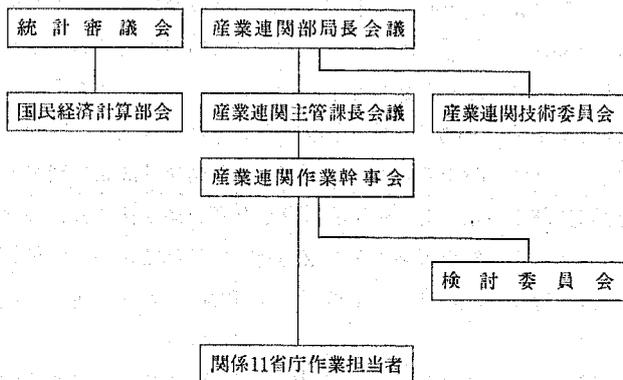
昭和55年産業連関表についても、このような共同事業方式により作成されたものであり、行政管理庁、経済企画庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省及び建設省の11省庁が作成作業に参画している。(昭和30年表作成以降の関係省庁の変遷は『第4表 我が国における産業連関表の作成状況』参照)

2. 作業組織

昭和55年表の作成作業を開始するに当たって、既存の機関のほか、関係省庁の産業連関表担当部局長をもって構成される『産業連関部局長会議』など、次の図のような機関が設けられ、それぞれの役割に応じて作業が一体的に進められた。

なお、関係省庁の作業分担は、第1-1表のとおりとなっている。

〈第1-1図 作成作業の推進体制〉



〈各機関の機能と構成〉

① 産業連関部局長会議

産業連関表に関する基本事項を決定する。関係省庁の部局長によって構成される。

② 産業連関主管課長会議

産業連関表に関する重要事項を決定する。関係省庁の主管課長によって構成される。

③ 統計審議会国民経済計算部会

統計審議会委員及び学識経験者と関係行政機関の職員から成る専門委員によって構成され、国民経済計算体系の観点からの調査審議を行う。

④ 産業連関技術委員会

産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行う。問題発生の都度、学識経験者をもって構成される。

⑤ 産業連関作業幹事会

産業連関表の作成に関する関係省庁間の連絡と関係省庁に共通する問題の処理を行う。関係省庁の作業担当者の代表をもって構成される。

⑥ 検討委員会

産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を精細かつ機能的に検討するため、適宜、関係省庁の作業担当者をもって構成される。

〈第1-1表 各省庁の作業分担〉

省 庁	作 業 分 担
行政管理庁	<ul style="list-style-type: none"> 立案, 連絡, 調整及び公表の総括 電子計算機による製表及び分析計算 輸出, 輸入 (直接購入部門を除く。) 及び梱包部門
経済企画庁	<ul style="list-style-type: none"> サービス (他省庁が所管するものを除く。) 最終需要 (輸出入を除く。) 及び輸出入の直接購入部門 粗付加価値 (雇用者所得を除く。)
大 蔵 省	<ul style="list-style-type: none"> 塩, 酒, タバコ, 金融及び保険
文 部 省	<ul style="list-style-type: none"> 教育及び研究機関
厚 生 省	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品, 保健, 社会保障及び環境衛生関係サービス
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業及び食品工業 (塩, 酒及びタバコを除く。)
通商産業省	<ul style="list-style-type: none"> 鉱工業, 電気, ガス及び商業 (医薬品及び食品工業を除く。) 事務用品
運 輸 省	<ul style="list-style-type: none"> 運輸及び輸送機械 (自動車等を除く。)
郵 政 省	<ul style="list-style-type: none"> 通信及び放送
労 働 省	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者所得
建 設 省	<ul style="list-style-type: none"> 建築及び土木

3. 作成予算

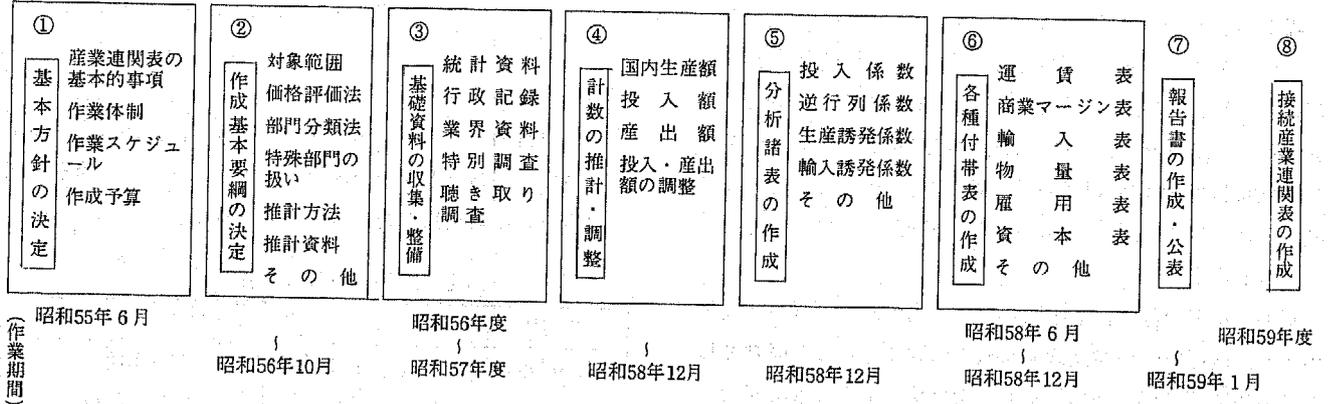
産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費 (職員の給与費は除く。) が、行政管理庁に一括して計上され、これを作業内容に応じて関係省庁に配分するという方式がとられている。

第2節 作成作業の経過

産業連関表の作成方法にはさまざまな方法があり、国際連合の新 SNA では、産業別商品産出表（V表）及び産業別商品投入表（U表）をまず作成し、これら両表から一定の産業技術假定及び商品技術假定を置いた上で、間接的に産業連関表を作成することを提唱している。

これに対して我が国は、昭和26年表を作成して以来、『商

（第1-2図 産業連関表の作成手順）



1. 基本方針の決定

新たな年次の産業連関表を作成する場合には、あらかじめどのような内容の産業連関表を、どのような作業体制で、いつまでに作成するのか、などに関する基本方針が定められていなければならない。

我が国の場合、昭和30年表以来、関係省庁による共同事業として5年ごとに作成するという方針が確立されているため、各省庁の産業連関表担当の部局長で構成される会議（産業連関部局長会議）において、これらの事項に関する取扱い方針が決定されることとなっている。昭和55年表の場合は、昭和55年6月に会議が招集され、「昭和55年産業連関表作成基本方針」が決定されているが、内容的にはこれまでの産業連関表の作成を通じて、国際連合の新 SNA への対応や国際標準産業分類への準拠など、逐次、改善が進められ、完成された形ができあがりつつあるため、結果としては、①時系列比較や国際比較の観点から、基本的なフレームについては従来の方針を踏襲すること、②行政管理庁を始めとする11省庁の共同事業として作成すること、③作業スケジュールは、昭和50年表の場合に準ずることなど、それまでの方針を再確認したものとなっている。

2. 作成基本要綱の決定

産業連関表は、国民経済を対象とし、その中で行われた財貨・サービスをめぐる取引活動の一つ一つを、投入・産出という側面から各種の統計その他の資料を用いて推計し、その

品×商品』の産業連関表を直接作成し、この産業連関表から間接的にV表及びU表を作成する方法を採っている。

具体的な作成手順としては、基本分類による取引基本表が、行541部門×列406部門（昭和55年表の場合）という大型なものであり、関係11省庁の共同事業として2年半以上の大作業を要することとなるため、次の図のような過程を経て、計画的かつ統一的に作業が進められている。

結果を一覧表として表したものである。取引活動そのものが複雑で多面的な性格を持ったものであるため、産業連関表の作成に当たっては、どのような概念の取引活動を、どの範囲で、どのように把握するのか、また、その結果をどのように表示するのかなどについて、あらかじめ明確な取扱い方針が定められていなければならない。

新たな年次の産業連関表を作成することが決定された後、まず行われるのがこのような作成すべき産業連関表に関する詳細設計であり、第1-1図に示した産業連関作業幹事会が中心となり、専門技術的な事項に関しては産業連関技術委員会の検討を交じえつつ、1年余りにわたって検討が続けられる。

昭和55年表の場合、昭和56年10月に「昭和55年産業連関表作成基本要綱」が産業連関部局長会議の議を経て決定されているが、内容的には、これまでのものと比較して特に大きな変更は加えられていない。

この作成基本要綱は、作成すべき産業連関表の基本フレームとなるものであり、また、作成された産業連関表の利用に当たっての手引ともなるものであるため、その具体的な内容については、第2章以降において、順を追って詳しく述べることにした。

3. 基礎資料の収集・整備

産業連関表は、1年間に生産されたおよそ5,000品目の財貨・サービスについて、これを行541部門及び列406部門（昭和

55年表)に分類し、その一つ一つの部門について、国内生産額とその内訳としての投入費用内訳及び産出先内訳を推計することによって作成される。このような計数の推計作業が産業連関表作成作業の中心をなすものであるが、その前提として、より精度の高い資料を、いかに体系的に収集し、推計作業に利用できるように整備しておくが基本的に重要な課題となる。

我が国の産業連関表の作成に当たっては、各種の統計資料はもとより、許認可等に伴う行政記録や業界団体資料等利用可能なあらゆる資料が収集されるほか、資料的に不備な分野については特別調査が実施され、又は関係業界に対する聴き取り調査が行われる。

昭和55年表の場合には、まず、作成基本要綱が決定されるまでの間において、収集すべき資料の種類と範囲、利用上の問題点などが検討され、また、資料的に不備な分野についての対処方策が研究された。

具体的な資料の収集と産業連関表の作成のための組替え集計(工業統計、貿易統計等)は、これらの検討、研究の結果を踏まえ、翌昭和56年度から57年度の前半にかけて、逐次、進められた。これは、一つには、昭和55年又は55年度の資料が利用可能となるまでにはある程度の期間が必要となるからである。この段階で収集された資料は、広範多岐にわたり、その一つ一つについては第3章で個別的に掲げられているが、その主なものを見ると、第1-2表のとおりとなっている。

なお、これらの資料の収集・組替え集計と並行して、資料的に不備な分野について第1-3表のような特別調査が実施されている。

〈第1-2表 収集された主な資料〉

作成機関	資料名
人事院	国家公務員給与等実態調査
総理府	国勢調査
	事業所統計
	個人企業経済調査
	科学技術研究調査
	家計調査
	全国消費実態調査
	就業構造基本調査
	労働力調査
経済企画庁	法人企業投資動向調査
	民間非営利団体実態調査
大蔵省	法人企業統計
	日本貿易統計
	税務統計
	有価証券報告書

作成機関	資料名
大蔵省	国家公務員共済組合事業年報
	各省各庁歳出決算報告書
	特別会計決算参照書
	政府関係機関決算書
	補助金便覧
文部省	学校基本調査
	社会教育調査
	私立学校の財務状況に関する調査
	地方教育費の調査
厚生省	人口動態統計
	医療施設調査
	患者調査
	社会福祉施設調査報告
	病院経営収支調査年報
	薬事工業生産動態統計年報
	社会医療診療行為別調査報告
	国民健康保険事業年報
農林水産省	農家経済調査
	林家経済調査
	漁業経済調査
	牛乳乳製品統計
	畜産物生産費調査
	農産物生産費調査
	木材需給報告書
	食肉流通統計
	鶏卵食鳥流通統計
	作物統計
	茶生産量調査
	野菜生産出荷統計
	果樹生産出荷統計
	漁業・養殖業生産統計
	水産物流通統計
	食糧管理統計年報
通商産業省	商業統計
	商業動態統計
	工業統計
	生産動態統計
	石炭等需給動態統計
	非鉄金属等需給動態統計
	石油製品需給動態統計
	本邦鉱業のすう勢
	セメント需給動態統計

作成機関	資料名	
通商産業省	鉄鋼需給動態統計	
	繊維流通統計	
	紙流通統計	
	機械器具流通統計	
	金属プレス加工統計	
	高炉、転炉、電気炉の各作業月報	
	連続鑄造設備作業月報	
	圧延作業月報	
	合成樹脂需要構造調査	
	電気事業年報	
	ガス事業生産動態統計	
	運輸省	港湾統計
		船舶船員統計
造船造機統計		
鉄道車両等生産動態統計		
自動車輸送統計		
内航船舶輸送統計		
全国貨物純流動調査		
航空輸送統計		
民営鉄道輸送統計月報		
倉庫統計月報		
空港整備特別会計歳入歳出決定計算書		
一般旅行業取扱実績等報告集計表		
郵政省		郵政事業特別会計歳入歳出決定計算書
労働省	毎月勤労統計	
	屋外労働者職種別賃金調査	
建設省	建築着工統計	
	建築物等実態調査	
	建設業務統計	
	建設総合統計	
	建設投資推計	
	道路統計年報	
自治省	地方公務員給与実態調査	
日本銀行	国際収支統計	
	物価指数年報	
日本国有鉄道	鉄道統計年報	
	国鉄経費明細書	
	旅客営業成績年報	
	鉄道貨物輸送概況	
日本電々公社	日本電信電話公社決算書	
国際電々株式会社	国際電信電話株式会社決算書	

作成機関	資料名
日本放送協会	日本放送協会損益計算書
公団、事業団その他	営業報告書、損益計算書等
6大都市	中央卸売市場年報
全国菓子協会	菓子産業統計
精糖工業会	砂糖統計年鑑
日本缶詰協会	缶詰時報
日本砂利協会	砂利時報
日本化学会	化学便覧
日本ゴム工業会	需要部門出荷内訳表
鉄鋼連盟	鉄鋼用途別受注統計
日本ビニル工業会	塩ビフィルム用途別出荷内訳
硬質塩化ビニル板協会	塩化ビニル板用途別出荷内訳
日本自動車工業会	自動車統計年報
日本産業機械工業会	産業機械受注状況
日本工作機械工業会	工作機械受注状況
日本電機工業会	重電機械受注調査
全国銀行協会連合会	全国銀行財務諸表分析
生命保険協会	保険年鑑
日本損害保険協会	
水道協会	水道統計
健康保険組合連合会	健康保険組合事業年報

〈第1-3表 昭和55年表における特別調査一覧〉

省庁・調査名	対象
行政管理庁	
こん包事業に関する調査	こん包業及び運送業
経済企画庁	
地方公共団体財政支出内容調査	府県、市町
厚生省	
産業連関表作成基礎調査	医薬品製造業、清掃事業、保健衛生事業等
農林水産省	
育苗事業特別調査	造林用苗木生産を営む事業所
素材生産事業特別調査	素材生産を営む事業所
稚蚕共同飼育事業特別調査	稚蚕共同飼育を営む事業所
米・麦共同乾燥事業特別調査	米・麦共同乾燥調整事業を営む事業所
農業土木事業投入調査	土地改良法に基づく土地改良事業を営む事業所
養殖業投入調査	うなぎ、こい、にじます、あゆを養殖する経営体

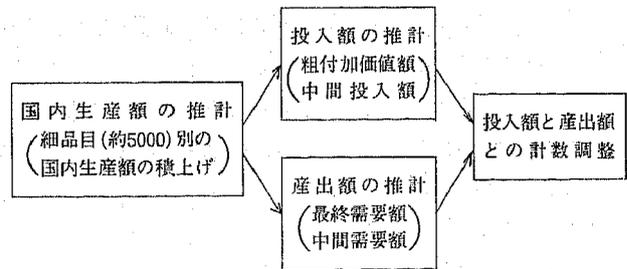
省庁・調査名	対 象
通商産業省	
鉱工業投入調査	生産事業所
商品流通調査	同
資本財機器産業別需要構造調査	同
運輸省	
有料道路使用状況調査	有料道路使用者
有料駐車場使用状況調査	有料駐車場使用者
内航船舶品目別運賃収入調査	内航運送業
運輸省担当部門投入調査	自動車整備事業、道路旅客運送事業、道路貨物運送事業等
地方公共団体運輸施設調査	都道府県、市区町村
労働省	
サービス業労務費調査	自動車修理業、建物サービス、法務・財務・会計サービス等
建設省	
建築工事費内訳調査	建設業
公共事業工事費内訳調査	地建、都道府県、指定都市等
公団関係工事費内訳調査	日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、水資源開発公団
土木工事費内訳調査	国鉄、帝都高速度交通営団、電電公社、元請建設業者

4. 計数の推計作業

各種の統計その他の基礎資料が利用可能となった段階で始められるのが、各部門別の国内生産額、投入額及び産出額の推計作業である。産業連関表の作成作業の中でも中心的なものであり、多くの時間と労力が費されることは言うまでもないことである。昭和55年表の場合については、前記の基礎資料の収集・整備を終えた部門から、逐次、推計作業が開始され、おおむね昭和57年度の前半まで作業が続けられている。

推計作業の手順としては、まず、①産業連関表の右端と下端に計上される部門別の国内生産額が推計され、次いで、②この国内生産額について、列方向にみた各マス目の数値即ち投入額の内訳と、行方向にみた各マス目の数値即ち産出額の内訳が、それぞれ推計される。最後に、③このようにして推計された投入額と産出額との照合が行われる。両者は、それぞれ独自の資料と推計方法をもって推計されたものであり、幾分かの差異が生ずることとなるため、相互に調整した上で一つの表にまとめ上げられる。このようにして作成された表が産業連関表の中核となる「取引基本表」である。

〈第1-3図 推計作業の手順〉



(1) 国内生産額

部門別の国内生産額は、産業連関表の行及び列の両面を統制する極めて重要な数値であり、これに歪みが生ずると各部門にその影響が波及し、表全体の精度が左右されることとなる。この意味でコントロール・トータル (control total) 又は略称して単にC・Tとも言われている。それだけに細心の注意を払いつつ推計作業が進められる。

具体的な推計方法としては、基本分類の行又は列部門ごとに、そこに含まれているおおよそ5000にのぼる財貨・サービスの細品目別の生産額を、財貨については原則として、『生産数量×単価』の形で推計し、また、サービスについてはそれぞれの概念定義に基づいて売上額が推計されることとなっている。

推計のための基礎資料としては、製造工業製品の大部分については工業統計の組替え集計結果が利用され、在庫額、屑・副産物、加工賃等を考慮しながら品目ごとの生産額が推計される。その他の品目については、生産動態統計、本邦鉱業のすう勢、作物統計、漁業・養殖業生産統計、事業所統計、建築着工統計等の諸統計のほか、各省庁の保有する各種の行政記録や関係業界団体の資料が利用されている。

なお、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は、その費用をもって計測することとされている。

(2) 投入額

部門別の国内生産額が、どのような費用構成及び付加価値構成で生産されたものであるのか、その内訳額の推計である。

基本的な推計手順としては、まず、粗付加価値部門の雇用人所得などが推計され、次いで残りの部分について中間投入内訳の細目が推計される。

具体的には製造工業製品の大部分については、まず、工業統計の組替え集計結果を利用し、主要原材料使用額、燃料使用額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などを大枠として把握し、次いで生産技術に関する資料や別途実施する鉱工業投入調査などの結果を利用し、細部にわたる経費内訳を推計することとなっている。

その他の品目についても、ほぼ同様の方法で推計されているが、その際には農産物生産費統計、生産動態統計の中の原材料統計、農産物生産費調査等の既存の統計資料が利用されているほか、資料の不備な分野については投入調査や費用内訳調査などの特別調査や関係業界団体への聴き取り調査が実施されている。

(3) 産出額

部門別の国内生産額が、どの部門又は最終需要者に対して販売されたのか、その内訳額の推計である。

推計の基本的な方法としては、国内生産額に輸入を加えたものを総供給とし、これから、まず、輸出分を推計し、残りのものについて、その販売先別の内訳額を木材、鉄鋼、石油製品等の各種の需給統計を用いて推計することとされている。しかし、一般的には産出額の内訳の推計には資料的な制約が多く、次に述べる投入額との調整に当たっては、生産原単位という比較的安定したパラメーターを利用することができる投入額の数値が主導的な役割を果たすことが多くなっている。

5. 投入額と産出額との調整作業

投入額と産出額とがそれぞれ推計された段階で、両者の計数の調整が行われ、最終的には一つの取引基本表が完成される。

この計数の調整作業は、内生部門だけでも行541×列406=219,646にもものぼる各マス目の一つ一つについて、列方向から推計した数値（投入額）と行方向から推計した数値（産出額）とを相互に調整し、一つの数値に確定していく作業であり、膨大な作業量となる。

実際の作業方法としては、関係省庁の作業担当者が一堂に会し、マス目の一つ一つについて、列方向の担当者と行方向の担当者とが相対し、それぞれ自己が推計した数値について、推計に用いた資料の精度、推計方法の妥当性等をめぐり、丁丁発止とわたり合い、一つの数値に収束させていくというものである。その様子は壮観ですらあるが、担当者にとっては、それまでに積み上げてきた作業結果の発表の場であり、その部門に関する日頃の知識、経験を総動員してより精度の高い産業連関表の作成に向かって全力を傾けている。昭和55年表の場合には、第1-4表のような日程で調整会議が開かれている。

6. 分析諸表の作成

推計作業の結果により直接作成されるのは、実額で表示された基本分類による取引基本表である。また、利用目的に応じて各種の統合分類による取引基本表も作成される。

しかし、これらの取引基本表は、それ自体でも対象年次の経済構造を読み取ることはできるが、利用面から見ればい

〈第1-4表 昭和55年表における調整会議の日程〉

	期 間	日 数	備 考
第1次	昭和57年7月7日(火)～7月13日(火)	5	
第2次	8月6日(金)～8月12日(金)	5	
第3次	9月8日(火)～9月17日(金)	7	
第4次	10月7日(火)～10月13日(火)	4	
第5次	11月2日(火)～11月15日(月)	7	
第6次	12月8日(火)～12月16日(火)	7	
第7次	昭和58年1月10日(月)～1月17日(月)	6	
第8次	2月8日(火)～2月15日(火)	6	
第9次	3月7日(月)～3月16日(火)	7	3月11日を除く

(注) 各次とも土曜日を除く。

ば原表にとどまるものであり、実際の利用に当たっては、これらの取引表に対して一定の計算・加工を施すことによって、利用目的に即した各種の分析表を作成することが必要となる。その代表的なものが投入係数表や逆行列係数表などであるが、これらについては産業連関表の使用に際してはほとんど必ず作成しなければならないものであるため、作成者があらかじめ取引基本表と一体のものとして作成し、利用者の用に供するのが一般的な姿となっている。

昭和55年表の場合には、第4章において計算方法が説明されているが、①投入係数、②逆行列係数、③生産誘発係数、④輸入誘発係数、⑤粗付加価値誘発係数等が用意されている。

7. 各種の付帯表の作成

産業連関表の取引基本表は、複雑で多面的な性格を持っている財貨・サービスの取引過程のすべてを単一の表に取りまとめようとしたものであり、その作成に当たって、特殊な概念・定義が必要となったり、幾つかの約束ごとが必要となる部門が生ずることはやむを得ないことである。

このような取引基本表の作成上の制約を補い、産業連関表の多角的な利用を可能とするために作成されるのが各種の付帯表である。

昭和55年表の場合には、取引基本表の作成がおおむね終了した昭和58年6月頃から12月にかけて作成作業が行われ、次のような付帯表が作成されている。

- ① 国内貨物運賃表
- ② 商業マージン表
- ③ 輸入表
- ④ 副産物・屑の発生及び投入表
- ⑤ 物量表
- ⑥ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ⑦ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑧ 固定資本マトリックス

⑨ 産業別商品産出構成表 (V表)

⑩ 自家輸送マトリックス

なお、各付帯表の構造と作成方法等の概要については、第5章を参照されたい。

8. 公表

取引基本表、分析諸表及び各種付帯表が作成された段階で、最終結果報告書が取りまとめられ、公表されることとなる。

昭和55年表の場合には、従前と同様、この最終結果報告に先立ち、72部門統合中分類による取引基本表が取りまとめられ、これを速報として、昭和58年6月21日の閣議に関係資料を配布するとともに、同日付けをもって一般公表が行われている。

また、これまでは磁気テープによる公表は、刊行物としての最終結果報告書の公表と同時に行われてきたが、昭和55年表の場合には、利用者の要望を考慮し、最終結果報告書の刊行を待たずに昭和58年12月から行われている。

(注) 磁気テープの取扱い機関は、(財)全国統計協会連合会及び(財)通商産業調査会が指定されている。

9. 接続産業連関表の作成

5年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、その基本的なフレームは同じであるが、部門の設定、各部門の概念・定義及び範囲等の面で幾つかの異なった取扱いが行われている。

このため、各年次の産業連関表を時系列比較し、その間の経済構造の変化等を分析しようとする場合には、まず、それらの異なった取扱いが行われている部門について、最新年次のものに統一し、改めて計数の推計をし直す必要が生ずる。

このようにして作成された産業連関表を「時価評価による接続産業連関表」と言うが、この時価評価による接続産業連関表は、それぞれの年次における価格で取引額等が評価されたものであるため、さらに最新年次の価格で取引額等を再評価(インフレート)し、実質的な時系列比較ができるようなものとする必要がある。これが「固定価格評価による接続産業連関表」である。

昭和59年度において、昭和45-50-55年の接続産業連関表が作成されることになっている。

第2章 取引基本表の作成要綱

ある年次を対象とする産業連関表は、大別すれば、①取引基本表、②分析諸表及び③各種付帯表に区分される。

取引基本表は、各部門における投入と産出の実態が部門間等の取引金額によって表されたものであり、基本分類によるものと統合分類によるものからなる。

分析諸表は、産業連関分析を行う上で必要となる各種の係数等を取引基本表を用いて計算し、それぞれ一覧表にしたものである。投入係数表や逆行列係数表がその代表的なものとなっている。

各種付帯表は、取引基本表の作表上の制約を補うものとして、又は取引基本表からでは得られない補助的な情報を得るために作成されるものである。輸入表、商業マージン表、物量表などがそれである。

以下、本章ではこのような産業連関表のうち取引基本表を取り上げてその作成の概要について説明することとする。

第1節 取引基本表の対象

1. 国内生産額

(1) 国内生産額の範囲

昭和55年産業連関表の取引基本表の対象となっているのは、いわゆる中間生産物を含めた昭和55年において生産されたすべての財貨・サービスであるが、その生産の範囲は、いわゆる「国内概念」によって規定されることとされており、我が国の政治的な領土内において行われた生産活動に限定されている。このため、我が国において行われた外国籍企業の生産活動は含まれるが、我が国の企業が外国で行った生産活動は除かれている。また、同様にして、我が国の在外公館の活動は含まれているが、我が国に所在する外国公館や国際機関さらには米国の軍隊等の活動は含まれていない。

(注)「国内概念」に対応するものとして「国民概念」がある。国民概念は、わが国の居住者主体（国民）が行った生産活動等の範囲を規定する場合に用いられるものであり、例えば、「国民総生産」GNPは、我が国の居住者主体（国民）が生産要素（資本、労働）の提供の見返りとして受け取った所得の総額をいい、我が国の居住者主体が海外から受け取った雇用者所得、企業所得及び財産所得は含まれるが、それらの海外への支払い分は控除されることとなっている。

(2) 非営利活動による財貨・サービス

財貨・サービスは、市場において生産原価に見合う価格

で取引が行われるのが通常の姿であるが、取引基本表では、必ずしもそのような財貨・サービス（商品）に限定されることなく、政府や民間非営利団体が提供する生産原価が完全には回収されない価格又は無料の財貨・サービス（非商品）も含まれている。このような政府及び非営利団体の財貨・サービスの国内生産額は、原則としてその経費をもって計測されている（本章第3節「活動主体分類」の項参照）。

(3) 国内生産額の重複計算

各部門の国内生産額の具体的な推計方法は、第3章において述べるとおりであるが、まず、およそ5000品目に整理された細品目ごとに国内生産額が推計され、これを基本分類部門ごとに単純に積み上げることによって、各部門の国内生産額が確定されている。

このため、ある一つの部門に格付けされた細品目がその部門の他の細品目の原材料等として使用されている場合、即ち部門内取引が行われている場合には、その限りにおいてその部門の国内生産額は重複して計上されることとなっている。

例えば、「ミシン、毛糸手編機械」部門をみると、「家庭用ミシン」及び「家庭用ミシン頭部」等が含まれており、それぞれの国内生産額が「ミシン、毛糸手編機械」部門全体の国内生産額として計上されている。この計算の仕組みを詳細にみると、「家庭用ミシン頭部」のうち、「家庭用ミシン」の原材料として現実に使用された部分については、「家庭用ミシン頭部」の生産額の一部であると同時に、「家庭用ミシン」の投入費用の一部としても計上されることとなり、その意味で二重に計算されることとなる。

(4) 自家生産・自家消費品の扱い

自家生産・自家消費品の扱いについては、基本的にはそれが基本分類部門を構成する細品目に指定されているものである限りにおいて、その部門の国内生産額に計上されることとなる。

しかし、実際には工業統計などのような出荷ベースの統計によって各細品目の国内生産額が推計されるものについては、自家生産・自家消費品の生産額を把握する方法がないため、結果としては国内生産額には計上することができないこととなる。

例えば、上記の「ミシン、毛糸手編機械」部門についてみると、「家庭用ミシン」の製造事業所が、一貫生産によって「家庭用ミシン」を生産している場合には、工業統計で

は「家庭用ミシン」の出荷額が計上されているのみであり、現実にその事業所で生産され、家庭用ミシンに使用された「家庭用ミシン頭部」の生産額はとらえることができないようになっている。

なお、家計における自家生産・自家消費品については、農家における一部の農業加工品を除き、国内生産額には一切計上されていない。

(5) 委託生産の扱い

委託生産に係る工業製品の国内生産額は、工業統計による出荷額を基礎として推計されることとされているため、「衣服」部門において代表的にみられるような百貨店、商社などの非製造業部門からの委託生産額を把握することはできない。

このため、工業統計から得られた「加工賃収入額－委託生産費」を非製造業部門からの「委託生産費」とし、次の計算式によって非製造業部門からの委託生産額が推計されている。

$$\begin{aligned} \text{非製造業部門からの委託生産額} &= \frac{\text{非製造業部門からの委託生産費}}{\text{加工賃}} \\ &= \frac{\text{加工賃収入額} - \text{委託生産費}}{\text{製品価格} - \text{原材料費}} \end{aligned}$$

(6) その他

ア. 製造小売業の生産品は、該当する部門の国内生産額として計上されている。

イ. 半製品及び仕掛品については、在庫純増減分が国内生産額に計上されている。出荷された半製品は、当然に国内生産額に計上される。

ウ. 部門内取引が行われた中古品の取扱いに関しては、商業マージンのみが「商業」部門の国内生産額に計上されている。

エ. 土地の取扱いに関しては、仲介手数料及び造成・改良費のみが、該当部門の国内生産額に計上されることになっている。

オ. 副産物及び屑の取扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理することとされている（本章第4節「副産物及び屑」の項参照）ため、国内生産額としては計上されていない。

2. 中間取引額の内容

取引基本表の内生部門に掲げられた各マス目の数値は、基本的には各部門間で行われた中間生産物の取引額を表すものとなっている。

行部門（ヨコ方向）にとつてはその部門の財貨・サービス

の中間生産物としての販売額であり、列部門（タテ方向）にとつてはその部門の財貨・サービスの生産のために必要とされた原材料その他の中間生産物の購入額である。

しかし、内生部門に掲げられた実際の中間取引額は、現実に行われた取引の総額がそのまま計上されるのではなく、購入した各列部門が、その部門の財貨・サービスの生産のために、対象年次（昭和55年）において現実に使用したもの（経常的）に限定されており、資本的取引は除かれている。

これは、各列部門の投入係数の安定性を確保するための措置であり、各列部門において購入された原材料その他のうち、対象年次（昭和55年）において使用されなかったものについては、最終需要部門の「原材料在庫純増」の欄に計上され、中間取引額としては計上しないこととなっている。

なお、このことと関連するが、対象年次（昭和55年）に生産された財貨のうち、どの部門からも購入されず、かつ、使用されなかったものについては、それぞれ最終需要部門の「生産者製品在庫純増」、「半製品・仕掛品在庫純増」、「流通在庫純増」又は「所在不明在庫純増」のうちの該当する欄に計上することになっている。

また、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる資本財については、どの部門が購入した場合でも、内生部門の中間取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」として計上することとされており、どの部門がどのような資本財をどれだけ購入しているかについては、別途、付帯表として「固定資本マトリックス」を作成することによって明らかにされている。

なお、各列部門における資本財の使用に伴うその年の減価分、いわゆる減価償却費については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上されている。

3. 対象期間と記録の時点

産業連関表は、財貨・サービスをめぐる取引活動の実態を部門別に明らかにしようとするものであるが、対象となる取引活動は、1月から12月までの暦年の1年間に行われたものに限定され、かつ、個々の取引活動の時期は、原則として「発生主義」によって規定されることとされている。

従って、これを各財貨・サービスの国内生産額についてみると、まず、財貨の場合は、その財貨が生産された時点が対象年次中のものに限られ、また、サービスについては、そのサービスが需要者に対して提供された時点が対象年次中のもの

に限定されている。中間生産物の取引については、その中間生産物が、各列部門における財貨・サービスの生産のために現実に使用された時点をもって取引が行われたものとされており、その時点が対象年次中のものについてのみ、中間取引額として計上されている（前記2参照）。

最終需要部門の「消費支出」(家計外消費支出、家計消費支出、対家計民間非営利団体消費支出及び一般政府消費支出)については、対象となった財貨の引渡しが遅延した場合であっても、一般に売買行為が成立した時点をもって記録の対象となるかどうか判断されることになっている。

「国内総固定資本形成」については、その資本財の引渡しが行われた時点、各種の「在庫純増」については、生産者又は流通業者が対象となった生産物の法的所有権を有することとなった時点をもって、それぞれ記録の対象となるかどうか判断されている。

輸出及び輸入は、税関当局の通関許可が行われた時点が基準となっている。

なお、一連の生産期間が1年を越える財貨(長期生産物)の取扱いに関しては、まず、建設物については、対象年次の1年間の工事進捗量をもって国内生産額が計上され、その産出先は「国内総固定資本形成」となっている。また、船舶、重電機等その他の長期生産物については、国内生産額の中に完成品の外、半製品及び仕掛品をも含めることとされ、その産出先は、完成品として引き渡しが行われたものについては「国内総固定資本形成」、その他は「生産者製品在庫純増」又は「半製品・仕掛品在庫純増」となっている。

第2節 取引活動の評価方法

1. 金額による評価

産業連関表の取引基本表は、1年間に行われた財貨・サービスの取引実態を記録したものであるが、その中で示されている取引活動の一つ一つは、基本的には「数量×価格」で表すことができる「金額」をもってその大きさが計られている。

各財貨・サービスには、それぞれに固有の数量単位があり、これによって各取引活動の大きさを計ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。

しかし、実際には、横の行方向は原則として同一の財貨・サービスの産出内訳を表すため、同じ尺度で実物量を計測することが可能であるが、縦の列方向にみると、投入される原材料等の種類が多様であり、同一の数量単位で計測することは不可能である。

このため、取引基本表の作成に当たっては、「数量×価格」で示される「金額」を共通の尺度として、各取引活動の大きさを評価することとなっている。このような金額による評価方法の一つの利点は、他の諸統計との比較が容易となる点に求められるが、一方で、いわゆる「円価値単位」の概念を導入することによって、物量表示の取引基本表と同様なものとして利用することも可能となる点が上げられる。

なお、取引基本表が、このように金額表示となっていることの不備をできる限り補うため、別途、付帯表として「物量表」が作成されている。

2. 価格の評価方法

(1) 価格評価方法の種類

産業連関表の取引基本表は、取引金額によって表示されているが、その際に問題となるのが「価格」である。価格は、そのとらえ方によって変化し、必ずしも一定しないため、これをどのようなものとしてとらえるかが問題となる。

取引基本表の作成に当たって、価格のとらえ方として次のような二つの考え方がある。

① 生産者価格によるか購入者価格によるか

② 実際価格によるか統一価格によるか

この二つの考え方を組み合わせることによって、4とおりの価格評価方法ができることとなる。

① 実際価格による生産者価格評価方法

② 実際価格による購入者価格評価方法

③ 統一価格による生産者価格評価方法

④ 統一価格による購入者価格評価方法

このうち我が国では、「実際価格による生産者価格評価方法」及び「実際価格による購入者価格評価方法」の二つが採用されており、前者による取引基本表を「生産者価格評価表」、後者によるそれを「購入者価格評価表」と呼んでいる。

「統一価格による評価方法」は採用されていないが、これをも含めた価格評価方法の一つ一つについてその特徴を説明すると、次のようなものとなっている。

(2) 生産者価格評価方法と購入者価格評価方法

生産者価格と購入者価格との相違は、流通経費、即ち国内貨物運賃及び商業マージンが含まれているか、いないかの違いである。

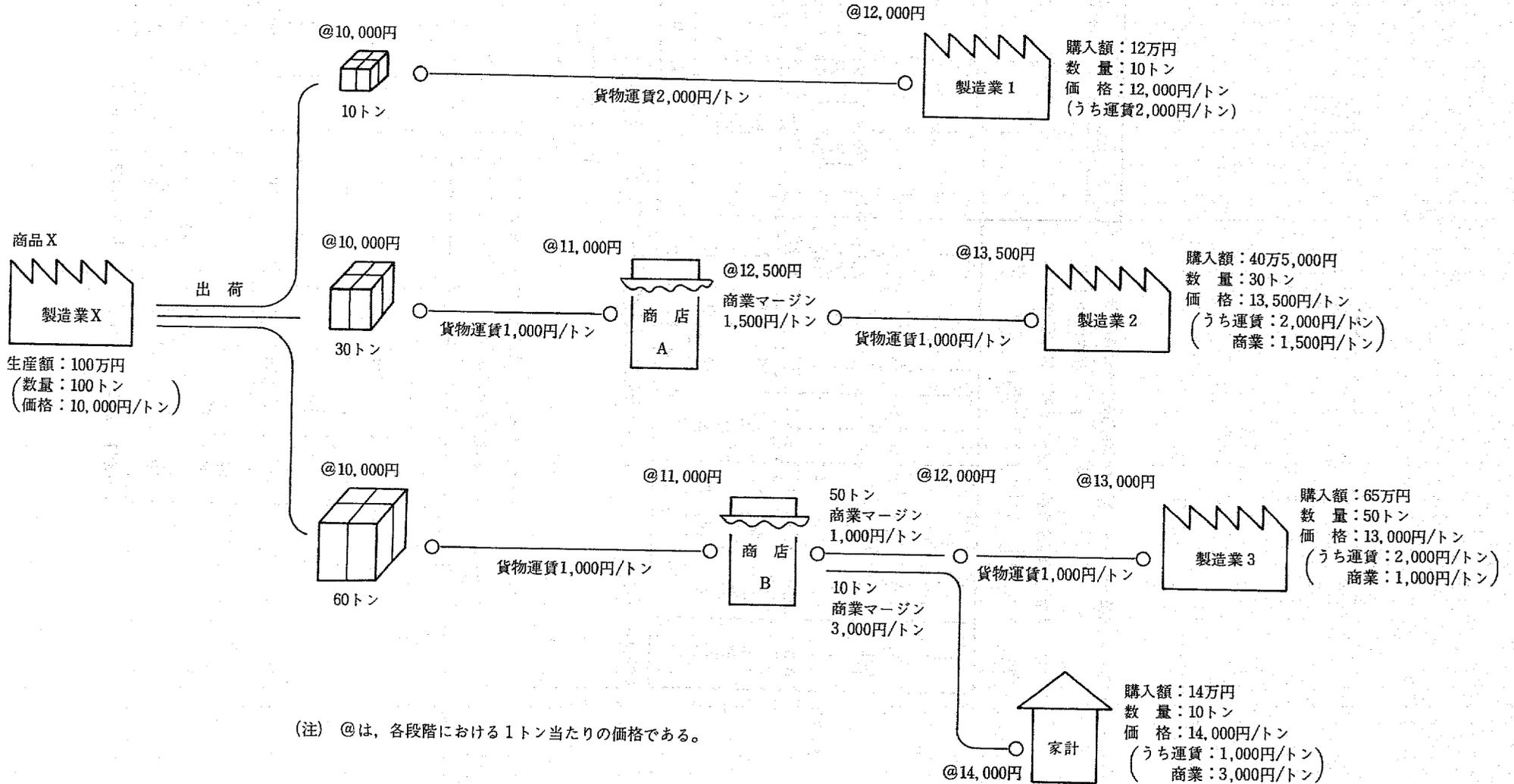
生産者価格は、流通経費が含まれていない価格であり、いわば生産者の工場渡しの価格である。これに対し購入者価格は、流通経費が含まれており、現実の取引認識に近い価格となっている。

我が国の取引基本表は、両者の価格評価方法によって作成されている(第2-4図参照)ので、ここでは、それぞれの特徴を概括的に説明しておくこととする。

まず、購入者価格は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の実際の生産原価の構成を読み取ることが容易であるほか、国民経済計算における他の勘定(所得支出勘定、国民貸借対照表等)との比較性の面で有利である。

しかし、国内貨物運賃及び商業マージンは、財貨・サービスごとに異なり、また、同一の財貨・サービスであって

〈第2-1図 価格形成の流れ-仮設例-〉



(注) @は、各段階における1トン当たりの価格である。

〈第2-2図 生産者価格評価表-ひな型-〉 単位：1,000円

		中間需要				最終需要			需要合計	(控除)輸入	国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	消費費	投資	輸出			
中間投入	商品X	100	300	500	0	100	0	0	1,000	0	1,000

	商業運賃	0	45	50	0	30	0	0	125	0	125
.....
.....
粗付加価値
国内生産額

(注) 〈第2-1図〉の数字を表にしたものである。
昭和55年の13部門表は、第1表を参照されたい。

〈第2-3図 購入者価格評価表-ひな型-〉 単位：1,000円

		中間需要				最終需要			需要合計	控除			国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	消費費	投資	輸出		輸入	商業マージン	貨物運賃	
中間投入	商品X	120	405	650	0	140	0	0	1,315	0	-125	-190	1,000
	(100)	(300)	(500)	(100)
	(+20)	(+45)	(+50)	(+30)
.....
.....
.....
粗付加価値
国内生産額

(注) 〈第2-1図〉の数字を表にしたものである。商品Xの行には、商業マージン及び貨物運賃が含まれた取引額が計上されている。

昭和55年の13部門表は、第2-1表を参照されたい。

〈第2-1表 昭和55年産業連関表〉

(購入者価格評価表, 13部門)

		中間需要												
		農林水産業	鉱業	製造業	建設	電気・ガス・水道	商業・金融・保険・不動産	不動産賃貸料	運輸・通信	公務	サービス	事務用品	梱包	分類不明
中間投入	農林水産業	20479	62	139264	979	—	—	—	12	47	17422	0	0	125
	鉱業	1	54	163205	13980	21208	—	—	2	3	92	0	0	775
	製造業	41391	3496	1129834	246801	33214	28011	219	138494	15209	144491	10411	22237	44225
	建設	739	84	5442	597	2789	22084	1113	2162	2173	4706	0	19	442
	電気・ガス・水道	776	649	52866	5030	4029	7453	335	6899	4418	20148	0	156	2979
	商業・金融・保険・不動産	2781	812	41321	6401	8448	49020	441	15365	214	11892	0	17	4467
	不動産賃貸料	141	145	6045	3101	573	20457	—	5450	593	10189	0	62	1028
	運輸・通信	3484	5994	24114	15570	2910	43287	179	38730	7066	20590	0	45	8014
	公務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	2448
	サービス	164	222	54291	18758	3558	35065	985	9982	6216	39348	0	159	5553
	事務用品	143	26	4733	422	320	2040	4	729	437	1555	0	26	0
梱包	1265	2	23181	—	—	2689	—	204	3	10	0	0	103	
分類不明	2181	611	45088	7447	1672	16515	177	5600	66	12251	26	76	0	
小計	73547	12158	1689384	319086	78723	226621	3452	223629	36446	28269	10437	22797	70158	
粗付加価値	家計外消費支出	1123	781	39448	12862	1426	21034	189	5998	3664	13652	0	145	1542
	雇用者所得	14149	5252	362898	133306	25083	274008	2923	111441	88459	284261	0	3637	0
	営業余剰	54835	4589	138237	59950	19762	248114	35068	8032	—	74248	0	2208	4497
	資本減耗引当	17514	2957	92496	22144	16729	97043	3320	26960	3900	33219	0	127	0
	間接税	4566	643	82001	5804	6553	33994	2830	4885	284	21752	0	35	461
	(控除)補助金	-4619	-367	-7935	-578	-770	-9058	—	-8399	—	-1503	0	0	-2479
小計	87567	13854	707144	233488	68783	665085	44330	148916	96307	425629	0	6152	4020	
国内生産額	161114	26012	2396528	552574	147505	891706	47783	372545	132752	708326	10437	28949	74178	

単位：億円

小計	最終需要							需要合計	(控除)輸入			(控除)	(控除)	国内生産額
	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	輸出	小計		(控除)輸入	(控除)関税	小計	商業マージン	国貨内物貨運	
178390	1922	70807	0	1830	-2843	886	72603	250993	-40489	-608	-41096	-42350	-6433	161114
199322	0	61	0	0	2177	248	2486	201807	-159039	-4977	-164015	-5231	-6549	26012
1858033	27555	581636	0	245061	21824	294629	1170705	3028738	-124883	-7516	-132399	-448107	-51705	2396528
42352	0	0	0	510222	0	0	510222	552574	0	0	0	0	0	552574
105739	40	34836	6874	0	0	43	41794	147532	-27	0	-27	0	0	147505
141180	0	244896	0	2321	0	5815	253032	394212	-9430	0	-9430	506924	0	891706
47783	0	0	0	0	0	0	0	47783	0	0	0	0	0	47783
169983	658	117102	2736	0	0	34489	154984	324968	-18581	0	-18581	0	66158	372545
2448	0	2427	127878	0	0	0	130305	132752	0	0	0	0	0	132752
174301	71689	367686	100796	0	0	1101	541273	715573	-7248	0	-7248	0	0	708326
10437	0	0	0	0	0	0	0	10437	0	0	0	0	0	10437
27456	0	1493	0	0	0	0	1493	28949	0	0	0	0	0	28949
91711	0	0	0	0	-2126	8222	6096	97807	-10900	-21	-10921	-11237	-1471	74178
3049133	101863	1420944	238284	759435	19032	345434	2884993	5934126	-370597	-13121	-383718	0	0	5550408
101863														
1305417	(注) 四捨五入の関係で内訳の計は必ずしも合計と一致しない。													
649539														
316409														
163757														
-35710														
2501275														
5550408														

〈第2-4図 実際の取引基本表（産出表）の表示方法〉

単位：1,000円

行/列 部門名	生産者価格額	左のうち輸入	商業マージン	貨物運賃	購入者価格額
商品X					
製造業 1	100	0	0	20	120
製造業 2	300	0	45	60	405
製造業 3	500	0	50	100	650
⋮	0	0	0	0	0
内生部門計	900	0	95	180	1,175
消費	100	0	30	10	140
投資	0	0	0	0	0
輸出	0	0	0	0	0
需要合計	1,000	0	125	190	1,315
(控除)輸入	0	0	0	0	0
最終需要計	100	0	30	10	140
(控除)商業マージン	0	0	-125	0	-125
(控除)貨物運賃	0	0	0	-190	-190
国内生産額	1,000	0	0	0	1,000
商品Y					
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 基本分類表及び164部門表について、本図のような表示方法が採られている。

なお、「商業マージン」については卸売及び小売の別に、また、貨物運賃については8機関別となっている。

も取引形態の相違によって異なることが多いなど、安定的ではない要素が強い。産業連関分析では、物量ができるだけ正確に反映された取引基本表が必要となるため、このような不安定な流通経費が除かれている生産者価格評価方法による取引基本表は、産業連関分析を行う上では、より望ましいものであると言える。

(3) 実際価格と統一価格

価格の不安定性は、流通経費のみならず、生産者の出荷価格自体が変動することによってもたらされる。これは、地理的又は時期的な需給状況や取引形態の相違等に基づくものであり、例えば、第2-1図においては生産者（製造業X）の出荷価格は1トン当たり1万円に固定されているが、実際には出荷量の6割を一括して購入している商店Bに対する出荷価格は、1トン当たり9,500円とか9,000円などのように幾らかは割引されるのが、通常の取引形態であろうと考えられる。このような場合に、実際に行われた1万円、9,500円、9,000円などのような現実の取引価格によって各取引を評価するのがよいのか、全体の平均価格を求めてこれによって評価するのがよいのかという問題が生ずる。

前者の価格を「実際価格」、後者の価格を「統一価格」という。我が国の取引基本表では、「実際価格」による評価方法が用いられており、「統一価格」による評価方法は採用されていない。

なお、実際価格の場合には価格の評価差による各部門の投入バランスのくずれが生じないという利点がある。

(4) 基本価格

国際連合の新SNAにおいて提唱されているものである。生産者価格から純商品税を差し引いた価格を「基本価格」といい、この基本価格によって各取引の大きさを評価しようとするものである。

これは、生産者価格に含まれている商品税については、例えば、購入者が企業であるか家計であるかによって商品税率が異なることがあり、このような場合には取引量が正確に反映されないこととなること、また、同一の部門に格付けされる商品群であっても、それぞれの商品税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって商品税額が異なったものとなり、結果としての投入構成が変動することとなるなどの不都合を避けるためのものである。

我が国においては、昭和45年表の作成に際して、付帯表として「商品税免税マトリックス」の作成が検討されたが、地方の純商品税に関する資料が不備であったため、国税分だけの試算に終わったという経緯があるのみである。その後は基本価格の取扱いについては検討されるには至ってい

ない。

3. 輸出及び輸入部門の価格評価方法

(1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財貨と同様、工場渡しの生産者価格で評価され、購入者価格評価表の場合は本船渡しのFOB (free on board) 価格で評価されることになっている。

推計資料として用いられている日本貿易統計（大蔵省）では、普通貿易の輸出品はFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合ではそのままの形で利用することが可能となっているが、生産者価格評価表の場合には、日本貿易統計のFOB価格から、別途、工場から本船までの間に掛かった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格によって評価することが必要となっている。

(2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合も、運賃及び保険料が含まれたCIF (cost, insurance and freight) 価格で評価されることとなっている。

推計資料として用いられている日本貿易統計は、輸入申告書を基にして作成されているが、この輸入申告書に記載されたCIF価格は、税関長が週ごとに公示する為替相場によって円ベースに換算されたものとなっている。

なお、輸入品の供給価格は、このようなCIF価格に関税及び輸入段階で国内製品と同様にして課税される商品税を加えたものとなっている。

(3) 特殊貿易の輸出入

特殊貿易の輸出入、即ち居住者と非居住者との間で行われた非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引額については、推計資料の大部分が四半期ごとのものとなっているため、その取引額の評価に当たっては、原則として経済企画庁が国民経済計算の作成に当たって用いた次のような為替レートが用いられている。

昭和55年	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
円/ドル	243.38	233.20	220.19	210.76

第3節 部門の設定方法

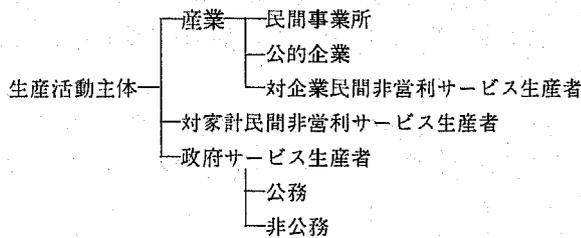
1. 内生部門

(1) 活動主体分類

産業連関表の内生部門を構成する各項目を狭義の「部門」という。表側の行部門は、1年間に生産された財貨・サービスを対象とし、これを販売という側面から分類したものであり、表頭の列部門は、それらの財貨・サービスについて、これを生産活動面から分類したものとなっている。

このような内生部門に掲げられる財貨・サービスの範囲は、一般的に「商品」と言われる『通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財貨・サービス』が主体となっているが、全体としては次に掲げるような生産活動主体の相違に応じた3種類の財貨・サービスが含まれている。

これらの3種類に大別される財貨・サービスは、それぞれ活動の基本原理の異なる主体によって生産されるものであるため、後述（第4節）のように国内生産額等のとらえ方が大きく異なったものとなっている。



〈産業〉

「産業」とは、利潤の獲得を目的として「商品」を生産する事業所の生産活動単位をいう。

しかし、次に掲げるものについては、その販売価格又は料金が生産費用を完全には回収できないような水準に設定されている場合であっても、また、市場において販売活動が行われていないものであっても、「産業」活動によって生産されたものとして取り扱うことになっている。

ア. 公的企業

この分野に属するものとしては、まず、民間事業所において生産されている財貨・サービスと同じ種類のものであって、政府機関又は公営企業によって生産され、その販売価格又は料金が供給される財貨・サービスの量又は質に比例するものであり、かつ、購入者の自由意思に基づいて購入されるものが上げられる。日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、郵便事業、林野事業などがそれである（巻末資料「政府諸機関の扱い」参照）。

また、印刷局、造幣局などのように、民間事業所と同じような財貨を政府自身の用に供するために生産している場合も、この分野に属するものとして取り扱われることになっている。

ただし、公園、保健、教育、文化などの通常の社会的、公共的なサービスについては、明らかに生産費用に見合う価格又は料金が設定されている場合を除き、「産業」活動によるものとはされないこととなっている。

イ. 対企業民間非営利サービス生産者

「対企業民間非営利サービス生産者」とは、民間企業に対して、その能率や収益力を高めるため、技術指導や試験、研究

などのサービスを提供している各種の経済団体のことをいう。

これらの団体が提供するサービスは、もしこれらの団体が提供しなければ、企業自らが行わなければならないものであるため、「産業」活動によるものとされている。

国際連合の新SNAでは、完全に又は主として政府機関の支配と資金の供給を受けているものは「産業」には含まれないとしているが、我が国の産業連関表では、日本科学技術情報センター、日本私学振興財団などのように政府の特殊法人なども幾つかが含まれている（巻末資料「政府諸機関の扱い」参照）。

ウ. その他

家計又は民間非営利団体が所有し、使用している住宅については、住宅賃貸料の帰属計算（第4節参照）を行うため、仮設部門として「産業」に格付けされることになっている。

また、家計、民間非営利団体又は政府が、自ら使用するために行う住宅及び非居住用建物の建設活動は、「産業」として取り扱われている。

なお、「家計」としての農家が、自家消費用として生産する味噌等の一部の農産物加工品は「産業」活動によるものとされている。

〈対家計民間非営利サービス生産者〉

「対家計民間非営利サービス生産者」は、一般的には、労働組合、政党、宗教団体、同業組合、友愛団体、社交クラブなどのような、特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、これらの団体により、「家計」に対して、利益追求を旨とすることなく提供される福祉、宗教、文化、レクリエーション、社会施設等のサービスが、この分野に属するサービスとして取り扱われることとなっている。これら団体の活動経費は、通常、会員からの会費や個人、企業、政府などからの寄付金、補助金及び財産所得によって賄われている。

なお、国際連合の新SNAでは、政府により完全に若しくは主として支配されるか又は資金の調達を受けているものは「政府サービス生産者」に格付けされるとしているが、我が国の産業連関表では、国家公務員共済組合、社会保険診療報酬支払基金などの公的色彩の強い団体のサービスについても、幾つかがこの分野に格付けされている（巻末資料「政府諸機関の扱い」参照）。

〈政府サービス生産者〉

「政府サービス生産者」とは、もし自らが供給しなければ、便利に、かつ、経済的に供給されないような社会的に共通のサービスを、通常、無償で供給するものをいい、その性格、コスト構造及び活動資金の源泉面で「産業」とは大きな相違があるものをいう。

中央及び地方政府の活動のうち、上記の「産業」又は「対

家計民間非営利サービス生産者」に格付けされたものを除いた、1.行政、国防及び治安の維持、2.保健、教育、文化、レクリエーション及びその他の社会サービス、3.経済成長、福祉、技術開発の促進などがこれに含まれることとなっている。

産業連関表では、これをさらに、「産業」部門において対応する部門又は類似する部門があるものについては、産業連関分析上の必要のため、これを「非公務」部門としてそれぞれ特掲させることとし、残りの部分を一括して「公務(中央)」及び「公務(地方)」として分類することになっている(巻末資料「政府諸機関の扱い」参照)。

(2) 基本分類

取引基本表の内生部門は、上記のように、1.産業、2.対家計民間非営利サービス生産者、3.政府サービス生産者、の三つに大別される各活動主体によって生産され、供給される3種類の財貨・サービス群で構成されており、その最も細分された段階のものが「基本分類」と言われるものである。取引基本表の作成に当たって行われる国内生産額、投入額及び産出額の推計作業とその結果に基づく計数の調整作業は、この基本分類による部門をベースとして行われている。その際、部門数は多ければ多い程、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入構成も安定したものになると言われている。

昭和55年表の場合は、行541部門、列406部門が設定されているが、従来の表では、

昭和26年表： 9部門 (経済企画庁)

182部門 (通商産業省)

昭和30年表：行310×列278

昭和35年表：行453×列339

昭和40年表：行467×列339

昭和45年表：行541×列405

昭和50年表：行554×列405

となっている。

基本分類の具体的な設定方法は、基本的には、およそ5000品目に整理された財貨・サービスの細品目群(その一つ一つの細品目の生産を担当する事業所の各部門のことを「生産活動単位」という。)について、国内生産額等の推計に当たって、既存資料の利用が容易であり、かつ、他の諸統計との比較も可能となることなどを勘案しつつ、使用目的や機能、性格などの類似した幾つかの細品目を積み上げていくことによって各部門が設定されている。

その際、行部門については、産出先の類似したものは一つの部門にまとめられ、各列部門における輸入係数の異なるものは、これを別の部門とするなどの配慮がなされている。

また、列部門については、原則として行部門に対応した形で設定されることとなっているが、その際、投入構成が類似しているものは一つの部門にまとめられることとされているため、結果としては行部門数に比べて列部門数が少ない縦長の表になるのが通常の姿である。

なお、各年次における基本分類の設定に当たっては、時系列比較や国際比較性が重視されることとなっているため、その後における国内生産額の増減等に応じた部門の新設や既存部門の分割、統合、概念・定義の変更等が行われる(巻末資料「基本分類の変更点」参照)が、基本的には、日本標準産業分類及び国際標準産業分類に対応する形で設定された既存の枠組みについては、大幅な変更は加えないこととなっている。

なお、このような基本分類とは別に、各部門の財貨・サービスの性格を明らかにするため、次のような特殊分類が設定されている。

〈特殊分類〉

1. 成品
2. 屑投入
3. 屑発生
4. 副産物投入
5. 副産物発生
6. 商業マージン
7. 国内貨物運賃

(3) 統合分類

作成された産業連関表の公表に当たっては、基本分類による取引基本表のほか、利用目的に応じた各種のサイズの取引基本表が用意される。

(注) 取引基本表のサイズ：内生部門の行及び列の部門数をもって表すこととされている。例えば、昭和55年表の場合の基本分類による取引基本表は、541×406部門表のように表される。なお、行及び列の部門数が同じ場合には、その共通の部門数をもって表される。

このような各種のサイズの取引基本表に用いられるのが「統合分類」である。基本分類による幾つかの部門を統合することによって設定されるものであり、昭和55年表の場合には、次のようなものが用意されている。

〈統合小分類〉

国際比較を考慮したものであり、国際標準産業分類のいわゆる4けた分類に対応できるように設定されている。国際標準産業分類に対して、我が国の経済事情その他を考慮して、若干の部門の統合、分割が行われ、164部門となっている。

〈統集中分類〉

産業連関分析を行う上で、最低限必要となる部門を織り込んで設定されたものである。昭和55年表の場合、昭和50年表の場合の61部門に対して、紙、化学、金属、機械等の面で若干の部門分割が行われ、72部門となっている。

なお、最近年次においては、この統合一分類による取引基本表が、最終的な確報の公表に先立ち、速報として公表されることとなっている。昭和55年表の場合には、昭和58年6月21日の閣議に関係資料を配布するとともに、同日付けをもって公表されている。

〈統合大分類〉

13部門からなるものをいう。産業連関表の構造を概括的に示すためにこの13部門による取引基本表が、言わば『ひな型』として作成されている。

〈28部門分類〉

統合大分類は、相当のウェイトを占める「製造業」がわずか1部門として表されているに過ぎないため、産業連関分析を行おうとする場合には、大きな制約が生ずることとなる。このため、統合大分類の製造業を16部門に分割し、簡便な形での産業連関分析ができるように改善したものである。昭和55年表において始めて設定された。

2. 外生部門

(1) 最終需要

産業連関表の「最終需要」は、行列で示された新SNAの行部門の「商品勘定」と列部門の「消費勘定」、「蓄積勘定」及び「海外勘定」との交点に相当する各部分行列に、輸入の取扱いに関し『競争輸入型』を採用していることに伴う控除項目の「輸入」が加わったものとなっている。

これは、「家計外消費支出」を除けば、経済企画庁で作成する国民経済計算における「国内総支出」に相当するものであり、次のように国民経済計算に対応する形での項目の設定が行われている。(第2-2表参照)

(2) 粗付加価値

産業連関表の「粗付加価値」は、行列で示された新SNAの列部門の「商品勘定」と行部門の「消費勘定」との交点に位置する部分行列で表されるものであり、「国内総生産」に相当するものとなっている。

このため、「家計外消費支出」の取扱いを除き、次のように国民経済計算(経済企画庁)の場合とほぼ同じ項目が設定されている。(第2-3表参照)

(3) 家計外消費支出の扱い

家計外消費支出は、端的に言えば「企業消費」とも言うべきものである。

最終需要としての家計外消費支出には、いわゆる交際費や接待費等の名目で消費された財貨・サービスの内訳が計上されている。また、粗付加価値としての家計外消費支出は、「宿泊・日当」、「交際費」及び「福利厚生費」の三つに分類されている。

このような家計外消費支出については、経済企画庁の国

民経済計算では、企業が生産活動を行う上で直接的に必要なとなる営業経費であるとして、これを付加価値又は最終需要には含めてはいない。しかし、産業連関表では、これは営業余剰の一部をなすものであり、産業部門から家計部門に対して現物の形で移転されたものであるとして、これを外生部門に位置づけている。

粗付加価値からこの家計外消費支出を差し引いたものが、経済企画庁の国民経済計算における「付加価値」ということになり、両者の比較の上では特に支障は生じない。

〈第2-2表 産業連関表と国民経済計算との対応（最終需要）〉

産業連関表	国民経済計算（経済企画庁）
<p>家計外消費支出</p>	<p>(内生産部門に格付けされている)</p>
<p>民間消費支出.....</p> <p>家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出</p>	<p>民間最終消費支出</p> <p>家計最終消費支出 対家計民間非営利団体最終消費支出</p>
<p>一般政府消費支出.....</p> <p>中央政府消費支出 地方政府消費支出</p>	<p>政府最終消費支出</p> <p>中央政府 社会保障基金 地方政府</p>
<p>国内総固定資本形成（政府）.....</p> <p>国内総固定資本形成（民間）.....</p> <p>在庫純増.....</p> <p>生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 所在不明在庫純増</p>	<p>国内総資本形成 総固定資本形成</p> <p>公的</p> <p>一般政府総固定資本形成 企業設備投資 住宅投資</p> <p>民間</p> <p>企業設備投資 住宅投資</p> <p>在庫品増加</p> <p>製品在庫 仕掛品在庫 流通在庫 原材料在庫</p>
<p>輸出.....</p> <p>輸出（普通貿易） 輸出（特殊貿易） 輸出（直接購入） (国内概念のため設定されていない)</p>	<p>経常海外余剰</p> <p>財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得</p> <p>財貨・サービスの輸出</p> <p>財貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入 海外からの要素所得</p>
<p>輸入.....</p> <p>輸入（普通貿易） 輸入（特殊貿易） 輸入（直接購入） 関税、輸入品商品税 (国内概念のため設定されていない)</p>	<p>財貨・サービスの輸入と海外への要素所得</p> <p>財貨・サービスの輸入</p> <p>財貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入 海外への要素所得</p>

(注) 産業連関表の□内は、統合中分類に対応する最終需要の項目である。

〈第2-3表 産業連関表と国民経済計算との対応 (粗付加価値)〉

産業連関表	国民経済計算 (経済企画庁)
家計外消費支出	(内生部門に格付けされている)
賃金・俸給	雇用者所得
その他の雇用者所得	
社会保険料 (雇用主負担)	社会保障雇主負担
その他の給与及び手当	その他の雇主負担
営業余剰	営業余剰
資本減耗引当	固定資本減耗
間接税 (関税を除く)	間接税
(控除) 補助金	(控除) 補助金

- (注) 1. 「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表と国民所得統計との間で若干の相違がある。
産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「その他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算 (経済企画庁) では「賃金・俸給」として計上されている。
2. 産業連関表の 内は、統合中分類に対応する粗付加価値の項目である。

第4節 特殊な扱いをした部門

取引基本表は、複雑で多面的な性格を持った財貨・サービスの取引活動の実態を一覧表にまとめ上げようとしたものであり各種の分析目的に堪え得るものを作成しようとするれば、次のような幾つかの部門について、特殊な取扱いや約束ごとな必要となるのはやむを得ないことである。

1. 運輸及び商業部門

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、運輸及び商業部門を経由して行われるものが大部分であるため、これを忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係が間接的なものとなり、その実態が分かりにくいものとなる。

例えば、A部門が生産した商品をB部門が100単位だけ必要となった場合、通常取引形態としては、まず、その商品がA部門から商業部門に対して輸送（運賃：10単位）され、次いで商業部門において商業マージン20単位を付加した上で、B部門に輸送（運賃：10単位）し、取引が完結する。このような取引過程をそのままの形で記録すると、次の図の①のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが非常に困難なものとなってしまふ。

このような欠点を避けるため、財貨の取引については、供給（産出）する部門と消費（投入）する部門との間で直接行われるものと仮定し、その過程で行われた運輸活動及び商業活動に対する運賃及び商業マージンは、別途、消費部門から運輸及び商業部門に対して支払われるものとする取扱いが行われることになっている。

2. コスト運賃及び商業

原材料等の取引に伴う流通経費としての貨物運賃及び商業マージンの取扱いに関しては、上記1のとおりであるが、実際にはこのような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される次のような特別な運輸活動及び商業活動が行われており、これらに伴う経費については、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合においても、「コスト運賃」及び「コスト商業」として、それぞれ行部門の「運輸」及び「商業」に計上することとされている。

〈コスト運賃〉

1. 生産工程の一環として行われる輸送活動に伴う経費

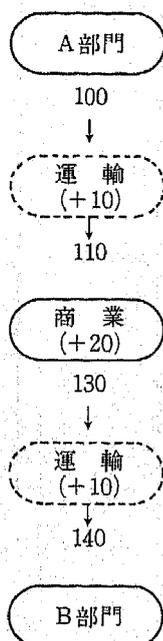
- ア. 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等までに要した輸送費用
- イ. 鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用
- ウ. 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

2. 引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、廃棄物、廃土砂などのような商品とは考えられないようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物、廃土砂は、清掃作業や地下鉄等の公共工事に伴って発生するものであり、取引基本表において特殊な取扱いが行われている「屑」とは異なり、取引の対象とはならない無価値の物と考えら

〈第2-5図 運輸及び商業部門の取扱い〉

(取引の流れ)



① そのまま表示した場合

	..	A	B	..	商業	運輸	最終需要	国内生産額
A					100			
B								
商業					130			
運輸						10		
付加価値								
国内生産額								

② 実際の表示方法（生産者価格評価表）

	..	A	B	..	商業	運輸	最終需要	国内生産額
A						100		
B								
商業					20			
運輸						20		
付加価値								
国内生産額								

(注) 商業部門からB部門に産出された130単位の商品Aは、厳密には運輸及び商業活動による付加価値10単位及び20単位の計30単位が付加された別種の商品Aであるということになる。

れているため、それらを投入（購入）する部門は存在せず、それらを輸送するために要した費用についてのみ、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として運輸部門との交点に計上することになっている。

〈コスト商業〉

1. 輸入商品のC I F価格に含まれていない外国商社からのサービスの提供は、商業の輸入として「輸入（特殊貿易）」部門に計上されることになっているが、このような外国商社からのサービスの提供額は、「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱うこととされている。輸出商品についての受取代理店手数料についても同様の扱いとなっている。

（注）外国商社からのサービスの提供は、国際収支表では「代理店手数料の支払い」として計上されている。

2. 同一部門内での中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが計上されることとなっているが、この取引マージンについても「コスト商業」として扱われている。具体的には、家計における中古の書籍、衣服、乗用車、道具類などの取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引に伴う商業マージンがこれに相当する。

3. 輸入

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように取り扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の財貨又は同じ部門に格付けすることができる財貨については、国産品と輸入品との区別は行わず、全く同じ取扱いをしようとするものである。これを、通常、「競争輸入型」と呼んでいる。

これに対し、全く同じ種類の財貨であっても、国産品と輸入品とではその生産された経済圏が異なるという理由で、相互に区別した取扱いをしようとする方式がある。「非競争輸入型」と呼ばれるものである。

我が国においては、原則として前者の「競争輸入型」の方式によって取引基本表が作成されている。

以下、それぞれの方式について、その概要を説明することにする。

(1) 競争輸入型

国産品と輸入品とを区別せず、相互に全く同じ取扱いをしようとする方式である。各財貨・サービスの販路構成を示す行部門の各マス目には、国産品と輸入品との合計額が計上されることとなるため、行部門の総合計（「総供給」という。）は、国内生産額を輸入額分だけ超過することになる。このため、取引基本表を作表する上で、列部門とのバランスをとるため、輸入を「マイナスの需要」として最終需要部門に再掲することになっている（下図のひな型1参照）。マイナスの需要は、供給を意味する。

競争輸入型の取引基本表は、これを利用する上では、各列部門における国産品と輸入品との消費比率は同じであるという仮定が必要となるが、我が国では、付帯表として輸入品だけを取り出した「輸入表」を作成することによって、このような不備を補うことになっている。

なお、我が国の取引基本表は、原則としてこのような競争輸入型で作成されることになっているが、実際には、原料炭、鉄鉱石、原油、天然ガスなどのような一部の財貨については、国産品と輸入品とではその産出先が大きく異なること、又は、形状、品質等が異なり相互の価格に開きがあることなどの理由により、これを非競争輸入型で処理し、その他の一般財貨については競争輸入型で処理するという下図のひな型2のような「競争・非競争輸入型」の方式によることとなっている。

このような折衷型の取引基本表は、各列部門における国産品と輸入品との消費比率の相違が正確に反映されるため、完全競争輸入型の表に比べてそれだけ分析誤差の発生が回避されることとなる。

〈第2-6図 競争輸入型の構造〉

① 完全競争輸入型 (ひな型1)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付 加価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 粗付加価値部門を除く各マスの数値は、国産品と輸入品との合計額である。

② 競争・非競争輸入額 (ひな型2)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付 加価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B, C, Dについては国産品と輸入品の合計額が計上されている。

〈第2-7図 非競争輸入型の構造〉

① 完全非競争輸入型

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額	
国 産	A	5	10	20	10	5	0	0	-	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	-	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	-	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	-	150
輸 入	A	5	50	10	30	5	0	0	-100	-
	B	10	0	20	0	0	5	0	-35	-
	C	0	0	0	10	30	10	0	-50	-
	D	0	0	5	0	15	5	0	-25	-
粗付 加価値	10	15	55	35						
国内 生産額	50	100	160	150						

(注) 我が国においては、「輸入」の部分が付帯表(輸入表)として作成されることになっているため、上図のような完全非競争輸入型の取引基本表を作成することも可能となっている。

② 非競争輸入型 (簡略型)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	-	50
B	10	10	30	10	20	10	10	-	100
C	5	10	5	40	30	30	40	-	160
D	5	5	15	15	55	25	30	-	150
輸入	15	50	35	40	50	20	0	-190	-
粗付 加価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計額のみを示したものである。

(2) 非競争輸入型

国産品と輸入品とを相互に区別し、それぞれ別の行部門としてその販路構成を明らかにしようとするものである。現実の輸入品の販路構成が、品目ごとに明らかにされるため、競争輸入型のように各列部門における国産品と輸入品との消費比率が同じであるという無理な仮定をおく必要がないだけ、経済構造の現状分析には有利であると言われている。

4. 副産物及び屑

ある一つの財貨の生産に当たって、特定の生産技術を前提とした場合には、目的とした財貨のほかに、生産工程上必然的に別の財貨が一定量だけ生産されることとなる場合がある。その財貨を主生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

産業連関表では、一つの生産活動からは一つの生産物しか生産されないという前提(結合生産物の不存在)が置かれているため、このような副産物及び屑については、特殊な取扱いが必要となる。その方式として

- 1 一括方式
- 2 トランスファー方式
- 3 マイナス投入方式(ストーン方式)
- 4 分離方式

の四つがある。我が国では原則としてマイナス投入方式によって処理することとされているが、一括方式及びトランスファー方式も部分的に採用されている。

以下、この四つの方式について、都市ガス部門が主生産物として都市ガスを100単位、副産物としてコークスを10単位生産し、それぞれ家計及び銑鉄部門に対して販売している場合を例として、その概要を説明することにしよう。

(1) 一括方式

都市ガスと副産物のコークスとを区別せずに、両者を一括して都市ガス部門の生産額として計上する考え方である。

都市ガス部門におけるコークスの生産が、コークス部門に対して何らの影響をもたらさないという非現実的な

〈第2-8図 一括方式〉

	…都ガ 市ス	コク ース	銑 鉄	…家消 計費	国生 産額
都 市 ガ ス		10		100	110
コ ーク ス					
銑 鉄					
⋮					
国 内 生 産 額	…110				

(注) 都市ガス部門の「コークス」10単位が、「都市ガス」として銑鉄部門に産出されている。

前提に立っているが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も便宜的に許されることとなる。我が国の取引基本表では、養鶏部門の「鶏ふん」がこの方式によって処理されている。

(2) トランスファー方式

都市ガス部門の副産物であるコークスを一たんコークス部門に産出し(トランスファー)、コークス部門を経由して銑鉄部門に産出させる方式である。都市ガス部門のコークスは、都市ガス部門にもコークス部門にも国内生産額として計上されることとなる。我が国の表では、新聞、雑誌、放送の各部門における「広告」がこの取扱いとなっている。

この方式は、分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要はコークス部門に対して直接の影響を及ぼさないが、コークスに対する需要がコークスを生産するために都市ガスの生産を誘発させるという歪んだ形が引き起こされることとなる。

〈第2-9図 トランスファー方式〉

	…都ガ 市ス	コク ース	銑 鉄	…家消 計費	国生 産額
都 市 ガ ス		10		100	110
コ ーク ス			10		(10)
銑 鉄					
⋮					
国 内 生 産 額	…110	(10)			

(3) マイナス投入方式 (ストーン方式)

都市ガス部門のークスは、都市ガス部門がークス部門からマイナス投入 (販売) したこととし、銑鉄部門に対する産出はークス部門から行うこととする方式である。提唱者の名前を冠して「ストーン方式」とも言われているが、この方式では、都市ガス部門のークスは、いずれの部門にも国内生産額としては計上されないこととなる。

分折上の観点からみると、都市ガスに対する需要は、ークスの供給を増加させ、結果としてークス部門の生産を抑制することとなるが、ークスに対する需要は都市ガスの生産に対しては直接の影響を及ぼさない形となる。この方式によれば、副産物としてのークスが専業としてのークスよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、都市ガスに対する需要が大きく、ークスに対する需要が小さい場合には、ークス部門の生産がマイナスになるという不都合な点もある。

〈第2-10図 マイナス投入方式〉

	... 都ガ 市ス	コ ク ス	銑 鉄	...	家消 計費	国生 産 内額
...						
都 ガ 市 ス					100	100
コ ク ス		-10	10			(0)
銑 鉄						
...						
国 内 生 産 額		100	(0)			

(4) 分離方式

都市ガス部門の生産活動を、主生産物である都市ガスの生産活動と副産物のークスの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

都市ガス部門の生産活動は、本来、分割することのできない完結体であり、形式的にせよこれを分割したとしても、両者の活動水準は一定の比率を保つはずであるが、都市ガスとークスに対する需要の比率が異なることによって、その活動水準の比率が変化させられてしま

うという非現実的な事態が生ずる。我が国の取引基本表ではこの方式は一切用いられていない。

〈第2-11図 分離方式〉

	... 都ガ 市ス	コ ク ス	銑 鉄	...	家消 計費	国生 産 内額
...						
都 ガ 市 ス					100	100
コ ク ス			10			(10)
銑 鉄						
...						
国 内 生 産 額		100	(10)			

5. 帰属計算部門

帰属計算とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することを用いる。産出先は、その効用を受けている部門であり、経費又は消費として計上される。

帰属計算を行う部門とその範囲は、次のとおりとなっている。

(1) 狭義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別される。

- ・預貯金の管理、貸付及び融資業務

.....金融 (帰属利子) 部門

- ・証券の発行・引受け、信託及び信用保証等の業務

.....金融 (手数料) 部門

このうちの前者の「金融 (帰属利子) 部門」について、帰属計算方法を用いた特殊な取扱いが行われる。

金融 (帰属利子) 部門の国内生産額は、貸付金に対する受取利子と預貯金に対する支払利子との差額 (帰属利子) として計算される。

このようにして計算された帰属利子の産出先については、金融機関が①預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け先に供給すること、②直接金融が一般的でない社会において、企業に対して融資のルートと資金の集中を確保すること等のサービス活動を行っており、その効用は主として貸付け先 (資金需要者) が享受

しているものと考えられるため、新SNAにおける取扱いと同様、すべて産業部門において中間消費される扱いとなっている。

(2) 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、受取保険料－（支払保険金＋準備金純増）で計算される帰属保険サービスを生産しているものと考えられている。その産出先は、生命保険についてはそのすべてが家計消費支出であり、損害保険については家計消費支出のほか内生部門に対しても産出されている。

(3) 政府建物に係る資本減耗引当

公務、教育等の部門における減価償却を行っていない政府建物について、減価償却分を帰属計算し、「資本減耗引当」に計上することとされている。

(4) 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

持家及び給与住宅について、これを市中の賃貸賃料で評価し、「住宅賃貸料」部門の国内生産額（営業余剰）として帰属計算することとされている。産出先は、すべて家計消費支出である。

6. 仮設部門

産業連関表の内生各部門は、財貨・サービスの種類に応じて設定されることとなっているが、その中には、独立した一つの部門とは考えられないものが幾つか含まれている。

これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」と呼ばれている。昭和55年表においては、次のようなものが仮設部門として設けられている。

(1) 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上では、一般に消耗品等として一括して処理されることが多いため、これらは「鉛筆」、「消しゴム」、「罫紙」などの個別の部門からの投入とはせずに、一括して「事務用品」部門からの投入として取り扱われている。

(2) 鉄屑及び非鉄金属屑

副産物及び屑は、原則としてマイナス投入方式によって処理することとされているが、この場合、副産物は、それを主生産物とする部門が別に設けられているため問題は生じないが、鉄屑及び非鉄金属屑については、そのような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」及び「非鉄金属屑」が設けられている。

なお、その他の屑については、例えば故紙の場合の「製紙パルプ」のように関係の深い原材料部門に格付けすることによって処理されている。

(3) 自家生産部門

〈第2-12図 自家生産部門の扱い〉

① 自家輸送部門を立てない場合

	製造業A	最終需要	国内生産内額
原料1	20		
原料2	30		
原料3	50		
石油	10		(10)
粗付加価値	40		
国内生産額	150		

② 自家輸送部門を仮設部門とした場合

	製造業A	自輸 家送	最終需要	国内生産内額
原料1	20			
原料2	30			
原料3	50			
石油	0	10		(10)
自家輸送	10			(10)
粗付加価値	40	0		
国内生産額	150	(10)		

(注) 製造業が自家輸送用として石油を10単位使用している場合についてこの自家輸送を仮設部門として独立させると、投入された石油10単位のほか、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額として計上されることとなる。

「自家用旅客自動車輸送」、「自家用貨物自動車輸送」、
「自家教育」及び「自家研究」は、厳密に言えば、いず
れもそれ自体としては一つの生産活動であり、それぞれ
運輸業や教育、研究の部門に格付けされるべきものであ
る（自家こん包については「こん包」に格付けされ、そ
のような取扱いとなっている。）が、これらの生産活動に
ついては、通常、各部門における活動の一部としてその
中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り
離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとん
ど不可能である。

このため、これらを本来の部門とは別に「仮設部門」
として独立させ、内生経費の投入構造のみを推計し、本
来の部門との対比を行うことになっている。

なお、これらの自家生産部門を仮設部門として特掲す
ることは、その限りにおいて独立した生産活動としての
地位を認めたととなり、国内生産額がそれだけ大きく
なるので注意が必要である。

7. 物品賃貸業部門（使用者主義と所有者主義）

生産設備としての機械、装置等に係る費用等の取扱いに
ついては、原則として使用者主義によることとされている。
これは、投入係数の安定性を確保するための措置であり、
所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰である
のかを問わず、その生産設備を使用した部門にその費用等
を計上するという考え方である。

このため、自己所有の生産設備に係る維持補修費及び減
価償却費の扱いについては問題はないが、賃貸業者から賃
借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補
修費、減価償却費及び利潤としての純賃貸料は、賃貸業で
なく、それを使用した部門の経費又は営業余剰として計上
することとなっている。

しかし、いわゆる物品賃貸業は、最近、そのウエイトを
高めつつあり、独自の産業分野を形成するようになって
いるため、一定のものについては、使用者主義の原則から除外
し、所有者主義によって処理するのがより実態に則したも
のとなっている。「電子計算機・同付属装置賃貸業」、「業
務用物品（除電子計算機等）賃貸業」、「貸自動車業」及び
「その他の対個人サービス」に含まれる物品賃貸業がそれら
である。

8. 政府活動

いわゆる「政府活動」は、第3節の「活動主体分類」の
項で述べたとおり、その内容によって1.産業、2.対家計民
間非営利サービス生産者、3.政府サービス生産者の活動に
大別されるものとなっている。

これらのうち、公的企業などのように「産業」に格付け

されたものについては、一般の商品生産活動と全く同じ取
扱いが行われることになっているが、「対家計民間非営利サ
ービス生産者」及び「政府サービス生産者」の活動とされ
たものについては、その活動の基本原理が異なる等のため、
取引基本表を作成する上で特別な取扱いが行われることにな
っている。

まず、政府サービス生産者の活動は「公務」及び「非公
務」に大別されるが、政府活動のうち、この後者の非公務
と対家計民間非営利サービス生産者の活動とされたものにつ
いては、国内生産額は経費総額をもって計測され、産出
先は、それぞれのサービスに対して支払われた料金相当額
についてはその受益部門に計上され、残りの額が中央若し
くは地方政府消費支出又は対家計民間非営利団体消費支出
として計上されることになっている。

また、中央及び地方政府の一般行政活動を内容とする「公
務」については、人件費を含む経費総額をもって国内生産
額が計測され、その内訳が中間投入部門及び粗付価値部門
の該当する欄に計上されるとともに、その産出先は主とし
て中央又は地方政府の消費支出となっている。

なお、「公務」部門の取扱いに関しては、昭和45年表以前
においては、財貨・サービスの生産活動とは考えず、単
なる中央及び地方政府の消費活動であるとして、経費総額
のうち中間投入に相当する経費については、内生部門には計
上せず、最終消費者としての「中央及び地方政府消費支出」
の欄に直接計上することとされ、公務員の給与その他の付
加価値部分についてのみ、内生部門に格付けされた「公務」
部門の「粗付加価値」の欄に計上されることとされていた。

しかし、国際連合の新SNAでは、「公務」の活動につ
いても、これを「その他の財貨・サービス生産者」の活動で
あるとして、全体を一つの内生部門に格付けた上で処理す
ることとされており、我が国においても、昭和50年表以降
はこのような新SNAの方式に準拠することとなり、上記
のような取扱いが行われるようになっていく。

9. 「分類不明」の意味

「分類不明」は、一般的には、いずれの部門にも属さない
取引活動を一まとめにして計上するためのものであるが、
産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部
門の推計上の誤差の集積部分としての役割も含まれている
ため、「マイナス」の計数が計上されることもあり得ること
となっている。

第3章 部門別の概念・定義等と推計方法

この章では、基本分類部門ごとに各部門の①概念・定義及び範囲がどのように定められており、②作成に当たって用いた基礎統計資料は何か、③国内生産額、投入額及び産出額の推計方法はどうか等について記述した。

この章の記述は、全体を大きく内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門の3つに分け、それぞれ省庁別にまとめている。

したがって、各節は一定の基準に添って説明することとしたが、各省庁の説明の便宜により構成の異なるところがある。

第1節 内生部門

1. 農林水産省担当部門

I 概念・定義及び範囲

1. 農業部門

日本標準産業分類（1976年5月改訂版、以下「産業分類」という。）による大分類A-「農業」で規定している生産活動とほぼ一致するが、自家栽培の原料を用いた製造・加工活動と同分類の細分類0149-「その他の施設園芸農業」のうち、「しいたけ栽培農業」及び同細分類0541-「園芸サービス業」の生産活動は含まない。

自家栽培の原料を用いた製造・加工活動は製造業へ、しいたけ栽培活動は林業にそれぞれ含まれる。

生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産される財貨及びサービスの一切であり、稲におけるくず米、稲わら、畜産におけるきゅう肥等の副産物をも含んでいる。

以下、部門別に生産物の範囲を示す。

米（0011-10）

この部門の生産物は、玄米及びその副産物（くず米及び稲わら）である。

麦類（0011-20）

この部門の生産物は、六条大麦、裸麦、小麦、二条大麦

（ビール麦）、えん麦及びびらい麦である。

野菜（0012-00）

この部門の生産物は、「生産農業所得統計」でとらえている野菜の範囲である。

とうもろこし（未成熟）・えだまめ・さやえんどう・そらまめ（未成熟）・さやいんげん・きゅうり・しろうり・かぼちゃ・すいか・温室メロン・露地メロン・なす・トマト・いちご・ピーマン・とうがらし・とうがん・にがうり・へちま（食用）・オクラ・キャベツ・はくさい・非結球つげな・ほうれんそう・ねぎ・たまねぎ・たけのこ・レタス・セルリー・パセリ・カリフラワー・アスパラガス・わけぎ・にら・みつば・しゅんぎく・にんにく・らっきょう・ふき・みょうが・うど・わさび・はたまねぎ・しそ・ブロッコリー・せり・レッドキャベツ・こもちかんらん・たいさい・からしな・だいこん・かぶ・にんじん・ごぼう・さといも・れんこん・くわい・やまのいも・ゆりね・しょうが・わさびだいこん・マッシュルーム等

果実（0013-00）

この部門の生産物は、「生産農業所得統計」でとらえている果実の範囲と「植物生長」である。

みかん・なつみかん・ネーブルオレンジ・はっさく・いよかん・りんご・ぶどう・日本なし・西洋なし・もも・おうとう・うめ・びわ・かき・くり・すもも・いちじく・あんず・くるみ等

いも類 (0014-10)

この部門の生産物は、かんしょ及びびばれいしょである。
雑穀 (0014-20)

この部門の生産物は、とうもろこし、あわ、ひえ、きび、そば及びもろこし(こうりゃん)である。

豆類 (0014-30)

この部門の生産物は、大豆、そらまめ、いんげんまめ、小豆、らっかせい、えんどう、ささげ及び緑豆である。

油糧作物 (0014-40)

この部門の生産物は、なたね(種実)、ごま、オリーブ等である。

砂糖原料作物 (0014-50)

この部門の生産物は、さとうきび及びてんさいである。

飲料用作物 (0014-60)

この部門の生産物は、輸入のコーヒー豆、カカオ豆及び茶(生葉)、ホップ(乾花)、茶の「植物生長」である。

その他の食用耕種作物 (0014-90)

この部門の生産物は、輸入の香辛料、食用工芸作物(こんにゃくいも、きくいも)及び「作物統計」で調査の行われている飼料作物(青刈とうもろこし、まめ科牧草、いね科牧草等)である。

葉たばこ (0015-10)

この部門の生産物は、葉たばこであり、一次乾燥のうえ調整されたものである。

非食用耕種作物 (0015-20)

この部門の生産物は、輸入の生ゴム、輸入の綿花及び薬用作物(薬用人参、除虫菊、はっか、ラベンダー、ホウショウ)、製紙原料作物(こうぞ、みつまた、マオラン、とろろあおい及びこうぞ、みつまたの「植物生長」)、敷物原料作物(いぐさ、しちとうい)、あさ、あま、こうま、ラミー等の織物原料作物及び輸入の織物原料作物、あい、こりやなぎ、ほうききび、へちま、紅花等の工芸作物、種苗、肥料用作物、生花、しば等である。

酪農 (0016-10)

この部門の生産物は、生乳、乳子牛(と殺向け)及びその他の酪農生産物としての乳用牛の頭数増及び成長肥大、きゅう肥である。

養鶏 (0016-20)

この部門の生産物は、鶏卵、ブロイラー、成鶏(産鶏)及びその他の養鶏生産物としての鶏ふん、採卵鶏の羽数増、

不正常卵である。

養豚 (0016-30)

この部門の生産物は、豚及びその他の養豚生産物であるきゅう肥である。

肉牛 (0016-40)

この部門の生産物は、肉用牛(役用牛を含む。)及びその他の肉牛生産物であるきゅう肥である。

その他の畜産 (0016-90)

この部門の生産物は、羊毛、肉畜である馬(農耕馬)、軽種馬、やぎ、めん羊及びその他の畜産生産物である。毛皮用動物(ミンク、ギンギツネ、うさぎ)、食用鳥類(あひる、あひるの卵、うずらの卵、七面鳥等)、その他の食用畜産生産物(やぎ乳、はちみつ)、愛玩鳥類(カナリヤ、セキセイインコ、文鳥等)、実験用動物(マウス、モルモット等)、みつばち(輸出)、と毛及びきゅう肥である。

養蚕 (0017-00)

この部門の生産物は、蚕繭(上繭、種繭、玉屑繭)及び養蚕副産物である繭綿、蚕種(輸出分)と桑の「植物生長」である。

獣医薬業 (0020-01)

この部門の生産活動は、獣医師免許所有者が産業用動物及び愛玩動物に対して、内科的、外科的、歯科的獣医薬業を行うサービスをいう。

農業サービス(除獣医薬業) (0020-09)

この部門の生産活動は、カントリー・エレベーター、ライスセンター、稚蚕共同飼育業のサービス、土地改良区、青果物共同選果場、種付業、航空防除のサービス及び農業指導サービスである。

2. 林業部門

産業分類、大分類B-「林業、狩猟業」で規定している林業の生産活動であり、山林用苗木の育成、造林、立木の保育、保護、素材・薪炭生産、木の実、きのこ類、樹皮等の採集が含まれている。

また、「産業分類」では農業に規定しているしいたけ栽培もこの部門に含む。

生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財貨の一切であり、以下、部門別にその範囲を示す。

育林 (0211-10)

山林用苗木(造林用、治山用苗木)の育成、造林及び林木の保育、保護などを行う生産活動をいう。生産物は、造林用苗木、治山用苗木、立木である。なお、造林用苗木は中間生産物であるがこの部門の生産物として含めている。

特用林産物 (0212-10)

「農林水産省統計表」に定める特用林産物のうち、山林

原野等から採集されたくり、くるみ等の樹実、まつたけ、しいたけ等のきのこ類、しゅろ皮等の樹皮、竹材にたけのこ（非栽培）、うるし等を加えたものがこの部門の生産物である。なお、これらの生産物は販売用、業務用、自家用とに区分されるが、統計は自家用分が含まれていない場合が多い。その中でもとくに竹材については、その量が多いと考えられるので、前記統計表以外に別途推計してこれを加えてある。

薪炭製造 (0212-20)

薪、木炭を製造する生産活動をいい、その生産物は薪及び木炭（黒炭、白炭）である。

素材 (0220-00)

立木を伐採し、枝払い、玉切り等を施し、丸太（そま角、大割材などを含む。）を製造する生産活動をいう。

3. 漁業部門

産業分類、大分類C-「漁業、水産養殖業」で規定している生産活動とほぼ一致するが、漁家が自家取得物の原材料を用いて製造・加工を行うものは漁業とせず製造業とする。生産活動の内容は、海面及び内水面において自然繁殖している水産動植物の採捕と生産手段たる漁船内での加工（母船式さけ、ます漁業）及び同水面に人工的設備を施し、水産動植物の養殖を行うものである。生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財貨の一切であり、以下、部門別にその範囲を示す。

沿岸漁業 (0410-10)

漁船非使用漁業、無動力船及び動力10トン未満の漁船を使用する漁船漁業並びに定置網漁業、地びき網漁業をいう。

遠洋沖合漁業 (0410-20)

「漁業養殖業生産統計年報」で定める遠洋漁業（遠洋まぐろはえなわ漁業、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業等）、沖合漁業（動力10トン以上の漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業及び定置網漁業、地びき網漁業を除いたもの）及び捕鯨業をいう。（母船式漁業で生産される船上加工品を含む。）

海面養殖業 (0410-30)

海面又は海面以外の場所に設けられた施設において、海水を利用して水産動・植物の養殖を行う活動をいう。

具体的には、「漁業養殖業生産統計年報」で定める「海面養殖業」の範囲とほぼ同じであるが、真珠生産の中間生産物である真珠母貝、同種苗並びにかきの種苗は含めない。ただし、上記の中間生産物であっても、その輸出分は生産に含める。

内水面漁業 (0430-10)

河川、湖沼等の淡水において自然繁殖している水産動・

植物を採捕する活動をいう。具体的には、「漁業養殖業生産統計年報」で定める「内水面漁業」の範囲と同じである。

内水面養殖業 (0430-20)

内水面に設けられた施設において、水産動・植物の養殖を行う活動をいう。具体的には、「漁業養殖業生産統計年報」に定める「内水面養殖業」に観賞魚（金魚、色ごい）の生産活動を加えたものである。

4. 食品工業部門

産業分類、中分類18~19-「食料品・たばこ製造業」で規定している生産活動から細分類1893-「有機質肥料製造業」を除いたもの及び細分類2625-「塩製造業」、細分類9521-「と畜場」でのと殺、解体活動と農・漁家で行う自家原材料による食料品の製造活動である。

したがって、食品工業部門における生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産される財貨の一切であり、いずれもその副産物を含む。

なお、塩、酒類、煙草は食品工業部門であるが大蔵省の担当部門である。

と殺（含肉鶏処理）(2011-00)

家畜・家きんとと殺解体し、枝肉、原皮、鶏肉及び内臓等を製造するまでの生産活動をいい、その生産物は、枝肉、原皮、と殺副産物、鶏肉、肉鶏処理副産物である。

畜産びん・かん詰 (2012-10)

畜産物を主な材料として保存食品（びん詰・かん詰等）を製造する生産活動をいい。その生産物は、食肉びん・かん詰、調理特殊かん詰、レトルト食品である。

肉加工品 (2012-20)

畜肉製品を製造する生産活動をいい、その生産物はハム、ベーコン、ソーセージである。

動物油脂 (2012-30)

ラード（精製）は、家畜の骨、内臓、脂肉などから油脂（原油）を製造し、さらにこれを原料とし、ラードを製造する生産活動をいう。なお、ラードには純製ラードと調製ラードとがあり、前者は精製（脱酸、脱色及び脱臭）した豚脂を急冷し、ねり合わせてつくられた固型脂、調製ラードとは、精製した豚脂を主原料とし、これに他の精製した油脂を一部配合した後、急冷し、ねり合わせてつくられた固型脂をいう。

非食用向け動物原油はラード（精製）に向けられた原油以外のものをいう。

酪農品 (2020-00)

飲用牛乳、乳製品を製造する生産活動をいい、その生産物は飲用牛乳（牛乳・加工乳・乳飲料）、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリームミックスパウダー、アイス

クリーム、発酵乳及び乳酸菌飲料である。

農産びん・かん詰 (2030-10)

果実及び野菜を主な原料として、保存食品(びん詰・かん詰等)を製造する生産活動をいい、その生産物は、果実びん・かん詰、野菜びん・かん詰、ジャムびん・かん詰、その他のかん詰(漬物・飯類・野菜ジュース等)である。

その他の野菜・果実加工 (2030-90)

野菜及び果実等を主な原料として農産加工品(びん・かん詰等を除く)を生産する活動をいい、その生産物は、冷凍野菜・果実、濃縮果汁、漬物、その他(切干かんしょ、かんぴょう、カップジャム、農産つくだに、ポテトチップ、マッシュポテト等)である。

水産びん・かん詰 (2040-10)

魚介類を主な原料として、水産かん詰(びん詰等を含む)を生産する活動をいう。また、副産物である「魚あら」を含む。

ねり製品 (2040-21)

魚介類を主な原料として、やきちくわ、かまぼこ等の水産ねり製品を生産する活動をいう。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「ねり製品」の範囲と同じである。また、副産物である「魚あら」を含む。

水産食品 (2040-22)

魚介類を主な原料として、焼・味つけのり、節類、水産物つくだ煮、寒天等の水産食品を生産する活動をいう。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「節類」及び「その他の水産加工品」のうち、陸上で加工されたもの(以下、「陸上加工分」という。)及び一般海面漁業によって船上で加工されたもの(以下、「一般海面漁業分」という。)である。また、副産物である「魚あら」を含む。

冷凍魚貝類 (2040-31)

水産物を凍結する生産活動をいい、その範囲は原則として、「水産物流通統計年報」に定める「冷凍品」のうち「陸上加工分」及び「一般海面漁業分」である。また、副産物である「魚あら」を含む。

塩蔵・乾燥・くん製品 (2040-32)

魚介類を主な原料として、煮干し、くん製等の水産加工品を生産する活動をいう。具体的には、「水産物流通統計年報」で定める煮干し、塩干し、煮干し、くん製、塩蔵品のうち「陸上加工分」と「一般海面漁業分」とである。また、副産物である「魚あら」を含む。

魚油・魚かす (2040-40)

魚油及び魚かすを生産する活動をいう。具体的には、「水産物流通統計年報」で定める「魚油及び粗製肝油、内臓油」「その他魚油(海獣油を含む)」及び「身かす」「あらかす」

「魚粉」,「フィッシュリユブル」,「貝がら粉」,「その他の飼肥料」である。

精穀 (2050-10)

米・麦の精穀を行う生産活動をいい、その生産物は、国産精米(政府所管分,農家自給分,自主流通分,自由売分,くず米,輸出精米),輸入精米,その他の精穀(米ぬか,精麦,麦ぬか)である。

製粉 (2050-20)

粉類を製造する生産活動をいい、その生産物は小麦粉,ふすま,そば粉,こんにやく粉,穀粉である。

パン・菓子 (2060-00)

パン類及び菓子類を生産する活動をいい、その生産物は食パン,学校給食パン,菓子パン,その他のパン,キャラメル,ドロップ,キャンデー,チョコレート,チューインガム,焼菓子,ビスケット,米菓,和生菓子,洋生菓子,スナック菓子,その他の菓子である。

砂糖 (2070-00)

精製糖を製造する生産活動をいい、その生産物は国産原料精製糖(てんさい糖,かんしゃ糖),輸入原料精製糖,含みつ糖及び副産物(糖みつ,ビートパルプ)である。

植物油脂 (2091-10)

植物原油(非食用分)の製造,原油をさらに加工して食用油,マーガリンなどの精製油及び調製品を製造する生産活動をいう。その生産物は,食用なたね油(からしな油を含む),食用大豆油,その他の植物性食用油,マーガリン,ショートニング,非食用向け植物原油及び植物原油かす(なたね油かす,大豆油かす,米ぬか油かす等)である。

調味料 (2091-20)

この部門の生産物は,みそ(農家自給分を含む),しょうゆ(農家自給分を含む),食用アミノ酸,ソース,マヨネーズ,トマトケチャップ,食酢,即席カレー,純カレー,グルタミン酸ソーダ,その他の調味料である。なお,卵白(マヨネーズ副産物)を含む。

めん類 (2091-30)

小麦粉,そば粉等から,めん類を製造する生産活動をいい、その生産物は,乾めん,即席めん,マカロニ,スパゲティ,生めんである。

でん粉 (2091-40)

かんしょ,ばれいしょ,穀物からでん粉を製造する生産活動をいい、その生産物は,かんしょでん粉,ばれいしょでん粉,小麦でん粉,コーンスターチ及び副産物(でん粉かす)である。

水あめ,粉あめ,ぶどう糖 (2091-50)

水あめ,粉あめ及びぶどう糖を製造する生産活動をいい、

その生産物は水あめ、粉あめ、ぶどう糖である。

製氷 (2091-70)

販売用氷を製造する生産活動をいう。

茶・コーヒー (2091-80)

生茶葉又は荒茶を主原料として荒茶又は仕上茶を製造する生産活動及びコーヒー豆を主原料としてコーヒーを製造する生産活動をいい、その生産物は、緑茶、紅茶、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒーである。

その他の食料品 (2091-90)

この部門の生産物は、「工業統計表・産業編」ふくらし粉、イースト、その他の酵母剤製造業 (1921) と、こうじ、種こうじ、麦芽、もやし製造業 (1927)、豆腐、油あげ製造業 (1928)、あん類製造業 (1929)、冷凍調理食品製造業 (1932)、他に分類されない食料品製造業 (1939) の以上の生産物からホップ及び冷凍魚貝の調理品を除いた品目である。

配合飼料 (2092-00)

穀類などを原料として家畜、家きん等の配合飼料を製造する生産活動をいう。

清涼飲料 (2140-00)

アルコールを含まない清涼飲料及び嗜好飲料を製造する生産活動をいい、その生産物はサイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料 (ジュース) 等である。

5. その他農林漁業関連産業部門

製糸 (2301-10)

日本標準産業分類の小分類製糸業の活動をいう。なお、製糸の生産工程で発生する副産蛹は生産額に含めず、「魚油・魚かす」部門に競合させる。

わら加工品 (2390-10)

稲わらを主な原料として畳床、わらなわ等のわら加工品を生産する活動をいい、その生産物は畳、畳床、俵、わらなわ、かます及びむしろである。

い製品 (2390-20)

い及びちとういを主な原料として、い製品を生産する活動をいい、その生産物は畳表、ござ、花むしろ等である。

製材 (2510-10)

丸太 (そま角、大割材などを含む) を原料として、板、角材などを製造する生産活動をいう。また、ひのき、アピトンなどの板類に面とり、さねはぎなどの簡単な加工をほどこした床板の製造活動を含む。

合板 (2510-20)

輸出用単板 (ベニヤ) の製造と自家製又は購入した単板からベニヤ合板 (特殊合板を含む) を製造する生産活動をいう。なお、特殊合板には床板用特殊合板を含む。また、

集成材の生産活動もこの部門に含まれる。

木材チップ (2510-30)

木材チップを製造する生産活動をいう。

農薬 (3118-20)

日本標準産業分類の細分類2693「農薬製造業」の生産活動とする。

II 推計に用いた資料名

1. 農業部門

番号	資 料 名	年 次	出 所	備 考
1	作物統計	55年	農林水産省	生産額
2	生産農業所得統計	〃	〃	〃
3	生産費調査(米麦, 畜産物等)	〃	〃	投入額, 生産額
4	食料需給表	〃	〃	産出額
5	物財統計	〃	〃	生産額
6	野菜生産出荷統計	〃	〃	産出額
7	果実加工関係資料	〃	〃	〃
8	果樹生産出荷統計	〃	〃	〃
9	甘しょの生産及び流通の現状	〃	〃	〃
10	ばれいしょの生産及び流通の現状	〃	〃	〃
11	わが国の油脂事情	〃	〃	〃
12	葉たばこ生産費調査	〃	日本専売公社	投入額
13	牛乳・乳製品に関する統計	〃	農林水産省	生産額
14	食肉流通統計	〃	〃	生産額, 産出額
15	畜産統計	54, 56年	〃	〃
16	鶏卵食鳥流通統計	55年	〃	生産額
17	農村物価指数	〃	〃	〃
18	農業生産指数	〃	〃	〃
19	養蚕統計年報	〃	〃	〃
20	日本貿易月表	〃	日本関税協会	〃
21	家畜共済統計	〃	農林水産省	〃
22	保険業務資料	〃	〃	生産額, 投入額
23	米麦共同乾燥調製事業投入調査	〃	〃	〃
24	稚蚕共同飼育事業投入調査	〃	〃	〃
25	土地改良区等の検査結果	〃	〃	〃
26	青果物集出荷経費調査	〃	〃	〃
27	総合農協統計表	〃	〃	〃
28	農業協同組合経営分析調査報告書	〃	〃	〃
29	青果物集出荷機構調査報告	〃	〃	〃
30	青果物流通経費調査報告	〃	〃	〃
31	農林水産航空年報	〃	農林水産航空協会	〃

2. 林業部門

番号	資 料 名	年 次	出 所	備 考
1	国有林野事業統計書	55年	林野庁	生産額
2	苗木需給調整協議会業務資料	〃	〃	〃
3	林業統計要覧	〃	〃	生産額, 産出額
4	山林素地及び山元立木価格調	〃	不動産研究所	生産額
5	国有林野事業勘定の財務諸表	〃	林野庁	投入額
6	民有林投入調査結果	〃	農林水産省	〃
7	生産林業所得統計	〃	〃	生産額
8	特用林産物需給表	〃	林野庁	〃
9	しいたけ生産費調査	〃	農林水産省	投入額
10	木炭生産費	〃	林野庁	〃
11	木材需給報告書	〃	農林水産省	生産額
12	林家経済調査	〃	〃	〃

3. 漁業部門

番号	資 料 名	年 次	出 所	備 考
1	漁業養殖業生産統計年報	55年	農林水産省	生産額
2	漁業経済調査報告	〃	〃	投入額
3	日本貿易月表	〃	大蔵省	生産額
4	内水面養殖業投入調査	〃	農林水産省	投入額

4. 食品工業部門

番号	資 料 名	年 次	出 所	備 考
1	食肉流通統計	55年	農林水産省	生産額
2	中央卸売市場年報	〃	六大都市	〃
3	鶏卵食鳥流通統計	〃	農林水産省	〃
4	食品工業部門投入調査結果	〃	〃	生産額, 投入額
5	缶詰時報	〃	日本缶詰協会	生産額
6	日本食肉加工情報	〃	日本食肉加工協会	〃
7	ハム・ソーセージ年鑑	〃	日本食品経済社	〃
8	わが国の油脂事情	〃	農林水産省	〃
9	牛乳・乳製品に関する統計	〃	〃	〃
10	畜産関係経済統計月報	〃	〃	〃
11	食品工業動態統計年報	〃	食品需給研究センター	〃
12	冷凍食品に関する諸統計	〃	日本冷凍食品協会	〃
13	中小企業の原価指標	〃	中小企業庁	投入額
14	工業統計表	〃	通商産業省	生産額, 投入額
15	水産物流通統計年報	〃	農林水産省	生産額
16	北海道水産現勢	〃	北海道庁	〃
17	日本冷蔵株式会社有価証券報告書	〃	日本冷蔵株式会社	投入額
18	食料需給表	〃	農林水産省	生産額
19	食糧管理統計年報	〃	食糧庁	生産額, 産出額
20	食料品加工業の現況	〃	〃	生産額
21	小麦二次加工業実態調査結果	〃	〃	投入額, 産出額
22	濃厚飼料需給表	〃	農林水産省	生産額
23	農家生計費統計	〃	〃	〃
24	菓子産業統計	〃	全国菓子協会	〃
25	砂糖統計年鑑	〃	精糖工業会	生産額, 産出額
26	食品統計年報	〃	農林水産省	生産額
27	いも, でん粉及び水あめぶどう糖の総合参考資料	〃	全日本糖化工業会	産出額
28	茶統計年報	〃	農林水産省	生産額
29	飼料月報	〃	〃	生産額, 投入額

5. その他農林漁業関連産業部門

番号	資 料 名	年 次	出 所	備 考
1	蚕糸統計月報	55年	農林水産省	生産額
2	工業統計表（組替集計結果）	〃	通商産業省	〃
3	蚕糸絹年鑑	〃	農林水産省	〃
4	生糸製造販売費調査	〃	〃	投入額
5	中小企業の原価指標	〃	中小企業庁	〃
6	わら工品格付基本標準品査定会資料	〃	農林水産省	生産額
7	生産農業所得統計	〃	〃	〃
8	い業生産流通実態調査報告書	〃	岡山県い製品共同販売組合連合会	生産額, 投入額
9	い・七島いに関する調査	〃	農林水産省	生産額
10	木材需給報告書	〃	〃	〃
11	木材価格統計表	〃	〃	〃
12	林家経済調査	〃	〃	〃
13	木質エネルギー活用促進調査	56年	林野庁	〃
14	商社及び間屋の他産業向け販売状況表	55年	日本合板工業組合連合会	産出額
15	木材流通構造報告書	〃	農林水産省	〃
16	農業便覧	〃	〃	生産額
17	鋳工業投入調査結果表	〃	通商産業省	投入額

Ⅲ 生産額推計

農林水産省担当部門の生産額の推計は、原則として、生産数量に生産者価格を乗じて求めている。この生産数量には、農林漁家が自家消費を目的として製造されるわら加工品や食料品（みそ、精米等）はもちろん、自部門の生産に再投入されるもの（例えば、米部門での種もみ等）も含んでおり、耕種部門についていえば収穫量に相当するものである。一方、生産者価格は、農産物については農家庭先価格、食料品やわら加工品のような工業製品については工場出荷価格であり、いずれも製品出荷後の支払運賃や支払倉庫料は含まれていない。また、林業や漁業のように生産活動を行う場が、不特定であったり広範囲にわたる場合には、生産地市場における価格を用い、この場合、市場手数料は原則として控除しているが、生産地から市場までの運賃は生産者価格を形成するコストとして含んでいる。

なお、自家消費される生産物の評価は、市中の製品価格を基準にして推計した。

以下、農・林・漁業及び食品工業別に推計の方法の概要を説明する。

1. 農業部門

原則として、生産数量については、農林水産省経済局統計情報部（以下、統計情報部という）「作物統計」、生産者価格については同「物財統計」を用い、上記資料によって推計し難いものについての生産額は同「生産農業所得統計」等で公表している数値によっているが、更に推計困難な品目については省内各原局の業務資料をもとに推計している。

なお、「生産農業所得統計」の農業産出額は、収穫量より中間生産物（種子・飼料等）を差し引きこれに生産者価格を乗じて推計しているため、産業連関表の生産額とは異なるが、中間生産物の調整によって両者の数量、金額は一致する。また、農林水産大臣官房調査課（以下、官房調査課という）「農業及び農家の社会勘定」における農業産出額は、上記統計情報部の農業産出額を会計年度に組み替えたものであり、計測期間及び中間生産物を調整することによって産業連関表の生産額と一致する。

2. 林業部門

林業生産を国営、民営事業に大別し、国営の生産額については、林野庁「国有林野事業統計書」等により推計し、民営については、統計情報部で推計している「生産林業所得統計」の粗生産額との整合を図りつつ、各種林業関係統計を用いて推計した。

なお、ここでいう国営とは、国有林野事業特別会計による林業経営のみであり、地方自治体及び他省庁等が保有してい

る山林の経営は民営に含まれている。

3. 漁業部門

生産額は、統計情報部「漁業養殖業生産統計年報」によって部門別に推計した。なお、沿岸漁業部門と遠洋沖合漁業部門との区分は、使用される漁船の動力数や漁業種類によって行った。

4. 食品工業部門

生産額は、農林水産省公表数値及び省内各原局業務資料の生産量と価格を利用するとともに、通商産業省「工業統計表」等の資料も用いて推計した。なお、同一品目について二種類以上の公表数値がある場合は、原則として農林水産省の数値を優先して採用した。これは「工業統計表」を利用する場合、同統計表が把握している出荷量は事業所を単位として調査されているため、品目によっては同一製品の同種の他事業への出荷量も含まれており、出荷量が過分に推計されるためである。

Ⅳ 投入額推計

投入額推計は、統計情報部が公表している各農産物の「生産費調査」、省内各原局の業務資料、55年表作成のため官房調査課が実施した「特別調査」及び特別会計の経理決算書などをもとに、購入者価格による品目別投入表を作成し、更に別途推計した品目別商業マージン率、運賃率を用いて生産者価格による投入表を作成した。これをもとに省内及び他省庁データとの調整を行い投入数値を確定した。

以下、部門別に推計方法について述べる。

1. 農業部門

統計情報部が公表している各農産物の「生産費調査」を中心に、また、省内各原局の業務資料も参考にして推計した。具体的には、「生産費調査」によって粗収益に対する支出費目別構成比を求め、更にこの費用を「原単位調査」によって品目別構成比に分割し、これを産業連関表部門分類に合わせた品目別構成比に組み替え、この品目別構成比を生産額に乗じて購入者価格による投入額を推計する。次に別途推計した品目ごとの商業マージン、運賃率を購入者価格による品目別投入額に乗じて商業、運賃額の投入額を推計し、これを上述の購入者価格による投入額から差し引き、生産者価格による品目別の投入額を推計した。

なお、粗付加価値額のうち雇用者所得と資本減耗引当については「生産費調査」により、間接税、経常補助金については「補助金便覧」や「農業及び農家の社会勘定」の数値をもとに推計を行い生産額から上記一切の費用を差し引いた残差をもって営業余剰とした。

以上のようにして求めた農業各部門の投入額を積み上げた

主要資材の農業部門全体の投入額については、「農家経済調査報告」による全国推計値や「農業及び農家の社会勘定」の農業資材購入額と比較調整し確定した。

2. 林業部門

林業部門の投入額は、国営と民営とに分けて推計した。国営については、林野庁「国有林野事業特別会計国有林野事業勘定」の経理関係資料をもとに、国有林野事業を育苗、育林、素材生産事業に分割し、これら事業別に林野庁経理課「経理実行総括表」によって事業費を費目に細分し、林野庁業務課に調査を依頼した事業費内訳をもとに推計した。これを産業連関表部門分類に合わせた品目別構成比に組み替え、この品目別構成比を生産額に乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格の投入額から生産者価格による投入額への転換は、農業部門と同様の方法によった。

民営の投入額については、55年産業連関表作成のために官房調査課が実施した特別調査「民有林投入調査」及び林野庁各課の業務資料等をもとに推計した。

製材・合板・木材チップについては、通商産業省「工業統計表」や中小企業庁「中小企業原価指標」等を用いて投入額を推計した。

3. 漁業部門

統計情報部「漁業経済調査報告」等を用い、漁業収入に対する支出費目構成（雇用労賃、漁船費、油費等）を求め、費目の品目構成への細分は同報告書作成の際使用した業務資料を用いて行った。この品目別構成比を産業連関表部門分類に合わせた品目別構成比に組み替え、この品目別構成比を生産額に乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格による投入額から生産者価格による投入額への転換は農業部門と同様の方法で行った。営業余剰は、上記報告書の漁業収入から漁業支出を差し引いて、その額とした。

4. 食品工業部門

省内各原局業務資料、55年産業連関表作成のために官房調査課が実施した「特別調査」及び通商産業省「工業統計表」をもとに農・林・漁業各部門の投入額推計と同様な方法で行った。

V 産出額推計

産出額の推計は次のような手順で行った。すなわち、生産額に輸入を加え輸出を控除し、更に在庫純増を加えて国内総供給額を推計し、次に中間需要（内生部門向け）の産出額を決定し、両者の差額を在庫及び輸出を除く最終需要部門へ産出した。

品目ごとの各部門への産出額の推計は、農林水産省「食料需給表」、同「木材需給報告書」及び省内各原局の需給資料等

により需要の内訳が明確なものについては、これに価格を乗じて求めた。ただし、価格は産出先によって大幅に異なる場合があるので、それぞれ産出先に対応した価格を用いた。産出推計の資料がない品目については、原則として産出先部門の投入推計値を用いたが、産出先部門の投入推計値の合計額が供給額を上回る場合は産出先部門の投入推計値の構成比率で供給額を再配分し産出した。

1. 農業部門

食用農産物のうち、食品工業部門の原材料として産出されるものについては、「食料需給表」、原局業務資料等をもとに品目ごとの需要先別産出量を求めるが、一方、これと産出先部門の製品生産量を原料に戻したものととの整合をとるようにする。この需要先別産出量に価格を乗じて産出額を算出する。なお、価格については、食品工業部門（内生部門）向けと最終需要部門（外生部門）向けとの間には価格差を設けた。また、輸入品はすべてCIF価格によった。最終需要部門（輸出を除く）への産出は総供給額から上記の食品工業部門向け産出額を差し引くことによって求め、これを、経済企画庁等のデータをもとに家計・家計外・飲食店等へ分割配分した。

2. 林業部門

苗木の育林部門への産出、立木の素材部門への産出、木材チップのパルプ部門への産出のように産出先が明確なものについては、そのままそれぞれの部門へ全供給額を産出した。

薪炭、素材、製材、合板等については、「木材需給報告書」及び林野庁業務資料をもとに主要産出先別に産出額を確定し、残額については産出先部門の投入推計値をもとに推計した。

3. 漁業部門

生鮮魚貝類、海藻類、その他工業用原材料に大別して産出額の推計を行った。生鮮魚貝類の産出先と仕向額については、養殖用種苗、活魚餌料、水産食料品工業向けは投入部門の推計値を用いて確定し、残額を飲食店、家計など最終需要部門へ仕向けた。また海藻類については、糊料、アルギン酸ソーダ等の製品生産量を原料にもどし、これをその部門への産出量とし、これに価格を乗じて産出額を推計した。この額と原藻の供給額との差額を水産食料品工業向け、家計など最終需要部門に配分した。工業用原材料は、穀細工用品のごとく産出先が明確なものは全額を該当部門に仕向け、鯨油等は農林水産省「油糧統計年報」等の資料によって産出先と金額を推計した。

4. 食品工業部門

飼肥料用、食品工業原材料向け、飲食店・家計向け等に大別して推計した。飼肥料用の産出額は、配合飼料部門と農業部門の投入推計値を用いた。食品工業原材料については、仕向先が明確なものについては当該部門の製品生産量より原料

の数量を推計し、これに価格を乗じて産出額とし、明確でないものは産出先部門の投入推計値を用いて産出額を決定した。飲食店・家計向け等については、原料部門向け産出額を差し引いた残りを按分のうえ、産出額とした。

VI 昭和50年表との相違点

昭和55年産業連関表農林水産省担当部門の概念定義及びその取り扱い等については、作業用部門分類の一部改訂はあったものの基本的には50年表と同様である。

VII 留意すべき点

1. 食糧管理特別会計赤字の取り扱い

食糧赤字は、食糧庁が主として米、麦を生産者から買上げ（輸入も含む）、それらを維持、管理し需要者に販売する過程で生ずるものであるが、昭和55年表においては、40年、45年、50年の各表と同様、精穀及び製粉部門等への経常補助金として取り扱うこととした。

2. 資本財たる大動物の取り扱い

農林水産省担当の畜産部門でこれに該当する品目は、乳牛、馬及び山羊である。一方、資本財のくず（乳廃牛、廃馬）は、その額を資本形成部門へマイナスアウトプットし、同額をと殺部門へアウトプットして表のバランスを取っている。乳廃牛、廃馬については、資本財生産部門と競合部門が同部門なので、下に示すごとく結果的に相殺されるが基本分類部門表では、資本形成部門でそれぞれプラスとマイナスで計上される。

資本形成額＝大動物の頭数増及び成長肥大額－と殺部門産出額（とくを除く）

3. 立木の生産量について

立木の生産額の推計は、原則として1年間の全成長量とすべきであるが、立木の成長量についての信頼できる統計がないこと、また価格評価が不可能であること等の理由から、昭和55年表の作成に当たっては当該年1か年間の伐採量をもって当てた。

なお、35年、40年、45年及び50年表も同様に取り扱いってきている。

4. 農林漁家の自家生産物を原料とした

製造・加工活動について

農林漁家では自家の生産物を用いて食料品等の生産活動を行っている。日本標準産業分類では、これらの活動をそれぞれ農林漁業活動と規定しているが、産業連関表では製造された品目が、自給されるか販売されるかを問わず、それぞれの該当部門に格付する。ただし、量的に少ないものはこれを除外した。

2. 大蔵省担当部門

煙草 (2200-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。よって、専売公社のたばこ製造部門の生産活動をすべて含むことになる。つまり、葉たばこの収納業務から葉たばこの二次乾燥、葉たばこや製造たばこの輸入業務、葉たばこや製造たばこの保管、輸送並びに小売店への配送業務、更に専売公社の工場で使用される機械の製造組立の一部まで含んでいる。

2. 推計方法

- (1) 生産額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

塩 (2091-60)

1. 概念・定義及び範囲

塩部門の範囲を国内塩（食塩、並塩）、食卓塩、精製塩、漬物塩、特級精製塩、粉碎塩とする。

2. 推計方法

- (1) 生産額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

ビール (2110-30)

1. 概念・定義及び範囲

ビール部門の範囲をビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母とする。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (4) 注意点：輸入麦芽をビール部門に含めた。よって、ビールがビール（輸入麦芽）を投入する自部門投入とした。

添加用アルコール (2110-50)

1. 概念・定義及び範囲

添加用アルコール部門には原料用アルコールは含まれるが、エチルアルコールは含まれない。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

清酒 (2110-10)

1. 概念・定義及び範囲

清酒部門には清酒、みりん、清酒かす、みりんかすが含まれる。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

ウイスキー類 (2110-60)

1. 概念・定義及び範囲

ウイスキー類部門には、ウイスキー及びブランデーが含まれる。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

金融 (6200-00)

1. 概念・定義及び範囲

金融市場において、金融資産及び負債の取引を行う活動、具体的には①預貯金の管理、貸付、融資業務、②各種証券（銀行券を含む）の発行引受業務、③為替、証券、商品取引業務、信託業務、投資業務、④信用保証業務など、その他金融の補助的、付帯的業務を行う活動である。

金融部門の範囲には、銀行、政府金融機関を始め、いっさいの金融仲介を業とする機関と、証券業及び証券取引に関連する機関及び金融の補助的、付帯業務を行うすべての機関が含まれる。従って、原則としては日本標準産業分類中分類「50 銀行、信託業」「51 農林水産金融業」「52 中小企業、庶民、住宅等特定目的金融業」「53 補助的金融業、金融付帯業」「54 投資業」「55 証券業、商品取引業」に該当する。

昭和55年産業連関表においては、金融の行部門が公的と民間に分割されている。ここでいう公的金融機関とは中央銀行たる日本銀行、郵便貯金、資金運用部、産業投資、都市開発資金融通の4特別会計と日本開発銀行及び日本輸出入銀行の2銀行、国民金融公庫を始めとする10公庫、海外経済協力基金である。そして、これ以外の金融機関はすべて民間金融機関として扱われる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	銀行局金融年報		大蔵省	生産額
2	郵政統計年報		郵政省	〃
3	大蔵省証券局年報		大蔵省	〃
4	特別会計歳入歳出決定計算書		〃	〃
5	全国銀行財務諸表分析		全国銀行協会 連合会	生産額, 投入額
6	全国相互銀行財務諸表分析		全国相互銀行協 会	〃
7	全国信用金庫次算処理状況		全国信用金庫協 会	〃
8	全国労働金庫経営分析表		全国労働金庫協 会	〃
9	有価証券報告書		大蔵省	投入額
10	国民所得統計年報		経済企画庁	生産額, 投入額
11	法人企業統計年報		大蔵省	投入額
12	農家経済調査		農林省	〃
13	経済統計月報		日本銀行	生産額, 投入額

3. 推計方法

- (1) 生産額：金融機関ごとに損益計算書により、手数料収入と帰属サービス（＝帰属利子＝受取利子－支払利子）を求めた。なお求めた計数はいずれも昭和55年度のものであるため、55暦年への転換は（54年度×1/4）＋（55年度×3/4）で行った。
- (2) 投入額：金融機関の損益計算書により雇用者所得、資本減耗引当、間接税、物件費その他の費用の各投入部門への分割を、全国銀行財務諸表分析、有価証券報告書及び大蔵省銀行局業務資料を利用して行った。また、細分割は他部門との調整を通じて得られた情報等に基づいて行った。
- (3) 産出額：帰属利子の産出配分の取扱いについては、①民間金融は全銀ベースの貸出残高（日銀による産業別貸出残高）の比率で分割し、更に細い産業分類は生産額の比率で分割、②公的金融は、農林系金融機関を農林部門へ配分し、残りは日本開発銀行の産業別貸出残高で分割した。ただし、家計部門への産出はSNAの解釈上行わないことにした。また、手数料の産出額については適当な配分方法がないので、帰属利子の配分比率に応じて配分した。

生命保険（6300-10）

1. 概念・定義及び範囲

生命保険、年金保険など特定の被保険者を前提とし、被保険者の生死によって生ずる経済生活の不安定を除去する保険のサービス及びその補助的、付帯的サービスを行う活動を範囲とする。原則としては、日本標準産業分類の小分類「561 生命保険業」及び生命保険のための「571 保険媒介代理業」「572 保険サービス業」が該当する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	保険年鑑		生命保険協会 日本損害保険協 会	
2	銀行局金融年報		大蔵省	
3	特別会計決算書		〃	
4	大蔵省業務料		〃	
5	郵政省業務料		郵政省	
6	有価証券報告書		大蔵省	
7	国民所得統計		経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額：

$$\text{生産額} = \{ (\text{保険料受取}) + (\text{資産運用収益}) \} - \{ (\text{保険金支払}) + (\text{解約返戻金}) + (\text{※社員配当金及び準備金純増}) + (\text{支払・責任準備金純増}) \} \\ = \text{事業費} + \text{内部留保} (\text{死差益, 費差益, 解約差益及び利益差からの留保分})$$

※ 社員配当金及び準備金純増＝死差益, 費差益, 解約差益及び利益差に基づく配当

また、簡易保険年金は、次式によった。

$$\text{保険勘定の生産額} = (\text{保険料収入} + \text{運用収入} + \text{雑収入}) - \{ (\text{保険金} + \text{還付金} + \text{諸払戻及び補填金}) + (\text{責任準備金純増額}) + (\text{分配金} + \text{分配準備金純増額}) \} \\ = (\text{郵政事業特別会計へ繰入}) + (\text{簡易保険年金福祉事業団交付金}) + (\text{本年度剰余金}) \\ \text{年金勘定の生産額} = (\text{郵便事業特別会計へ繰入}) + (\text{簡易保険郵便年金福祉事業団交付金}) + (\text{本年度剰余金})$$

なお、求める計数は、いずれも昭和55年度のものであるため、55暦年への転換は、（54年度×1/4）＋（55年度×3/4）で行った。

(2) 投入額：本部門においても、金融部門同様、特別調査

を行わなかったため、資料は大蔵省及び郵政省の業務資料に全面的に依存した。

(3) 産出額：全額を家計消費に産出した。

損害保険 (6300-20)

1. 概念・定義及び範囲

火災、海上、自動車等の事故その他に起因する保険サービス及びその補助・付帯的サービスを指す。よって、原則としては、日本標準産業分類の小分類「562 損害保険業」及び損害保険のための「571 保険媒介・代理業」、「572 保険サービス業」が該当する。なお本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、中小企業信用保険公庫が含まれるほか、在日外国損害保険会社が含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	保険年鑑		生命保険協会 日本損害保険協会	
2	銀行局金融報 年報		大蔵省	
3	特別会計および 政府関係機関 決算書		〃	
4	大蔵省業務 資料		〃	
5	農林省業務 資料		〃	
6	有価証券 報告書		〃	

3. 推計方法

(1) 生産額：

④民間損保の場合

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \{ (\text{正味保険料収入}) + (\text{資産運用収益}) \} \\ & - \{ (\text{正味支払保険金}) + (\text{解約・満期返戻金等}) + (\text{社員配当金及び準備金純増額 (費差益, 解約差益及び利益差からの留保分)}) \} \\ & + (\text{支払準備金純増}) + (\text{責任準備金純増}) \} \end{aligned}$$

⑤公的損保の場合

$$\text{生産額} = \text{保険料受取} - \text{保険料支払} - \text{支払準備金純増}$$

(2) 投入額：生産額の推計と同じ資料を用いて最初に、雇用人所得、物件費、資本減耗引当、間接税、営業余剰に分割した。次いで、大蔵省業務資料、農林省業務資料及び各機関の業務資料を参考にして投入内訳を細分したのは金融、生保部門の場合と全く同一である。

(3) 産出額：国営の保険については、対応関係が明らかなのは、その部門に配分し、民営分については、まず家計に対する帰属サービスを控除し、また、対応関係が明確な

ものはその部門に配分した。両者の残余については、法人企業間接調査を利用して配分し、細分割には生産額の比率を利用した。

3. 通商産業省担当部門

I 作業体制及び担当部門

1. 省内の作業体制

通産省では、産業連関表の作成作業を推進するために、調査統計部に「産業連関表作成委員会」が設置され、委員会の下部機構として表の作成作業を直接担当する幹事会が設けられている（昭和37年6月 産業連関表作成委員会規定を作成、昭和39年4月 規定の一部を改正）。

委員会は、部長を委員長とし、各課長、管理官11名で構成され、①産業連関表の作成に関する基本方針に関すること。②産業連関表作成作業の推進に関することをつかさどる。

幹事会は、調査統計部長の任命する幹事によって構成され、幹事は委員の指示をうけて担当部門の作業を行う。

委員会の庶務は、統計解析課が担当する。

なお、通産省担当部門のうち、電力、熱供給業及び都市ガス部門については資源エネルギー庁公益事業部の協力を得ている。

2. 担当部門

昭和55年産業連関表における通産省の担当部門数は、列部門406のうち220部門、行部門541のうち297部門である。担当した部門は下記のとおりである。

(1) 鉱業部門

(2) 製造業のうち、次の各部門を除く全部門

- ① 食料品部門
- ② 製糸（生糸）、わら加工品及びい製品部門
- ③ 衛生材料及び医薬品部門
- ④ 製材、合板及びチップ部門
- ⑤ 船舶及び鉄道車両部門

(3) 電力、都市ガス、熱供給、工業用水及び事務用品部門

(4) 商業部門

II 石炭、石炭製品部門

〔石炭部門〕(1101-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類11「石炭・亜炭鉱業」の生産活動を範囲とし、石炭掘採において発生する炭田ガスは副産物扱いとし、3291-10「石炭乾溜製品」を競合部門とする。

炭質により原料炭（国産、輸入別）、一般炭及び無煙炭の各炭種に行部門を分類した。なお、50年表まで行部門として独立していた亜炭は一般炭部門に統合した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	本邦鉱業のすう勢	55年	通商産業省	生産額(単価)
2	エネルギー生産・需給年報	〃	〃	生産額(数量) 投入額産出額
3	エネルギー消費構造統計表	〃	〃	投入額
4	輸出・輸入及び関税統計(組替表)	〃	大蔵省	産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

3. 生産額推計

(1) 推計資料

石炭鉱業の生産数量、金額の推計に当たって基礎的資料としたのは、生産動態統計調査（以下「生動」という。）と本邦鉱業のすう勢（以下「すう勢」という。）の二つである。

「生動」では石炭、亜炭について生産事業所の全部を調査対象とし、その生産数量、労務状況、主要資材の投入状況並びに電力消費量等について毎月調査が行われており、この結果は「エネルギー生産・需給統計月報」、「同年報」として公表されている。

「すう勢」は年1回の調査（対象は「生動」と同じ）で生産数量、原材料、労務のほか、企業体調査も加えて原価要素、費用等の金額面からの調査が詳細に行われている。

(2) 推計方法

① 「エネルギー生産・需給年報」に公表された55年の生産数量に、「すう勢」の平均単価を各炭種ごとに乗じて算出した。

なお、「生動」と「すう勢」の間では炭種区分、定義等は統一されており、また「すう勢」の価格は、各事業所から炭種別に報告されたもので、山元出荷価格としては、最も精度の高いものと考えられる。

② 一般炭細品目の雑低品位炭については、単価は①で算出した一般炭単価をカロリー換算し46.3%とした。

生産数量については次の式により推計した。

$$(54年末在庫 + 55年石炭生産量 + 雑低品位炭)$$

$$- 55年総需要 = 55年末在庫$$

③ 炭田ガスについては、生産数量は「生動」から採り、単価は天然ガスを参考にして、カロリー換算して算出した。

4. 投入額推計

給与、炭鉱資材、燃料消費等について「エネルギー生産・需給統計年報」を使用し、他の項目は50年表を参考として第1次推計値を求めた。その後、産出側の推計値と調整のうえ最終値を決定した。

5. 産出額推計

石炭の販売量については、「需給動態統計調査（以下「需給

統計」という。)により大枠については推計される。

推計資料としては、「需給統計」にもとづいて毎日調査されている産業別販売実績があり、一方、石炭の主要消費先である、鉄鋼、コークス、ガス、電力など「生動」または、投入側の別途調査により原材料として石炭の投入量の比較的明確なものもある。

(1) 主要業種については資源エネルギー生産・需給統計年報により石炭産業別販売数量に単価を乗じて産業別に推計した。

(2) 原料炭

① エネルギー生産・需給統計年報のコークス原料消費に単価を乗じた。

② 在庫は同年報のコークス原料在庫、生動在庫を使った。

(3) 一般炭・無煙炭

① (1)の推計値を投入部門別に試算推計値を用い、投入側と調整した。

② (1)で推計されない部門については、投入側推計値と試算推計値を参考にして推計した。

③ 在庫は電力調査年報、化学工業統計年報の在庫及びエネルギー生産・需給年報を使用した。

〔石炭製品部門〕

1. 概念・定義及び範囲

(1) 石炭乾溜製品 (3291-10)

① 日本標準産業分類273「コークス」の活動を範囲とする。

「石炭乾溜製品」部門には、コークス、石炭ガス及び石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール、並びにコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。部門を「コークス」部門と、コークス炉ガス、コールタール、粗ベンゾールを一括した「その他の石炭乾溜製品」部門の2行部門に分類した。

② 副産物

生産工程中に発生する副生硫安は副産物扱いとし、3118-111「硫安」を競合部門とする。

また、他部門で副産物として発生するコークス、高炉ガス、電炉ガスは、本部門を競合部門とする。

都市ガス工場における石炭乾溜の主目的は、石炭ガスを得ることであって、これから得られるコークスは、都市ガスからの副産物として扱った。

③ 注意点

ピッチコークスの生産活動は3390-10「炭素製品」部門に含まれる。

(2) 煉炭・豆炭 (3291-20)

① 日本標準産業分類の小分類274「煉炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

② 注意点

懐炉灰・たどんの生産活動は、3990-60「その他の製造品」部門に含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	エネルギー生産・需給統計年報	55年	通商産業省	生産額、産出額、投入額
2	工業統計表	〃	〃	生産額
3	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額・産出額
4	ガス事業統計年報	〃	〃	生産額
5	化学工業統計年報	〃	〃	生産額
6	鉄鋼統計年報	〃	〃	産出額
7	輸出、輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額
8	市況月報	〃	農水省・林野庁	生産額
9	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

3. 生産額推計

生産額の推計に当たっては、生産数量に生産者単価を乗じて品目別生産額を算出し、当該部門ごとに積み上げ部門別生産額を推計した。

(1) コークスについては、「生動」で生産数量を業態別に調査しており、「エネルギー生産・需給統計年報」で生産数量を公表している。価格は業界資料により、業態別の単価を算出して、このうち、製鉄工場、専業工場の合計をコークスの生産額とし、都市ガスで生産されたコークスについては競合副産物として処理した。

(2) コークス炉ガスについては、生産工場において熱源としてかなりの部分が自家消費されており、発生量、出荷価格など不明な点が多く、製鉄工場分については、「鉄鋼統計年報」に公表されている発生量を参考にし、それ以外の工場分については、56年から生産統計調査が行われているため、56年データをもとに55年を推計した。

価格については業界資料により算出した。

(3) コールタール、粗ベンゾールの生産数量は、いずれも「化学工業統計年報」で競合副産物分を含めたものを公表している。このうち、都市ガス工場の競合副産物分については業界調査を用いた。

価格については、「化学工業統計年報」で製品出荷額を公表しているが、実態とかけ離れていたため業界資料により算出した。

(4) 煉炭・豆炭の生産数量は林野庁調査の「市況月報」を用いた。価格については市況月報の地域別品種別単価により、全国平均単価を推計し、品種別シェアを日本煉炭工

業会より調べ、品種別単価にシェアを乗じて、加重平均をして単価を算出した。

(5) 半製品及び仕掛品については、工業統計表組替第2表により算出した。

4. 投入額推計

(1) 一次推計値

① 石炭乾溜製品

主要原料(原料炭、一般炭、無煙炭、ピッチコークス及び石油コークス)とその他の石炭乾溜製品は「エネルギー生産・需給統計年報」で公表されている業態別原料消費量により推計した。

硫安については、化学工業統計調査室肥料係の算出したものを用いた。

上記以外のものについては、「鉱工業投入調査結果表」を参考にして、「50年産業連関表」に55年生産額の伸び率を乗じて推計した。

② 煉炭・豆炭

「鉱工業投入調査結果表」により推計した。ただし、一般炭、無煙炭については、「エネルギー生産・需給統計年報」の販売数量を用い、平均単価を乗じて算出した。

上記以外のものについては、「50年産業連関表」に55年生産額の伸び率を乗じて推計した。

(2) 調整点

一次推計値に次の検討を加え調整した。

① 試算推計値とかい離が大きいものの再検討

② 産出側からの推計値との調整

5. 産出額推計

(1) 石炭乾溜製品の産出推計は「コークス」とそれ以外の石炭ガス、コールタール、粗ベンゾールなどの「その他の石炭乾溜製品」の2部門に分けて行った。

① コークスの産出推計資料としては、「石炭等需給動態統計調査」に基づき毎月調査されているコークス産業別消費者向販売を主体に、原燃料としてコークス消費量を調査している、鉄鋼と一部化学工業のコークス消費量を参考として推計した。

また、「都市ガス」部門で副産物として発生するコークスについては、「エネルギー生産・需給統計年報」の生産数量(ガス業)を基礎に、「都市ガス」部門の担当側による「ガス事業統計年報」によって算出し、そのまま、マイナス投入分として計上した。

② 石炭乾溜製品の産出資料としては、「生動」の「化学工業統計調査」、「鉄鋼統計調査」及び資源エネルギー庁の「ガス事業統計年報」を参考にした。

その他の石炭乾溜製品には、石炭ガス、コールタール、

粗ベンゾールが含まれるが、これら製品の大部分は自工場と同一企業の他工場で消費され、産出先はほぼ限定されている。したがって石炭ガスは、「生動」の「鉄鋼統計調査」によるコークス炉ガスの鉄鋼部門の消費量を鉄鋼部門への産出とし、コークス製造用に消費したものは、石炭乾溜製品部門への産出とした。

また、その他の乾溜部門から、一部都市ガスへの石炭ガスを供給しているものは、「ガス事業統計月報」による石炭ガス購入量により産出し、その他のものは自家消費と見なし、石炭乾溜製品部門への産出量とした。

③ 副産物発生及び投入については、「50年産業連関表計数編(1)」の副産物、屑発生及び投入表の「コークス」「その他の石炭乾溜製品」の欄を参考として推計した。

(2) 煉炭・豆炭については、資料がないため、「50年産業連関表」を用い55年生産額の伸び率で推計し、試算推計値、産出側からの推計値とかい離の大きいものについて検討のうえ調整した。

II 原油、天然ガス、石油製品部門

(含舗装材料、薬品処理木材)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 原油 (1301-00)

日本標準産業分類の小分類121「原油鉱業」及び129「その他の原油・天然ガス鉱業」のうち天然揮発油の生産活動を範囲とする。

(2) 天然ガス (1302-00)

日本標準産業分類の小分類122「天然ガス鉱業」及び129「その他の原油・天然ガス鉱業」のうち天然アスファルト、土れき青の生産活動を範囲とする。

(3) 石油製品 (3210-00)

日本標準産業分類の小分類271「石油精製業」、272「潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)」の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生する硫黄は副産物扱いとし、1990-10「硫化鉱・硫黄」を競合部門とする。また、石油化学基礎製品部門で副産物として発生する液化石油ガスは、本部門を競合部門とする。

(4) 舗装材料・薬品処理木材 (3291-30)

① 日本標準産業分類の小分類275「舗装材料製造業」及び細分類2291「木材薬品処理業」の生産活動を範囲とする。

② 注意点

本部門は、45年表以前の「舗装材料」部門と「防腐加工品」部門のうち、素材防腐加工品(電柱)と製材防腐加工品(枕木)のいわゆる薬品処理木材を統合した部門とす

る。

なお、アスファルト塗工紙は、45年表以前では「防腐加工品」に含まれていたが、50年表以後は「加工紙(2720-10)」部門に格付けした。また、45年以前の「防腐加工品」は廃止した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	エネルギー生産・需給統計年報	55年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	エネルギー生産・需給統計月報	〃	〃	半製品在庫
3	工業統計表	〃	〃	生産額
4	エネルギー消費構造統計表	〃	〃	投入額、産出額
5	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
6	本邦鉱業のすう勢	〃	〃	生産額
7	電力調査統計月報	〃	〃	原材料在庫
8	輸出、輸入及び関税統計	〃	大蔵省	投入額、産出額
9	産業連関表	50年	行政管理庁	参考
10	薬品処理木材の実態アンケート	55年	通商産業省	参考

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては、主として「生動」「すう勢」及び「工業統計調査」(以下「センサス」という)の調査結果を用いた。

(2) 推計方法

生産額の推計に当たっては、生産数量に生産者単価を乗じ品目別生産額を算出し、当該部門ごとに積み上げ、部門別生産額を推計した。

① 原油

原油は、原油と天然揮発油に分類されている。いずれも生産数量は「生動」の調査結果を用い、単価は「すう勢」によった。

② 天然ガス

天然ガスは、生ガス、圧縮ガス及び液化ガスに分類されている。生産数量については生ガスは「生動」調査結果を用い、「生動」で調査していない圧縮ガス及び液化ガスは「すう勢」によった。

③ 石油製品

生産量は、「生動」の油種別生産量を採用したが、油種別の単価は「センサス」の調査結果を用いた。ただし、揮発油税、軽油取引税を揮発油、軽油の生産単価に加えるため業界資料を参考とした。

④ 舗装材料・薬品処理木材

生産額の推計は「工業統計表組替第2表」を用いた。

$$\left(\begin{array}{l} \text{製造品出荷額} + \text{製品在庫純増} \\ + \text{半製品仕掛在庫純増} \end{array} \right)$$

4. 投入額推計

(1) 石油製品

部門別投入額推計に当たっては、別途産業連関表作成のための「鉱工業投入調査」によって得られた投入内訳比率を参考とし、各部門に細分した推計は産出側と調整の上決定した。

① 原材料

主要原材料については「生動」で調査している原材料消費量を基礎とし、産出側と調整の上決定した。

② 電力

「生動」で調査している電力消費量を基礎とし、資源エネルギー庁と調整の上決定した。

③ 営業余剰

業界調査による石油10社の経常損益状況を参考とし、産出側と調整の上決定した。

(2) 舗装材料・薬品処理木材

① 一次推計値

1) 主要原材料(アスファルト・碎石等)については、「鉱工業投入調査」の調査票を参考として推計した。

2) 燃料・動力費は「鉱工業投入調査」、「エネルギー消費構造統計表」を用いて推計した。

3) 間接費は「鉱工業投入調査」を用いて推計した。

② 調整点

1) 試算推計値とのかい離が大きいものの再検討

2) 産出側からの推計値との調整

3) 「50年産業連関表」との照合(生産額の伸び率と各投入額の伸び率相対比)

4) エネルギー消費構造統計をI-Oコードに組替えた結果をもとに若干の調整

5. 産出額推計

(1) 原油

原油の産出は主として石油製品向けであるが、非精製用原油(電力、石油化学、肥料用、都市ガス)については、投入側からの推計値をもとに配分した。

(2) 天然ガス

「エネルギー生産・需給年報」の用途別出荷・消費内訳を基礎として推計し投入側と調整した。

(3) 石油製品

石油製品の産出は、「石油製品需給動態統計規則」に基づき毎月調査され、この結果は「エネルギー生産・需給統計年報」「同月報」として公表されている。この「需給」の調査結果の各製造業者、輸入業者、販売業者による産業

別販売実績により各産業別に分割し、産業連関表各部門別の産出額は、投入側より「生動」及び「鉱工業投入調査」により推計し、最終的な調整を「エネルギー消費構造統計表」のI-Oコードとのコンバートデータによって行った。

ただし、揮発油及び軽油については、昭和50年産業連関表から仮設部門として自家用自動車及び自家用貨物自動車部門が新設されたので、自家用の自動車揮発油、自動車用軽油はここに一括計上した。

① 半製品在庫

「エネルギー生産・需給統計月報」の半製品在庫54年末と55年末の差に単価を乗じて推計した。

② 原材料在庫

重油、液化石油ガスについては「電力調査統計月報」によって推計した。

③ 石油製品輸出・輸入

輸入については行政管理庁で推計が行われているが、特殊輸入の定義の違いや重油については「I-O分類」、「貿易コード」、「エネルギー生産・需給統計月報」とそれぞれ違いがあり行政管理庁と協議の上、55年産業連関表は石油製品需給動態統計調査に基づく石油製造業者・輸入業者受払調査（ボンド扱石油製品）を基本に推計した。

(4) 舗装材料・薬品処理木材

① 舗装材料は需要の資料がないので、需要先である建設省に配分を依頼した。

② 薬品処理木材は、薬品処理木材の実態アンケート調査等を参考に推計した。

推計方法は調査項目とI-Oコードの対応を行い実額を記入した。対応が2品目以上の場合、試算推計値の構成比で分割した。

品目対応表	I - O コード
枕木	鉄道軌道建設
電柱	電力施設建設, 電信電話施設建設
土台	木造住宅, 木造非住宅
その他	非木造住宅, 非木造非住宅

建設補修向けは投入側からの推計値をもとに調整した。

IV 金属・非金属鉱物、非鉄金属・同製品部門

[金属、非金属鉱物部門]

1. 概念・定義及び範囲

(1) 鉄鉱石 (1210-00)

① 日本標準産業分類の細分類1031「鉄鉱業」及び1032

「砂鉄鉱業」の生産活動を範囲とし、硫酸部門の副産物である硫酸焼鉱は本部門を競合部門とする。

② 注意点

50年表までは「砂鉄」が独立していたが、55年表から「鉄鉱石」に統合した。

(2) 銅 鉱 (1220-10)

日本標準産業分類の細分類1021「銅鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(3) 鉛 鉱 (1220-20)

日本標準産業分類の細分類1022「鉛・亜鉛鉱業」のうち鉛の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(4) 亜鉛 鉱 (1220-30)

日本標準産業分類の細分類1022「鉛・亜鉛鉱業」のうち亜鉛の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(5) その他の非鉄金属鉱物 (1220-90)

日本標準産業分類の小分類101「貴金属鉱業」、104「軽金属鉱業」、105「希有金属鉱業」、109「その他の金属鉱業」及び細分類1024「すず鉱業」、1025「アンチモン鉱業」、1026「水銀鉱業」、1029「その他の非鉄金属鉱業」、1033「マンガングン鉱業」、1034「クロム鉱業」、1035「タングステン鉱業」、1036「モリブデン鉱業」、1039「その他の鉄属鉱業」の掘採及び選鉱活動の範囲とする。

(6) 石灰石 (1410-10)

日本標準産業分類の細分類1332「石灰石鉱業」の掘採及び選鉱活動の範囲とする。

(7) 窯業原料鉱物 (1410-20)

日本標準産業分類の細分類1321「耐火粘土鉱業」、1322「ろう石鉱業」、1323「ドロマイト鉱業」、1324「長石鉱業」、1325「陶石鉱業」、1326「カオリン鉱業」、1327「がいろ目粘土鉱業」、1328「けい石鉱業」、1329「天然けい砂鉱業」、1331「石こう鉱業」、1339「石こう鉱業」、1339「その他の窯業原料鉱物鉱業」及び1351「普通粘土鉱業」の活動とする。他部門で発生する副産物屑（石こう、化学石こう、高炉ガス灰、水滓、フライアッシュ、ガラス屑）は本部門を競合部門とする。

(8) 砂利・石材 (1420-00)

日本標準産業分類の小分類131「採石及び砂、砂利、玉石採取業」及び細分類3081「碎石製造業」の活動を範囲とする。

(9) 硫化鉱・硫黄 (1990-10)

① 日本標準産業分類の細分類1023「硫化鉄鉱業」の掘採及び選別活動を範囲とする。

② 注意点

従来、硫黄を行部門としていたが、硫黄鉱山の廃止に

伴い削除した。なお、石油精製の副産物である回収硫黄は、本部門を競合部門とする。

③ その他

45年表では、硫黄を行・列部門、50年表では行部門として扱ってきた。しかし、50年表においては、硫黄鉱山の廃止に伴い、生産額がゼロとなり、ほぼ全量を石油精製の副産物である回収硫黄でまかなっている。

このため、55年表では、硫黄部門を削除し、回収硫黄は硫化鉱を競合部門として扱うこととする。

(10) 原 塩 (1990-30)

国内での原塩生産は存在しないため、生産額はゼロとなり、全額輸入とする。そのため、列部門が存在しなくなり、行部門のみとなる。

なお、国内の製塩業者の生産する塩は本部門に含めず、2091-60「塩」の範囲とする。

(11) その他の非金属鉱業 (1990-90)

日本標準産業分類の細分類1342「ほたる石鉱業」、1343「重晶石鉱業」、1349「その他の化学・肥料原料用鉱物鉱業」、1352「酸性白土鉱業」、1353「ベントナイト鉱業」、1354「けいそう土鉱業」、1359「その他の粘土鉱業」及び小分類「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

2. 推計資料

番号	資 料 名	年次	出 所	備 考
1	資源統計年報	55年	通商産業省	投入額
2	本邦鉱業のすう勢	〃	〃	生産額
3	砕石統計年報	〃	〃	投入額
4	採石業者の業務の状況(採石法施行規則)に関する報告書(第11条の報告)	〃	〃	生産額、投入額
5	砂利採取業務状況報告書	55年度	建設省	生産額、産出額
6	産業連関表	50年	行政管理庁	参 考
7	需要部門別砂利類使用量推計結果	55年度	日本砂利協会	産出額
8	砂利時報	55年	〃	生産額、産出額
9	日銀卸売物価指数年報	〃	日本銀行	参 考
10	鉱産物の知識と取引			〃
11	砕石業実態調査報告書	55年	通商産業省	生産額

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては、主として「生動」、 「すう勢」の調査結果を用いた。

なお、これらの調査結果で資料の得られない品目については、業界資料、その他の方法をとった。

(2) 推計方法

生産額の推計に当たっては、生産数量に生産者単価を乗じ品目別生産額を算出し、当該部門ごとに積み上げ部門別

生産額を推計した。

① 金属鉱物

生産数量は「生動」の調査結果を用い、単価は「すう勢」によった。

ただし、鉛鉱、亜鉛鉱及び金鉱については実勢と違うため業界資料(日本鉱業協会)を参考にして推計した。硫化鉱・硫黄のうちその他の硫黄鉱については、硫化鉄鉱の生産額の伸び率によって推計した。

また、精鉱中含有量で表わした品目は、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、その他の非鉄金属鉱物のうち金鉱、銀鉱、すず鉱で、鉄鉱石、硫化鉄・硫黄、その他の非鉄金属鉱物のうち、金属マンガン鉱、クロム鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱は精鉱量で表わした。

② 非金属鉱物

生産数量は「生動」の調査結果を用い、単価は原則として「すう勢」によった。

「すう勢」により単価を推計したものは、石灰石、窯業原料鉱物のうち、軟けい石、炉材けい石、天然けい砂、耐火粘土、半花こう岩、風化かこう岩、ドロマイト、ろう石、ろう石クレー、その他の非金属鉱物のうち、重晶石、温石綿である。

その他の鉱物は実態とかけ離れていたため、業界等(石灰石協会、岡山ろう石協会、岡山クレー協会、ベントナイト工業会、一部事業所)へ照会し、「鉱産物の知識と取引」を参考に推計した。

③ 砂利・石材

基本的には「採石業者の業務の状況に関する報告書」(採石法施行規則第11条の報告)(鉱業課)及び「砂利採取業務状況報告書」(生活産業局、建設省河川局)を用いて推計した。

砕石及び石材の生産数量については、第11条の報告で推計し、単価については、砕石は「砕石実態調査報告書」(生活産業局昭和55年10月実施)を用い、石材は50年単価に「日銀卸売物価指数」を乗じて推計した。

砂利の生産数量については、「需要部門別砂利類使用量推計結果」を用いて推計し、単価については50年単価に「日銀卸売物価指数」を乗じて推計した。

4. 投入額推計

部門別の投入額推計に当たって、金属、非金属鉱物部門については、主として「すう勢」を用いて、主要原材料、燃料、電力使用額及び間接費の推計を行い、その他の品目については試算推計値を参考にし、産出側と調整の上、決定した。

砂利、木材については、燃料、電力使用額及び労務関係は「砕石統計年報」を、機械修理、火薬・爆薬は11条報告を用

い、産出側と調整の上決定した。なお、資料不足の部門については、試算推計値をそのまま採用した。

5. 産出額推計

(1) 金属鋳物

最終需要の数値は投入側からの数値をもとに調整した。残りの内生部門は主要産出先（鉄鋳石は鉄鋼部門、銅鋼は銅及びその他の非鉄金属地金、鉛鋳はすべて鉛、亜鉛鋳はすべて亜鉛）へ産出し分割については投入側と調整した。

なお、銅鋳の輸入分については鋳量であるため、20%程度その他の非鉄金属地金が含まれている。

その他の品目については、投入側からの推計値をもとに調整した。

(2) 非金属鋳物

主要鋳物は「生動」の品目別出荷内訳の構成比率によって各産業へ配分したが、窯業原料鋳物（1410-20）とその他の非金属鋳物（1900-90）については、一部「生動」で調査していない品目が含まれているため、「生動」の調査結果と投入側の資料を勘案し、調整の上推計した。

なお、石灰石の土建用はその他の土石製品（3390-90）へ産出した。

(3) 砂利・石材

砂利・石材は、明確な資料がなく、「砂利採取業務状況報告書」及び「需要部門別砂利類使用量推計」を基礎とし、投入側と調整の上推計した。

〔非鉄金属地金、同製品部門〕

1. 概念・定義及び範囲

(1) 銅（3421-10）

日本標準産業分類の細分類3211「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

(2) 鉛（3421-20）

① 日本標準産業分類の細分類3212「鉛第1次製錬・精製業」及び3221「鉛第2次製錬・精製業」のうち再生鉛の生産活動を範囲とする。

② 注意点

鉛合金製造の活動のうち、減合金及びはんだの生産は、3429-90「その他の非鉄金属1次製品」部門に含まれ、その他の鉛合金製造活動は、合金製品の活動に含まれる。

(3) 亜鉛（3421-30）

① 日本標準産業分類の細分類3213「亜鉛第1次製錬・精製業」及び3222「亜鉛第2次製錬・精製業」のうち再生亜鉛の生産活動を範囲とする。

② 注意点

亜鉛合金製造の活動は、亜鉛合金製品の活動に含まれる。

る。

(4) アルミニウム（3421-40）

① 日本標準産業分類の細分類3216「アルミニウム第1次製錬・精製業」及び3223「アルミニウム第2次製錬・精製業」のうち再生アルミニウムの生産活動を範囲とする。

② 注意点

アルミニウム合金製造の活動は、3423-00「アルミ圧延」部門に含まれる。

(5) 非鉄金属屑（3421-50）

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する非鉄金属屑とする。

(6) その他の非鉄金属地金（3421-90）

① 日本標準産業分類の細分類3214「貴金属第1次製錬・精製業」、3215「ニッケル第1次製錬・精製業」、3217「チタン第1次製錬・精製業」、3218「ウラン・トリウム第1次製錬・精製業」、3219「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」及び3229「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち、その他の非鉄金属の再生の活動を範囲とする。

② 注意点

合金製造の活動は、合金製品の活動に含まれる。

(7) 伸銅品（3422-00）

日本標準産業分類の細分類3231「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

(8) アルミ圧延（3423-00）

日本標準産業分類の細分類3233「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸・押しを含む）」及び3223「アルミニウム第2次製錬・精製業」のうちアルミニウム合金の生産活動を範囲とする。ただし、アルミニウム合金は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

(9) 核燃料（3429-20）

① 日本標準産業分類の細分類3291「核燃料製造業」の活動とする。

② 注意点

従来、3429-90「その他の非鉄金属一次製品」に含まれていたものを55年表より特掲する。

(10) その他の非鉄金属一次製品（3429-90）

① 日本標準産業分類の細分類3221「鉛第2次製錬・精製業」のうち減合金、はんだ、3232「鉛・同合金圧延業（押しを含む）」、3239「その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸・押しを含む）」、3299「他に分類されない非鉄金属製造業」のうち非鉄金属鍛造品を除いたものの活動とする。

② 注意点

1) 従来、本部門に含まれていた核燃料は、3429—200「核燃料」として特掲する。

2) 核燃料の数値は資本形成扱いとする。

(11) 電線・ケーブル (3705—00)

日本標準産業分類の小分類 325「電線・ケーブル製造業」の生産活動を範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	資源統計年報	55年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	資源統計月報	55年12月	〃	生産額
3	工業統計表(組替表)	55年	〃	生産額
4	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	参考
5	エネルギー消費構造統計表	〃	〃	投入額
6	輸出・輸入及び関税統計(組替表)	〃	大蔵省	産出額
7	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門の生産額推計に当たっては、主として「生動」及び「センサス」の調査結果を用いた。

(2) 推計方法

生産額の推計に当たっては、生産数量に生産者単価を乗じ品目別生産額を算出し、当該部門ごとに積み上げ、部門別生産額を推計した。

① 非鉄金属地金

主要品目については、生産数量、単価とも「生動」の調査結果を用いた。数量は「資源統計年報」、単価は「資源統計月報」を使用した。

半製品仕掛品在庫純増は「工業統計表(組替表)」により推計した。

アルミニウム部門のアルミナ及び水酸化アルミはアルミニウムの主要原料であるが、アルミナ及び水酸化アルミが陶磁器等の耐火物原料として一部出荷されているので、出荷分を生産額に加えた。

〔「資源統計年報」で公表している、アルミナ及び水酸化アルミの出荷のうち販売は、アルミニウムの原料用以外のものの販売であるので、これに単価を乗じて推計した。〕

その他の非鉄金属地金については、「生動」を用いて推計した額よりも「工業統計(組替表)」を用いて推計した生産額の方が大きいため「センサス」により推計した。

② 非鉄金属製品

「生動」で生産数量及び販売金額を調査しているが「生

動」より「センサス」を用いた生産額の方が大きいものについては「センサス」を用いた。

アルミ圧延、その他の非鉄金属一次製品のうち非鉄金属合金(3429900—100)、非鉄金属及び合金圧延製品(3429900—200)、亜鉛製品(3429900—300)は「生動」によった。ただし、亜鉛製品は、センサス「323911亜鉛、同合金展伸材」の生産額から3429—900—301亜鉛製品、亜鉛板の生産額を差引いたものである。また、その他の品目については「センサス」によった。

核燃料は、センサスの「3291核燃料製造業」の加工賃収入額と貿易統計表による核物質輸入額(核燃料の原材料)を合計したものをを用いた。

4. 投入額推計

(1) 一次推計値

① 主要原材料は「資源統計年報」を参考に原材料消費量に単価を乗じて算出した。

② 燃料動力費は「資源統計年報」と「エネルギー消費構造統計表」を用いて推計した。

③ その他の品目は、①、②を除く生産額の50年に対する伸び率で推計した。

(2) 調整点

一次推計値に次の検討を加え調整した。

① 試算推計値とかい離が大きいものを再検討

② 産出側からの推計値との調整(試算推計値及び伸び率より極端に高低のはげしいものは再調整)

③ 「50年産業連関表」を参考にし、かい離の大きいものの調整

④ エネルギー消費構造統計をI—Oコードに組み替えた結果をもとに調整

(3) 自部門投入

① アルミニウムの自部門投入は「資源統計年報」で公表されている、非鉄金属需給のうち内需のアルミニウム二次地金を投入した。

5. 産出額推計

(1) 非鉄金属地金

「生動」の調査結果である産業別消費実績及び用途別消費実績を基礎に算出した。

① 主要産出先は「資源統計年報」の原材料消費量に単価を乗じて推計した。

② 製品在庫及び原材料在庫は「資源統計年報」の在庫量に単価を乗じて推計した。

③ 輸出入は「輸出・輸入及び関税統計」をもとに投入側から推計した。

④ その他の非鉄金属地金については、とくに需要先別

の資料がないので、品目ごとに主として投入側からの推計値をもとに調整した。

Ⅰ) 50年表で直接最終部門の「家庭金属品」, 「筆記具」等へ産出していたものについては、55年表では中間部門の「伸銅品」, 「アルミ圧延」及び「その他の非鉄金属一次製品」へ産出し、当該部門から最終部門へ産出した。

Ⅱ) 「家計消費」については「金」の私的保有分を投入側と調整の上計上した。

推計資料として日本鉱業協会及び日本金地金流通協会調査による金需給表を参考とした。

(2) 非鉄金属製品

「生動」の調査結果である形状別産業別出荷内訳を基礎に算出した。

① 主要産出先は「資源統計年報」の部門別出荷内訳比率で各産業別に配分した。

電線・ケーブルについては、「資源統計年報」及び社団法人日本電線工業会調査による「電線統計年報」を参考として推計した。

その他の非鉄金属一次製品については、需要先別の資料がないため、品目ごとに主として投入側からの推計値をもとに調整した。

② 製品在庫及び原材料在庫は「資源統計年報」の在庫量に単価を乗じて推計した。

③ 輸出入は、「輸出・輸入及び関税統計」をもとに投入側から推計した。

V 繊維部門 (化学繊維, 合成繊維部門を含む)

[紡績]

1. 概念・定義及び範囲

絹紡 (2301-20)

日本標準産業分類の細分類2024「絹紡績業」, 2031「ねん糸製造業 (かさ高加工糸製造業を除く)」のうち「絹縫糸」及び2099「他に分類されない繊維工業」のうちペニーの生産活動を範囲とする。

綿紡 (2302-00)

日本標準産業分類の細分類2021「綿紡績業」, 2029「その他の紡績業」のうち和紡績, 2031「ねん糸製造業 (かさ高加工糸製造業を除く)」のうち綿縫糸の生産活動及び2091「整毛業」のうち綿の紡織屑の反毛を行う活動を範囲とする。ただし原則として反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

なお、紡績工程で発生する落綿は屑扱いとし、織物原料用作物を競合部門とする。

毛紡 (2303-00)

日本標準産業分類の細分類2023「毛紡績業」の生産活動及び2091「整毛業」のうち洗上羊毛, トップ及び毛の紡織屑の反毛を行う活動を範囲とする。ただし、原則として洗上羊毛, トップ紡織屑の反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

なお、紡績工程で発生する毛屑は屑扱いとし、羊毛部門を競合部門とする。

麻紡 (2304-00)

日本標準産業分類の細分類2025「麻紡績業」及び2092「麻製織業」の活動を範囲とする。ただし、亜麻の製織及びちよ麻の精練は、中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

スフ紡 (2305-00)

日本標準産業分類の細分類2022「化学繊維紡績業」のうちスフ糸 (ビスコース・キュプラ) 及びアセテート紡績糸を生産する活動及び2091「整毛業」のうち、スフの紡織屑の反毛を行う活動とする。ただし、反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

なお、製造工程で発生するスフ屑, 合成繊維屑, 落綿は屑扱いとし、それぞれスフ, その他の合成繊維, 織物原料作物部門を競合部門とする。

合成繊維紡 (2306-00)

日本標準産業分類の細分類2022「化学繊維紡績業」のうち合成繊維紡績糸, 2031「ねん糸製造業」のうち合成繊維縫糸を生産する活動及び2091「製毛業」のうち合成繊維紡織屑の反毛を行う活動とする。ただし、反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

なお、製造工程で発生する毛屑, 落綿は屑扱いとし、それぞれ羊毛, 織物原料作物を競合部門とする。

2. 推計資料 (共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	繊維統計年報	55年	通商産業省	生産額, 投入額, 産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額, 投入額
3	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	参考
5	輸出・輸入及び関税統計	55年	大蔵省	産出額
6	エネルギー消費構造統計	55年	通商産業省	投入額

3. 生産額推計

(1) 大部分は資料2を用いて以下の合計を生産額とした。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額(細品目別)

② 半製品,仕掛品在庫純増額

(2) スフ紡は資料1の生産数量に資料2の出荷単価を乗じて生産額とした。

(3) 羊毛トップは輸出分のみを毛紡の生産額に含めた。
(輸出分以外は中間製品とみなして,生産額に計上しない。)

4. 投入額推計

(1) 1次推計値を次の方法で算出した。

① 主要原材料について資料1を用いて推計した。

② 燃料動力費及びその他の間接費は資料3を用いて推計した。

(2) 1次推計値に次の検討を加え,調整した。

① 産出側からの推計値の検討

② 試算推計値との差が大きいものの検討

③ 資料6を用いたエネルギー関係推計値の検討

5. 産出額推計

需要先別の資料がないので,投入側推計値及び試算推計値をもとに調整した。

[織物(染色部門を含む)]

1. 概念・定義及び範囲

絹織物(2311-10)

日本標準産業分類の細分類2042「絹・人絹織物業」のうち絹織物,絹紡織物を生産する活動を範囲とする。

人絹織物(2311-20)

日本標準産業分類の細分類2042「絹・人絹織物業」のうち人絹織物を生産する活動を範囲とする。

綿織物(2312-10)

日本標準産業分類の細分類2041「綿・スフ織物業」のうち綿織物,和紡織物,タオルを生産する活動及び2093「せん毛業」の活動を範囲とする。

細幅織物(2312-20)

日本標準産業分類の細分類2085「細幅織物業」の生産活動を範囲とする。

スフ織物(2312-30)

日本標準産業分類の細分類2041「綿・スフ織物業」のうちスフ織物の生産活動を範囲とする。

合成繊維織物(2313-00)

日本標準産業分類の細分類204「織物業」のうち合成繊維織物の生産活動を範囲とする。

毛織物(2314-00)

日本標準産業分類の細分類2043「毛織物業」のうち合成繊維織物を除いたもの及び2049「その他の織物業」のうちモケットの活動とする。

麻織物(2315-00)

日本標準産業分類の細分類2044「麻織物業」のうち合成繊維織物を除いたものの活動とする。

染色整理(2316-00)

日本標準産業分類の細分類206「染色整理業」の活動とする。

2. 推計資料

(〔紡績〕の資料と同じ。)

3. 生産額推計

(1) 人絹織物,合繊維物は資料1の生産数量に資料2の出荷単価を乗じたものに(3)の額を加えた。

(2) (1)以外の織物は次のものの合計に(3)の額を加えた。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額

② 半製品,仕掛品在庫純増額

(3) 資料2を用いて製造業以外の事業所(例えば商社)からの受託生産分を次の算式によって求め,各部門に比例配分した。

(加工賃収入額-委託生産費)×3

(4) 染色整理は次の合計を生産額とした。

① 資料2の加工賃収入額

② 資料2の製造品出荷額×0.2

(注) この部門は染色整理活動のみをその範囲とする。製造品出荷額には糸,織物の価額が含まれているので,このうち20%を染色整理活動分と見なした。

4. 投入額推計

(1) 1次推計値は次の方法によった。

① 主要原材料(原糸,染料等)は資料1を用いた。

② 燃料・動力費及びその他の間接費は資料3を用いた。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

① 産出側からの推計値の検討

② 試算推計値との差が大きいものの検討

③ 資料6を用いたエネルギー関係推計値の検討

5. 産出額推計

とくに需要先別資料がないので,投入側推計値及び試算推計値をもとに調整した。

[繊維製品]

1. 概念・定義及び範囲

ニット製品(2320-00)

日本標準産業分類の細分類205「メリヤス製造業」及び細分類2123「補整着製造業」のうちメリヤス製のものの活動とする。ただし,メリヤス生地は,中間製品扱いとし,輸出用・工業用及び在庫増減のみを計上する。

(注意点)

従来,メリヤス製品としていたものを,名称変更した。

また、メリヤス製補製着は2430-10「衣服」部門に含まれていたものを統合した。

製綿・じゅうたん (2390-30)

日本標準産業分類の細分類2094「製綿業」及び2096「じゅうたん・その他の繊維製敷物製造業」の活動とする。

(注意点)

電着植毛製床敷物は2390-90「その他の繊維雑品」部門に含まれる。

ロープ・漁網 (2390-40)

日本標準産業分類の細分類2071「網製造業」、2072「漁網製造業」及び2031「ねん糸製造業」のうち漁網糸・漁具糸の活動とする。

(注意点)

漁網以外の網地(運動用、たな網用、運搬用等)の活動は2390-59「その他の繊維既製品」部門に含まれる。

民生用繊維既製品 (2390-51)

日本標準産業分類の細分類2191「寝具製造業」、2192「かや製造業」、2195「刺しゅう業」、2199「他に分類されない繊維製品製造業」の活動とする。

その他の繊維既成品 (2390-59)

日本標準産業分類の細分類2081「刺しゅうレース製造業」、2082「編レース製造業」、2083「ポピンレース製造業」、2084「組ひも製造業」、2095「フェルト・不織布製造業」、2193「帆布製品製造業」、2194「繊維製袋製造業」及び2079「その他の網地製造業」の活動とする。

その他の繊維雑品 (2390-90)

日本標準産業分類の細分類2049「その他の織物業」のうち抄織織物、2089「その他のレース・繊維雑品製造業」、2097「上塗りした織物・防水した織物製造業」、2099「他に分類されない繊維工業」のうち絹紡織半製品を除いたもの、2434「ブックバインディングクロス製造業」及び3999「他に分類されない製造業」のうち繊維壁材の生産活動とする。

衣服 (2430-10)

日本標準産業分類の細分類211「外衣製造業」、細分類2121「中衣製造業」、2122「下着製造業」、2123「補整着製造業」のうちニット製を除いたもの、2151「和装製品製造業」のうち既製和服・帯及び4421「男子洋服製造小売業」の活動とする。

(注意点)

(1) 生産額推計に工業統計表(品目編)を採用する場合は、非製造業者(商社等)からの委託生産額が把握できない。縫製品の場合、商社等の委託が多いため、工業統計表の「加工賃収入-委託費」を同業者以外の商社からの委託分とし

て、下式により生産額を推計する。

$$\begin{aligned} \text{商社分のC.T.} &= [\text{同業者以外からの委託費}] / [\text{加工賃} / \text{製品価格}] \\ &= [\text{委託加工賃} - \text{委託費}] / [(\text{製品価格} - \text{原材料費}) / \text{製品価格}] \end{aligned}$$

(2) 50年表まで本部門に含まれていた、日本標準産業分類の小分類215「その他の衣服身廻品製造業(繊維製履物を除く)」のうち既製和服・帯を除いたもの、及び帽子、麦わら・パナマ帽子類は、55年表から2430-20「身廻品」部門に格付ける。またニット補正着は55年表から2320-00「ニット製品」に格付ける。

また、50年表まで「身廻品」部門に含まれていたゴム引・ビニール合羽は55年表から本部門に格付ける。

身廻品 (2430-20)

日本標準産業分類の小分類213「帽子製造業」、214「毛皮製衣服・身廻品製造業」、215「その他の衣服・繊維製身廻品製造業」のうち既製和服・帯、繊維製履物、繊維製花緒を除いたもの及び細分類2951「革製手袋製造業」、2999「他に分類されないなめし皮製品製造業」のうち服装用革ベルト及び3981「麦わら・パナマ類帽子製造業」の活動とする。

(注意点)

50年表までは、本部門に含まれていたゴム引・ビニール合羽は2430-10「衣服」部門、和・洋傘・同部分品製造業は3990-50「身辺細貨品」部門に格付ける。

また、50年表までは「衣服」部門に含まれていた帽子、麦わら・パナマ帽子類、ショール、その他の和装製品、ネクタイ、スカーフ、マフラー類、ハンカチーフ、足袋類、衛生衣服付属品、他に分類されない衣服・繊維製品身廻品は本部門に格付ける。

2. 推計資料

(〔紡績〕の資料と同じ)

3. 生産額推計

(1) 資料2を用いて次の合計を生産額とした。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額(細品目別)

② 半製品、仕掛品在庫純増額

(2) 衣服部門は資料2を用いて製造業者以外からの受託分を次の算式によって求め、(1)に加えた。

$$(\text{加工賃収入額} - \text{委託生産費}) \times 4$$

(3) 商業統計表を用いて男子洋服製造小売分を推計し、衣服部門に加えた。

4. 投入額推計

(1) 1次推計値は次の方法で算出した。

① 主要原材料について資料3の調査票を参考として推

計した。

② 燃料、動力費及びその他の間接費は資料2を用いて推計した。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

- ① 産出側推計値との調整
- ② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討
- ③ 資料6による推計値との調整

5. 産出額推計

(1) ニット製品、衣服は大部分を家計消費に産出し、一部繊維、農林業等に投入側推計値をもとにして産出した。

(2) その他は、品目内容が雑多で産出推計の困難な部門もあったが、投入側推計値をもとに調整した。

[人絹糸、スフ、合成繊維]

1. 概念・定義及び範囲

人絹糸 (3115-10)

日本標準産業分類の細分類2641「レーヨン製造業」、2642「アセテート製造業」のうちビスコース長繊維、キュプラ長繊維、アセテート長繊維の生産活動とする。

スフ (3115-20)

日本標準産業分類の細分類2641「レーヨン製造業」、2642「アセテート製造業」のうちビスコース短繊維、キュプラ短繊維、アセテート短繊維の生産活動とする。

ビニロン繊維 (3116-20)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうちビニロン繊維の生産活動とする。

ナイロン繊維 (3116-30)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち、ナイロン繊維の生産活動とする。

アクリルニトリル繊維 (3116-40)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち、アクリルニトリル繊維の生産活動とする。

ポリエステル繊維 (3116-50)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち、ポリエステル繊維の生産活動とする。

その他の合成繊維 (3116-90)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち、ポリ塩化ビニリデン繊維、ポリ塩化ビニル繊維、ポリエチレン繊維、ポリプロピレン繊維、その他の合成繊維の生産活動とする。

2. 推計資料

(〔紡績〕の資料と同じ)

3. 生産額推計

資料2を用いて以下の合計を生産額とした。

- (1) 製造品出荷額+製品在庫純増額 (細品目別)

(2) 半製品、仕掛品在庫純増額

4. 投入額推計

(1) 1次推計値は次により推計した。

- ① 主要原材料は資料1, 3, 4を参考として推計した。
- ② 燃料、動力費及びその他の間接費は資料3を用いて推計した。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

- ① 産出側推計値との調整
- ② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討
- ③ 資料6による推計値との調整

5. 産出額推計

需要先別資料がないので投入側からの推計値及び試算推計値をもとに調整した。

VI. 履物・皮革・同製品部門

1. 概念・定義及び範囲

革製履物 (2410-20)

日本標準産業分類の細分類293「革製履物用材料・同付属品製造業」及び294「革製履物製造業」の活動とする。

その他の履物 (2410-30)

日本標準産業分類の小分類224「木製履物製造業」及び細分類2159「他に分類されない衣服・繊維製身廻品製造業」のうち繊維製履物・繊維製花緒の活動とする。

製革・毛皮 (2910-00)

日本標準産業分類の小分類291「なめし皮製造業」、292「工業用革製品製造業(手袋を除く)」及び298「毛皮製造業」かばん・袋物・その他の革製品 (2930-00)

日本標準産業分類の小分類296「かばん製造業」、297「袋物製造業」及び299「その他のなめし皮製品製造業」のうち服装用革ベルトを除いたものの活動を範囲とする。

(注意点)

従来の「革製品(革製履物・身廻品を除く)」部門の名称を変更した。

2. 推計資料 (共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	雑貨統計年報 (皮革編)	55年	通商産業省	投入額
2	工業統計表	〃	〃	生産額
3	鉱工業投入 調査結果表	〃	〃	投入額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	参考
5	輸出・輸入及 び関税統計	55年	大蔵省	産出額
6	エネルギー消費 構造統計	55年	通商産業省	投入額

3. 生産額推計

資料2を用いて以下の合計を生産額とした。

- (1) 製造品出荷額+製品在庫純増額(細品目別)
- (2) 半製品, 仕掛品在庫純増額

4. 投入額推計

(1) 1次推計値は次により推計した。

- ① 主要原材料は資料1の原材料統計又は資料3の調査票を参考として推計した。
- ② 燃料・動力費, その他の間接費は資料3を用いて推計した。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

- ① 産出側推計値との調整
- ② 試算推計値とかい離の大きいものの検討
- ③ 資料6による推計値との調整

5. 産出額推計

需要先別資料がないので投入側推計値をもとに調整した。

VII. 木製品, 家具部門

1. 概念・定義及び範囲

その他の木製品(2520-00)

日本標準産業分類の細分類2213「屋根板製造業」, 2221「造作材製造業(建具を除く)」, 2223「建築用木製組立材料製造業」, 2214「経木・同製品製造業(折箱・マッチ箱を除く)」, 2215「木毛製造業」, 2216「たる・おけ製造業」, 2219「他に分類されない特殊製材業」, 2231「竹・とう・きりゅう等容器製造業」, 2232「折箱製造業」, 2233「木箱製造業(折箱を除く)」, 2234「和たる製造業」, 2235「洋たる製造業」, 2236「おけ製造業」, 2292「くつ型等製造業」, 2293「曲輪, 曲物製造業」, 2299「他に分類されない木製品製造業(竹・とうを含む)」, 3971「漆器製造業」, 3985「コルク加工基礎資材・コルク製品製造業」, 2394「鏡縁・額縁製造業」の活動とする。

木製家具・建具材(2600-11)

日本標準産業分類の細分類2311「家具製造業(金属製・漆器製を除く)」のうち木製家庭用事務所用テーブル・机・椅子, 木製流し台・調理台・ガス台, その他の木製家庭用事務所用家具, 木製公共建物用特殊家具, 2331「建具製造業」及び製造小売の活動とする。

その他の木製家具(2600-19)

日本標準産業分類の細分類2311「家具製造業(金属製・漆器製を除く)」のうち音響機器用キャビネット, 木製寝台, その他の家具, 2313「マットレス・組スプリング製造業」のうちマットレス, 2321「宗教用具製造業」, 2393「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」, 2399「他に分類さ

れない家具・装備品製造業」の活動とする。

金属製家具(2600-20)

日本標準産業分類の細分類2312「金属製家具製造業」, 2313「マットレス・組スプリング製造業」のうち組スプリング, 2391「事務所用店舗用装備品製造業」, 2392「窓用・とびら用日よけ製造業」及び3391「金庫製造業」の活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額, 投入額
2	商業統計表	54年	〃	生産額
3	鉱工業投入調査結果表	55年	〃	投入額
4	輸出・輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額
5	エネルギー消費構造統計	〃	通商産業省	投入額
6	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

3. 生産額推計

(1) 製造小売分以外は資料1を用いて以下の合計を生産額とした。

- ① 製造品出荷額+製品在庫純増額(細品目別)
- ② 半製品, 仕掛品在庫純増額

(2) 製造小売分は, 資料2による製造小売販売額を55暦年に修正し, マージン分を取り除いて推計した。

4. 投入額推計

(1) 1次推計値は次により算出した。

- ① 主要原材料については資料2の調査票を参考として推計した。
- ② 燃料・動力費及びその他の間接費は資料2を用いた。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

- ① 試算推計値(工業統計の50~55年の付加価値率変化率及び内生投入品目の価格変化率を考慮しつつ, 50年産業連関表投入パターンと55年生産額を用いて算出したもの)とのかい離が大きいものの検討。
- ② 産出側からの推計値との調整
- ③ 資料5によるエネルギー関係推計値との調整

5. 産出額推計

(1) その他の木製品

とくに需要先別資料がないので, 品目群ごとに次のように推計した。

- ① 「建築用木製品」は大部分建設部門へ産出したが, 建設中の部門別配分は投入側(建設省)が行った。
- ② 「漆器製品」は大部分家計に産出した。
- ③ 「機械器具木部」は関連する機械部門の試算投入額をウエイトにして配分した。
- ④ 木型の一部を資本形成に産出した。
- ⑤ その他は投入側からの推計値をもとに調整した。

(2) 木製家具・建具材及びその他の木製家具

- ① すべての部門に産出される性質をもっているが, 特に需要先別資料がないので, 投入側数値を参考にした。
- ② 細品目(10桁分類)で産出先のわかるものについてはその生産額を該部門に産出した。

(3) 金属製家具

とくに産出先別資料がないので投入側の推計値をもとに調整した。

VIII. 紙・パルプ部門

[パルプ, 紙(セロファンを含む)]

1. 概念・定義及び範囲

溶解パルプ(2711-10)

日本標準産業分類の細分類2411「溶解パルプ製造業」の活動とする。

(注意点)

パルプ廃液は, 50年から調査中止となったため, 50年表も計上していない。このため, 55年表では, 概念から削除する。(製紙パルプも同じ)

製紙パルプ(2711-20)

日本標準産業分類の細分類2412「製紙パルプ製造業」の活動とし, わらパルプ, 竹パルプ, 粕パルプの活動を範囲に含む。

洋紙・和紙(2712-10)

日本標準産業分類の細分類2421「洋紙製造業」, 2423「機械すき和紙製造業」, 2424「手すき和紙製造業」の活動とし, 大蔵省印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲に含む。

板紙(2712-20)

日本標準産業分類の細分類2422「板紙製造業」の活動とする。

加工紙(2720-10)

日本標準産業分類の細分類2432「段ボール製造業」, 2431「塗工紙製造業」及び2433「壁紙・ふすま紙製造業」の活動とする。

(注意点)

アスファルト塗工紙は, 45年表以前では「防腐加工品」部門に含まれていたが, 50年表以後は当部門に含める。そのため, 行部門を「段ボール」及び「塗工紙・建設用加工紙」に分割する。

なお, 45年表以前の「防腐加工品」部門は廃止し, アスファルト塗工紙は当部門に格付け, 薬品処理木材は, 従来の「舗装材料」部門と統合し, 3291-30「舗装材料・薬品処理木材」部門とする。

紙製容器(2720-20)

日本標準産業分類の小分類245「紙製容器製造業」の活動とする。

紙製品(2720-30)

日本標準産業分類の小分類244「紙製品製造業」及び細分類2493「紙製衛生材料製造業」, 2499「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」の活動とする。

セロファン(2720-40)

日本標準産業分類の細分類2491「セロファン製造業」の活動とする。

2. 推計資料 (共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	紙パルプ統計年報	55年	通商産業省	生産額, 投入額, 産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額, 投入額
3	雑貨統計年報 (日用品, 陶磁器等編)	〃	〃	生産額
4	鋳工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
5	産業連関表	55年	行政管理庁	参考
6	輸出・輸入及び関税統計	55年	大蔵省	産出額
7	紙流通統計年報	〃	通商産業省	〃
8	(紙幣用和紙)	〃	大蔵省印刷局	〃
9	エネルギー消費構造統計	55年	通商産業省	投入額

3. 生産額推計

(1) 溶解パルプ, 製紙パルプ, 洋紙・和紙及びセロファンは資料1を用いて, 生産数量に販売単価を乗じて推計した。ただし, 洋紙・和紙のうち紙幣用紙は大蔵省印刷局の決算書を用いた。

(2) 加工紙のうち段ボールは資料3を用いて生産数量に販売単価を乗じて推計した。

(3) (1), (2)以外の部門は資料2を用いて以下の合計を生産額とした。

- ① 製造品出荷額+製品在庫純増額 (細品目別)
- ② 半製品・仕掛品在庫純増額

4. 投入額推計

(1) 1次推計値を次により算出した。

- ① 主要原材料, 燃料, 電力について資料1を用いて推計した。
- ② 間接費は資料4を用いて推計した。

(2) 1次推計値に対し次の検討を加え調整した。

- ① 産出側推計値の検討
- ② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討
- ③ 資料9を用いた推計値との調整

5. 産出額推計

生産動態統計の原材料使用量を用いて推計したもののほかは投入側推計値をもとに調整した。

〔繊維板〕

1. 概念・定義及び範囲

繊維板 (2712-40)

日本標準産業分類の細分類2224「パーティクルボード製造業」, 2492「繊維板製造業」の活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	建材統計年報	55年	通商産業省	生産, 投入, 産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額, 投入額
3	輸出, 輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額
4	鋳工業投入調査結果表	〃	通商産業省	投入額
5	化学便覧	〃	日本化学会	〃

3. 生産額推計

(1) 生産動態統計調査の結果を採用し, 下記算式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

(2) 部門別の半製品・仕掛品の増減額については工業センサス (日本標準産業分類細分類) から下記算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 55\text{年末半製品・仕掛品額} - 54\text{年末半製品・仕掛品額}$$

4. 投入額推計

投入額推計にあたっては, 第1段階として工業センサス (産業編) から主要原材料使用額, 燃料使用額, 購入電力使用額, 付加価値額, 現金給与額, 減価償却額, 内国消費税額などそれぞれ大枠について把握し, 第2段階として生産技術的資料及び別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち, 原単位を使用し, 各投入部門別に細分した推計を行い, 最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお, 各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

(1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため, それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い, 産出側と調整して決定した。

(2) 原料炭, コークス, 無煙炭・亜炭, 一般炭

産出側 (資源エネルギー統計調査室) の総額を実際に消費する部門に配分した。なお, 一般炭については生産額比率で配分投入した。

(3) 重油 (A・B・C)

産出側 (資源エネルギー統計調査室) からの総額を50年表の投入比率により各部門別に配分した。

(4) 電力（事業用、自家発）

(ア) 事業用電力については主として工業センサスの購入電力使用額を採用した。

(イ) 自家発電については資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(5) 間接費

主として、鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

(6) 粗付加価値

(ア) 旅費、交際費、福利厚生費

鉱工業投入調査結果により部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

(イ) 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数および現金給与総額」とを勘案し調整投入した。

(ウ) 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整の上投入した。

(エ) 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整した。

(オ) 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

5. 産出額推計

繊維板の産出については繊維板及びパーティクルボードの需要部門別内訳（繊維板工業会資料）により大枠として建設、電機機器、自動車、造船、車両部門に産出し、投入側と調整を行った。

IX. 印刷・出版部門

1. 概念・定義及び範囲

新聞（2800—10）

日本標準産業分類の小分類251「新聞業」の活動とする。

印刷（2800—91）

日本標準産業分類の小分類253「印刷業」、254「製版業」、255「製本業・印刷物加工業」、259「印刷業に伴うサービス業」及び大蔵省印刷局の活動とする。なお、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、削除する。

出版（2800—92）

日本標準産業分類の小分類252「出版業」の活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額、投入額
2	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
3	紙・パルプ統計年報	〃	〃	〃
4	日本新聞年鑑	56年		〃（付加価値）
5	決算書、予算書	54年 55年		生産額、投入額
6	出版年報	55年	全協出版科学研究所	投入額
7	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

3. 生産額推計

(1) 新聞及び出版は資料1を用いて推計した。

- ① 製造品出荷額+製品在庫純増額
- ② 新聞広告料金収入又は雑誌広告料金収入
- ③ 半製品・仕掛品在庫純増額

(2) 印刷は資料1及び5を用いた。

- ① 製造品出荷額+製品在庫純増額
- ② 半製品・仕掛品在庫純増額
- ③ 官報印刷、紙幣印刷（資料5）

4. 投入額推計

(1) 新聞

主要原材料については資料2の調査票を用いて投入割合を算出した。又、資料3による新聞業への紙の出荷量を利用した。

間接費は資料3を用いた。

付加価値部門は資料1及び4の主要指標を用いて推計した。

(2) 印刷

主要投入物及び一般管理費等について資料2を用いて推計した。紙は資料3による印刷業への出荷量を利用した。

付加価値部門は資料1を参考にした。

(3) 出版

主要投入物である紙は資料3の需要先別統計を用いた。その他は印刷業の投入内訳も参考として推計した。

付加価値部門は資料1を参考とした。

5. 産出額推計

(1) 新聞

まず家計調査、農家生計費調査を用いて家計消費分を決定し、残りを各産業部門へ配分した。

ただし、広告収入は広告業に産出（トランスファー）した。

(2) 印刷

各部門による印刷の投入には、①一般管理費的なものとして投入する場合と、②主要投入の1つとして多額に投入

する場合がある。

②については投入側から決定し、残りを①として各部門へ産出した。

なお、製版活動分は印刷業の自部門投入又は新聞、出版業等に産出した。

(3) 出版

新聞と同様

X. ゴム製品部門

1. 概念・定義及び範囲

ゴム製品 (3000-10)

日本標準産業分類の細分類281「タイヤ・チューブ製造業」283「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」及び289「その他のゴム製品製造業」の活動とする。

ゴム製履物 (3000-20)

日本標準産業分類の細分類2821「ゴム製履物・同付属品製造業」の活動とする。

プラスチック製履物 (3000-30)

日本標準産業分類の細分類2822「プラスチック製履物・同付属品製造業」の活動とし、合成皮革製靴を含む。

従来、3000-20「ゴム製履物」部門に格付されていたものを、55年表より特掲する。

2. 推計資料 (共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	ゴム製品統計年報	55年	通商産業省	生産、投入、産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額、投入額
3	輸出入および関税統計	〃	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査結果表	〃	通商産業省	投入額
5	7981の化学商品	〃	化学日报社	〃
6	化学便覧	〃	日本化学会	〃
7	エネルギー消費構造統計	55年	通商産業省	〃
8	自動車タイヤ国内新車用、補修用統計表	〃	日本自動車タイヤ協会	産出額
9	需要部門出荷内訳表	〃	日本ゴム工業会月報 (1月~12月)	〃

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計にあたっては、主として生産動態統計調査 (以下「生動」という) 及び工業統計調査 (以下「センサス」という) 結果を用いた。

(2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ部門別生産額を推計した。

① 生動で調査している品目 (ただし、調査の範囲を限定しているものを除く) については、原則として生動の調査結果を用い、下記算式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② 生動で調査していない品目及び生動の指定品目であるが、調査の範囲を限定しているものはセンサスの生産額 (下記算式による) を採用した。

$$\text{生産額} = 55\text{年製造品出荷額} + (55\text{年末製造品在庫額} - 54\text{年末製造品在庫額})$$

③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサスをI-O分類に組替えたものから下記算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 55\text{年末半製品・仕掛品} - 54\text{年末仕掛品・仕掛品額}$$

(3) 部門別生産額推計

① ゴム製品

主として生動を利用したが、ゴム製品の生動は従業者5人以上の事業所を対象としており、次のような小規模事業所製品は裾切りによる脱漏があるため、センサスを採用した。

3000-190-201ゴムホース、3000-190-300工業用ゴム製品、3000-190-400ゴム引布、3000-190-500その他のゴム製品、3000-190-601再生ゴム、3000-190-700練生地

② ゴム製履物、プラスチック製履物

すべてセンサスを利用した。

4. 投入額推計

部門別の投入額推計にあたっては、オ1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、国内消費税額などそれぞれの大枠について把握し、オ2段階として生産技術的資料および別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

(1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない副資材的なものは関係業界

資料を参考にして細分推計した。

(2) 一般炭、亜炭

産出側（資源エネルギー統計調査室）の総額を実際に消費する部門に配分した。

(3) 重油（A、B、C）

産出側（資源エネルギー統計調査室）から産出のあった総額を50年表の投入比率により各部門に配分した。

(4) 電力（事業用、自家発）

① 事業用電力については、主としてセンサスの購入電力使用額を採用した。

② 自家発電については、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(5) 間接費

主として、鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

(6) 粗付加価値

① 旅費、交際費、福利厚生費

鉱工業投入調査結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

② 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数および現金給与総額」と調整した。

③ 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整の上投入した。

④ 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

⑤ 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

5. 産出額推計

(1) タイヤ・チューブ

タイヤ・チューブの産出は、その大部分は自動車（二輪自動車を含む）向けであるが、そのほか運搬車用、自転車用、航空機用などがある。産出に際しては、産業向けと補修向けとの大枠を設定し、補修用向けの数値を日本自動車タイヤ協会資料より求めて決定して、残りを生動の用途別比率によって各産業に配分した。

(2) その他のゴム製品

その他のゴム製品の産出は、内容的にはその大部分が工

業用ゴム製品のため各産業部門に産出することとした。

(3) ゴム製履物

家計消費部門に生産額の80%を産出し、残りを50年の産出構成比率によって各産業に配分し投入側と検討して産出した。

(4) プラスチック製履物

家計消費部門に生産額の90%を産出し、残りを50年の産出構成比率によって各産業に配分し、投入側と検討して産出した。

(5) 在庫部門への産出額（各品目共通）

① 生産者製品在庫増減額

下記(i)(ii)により算出した品目別生産者製品在庫額増減額を部門別に組替え積上げ推計した。

(i) 生動で調査している品目については、つぎの算式によった。

製品在庫増減額 = (55年末製品在庫量 - 54年末製品在庫量) × (55年出荷額 ÷ 50年出荷量)

(ii) 生動で調査していない品目はセンサスを採用し、つぎの算式によった。

製品在庫増減額 = 55年末製品在庫額 - 54年末製品在庫額

② 半製品、仕掛品在庫増減額

センサスの日本標準産業分類4桁別の半製品、仕掛品在庫増減額をつぎの算式により計算し、I-O分類に組替えた。

半製品・仕掛品在庫増減額 = 55年末製品、仕掛品在庫額 - 54年末半製品・仕掛品在庫額

③ 流通在庫

経済企画庁推計値を採用した。

XI. 化学工業製品部門

1. 概念・定義及び範囲

アンモニア (3111-10)

アンモニア、液体アンモニア、アンモニア水の生産活動とする。

硫酸 (3111-20)

硫酸の生産活動とする。生産工程中に、発生した硫酸焼鉱は副産物扱いとし、鉄鉱石（国産）部門に競合させる。

カーバイド (3111-30)

カルシウムカーバイドの生産活動とする。

ソーダ工業薬品 (3111-40)

か性ソーダ、ソーダ灰、液体塩素、塩酸、その他のソーダ工業薬品の生産活動とし、日本標準産業分類の細分類「ソーダ工業」のうち、塩化アンモニウムを除いたものに該当

する。

タール製品(石油系を除く)(3112-10)

純ベンゾール、クレオソート油、ピッチ、その他のタール製品の生産活動とし、日本標準産業分類の細分類2635「コールタール製品製造業」に該当する。

なお、50年表では、行部門として「精製ナフタリン」を設けていたが、近年、「精製ナフタリン」のウエイトが低下したため、55年ではこの部門を「その他のタール製品」部門に統合した。

環式中間物(石油系を除く)(3112-21)

アニリン、無水フタル酸、その他の環式中間物の生産活動とする。

なお、50年表では、行部門として「アニリン」、「無水フタル酸」、「その他の環式中間物」が設けられていたが、生産額が小さいため統合した。

エチルアルコール(3112-22)

日本標準産業分類の細分類2634「発酵工業」のうち、エチルアルコールの生産活動とする。

なお、石油化学製品のエチルアルコールは、「その他の石油化学製品」に含まれる。

メタノール系誘導品(3112-30)

精製メタノール、ホルマリン、その他のメタノール系誘導品(ギ酸、しゅう酸、ウロトロピン、塩化メチル、ペンタエリスリトール等)の生産活動とする。

鎖式中間物(3112-40)

無水酢酸、モノクロル酢酸、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン、メラミン等の生産活動とする。

なお、50年表では、水銀とアセチレンによる製造のため「アセチレン系誘導品」という名称であったが、水俣病によりアセチレンからでなく、エチレンから製造されるようになったため、名称を変更した。

可塑剤(3112-50)

日本標準産業分類の細分類2639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤製造業に該当する生産活動とする。

油脂加工製品(3112-70)

精製グリセリン、その他の油脂加工製品の生産活動とする。

なお、生産工程中に発生する石けんは副産物扱いとし、石けん、界面活性剤部門を競合部門とする。

石油化学基礎製品(3113-10)

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、分解ガソリン、トップガスの生産活動とする。

なお、生産工程中に発生する液化石油ガス及び硫黄は副産物扱いとし、液化石油ガス部門及び硫化鉱・硫黄部門を競合部門とする。

石油化学系芳香族製品(3113-20)

改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゾール、純トルオール、キシロール、芳香族溶剤の生産活動とする。

その他の石油化学製品(石油系合成樹脂を除く)(3113-90)

エチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン等芳香族製品からつくられる石油化学製品(無水フタル酸、スチレンモノマー、酢酸、合成アセトン、合成ブタノール、合成ゴム、その他の石油化学製品)の生産活動とする。

なお、生産工程の段階で回収される硫安は副産物扱いとし、「硫安」を競合部門とする。

繊維原料用合成樹脂(3116-10)

酢酸繊維素(アセチルセルロース)、酢酸ビニル、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂及びカプロラクタムの生産活動とする。

なお、生産工程中に回収される硫安は副産物扱いとし、「硫安」を競合部門とする。

熱硬化性樹脂(3117-10)

フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、ウレタンフォーム、けい素樹脂の生産活動とする。

エポキシ樹脂の活動は3117-30「石油合成樹脂」部門に含まれる。

塩化ビニル(3117-20)

塩化ビニルモノマー、塩化ビニル樹脂の生産活動とする。

石油系合成樹脂(3117-30)

2. 推計資料(共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	化学統計年報	55年	通商産業省	生産、投入 産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額、 投入額
3	輸出、輸入及び 関税統計	〃	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査 結果表	〃	通商産業省	投入額
5	7881の化学商品		化学日報社	〃
6	化学便覧		日本化学会	〃
7	エネルギー消費 構造統計	〃	通商産業省	〃

石油系合成樹脂であるポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、ポリブテン、エポキシ樹脂、石油樹脂の生産活動とする。

その他の合成樹脂 (3117-90)

メタクリル酸エステル、メタクリル樹脂、ポリアミド系樹脂、ポリカーボネートなどの生産活動とする。

なお、生産工程中に回収される硫安は副産物扱いとし、「硫安」を競合部門とする。

アンモニア系肥料 (3118-11)

硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウム、尿素、硫りん安、りん硝安、硫りん安系化成肥料、塩化アンモニウムの生産活動とする。

なお、生産工程中で発生する化学石こうは副産物扱いとし、窯素原料鉱物を競合部門とする。

りん酸質肥料 (3118-12)

過りん酸石灰、重過りん酸石灰、熔成りん肥、焼成りん肥、化成肥料(硫りん安系、りん酸液系を除く)、NK化成の生産活動とする。

石灰窯素 (3118-13)

日本標準産業分類の細分類2611「窯素及びりん酸質肥料製造業」のうち石灰窯素製造業の活動とする。

その他の化学肥料 (3118-19)

配合肥料、硫酸カリ、その他の化学肥料(けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料等)の生産活動とする。

無機薬品 (3119-10)

二硫化炭素、亜鉛華、酸化チタン、カーボンブラック、その他の無機薬品(硫酸塩、亜硫酸塩、硫化物、明ばん、ふっ化物、りん及び化合物、りん酸ナトリウム、りん酸カリウム、カリウム塩、バリウム塩、亜鉛化合物、鉛化合物、クロム酸塩、水銀化合物、鉄化合物、顔料、活性炭、硝酸、硫酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、その他の無機薬品)の生産活動とする。

なお、生産工程中に発生する化学石こう、回収硫安、硫酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ窯業原料鉱物、硫安、その他の化学肥料を競合部門とする。

高圧ガス (3119-20)

日本標準産業分類の細分類2624「圧縮ガス・液化ガス製造業」の活動とする。

合成染料 (3119-50)

直接染料、酸性染料、その他の合成染料及びピグメントレジンカラーの生産活動とする。

その他の基礎薬品 (3119-90)

鎖式有機酸(酒石酸、くえん酸、こはく酸、乳酸、吐酒

石)、エーテル、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、フルフルール、天然樹脂製品、木材化学製品等の生産活動とする。

なお、ガソリン添加剤は本部門より除かれ「その他の最終化学製品」部門に含まれる。

塗料 (3130-00)

日本標準産業分類2654「塗料製造業」の活動とする。

石けん・界面活性剤 (3192-10)

日本標準産業分類の細分類2652「石けん・合成洗剤製造業」、2653「界面活性剤製造業(石けん・合成洗剤を除く)」の活動とする。

化粧品・歯磨 (3192-20)

日本標準産業分類の細分類2695「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の活動とする。

印刷インキ (3192-30)

日本標準産業分類の細分類2655「印刷インキ製造業」の活動とする。

なお、希釈・製造用ワニスとは本部門に含む。

火薬類 (3192-61)

日本標準産業分類の細分類2691「産業用火薬類製造業」、2692「武器用火薬類製造業」、3987「煙火製造業」の活動とする。

写真感光材料 (3192-70)

写真用フィルム(X線用フィルム・ロールフィルム・映画用フィルム・特殊フィルム)写真用乾板、印画紙、青写真感光紙、複写感光紙の生産活動をいう。日本標準産業分類の細分類2697「写真感光材料製造業」のうち、写真用化学薬品を除く活動とする。

なお、写真用化学薬品は「その他の最終化学製品」部門に含まれる。

その他の最終化学製品 (3192-90)

日本標準産業分類2656「洗浄剤・みがき用剤製造業」、2639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち人口甘味剤製造業、2694「香料製造業」、2696「ゼラチン・接着剤製造業」、2697「写真感光材料製造業」のうち写真用化学薬品製造業、2699「他に分類されない化学工業薬品製造業(試薬、筆記用インキ、スタンプ用インキ、浄水剤、イオン交換樹脂、防臭剤等)」の生産活動とする。

なお、蚊とり線香製造業の活動は「医薬品」部門、事務用のり製造業、墨・墨汁製造業の活動は「筆記具」部門、線香製造業の活動は「その他の製造業」部門にそれぞれ含まれる。

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計にあたっては、主として生産動態統計調査(以下「生動」という)及び工業統計調査(以下「センサス」という)結果を用いた。

(2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ、部門別生産額を推計した。

① 生動で調査している品目(ただし調査の範囲を限定しているものを除く)については原則として生動の調査結果を用い、下記算式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② 生動で調査していない品目及び生動の指定品目であるが調査の範囲を限定しているものはセンサスの生産額(下記算式による)を採用した。

$$\text{生産額} = 55\text{年製造品出荷額} + (55\text{年末製造品在庫額} - 54\text{年末製造品在庫額})$$

③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサス(日本標準産業分類細分類別)から下記計算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 55\text{年末半製品}$$

$$\text{仕掛品額} - 54\text{年末半製品・仕掛品額}$$

(3) 部門別生産額推計

① 主として生動を資料とした部門

3111-10 アンモニア

生産量は生動による数量を採用した。なお、アンモニアはその大部分が生産工場でアンモニア系肥料、繊維原料用合成樹脂用として自家消費され、他の工業向けは主として液体アンモニア・アンモニア水として出荷されるため、生産者価格は製造業者数社の聞き取り調査による平均単価を用いた。

3111-20 硫酸

3111-30 カーバイト

生産量は生動による数量を採用した。なお、価格は自家消費分については製造業者の聞き取り調査により90,000円/tを採用、出荷分については「生動」による出荷価格112,500円/tを採用し、その加重平均価格によった。

自家消費分

$$90,000\text{円/t} \times 376,843\text{t} = 33,915,870\text{千円}$$

出荷分

$$112,500\text{円/t} \times 175,944\text{t} = 20,243,700\text{千円}$$

平均価格

$$54,159,570\text{千円} \div 556,787\text{t} = 97,300\text{円}$$

生産額

$$97,300\text{円} \times 550,460 = 53,559,758\text{千円}$$

3111-40 ソード工業薬品

3112-10 タール製品(非石油系)

3111-21 環式中間物(非石油系)

ただし、3112210-109その他の環式中間物は〔センサス263629その他の環式中間物-生動の環式中間物品目群(I-O特掲品目)の合計〕によって推計した。

3112-22 エチルアルコール

3112-30 メタノール系誘導品

3112-40 鎖式中間物

3112-50 可塑剤

3112-70 油脂加工製品

3113-10 石油化学基礎製品

3113-20 石油化学系芳香族製品

3113-90 その他の石油化学製品(石油系合成樹脂を除く)

3116-10 繊維原料用合成樹脂

3117-10 熱硬化性樹脂

3117-20 塩化ビニル

3117-30 石油系合成樹脂

3117-90 その他の合成樹脂

3118-11 アンモニア系肥料

3118-12 りん酸質肥料

3118-13 石灰窒素

3118-19 その他の化学肥料

3119-10 無機薬品

ただし、3119-190-168その他の無機薬品は〔センサス262319その他の無機顔料+262914カリウム塩類+262932バリウム塩類+262939その他の無機化学工業薬品-生動の無機薬品品目群(I-O特掲品目)の合計〕によって推計した。

その他の無機化学工業薬品-生動の無機薬品品目群(I-O特掲品目)の合計〕によって推計した。

3119-20 高圧ガス

ただし、3119-200-801その他の圧縮ガスは〔センサス262419その他の圧縮ガス-生動の高圧ガス品目群(I-O特掲品目)の合計〕によって推計した。

3119-50 合成染料

3119-90 その他の基礎薬品

3192-10 石けん・界面活性剤

3192-30 印刷インキ

3192-61 火薬類

ただし、3192-619-301煙火はセンサス398711煙火を

採用した。

3192-70 写真感光材料

② 主としてセンサスを資料とした部門

部門内の全部または大半の品目が生動の指定調査品目でないもの及び生動の調査範囲が規模限定されているため規模以下の事業所分の生産額が脱漏するもの。

3130-00 塗料

3192-20 化粧品・歯磨

3192-90 その他の最終化学製品

ただし、3192-900-115触媒は生動を採用した。

4. 投入額推計

部門別の投入額推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税などそれぞれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料および別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

(1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない副資材的なものは関係業界資料を参考にして細分推計した。

(2) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭

産出側（資源エネルギー統計調査室）の総額を実際に消費する部門に配分した。なお、一般炭については生産額比率で配分投入した。

(3) 重油（A. B. C）

産出側（資源エネルギー統計調査室）からの総額を50年表の投入比率により各部門別に投入し、エネルギー消費構造統計の消費額とを勘案し調整投入した。

(4) 灯油, L. P. G

産出側（資源エネルギー統計調査室）からの総額を50年表の投入比率により各部門別に投入し、エネルギー消費構造統計（I-O組替）の消費額とを勘案し調整投入した。

(5) 電力（事業用・自家発）

① 事業用電力については主としてセンサスの購入電力使用額を採用した。

② 自家発電については、資源エネルギー庁計画課より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(6) 間接費

主として鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

(7) 粗付加価値

① 旅費、交際費、福利厚生費

鉱工業投入調査結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整のうえ決定した。

② 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」とを勘案して調整投入した。

③ 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整のうえ投入した。

④ 間接税

センサスの内国消費税を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整のうえ投入した。

⑤ 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整のうえ投入した。

5. 産出額推計

部門別産出額推計は投入額推計作業とほぼ平行して行われたが、投入額推計にあつては、生動、センサス、鉱工業投入調査、化学工業原単位及び関係業界資料など比較的安定した資料があるため、ある程度精度のある推計が出来た。

しかし、産出額推計については投入額推計ほど安定した産出比率を求め得る資料がなかった。したがって、各部門別の産出額推計にあつては、①生動の原材料統計から業種別原材料品目別消費量を採り生産者価格を乗じて求めた。②産出推計資料のない部門については、産出先部門の投入推計を用いたが、産出先部門の投入推計値の合計額が供給額を上回る場合は産出部門の投入推計値の構成比率で供給額を再配分し産出した。

(1) 在庫部門への産出額（各品目共通）

① 生産者製品在庫増減額

下記(i)(ii)により算出した額を、各部門別に組替え積上げ推計した。

(i) 生動で調査している品目については、つぎの算式によつた。

製品在庫増減額 = (55年末在庫量 - 54年末製品在庫量) × (55年出荷額 ÷ 55年出荷量)

(ii) 生動で調査していない品目はセンサスを採用し、

つぎの算式によった。

製品在庫増減額＝55年末製品在庫額－54年末製品在庫額

② 半製品・仕掛品在庫増減額

センサスの日本標準産業分類4桁別の半製品・仕掛品在庫増減額をつぎの算式により計算し、I-O分類に組替えた。

半製品・仕掛品在庫増減額＝55年末半製品・仕掛品在庫額－54年末半製品・仕掛品在庫額

③ 流通在庫

経済企画庁推計値を採用した。

[マッチ]

1. 概念、定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3986「マッチ製造業」の生産活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額
2	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
3	エネルギー消費構造統計表	〃	〃	〃
4	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

3. 生産額推計

資料1を用いて以下の合計額を生産額とした。

- ① 製造品出荷額＋製品在庫純増額
- ② 半製品・仕掛品在庫純増額

4. 投入額推計

- (1) 1次推計値は資料2を用いて推計した。
- (2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。
 - ① 産出側からの推計値との調整
 - ② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討。
 - ③ 資料3による推計値との調整

5. 産出額推計

投入側推計値をもとに調整した。

XII 窯業・土石製品部門

(窯業土石製品(ガラス製品、陶磁器以外))

1. 概念・定義・範囲

昭和55年表における窯業・土石製品部門の概念・定義・範囲はつぎのとおりである。

3310-10 耐火物

日本標準産業分類の細分類305「耐火物製造業」の生産活動とする。

3310-90 その他の建設用土石製品

日本標準産業分類の細分類303「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類3096「石こう製品製造業」の生産活動とする。

3320-10 板ガラス

日本標準産業分類の細分類3011「板ガラス製造業」、3012「板ガラス加工業」のうち鏡を除く生産活動とする。

3340-00 セメント

日本標準産業分類の細分類3021「セメント製造業」の生産活動とする。

3390-10 炭素製品

日本標準産業分類の細分類306「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動とする。

3390-20 研磨材

日本標準産業分類の細分類307「研磨材・同製品製造業」の生産活動とする。

3390-30 石綿製品

日本標準産業分類の細分類3095「石綿製品製造業」の生産活動とする。

3390-41 生コンクリート

日本標準産業分類の細分類3022「生コンクリート製造業」の生産活動とする。

3390-42 その他のセメント製品

日本標準産業分類の細分類3023「コンクリート製品製造業」、3029「その他のセメント製品製造業」の生産活動とする。

3390-90 その他の土石製品

日本標準産業分類の細分類3082「人工骨材製造業」、3083「石工品製造業」、3084「けいそう土・同製品製造業」、3085「鉱物・土石の粉碎等処理業」、3094「岩綿・鉱さい綿・同製品製造業」、3097「石灰製造業」、3099「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動とする。

なお、碎石製造業の活動は1420-00「砂利石材」部門に含まれる。

2. 推計資料

(1) 共通資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	窯業統計年報	55年	通商産業省	生産・投入・産出額
2	建材統計年報	〃	〃	〃
3	工業統計表	〃	〃	生産額・投入額
4	輸出輸入及び 関税統計	〃	大蔵省	産出額
5	鉱工業投入 調査結果表	〃	通商産業省	投入額
6	化学統計年報	〃	〃	生産・投入・産出額
7	化学便覧	〃	日本化学会	産出額・投入額
8	窯業工学 ハンドブック	〃	窯業協会	参考

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計にあたっては、生産動態統計調査（以下「生動」という）および工業統計調査（以下「センサス」という）の結果を用いた。

(2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ部門別生産額を推計した。

① 生動で調査している品目（ただし調査の範囲を限定しているものを除く）については原則として生動の調査結果を用い、下記算式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② 生動で調査していない品目及び生動の指定品目であるが、調査の範囲を限定しているものはセンサスの生産額（下記算式による）を採用した。

$$\text{生産額} = 55\text{年製造品出荷額} + (55\text{年末製造品在庫額} - 54\text{年末製造品在庫額})$$

③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサス（日本標準産業分類）から下記算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 55\text{年末半製品・仕掛品} - 54\text{年末半製品・仕掛品額}$$

(3) 部門別生産額推計

① 主として生動を資料とした部門

(1) 窯業統計年報

3310-10 耐火物

3310-90 その他の建設用土石製品

ただし、3310900-101普通れんが、3310900-301いぶしかわら、3310900-302うわ薬かわら、塩焼かわら、3310900-401陶管（土管を含む）、3310900-501その他

の建設用粘土製品はセンサスを採用した。

3320-10板ガラス（安全ガラスを含む）

3340-00 セメント

3390-10 炭素製品

ただし、3390100-101ピッチコークスはセンサス（273114）を採用した。

3390-20 研磨材

ただし、3390200-101研磨材（天然、人造）〔センサス307111〕、3390200-301研磨布紙〔センサス307311〕、3390200-401その他の研磨材、同製品〔センサス307919〕はセンサスを採用した。

(ii) 建材統計年報

3390-30 石綿製品

② 主としてセンサスを資料とした部門

部門別の全部または大半の品目が生動の指定調査品目でないもの、および生動の調査範囲が規模限定されているため規模以下の事業所分の生産額が脱漏するもの。

3390-41 生コンクリート

3390-42 その他のセメント製品

ただし、3390421-101コンクリート系パネルは生動を採用した。

3390-90 その他の土石製品

ただし、3390900-101生石灰、3390900-101消石灰、3390900-103軽質炭酸カルシウムは生動を採用した。

4. 投入額推計

部門別の投入額推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などそれぞれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料および別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率、すなわち原単位を使用し、各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

(1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない副資材的なものは、関係業界資料を参考にして細分推計した。

(2) 原料炭、コークス、無煙炭・亜炭、一般炭

産出側（資源エネルギー統計調査室）の総額を実際に消費する部門に配分した。なお、一般炭については生産額比率で配分投入した。

(3) 重油 (A. B. C)

産出側 (資源エネルギー統計調査室) から産出のあった総額を、50年表の投入比率により各部門別に投入し、エネルギー消費構造統計 I-O 組替) 消費額とを勘案し調整投入した。

(4) 電力 (事業用, 自家発)

① 事業用電力については、主としてセンサスの購入電力使用額を採用した。

② 自家発電については、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量 (自家発自家消費) により投入した。

(5) 間接費

主として、鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側 (大蔵省, 文部省, 経済企画庁, 郵政省, 厚生省) の総額を各部門別に配分した。

(6) 粗付加価値

① 旅費, 交際費, 福利厚生費

鉱工業投入調査集計結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

② 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数および現金給与総額」とを勘案し調整投入した。

③ 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整の上投入した。

④ 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

⑤ 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

5. 産出額推計

(1) 耐火物

耐火煉瓦の産出については、ほとんどが建設用であるが、一部工業窯炉と輸出に産出し、残りを建設部門に産出した。

(2) その他の建設用土石製品

自部門, 軽量鉄骨系パネル, 医療 (国公立, 非営利, 産業) 部門に産出し, 残りを建設部門に産出した。

(3) 板ガラス

板ガラスの産出については、主として自動車部門, 自動車修理, 建設部門に産出し, 他の産業部門については投入側の数値を採用した。

(4) セメント

セメントの産出については、生コンクリート及びその他のセメント製品部門は投入側の数値を採用し、残りを建設部門に産出した。

(5) 炭素製品

炭素製品の産出は内容的にはほとんどが工業用のため、各産業部門に産出することとした。

産出方法は推計資料がきわめて少ないために、50年の産出構成を参考にして振り分けを行って試算値とし、調整作業の段階で投入側と調整して産出した。

(6) 石綿製品

石綿製品の産出については、石綿製品の需要部門内訳 (日本石綿製品工業会資料) により電気機械, 建設, 造船, 車両部門に産出し, 投入側と調整を行った。なお, 石綿製品のうち, プレーキライニング (自動車用) は生産額の金額を自動車部門に産出した。

(7) 生コンクリート

生コンクリートの産出については一部軽量鉄骨系パネル部門に産出し, 残りを建設部門に産出した。

(8) コンクリート・パネル

コンクリート・パネルは全額建設部門に産出した。

(9) その他のセメント製品

その他のセメント製品の産出については一部公務 (中央, 地方) 部門に産出し, 残りを建設部門に産出した。

(10) その他の土石製品

その他の土石製品の産出方法は推計資料がきわめて少ないために、50年の産出構成を参考にして振り分けを行って試算値とし、調整作業の段階で投入側と調整して産出した。

(ガラス製品及び陶磁器)

1. 概念・定義及び範囲

ガラス製品 (3320-20)

日本標準産業分類の細分類3012「板ガラス加工業」のうち鏡, 3013「ガラス製加工素材製造業」, 3014「ガラス容器製造業」, 3015「理化学用・医療用ガラス器具製造業」, 3016「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」, 3017「ガラス繊維・同製品製造業」, 3019「その他のガラス・同製品製造業」及び3995「魔法びん製造業」のうち魔法びんケースを除いたものの生活活動とする。

陶磁器 (3330-00)

日本標準産業分類の小分類304「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動とする。

2. 推計資料 (共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	窯業統計年報	55年	通商産業省	生産額
2	工業統計表 (組替表)	〃	〃	〃
3	鋳工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	〃
5	石油等消費構造統計表	55年	通商産業省	〃
6	輸出・輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額

3. 生産額推計

- (1) ガラス繊維製品は、資料1の生産数量に販売単価を乗じて生産額とした。
- (2) (1)以外のガラス製品及び陶磁器は資料2により、製造品出荷額+製品在庫純増+半製品・仕掛品在庫純増を生産額とした。

4. 投入額推計

- (1) 主原材料、燃料動力費及びその他の間接費は鋳工業投入調査票及び資料3を用いて1次推計値とした。
- (2) 1次推計値に対し、次の推計値を検討し調整した。
 - ① 試算推計値、産出側からの推計値
 - ② 資料5による推計値

5. 産出額推計

品目名により需要先が推定出来るもの以外はとくに資料がないので、投入側推計値をもとに調整した。

XIII 鉄鋼部門

1. 概念・定義及び範囲

銑鉄 (3411-00)

高炉銑及び高炉によらない銑鉄 (電炉銑、木炭高炉銑、小形高炉銑、再生炉銑) の生産活動とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

生産工程中に発生する高炉ガス、高炉ガス灰、鋳滓パラスト、珪酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ、その他の石炭乾溜製品、窯業原料鋳物、砂利石材、その他の化学肥料を競合部門とする。

なお、鉄粉製造業の活動は、3418-90「その他の鉄鋼製品」部門に含まれる。

フェロアロイ (3413-00)

日本標準産業分類の細分類3123「フェロアロイ製造業」の活動とする。

生産工程中に発生する炉ガス、珪酸石灰は副産物扱いとし、それぞれその他の石炭乾溜製品、その他の化学肥料を競合部門とする。

粗鋼 (3414-00)

転炉、電炉による鋼塊製造の活動とする。

生産工程中に発生する鋳滓は副産物扱いとし、砂利石材を競合部門とする。

熱間圧延鋼材 (3415-00)

鋼半製品、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼の生産活動とする。ただし、鋼半製品は中間製品扱いとし、原則として生産額には計上しない。

鋼管 (3416-00)

熱間鋼管、冷けん鋼管、めっき鋼管の生産活動とする。

冷間仕上及びめっき鋼材 (3417-00)

冷間ロール成型形鋼、みがき帯鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、硬鋼線、溶接棒芯線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動とする。

鍛鋼 (3418-10)

日本標準産業分類の細分類3161「鍛鋼製造業」の生産活動とする。

鋳鋼 (3418-20)

日本標準産業分類の細分類3163「鋳鋼製造業」の生産活動とする。

鋳鉄管 (3418-30)

日本標準産業分類の細分類3172「鋳鉄管製造業」の生産活動とする。

その他の鉄鋼製品 (3418-90)

日本標準産業分類の小分類319「その他の鉄鋼業」のうち鉄スクラップ加工処理業を除いたものの生産活動とする。

品目の定義範囲は「生動」の品目分類を採用しており、「鉄鋼統計年報」に掲載されているものを採用している。

副産物 (鋳滓、鋳滓パラスト、高炉ガス灰、けい酸石灰、電炉ガス、高炉ガス) は、「製鉄業参考資料」の品目分類を参考にした。なお、生産工程で発生した鉄くずは「鉄鋼統計年報の原材料統計」よりそれぞれ発生源別に区別し、各部門に発生させたが生産額には含まれていない。

2. 推計資料

昭和55年表作成に当たり推計資料として使用した主なものは下記の通りである。

	資料名	年次	出所
1	鉄鋼統計年報	昭和55年	通産産業省
2	工業統計表	昭和55年	通商産業省
3	鋳工業投入調査結果	昭和55年	通商産業省
4	輸出・輸入及び関税統計	昭和55年	大蔵省
5	産業関連表	昭和50年	行政管理庁
6	エネルギー消費構造統計	昭和55年	通商産業省

3. 生産額推計

「その他の鉄鋼製品」以外の部門は、資料1の生産数量に資料2又は業界団体に対するヒアリング（フェロアロイ）による生産単価を乗じて求めた。

「その他の鉄鋼製品」は資料2から製造品出荷額+製品在庫純増（細品目別）及び半製品・仕掛品在庫純増の合計とした。

4. 投入額推計

(1) 1次推計値は、次のものを利用した。

① 資料1の原材料・燃料消費量にそれぞれの生産単価を乗じた値。

② 資料3。

(2) 1次推計に以下の検討、調整を加えた。

① 産出側推計値との調整

② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討。

③ 資料6によるエネルギー関係推計値との調整。

5. 産出額推計

投入側推計値、資料1の需給統計（品目別、払出先部門別）及び試算推計値をもとに推計し、調整した。

なお、鉄屑については、まず全消費量を資料1の原料統計から求め、これに合致する量を各部門から発生させることとした。

XIV 金属製品部門

金属製品は軽量鉄骨系パネル、その他の鉄構物、金属製ドア・シャッター、その他の建設用金属製品、家庭用金属製品、道具類及びその他の金属製品に分かれるが、このうちその他の鉄構物と道具類はXV機械部門で述べている。

1. 概念・定義・範囲

軽量鉄骨系パネル (3501-11)

日本標準産業分類の細分類3341「建設用金属製品製造業」のうち軽量鉄骨系パネルの生産活動とする。

金属製ドア・シャッター (3501-21)

日本標準産業分類の細分類3342「建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）」のうち金属製ドア、サッシ、シャッターの生産活動とする。

その他の建設用金属製品 (3501-29)

日本標準産業分類の細分類3329「その他の金物類製造業」、小分類333「暖房装置・配管工事用付属品製造業」、細分類3342「建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）」のうち金属製ドア、サッシ、シャッターを除いたもの、3343「製かん板金製造業」のうちふろがま、板金製タンク、3361「くぎ製造業」、3369「他に分類されない金属線製品製造業」のうち金網、鋼索及び3371「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」のうちボルト・ナット・リベット・座金の生産活動とする。

家庭用金属製品 (3502-10)

日本標準産業分類の細分類3171「銑鉄鋳物製造業」のうち日用品用銑鉄鋳物、3173「可鍛鋳鉄製造業」のうちその他の可鍛鋳鉄鋳物、3241「非鉄金属鋳物製造業（ダイカストを除く）」のうちアルミニウム・同合金鋳物及び銅・同合金鋳物、3321「洋食器製造業」、3323「利器工匠器具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）」のうち理髪用刃物、ほう丁、ナイフ類及びはさみ、3954「針・ピン・ホック・スナップ・同関連製品製造業」、3351「打抜・プレス加工アルミニウム・同合金製品製造業」のうちアルミニウム製台所・食卓用品の活動とする。

その他の金属製品 (3502-90)

日本標準産業分類の細分類3091「ほうろう鉄器製造業」、3311「ブリキかん・その他のめっき板等製品製造業」、3343「製かん板金製造業」のうちふろがま・板金製タンクを除いたもの、小分類335「金属打抜・被覆・彫刻業・熱処理業（ほうろう鉄器を除く）」のうちアルミニウム製台所・食卓用品を除いたもの、細分類3371「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」のうち、ボルト・ナット・リベット・座金を除いたもの、3369「他に分類されない金属線製造業」のうち金網、鋼索を除いたもの、3399「他に分類されない金属製品製造業及び3995「魔法びん製造業」のうち魔法びんケースの活動とし、大蔵省造幣局の行う貨幣の生産活動を範囲に含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額・投入額
2	建材統計年報	"	"	"
3	鉄鋼統計年報	"	"	"
4	輸出・輸入及び関税統計	"	大蔵省	産出額
5	鉱工業投入調査結果表	"	通商産業省	投入額
6	エネルギー消費構造統計	"	"	"
7	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

3. 生産額推計

(1) 軽量鉄骨系パネル

資料2を用いて生産数量×出荷単価を生産額とした。

なお、半製品・仕掛品在庫純増は資料1によった。

(2) (1)以外の各部門は資料1を用いて次の合計を生産額とした。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額(細品目別)

② 半製品在庫純増額

ただし、その他の金属製品の中の貨幣は大蔵省造幣局資料によった。

4. 投入額推計

(1) 1次推計値は資料2, 3の原材料統計, 資料3及び試算推計値を利用した。

(2) 1次推計値をもとに産出側推計値, 資料6によるエネルギー関係推計値と調整を行った。

5. 産出額推計

建設材は建設部門に産出し, その中の細分化は建設省が行った。その他は産出側推計値をもとに調整した。

XV 機械部門

1. 概念・定義及び範囲

弾薬類 (3192-62)

日本標準産業分類の細分類383「銃弾製造業」, 384「砲弾製造業(装てん組立業を除く)」, 385「銃砲弾以外の弾薬製造業(装てん組立業を除く)」, 386「弾薬装てん組立業(銃弾製造を除く)」の活動とする。

機械用鋳鍛造品(鉄) (3418-40)

日本標準産業分類の細分類3171「鋳鉄鑄物製造業」(日用品鋳鉄鑄物, 鋳鉄管, 可鍛鑄鉄を除く), 3173「可鍛鑄鉄製造業」, 3162「鍛工品製造業」の活動範囲とする。

なお, 日用品鋳鉄鑄物製造業の活動は3502-10「家庭用金属製品」部門に含まれる。

機械用鋳鍛造品(非鉄) (3429-10)

日本標準産業分類の細分類324「非鉄金属鑄物製造業」の活動とし, 鋳鍛造品及び機械用以外の非鉄金属鑄物は除かれる。

なお, 銅, 銅合金鑄物及びアルミニウム, 同合金鑄物(機械用を除く)の活動は3502-10「家庭用金属製品」に含まれる。

その他の鉄構物 (3501-19)

日本標準産業分類の細分類3341「建設用金属製品製造業」のうち軽量鉄骨系パネルを除く活動とする。

道具類 (3502-20)

日本標準産業分類の細分類3322「機械刃物製造業」, 3323「利器工器具・手道具製造業」のうち工器具, つるはし, ハンマ・ショベルスコップ, かん切, つめ切, 石工用手道具, こて, とび口等, 3324「作業用具製造業」, 3325「やすり製造業」, 3326「手引のこぎり, のこ刃製造業」, 3327「農器具製造業(農業用機械を除く)」, 3444「機械工具製造業」のうち空気動工具の活動とする。

なお, 農業用機械の活動は, 3603-10「農業機械」部門に含まれる。

原動機・ボイラ (3601-10)

日本標準産業分類の細分類341「ボイラ・原動機製造業」細分類3613「自動車部品・付属品製造業」のうち, 自動車用内燃機関(二輪用を含む), 3645「船用機関製造業」の活動とする。

工作機械 (3602-10)

日本標準産業分類の細分類3441「金属工作機械製造業」及び3443「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・付属品製造業(機械工具・金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・付属品製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は旋盤, ボール盤, 中ぐり盤, フライス盤, 平削盤, プローチ盤, 研削盤, 歯切及び歯車仕上機械, 形削盤, 堅削盤, ホーニング及びブラップ盤, 金切のこ盤などである。

金属加工機械 (3602-20)

日本標準産業分類の細分類3442「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び3443「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・付属品製造業(機械工具金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・付属品製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は, 圧延機械, 線引機, 製管機, バンディングマシン, 液圧プレス, 機械プレス, セン断機, 鍛造機, ワイヤフォーミングマシン, 入力プレス, ガス溶接器などである。

農業機械 (3603-10)

日本標準産業分類の細分類342「農業用機械製造業（農器具を除く）」の範囲とし、主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械（トラクタを除く）の生産活動とし、農業用手道具を製造する活動は含まれない。

該当品目は、動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、脱穀機、農業用乾燥機、飼料用機器などである。

なお、農業用手道具は「道具類」に、農業用トラクタは「鉱山・土木建設機械」に分類される。

鉱山・土木建設機械 (3603-20)

日本標準産業分類の細分類343「建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、しゅんせつ、発掘、道路及び航空港建設並びに油井及び井戸の掘削などの土木建設及び鉱山業に使用される重機械器具並びに鉱山及び一般産業に使用される破砕機・ま砕機及び選別機及びトラクタなどである。当部門のトラクタには建設用トラクタのほかに運搬用トラクタ及び農業用トラクタも含まれる。

化学機械 (3603-30)

日本標準産業分類の細分類3478「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は分離機器、熱交換器、混合機、反応用機器、蒸発機器、電解そう、乾燥機器、焼成機などである。

繊維機械 (3603-40)

日本標準産業分類の細分類345「繊維機械製造業」の生産活動とする。主な製品は、紡績機械、織機、編組機械、などである。

食料品加工機械 (3603-51)

日本標準産業分類の細分類3461「食料品加工機械製造業」及び3497「包装及び荷造機械」のうちびん詰機械及びかん詰機械の生産活動を範囲とする。

該当品目は、穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、びん詰機械などである。

製材木工機械 (3603-52)

日本標準産業分類の細分類3462「木工機械製造業」の範囲とし、主として製材所、製板所、箱及び家具製造業者の用いる機械、木型製造業者、合板製造業者、繊維板製造業者の用いる木工機械、家庭用・商業用の木工機械及び運搬が容易な電動式木工機械の生産活動とする。

パルプ装置・製紙機械 (3603-53)

日本標準産業分類の細分類3463「パルプ装置・製紙機械製

造業」の範囲とし、主としてパルプ、紙及び板紙製造に用いる機械の生産活動とする。

該当品目は、パルプ製造機械、長網式抄紙機械、丸網式抄紙機械などである。

印刷・製本・紙加工機械 (3603-54)

日本標準産業分類の細分類3464「印刷・製本・紙工機械製造業」の範囲とし、主として印刷所、製本所、紙工品製造事業所などで用いる機械の生産活動とする。

該当品目は印刷機械、製本機械、紙工機械、活字鑄造機、製版機械などである。

特殊産業機械 (3603-57)

日本標準産業分類の細分類3465「鑄造装置製造業」、3466「プラスチック加工機械・同付属装置製造業」及び3469「その他の特殊産業機械製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、鑄造装置、鑄型・鑄型定盤、射出成形機、押出成形機、圧縮成形機、ゴム工業用機械器具、ガラス工業特殊機械、タバコ製造機械・同装置などである。

ポンプ及び圧縮機 (3604-11)

日本標準産業分類の細分類3471「ポンプ・同装置製造業」3472「空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機製造業」及び3477「油圧・空圧機器製造業」の生産活動とする。

該当品目は、単段式うず巻ポンプ、斜流ポンプ、耐しよく性ポンプ、家庭用井戸ポンプ、手動ポンプ、油圧ポンプ、油圧モーター、油圧シリンダー、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、遠心送風機、軸流送風機、真空ポンプなどである。

運搬機械 (3604-12)

日本標準産業分類の細分類3473エレベータ・エスカレータ製造業」及び3474「荷役運搬設備製造業」の範囲とし、主として旅客又は貨物用エレベータ・エスカレータ及び工場、倉庫、鉱山その他産業用のコンベヤ、荷役運搬設備などを生産する活動とする。

該当品目はエレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、索道などである。

冷凍機・温湿調整装置 (3604-14)

日本標準産業分類の細分類3484「冷凍機・温湿調整装置製造業」の範囲とし、主として工業用及び商業用冷凍機・冷蔵装置、製氷機、冷凍陳列箱及び温湿調整装置（エアコンディショナを除く）の生産活動とする。

なお、行部門間で細品目を一部入れ替えた。

サービス用機器 (3604-15)

日本標準産業分類の細分類3489「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレ

ス機、自動販売機、娯楽機械などである。

産業用運搬車両 (3604-16)

日本標準産業分類の細分類3691「産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業」の活動のうち、構内運搬車、フォークリフト、ショベルトラック、ストラドルキャリア、産業用トレーラーの生産活動を範囲とする。

工業窯炉 (3604-17)

日本標準産業分類の細分類3476「工業窯炉製造業」の範囲とし、主として電気、ガス、油及びその他の燃料を使用する工業窯炉の生産活動とする。

その他の一般産業機械及び装置 (3604-19)

日本標準産業分類の細分類3475「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)」、3479「その他の一般産業用機械装置製造業」、3497「包装及び荷造機械製造業」のうちびん詰・かん詰機械を除いたもの及び3498「産業用ロボット」の生産活動の範囲とする。

該当品目は、変速機、歯車、ローラチェーン、重油・ガス燃焼装置、包装・荷造機械などである。

一般機械修理 (3604-20)

日本標準産業分類の中分類34「一般機械器具製造業」による製品の修理業の活動を範囲とする。

事務用機械 (3605-10)

日本標準産業分類の細分類3481「事務用機械器具製造業」の生産活動の範囲とする。

該当品目は、データ処理機械、計算機械、会計機械、謄写機、複写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、時間記録機械、連絡機械、タイプライタ、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械などである。

ただし、そろばん、計算尺、謄写板、製図用機械器具は3990-40「筆記具」に分類される。

ミシン・毛糸手編機械 (3606-10)

日本標準産業分類の細分類3482「ミシン製造業」及び3483「毛糸手編機械製造業」の生産活動とする。

銃砲類 (3606-30)

日本標準産業分類の小分類381「銃製造業」、382「砲製造業」、387「特殊装甲車両」の生産活動とする。

主な製品には、銃、砲、戦闘車両、爆発物投射機、これらの部品、付属品などがある。なお、猟銃の生産活動は、3990-10「玩具運動用品(ゴム製品を除く)」部門に含まれる。

その他の機械・同部品 (3606-90)

日本標準産業分類の細分類3392「金属製スプリング製造業」、3399「他に分類されない金属製品製造業」のうち金属

製パッキング・ガスケット製造業、3444「機械工具製造業(粉末や金属を除く)」のうち空気動工具、電動工具を除いたもの、3491「消火器具・消火装置製造業」、3492「弁・同付属品製造業」、3493「パイプ加工・パイプ付属品加工業」、3494「玉軸受・ころ軸受製造業」、3495「ピストンリング製造業」、3496「金型・同部分品及び付属品製造業」、3499「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造、修理)」の生産活動を範囲とする。なお、空気動工具は3502-20「道具類」、電動工具は3701-40「その他の産業用重電機器」にそれぞれ分類される。

発電機器 (3701-10)

日本標準産業分類の細分類3511「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」のうち、発電機製造業、ターボゼネレータ製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、直流発電機、水車発電機、タービン発電機、エンジン発電機である。

なお、内燃機関用の発電機は3704-10「その他の軽電機器」に分類される。

送配電機器 (3701-20)

日本標準産業分類の細分類3512「変圧器類製造業(通信機用を除く)」、3513「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」及び3519「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」のうち蓄電器製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、標準変圧器、非標準変圧器、計器用変圧器、誘導電圧調整器、特殊目的変圧器類、リアクトル、配電盤・制御盤、分電盤、継電器、継路器、気中しゃ断器、蓄電器などである。

電動機 (3701-30)

日本標準産業分類の細分類3511「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」のうち、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、小形電動機、その他の交流電動機を生産活動を範囲とする。

その他の産業用重電機器 (3701-40)

日本標準産業分類の細分類3511「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」のうち電動発電機、その他の回転電気機械(原動機付発電セット、高周波発電機、調相機など)発電機、電動機、その他の回転電気機械の部分品・取付具の生産活動、3515「電気溶接機製造業」及び3519「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」のうち蓄電器、整流器を除く生産活動を範囲とする。

該当品目は、電動発電機、電気溶接機、電気炉、産業用電熱装置などである。

電球類 (3702-10)

日本標準産業分類の細分類3531「電球製造業」及び3559「他に分類されない電気機械器具製造業」のうち電球口金製造業、導入線製造業等電球に関連した製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、一般照明電球、豆電球、けい光ランプ、電球口金、電球電子管用タングステンモリブデン製品、導入線などである。

電気音響機器 (3702-21)

日本標準産業分類の細分類3544「電気音響機械器具製造業」の範囲とし、主として録音装置再生装置、拡声装置及び付属品の生産活動とする。

該当品目は、電気蓄音機、ステレオ、テープレコーダー(カーステレオを含む)、拡声装置、ハイファイ増幅器、スピーカー、マイクロホン、イヤホン、ピックアップ、磁気録音テープ類などである。

ラジオ・テレビ受信機 (3702-22)

日本標準産業分類の細分類3543「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

民生用電気機器 (3702-23)

日本標準産業分類の細分類352「民生用電機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電気アイロン、暖房用電熱器、扇風機、エアコンディショナ、電気洗たく機、電気冷蔵庫、真空掃除機、ミキサー、電気圧容器具などである。

なお、当部門は従来の「冷蔵庫・洗たく機」と「その他の民生用電気機器」を統合したものである。

電子計算機、同付属装置 (3703-00)

日本標準産業分類の細分類3552「電子計算機・同付属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、アナログ形、デジタル形電子計算機(プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る)、磁気テープ装置、磁気ドラム装置、磁気ディスク装置、紙テープ入出力装置、カード入出力装置、マイクロフィルム入出力装置、磁気インク文字読取装置、光学文字読取装置、図形表示装置(プロッター、ディスプレイなど)、遠隔情報処理装置、{電子計算機と通信回線を介して接続される端末装置(もっぱら通信機として使用するものを除く)を含む}、電子会計機(プログラム内蔵方式であってプログラムを使用するものに限る)などである。

その他の軽電機器 (3704-10)

日本標準産業分類の細分類3514「配線器具・配線付属品製造業」、3516「内燃機関電装品製造業」、3591「蓄電池製造業」、3592「一次電池(乾電池、湿電池)製造業」及び3599「他に分類されない電気機械器具製造業」のうち電球口金

製造業、導入線製造業等電球に関連した製造業を除く生産活動を範囲とする。

該当品目は、小型開閉器、点滅器、接続器、充電発電機、始動発電機、磁石発電機、蓄電池、乾電池、湿電池などである。

その他の電子応用装置 (3704-22)

日本標準産業分類の細分類3551「X線装置製造業」及び3559「その他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用X線装置、産業用X線装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、電子録画装置(V. T. R)などである。

電子管 (3704-23)

日本標準産業分類の細分類3571「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、受信用真空管、高信頼管・通信管、送信管、マイクロ波用真空管、ブラウン管などである。

半導体素子・集積回路 (3704-24)

日本標準産業分類の細分類3572「半導体素子製造業」及び3573「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ダイオード、トランジスタ、サーミスタ、半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路などである。

なお、複数部品(回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器・コンデンサなどの個別部品を一体化したもの)は3704-30「電子通信機及び関連機器」に分類される。

電気通信機械及び関連機器 (3704-30)

日本標準産業分類の細分類3541「有線通信機械器具製造業」、3542「無線通信機械器具製造業」、3545「交通信号保安装置製造業」、3549「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」及び3579「その他の電子機器及び通信機器用部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電話機、電話交換装置、印刷電信機、模写電送装置、写真電送装置、搬送装置、ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、携帯用通信装置、航空用無線応用装置、通信用継電器、通信用抵抗器、通信用蓄電器、通信用変成器、テレビジョン用チューナ、交通信号保安装置、火災警報器などである。

電気計測器 (3704-40)

日本標準産業分類の細分類356「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの計器及び定数測定器(電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など)、特性測定器(伝送量測定器、真空間特性測定器、磁性

体測定器、誘電体測定器など)、総合試験装置(搬送器用試験装置、無線器用試験装置、有線機器用試験装置など)の測定器並びに付属品である。

電器照明器具 (3705-50)

日本標準産業分類の細分類3532「電気照明器具製造業」の活動とする。

主な製品は、白熱電灯照明器具、けい光灯照明器具、水銀灯照明器具、発電ランプ、携帯電灯、これらの部品、付属品などである。

電気機械修理 (3704-90)

日本標準産業分類の中分類35「電気機械器具製造業」の製品の修理業の活動を範囲とする。

産業用鉄道車両 (3820-20)

日本標準産業分類の細分類3691「産業用運搬車両・同部品・付属品製造業」のうち産業用機関車及び産業用貨車の生産活動を範囲とする。

自動車 (3830-00)

日本標準産業分類の小分類361「自動車・同付属品製造業」のうち三輪自動車及び二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。ただし、細分類3613「自動車部分品・付属品製造業」のうち、内燃機関は除く。

主な製品は乗用車、乗用車ボデー、バスシャシー、トロリーバスシャシー、バスボデー、小型トラックシャシー、小型トラックボデー、普通トラックシャシー、普通トラックボデー、特殊自動車、トレーラー、小型特装ボデー、普通特装ボデー、自動車部品などである。なお、内燃機関は3601-10「原動機・ボイラー」に含まれる。

又、自動車部品はすべて行部門3830-090「その他の自動車」に含めた。

自動二輪車 (3850-20)

日本標準産業分類の小分類361「自動車・同付属品製造業」のうち三輪自動車及び二輪自動車の生産活動を範囲とする。

自転車・リヤカー (3850-30)

日本標準産業分類の小分類363「自転車・同部分品製造業」及び細分類3699「他に分類されない輸送用機械器具製造業」のうちリヤカー製造業の活動とする。

航空機 (3860-10)

日本標準産業分類の小分類365「航空機・同付属品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプター、グライダー、ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機、発動機部品、プロペラ及び回転翼などであ

る。

航空機修理 (3860-20)

3860-10「航空機」の修理業の活動を範囲とする。

その他の輸送機械 (3890-10)

日本標準産業分類の細分類3691「産業用運搬車両・同部品・付属品製造業」のうち、道路用スイパー、構内用スイパー製造業の活動、及び3699「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の荷牛馬車、人力車、そり、手押し荷役車の生産活動を範囲とし、リヤカー、サイドカー、船体ブロック製造の生産活動は除く。

その他の輸送機械修理 (3890-90)

3890-00「その他の輸送機械」の修理業の活動を範囲とする。

理化学機器 (3910-10)

日本標準産業分類の小分類374「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

度量衡器・計量器 (3910-20)

日本標準産業分類の小分類371「計量器・測定器・分析機器・試験機器製造業」及び372「測量機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、一般長さ計、体積計、はかり、温度計、圧力計・流量計・液面計、精密測定器、試験機、その他の計量器・測定器・分析機器、試験機、測量機械器具などである。

医療機械 (3910-30)

日本標準産業分類の小分類373「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用機械器具、歯科用機械器具、動物用医療機械器具、医療材料、歯科材料などである。

精密機械修理 (3910-90)

3910-10「理科学機器」、3910-20「度量衡器・計量器」、3910-30「医療機械」、3920-10「カメラ」、3920-20「その他の光学機械」の修理業の活動を範囲とする。

カメラ (3920-10)

日本標準産業分類の細分類3752「写真機・同付属品製造業」及び3754「光学機械用レンズ・プリズム製造業」のうちカメラ用交換レンズの生産活動を範囲とする。

該当品目は、35mmカメラ、二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ、引伸機、複写機、フィルタ、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマ、現象用タンク、カメラ用交換レンズなどである。

その他の光学機械 (3920-20)

日本標準産業分類の細分類3751「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3753「映画用機械・同付属品製造業」3754「光学機械

用レンズ・プリズム製造業)(カメラ用交要レンズを除く)及び小分類376「眼鏡製造業(わくを含む)」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画撮影機、映画映写機、カメラ用レンズ、光学レンズ、プリズム、光分析装置、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズなどである。時計(3930-10)

日本標準産業分類の小分類377「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、腕時計、懐中時計、置・目覚時計、掛時計、電気時計、時計側などである。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	工業統計表	55年	通商産業省
2	機械統計年報	55年	〃
3	鉱工業投入調査結果表	55年	通商産業省
4	エネルギー消費構造統計	55年	〃
5	機械受注統計調査年報	55年	経済企画庁
6	情報処理実態調査	55年	通商産業省
7	統計月報	〃	鋼材倶楽部
8	自動車統計年報	〃	日本自動車工業会
9	新車登録台数状況	〃	日本自動車販売協会連合会
10	産業機械受注状況	〃	日本産業機械工業会
11	工作機械受注状況	〃	日本工作機械工業会
12	重電機械受注調査	〃	日本電機工業会
13	産業用電子機器長期需要予測	〃	電子機械工業会
14	電子部品ハンドブック	〃	電波新聞社

3. 生産額推計

昭和50年産業連関表と同様、原則として「センサス」の数値を採用したが、一部品目は「生動」及び「関係業界資料」によって生産額を推計した。

(1) 「センサス」の数値を採用したものは「センサス」の品目を産業連関表用部門に対応するように組替え、品目ごとに次式により生産額を産出した。

$$\text{生産額} = \text{出荷額} + (\text{年末在庫額} - \text{年初在庫額}) + (\text{半製品仕掛品年末額} - \text{半製品仕掛品年初額})$$

(2) 「生動」の数値を採用したものは、おおむね①悉皆的調査と考えられる品目②「生動」と「センサス」の数値を比較検討の結果、「生動」生産額の方が妥当と思われる品目で

ある。

「生動」の金額を採用したものは下記のとおりである。

部門番号	部門名	品目名
3192-62	弾薬類	全品目
3418-40	機械用鑄鍛造品(鉄)	可鍛鑄鉄鑄物以外
3429-10	機械用鑄鍛造品(非鉄)	銅合金鑄物・軽合金鑄物・精密鑄造品
3604-14	冷凍機・温湿調整装置	冷凍機・エアコンディショナー(パッケージ型)
3604-16	産業用運搬車両	全品目
3606-30	銃砲類	〃
3701-10	発電機器	直流発電機以外
3701-20	送配電機器	変圧器
3701-30	電動機	直流・小型以外
3704-10	その他の軽電機器	蓄電池・乾電池
3704-50	電気照明器具	白熱灯、けい光灯、水銀灯各器具
3820-20	産業用鉄道車両	全品目
3830-00	自動車	部品以外
3850-20	自動二輪車	〃
3850-30	自転車・リヤカー	全品目
3920-10	カメラ	カメラ
3930-10	時計	部品、時計側以外

(3) 修理部門

修理については、その生産額を推計することが極めて困難であるため、各投入側で推計した機械装置、設備の修理費をもって、各投入部門への産出と見なし、それぞれの部門の修理額の積上げ額をもって生産金額とした。

4. 投入額推計

(1) 1次推計値は、資料2の原材料統計で主要原材料(鋼材等)が調査されているものはこれを利用し、燃料・間接費は資料3を利用した。

(2) 1次推計値に次の検討、調整を加えた。

- ① 産出側推計値との調整。
- ② 試算推計値(工業統計による50-55年の付加価値率変化率及び内生投入品目の50-55年の価格変化率を考慮しつつ、50年産業連関表と55年生産額を用いて算出した投入額)とのかい離が大きいものの検討。
- ③ 資料4によるエネルギー関係推計値との調整。

5. 産出額推計

推計上の主な点を列挙すれば下記のとおりである。

(1) 組込み用部品、付属品と修理用部品、付属品の配分
生産額表に部品、付属品名が掲載されている品目は、各部品、付属品ごとに関係業界の意見、情報及び「昭和50年

産業連関表」を参考に両者に配分した。

また、軸受、ばねなどの汎用的な中間生産財としての部品は、内生部門へ配分しなければならないが、その指針となる基礎的資料がないので、関係業界の意見、情報及び「50年表」を参考に配分した。

(2) 建設部門迂回の商品目とその産出推計

最終需要財であっても、建設、建造物に組込まれる品目は、建設部門に産出した。建設物、その他の構造物の一部という形で最終需要部門に計上されたことになる。これを建設迂回という。

どの品目が建設部門を迂回して資本形成となるか、また、どの品目が直接に資本形成になるかは産業連関作業幹事会検討小委員会（行政管理庁、経済企画庁、通商産業省、運輸省、建設省）が昭和47年5月に作成した「建設等迂回の資本形成品目一覧（機械関係）」及び50年表のための同様の資料を基本にし、どの程度建設部門を迂回するかは建設省担当者と協議調整して推計した。

建設部門迂回の主要品目は次のとおりである。

ボイラー	乾りゅう灯、電解そう
はん用内燃機関	冷凍機
コンクリート機械	冷却塔
混合機、かくはん機等	エアコンデショナー
反応機、発生炉	娯楽機器
消火装置	電動機
ポンプ	電球類
空気圧縮機	スピーカー
エレベーター	扇風機
エスカレーター	換気扇
クレーン	配線器具
巻上機	蓄電池
コンベア	交通信号保安装置
索道	火災警報器
バルブコック	積算電力計
発電機	工業計器
変圧器	精密測定器
開閉装置、配電盤制御装置	

(3) 船舶部門迂回の商品目とその産出推計

船舶についても建設部門と同様に構造物とみなして、船舶に組込まれる品目は、上記と同様「建設等迂回の資本形成品目一覧」を基本に、具体的には運輸省と調整して推計した。

船舶部門迂回の主要品目は下記のとおりである。

船舶機関	電動機
冷凍冷却装置	電動発電機

肉類水産製品製造機械	電球類
エアコンデショナー	スピーカー
消火器、消火装置	扇風機
ポンプ	換気扇
空気圧縮機	配線器具
クレーン	超音波電力応用装置
巻上機	航法用無線応用装置
バルブコック	火災警報器
発電機	測量機械器具
変圧機、配電盤分電盤	

XVI その他の製造業部門

〔その他の製造業〕

1. 概念・定義及び範囲

玩具・運動用品（ゴム製を除く）(3990-10)

日本標準産業分類の小分類393「玩具・運動用品製造業」の活動とする。主な製品には、玩具、娯楽用品（トランプ、将棋、碁、マージャン等）、玩具用変圧器、人形、児童乗物、運動競技用具、空気銃、猟銃、釣竿、釣道具等がある。楽器 (3990-20)

日本標準産業分類の小分類392「楽器・レコード製造業」の活動とする。

筆記具 (3990-40)

日本標準産業分類の小分類394「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の活動とする。

身辺細貨品 (3990-50)

日本標準産業分類の細分類3092「七宝製品製造業」、3093「人造宝石製造業」、3951「装身具・装飾品製造業」、3953「ボタン製造業」、3989「かつら製造業」、3991「洋傘・同部分品製造業」、3992「和傘・同部分品製造業」、3993「うちは、扇子、ちょうちん製造業」及び小分類391「貴金属製品製造業」の活動とし、大蔵省造幣局特別会計の勲章の活動を範囲に含む。

(注意点)

和・洋傘・同部分品は、50年表までは2430-20「身廻品」部門に含まれていたが、55年表から本部門に格付ける。

輸出用加工真珠（ばらもの）の活動は本部門に含まれる。

その他の製造品 (3990-60)

日本標準産業分類の細分類2657「ろうそく製造業」、3952「造花・装飾用羽毛製造業」、3988「看板、標識機製造業」、3994「モデル・模型製造業（紙製を除く）」、3996「パレット製造業（絵画用を除く）」及び3999「他に分類されないその他の製造業」のうち繊維壁材を除いたものの活動とする。

(注意点)

紙製のモデル・模型の活動は2720-30「紙製品」部門、蚊取線香の活動は3191-00「医薬品」部門に含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額
2	鉱工業投入調査結果表	"	"	投入額
3	エネルギー消費構造統計	"	"	"
4	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

3. 生産額推計

資料1を用いて以下の合計を生産額とした。

- (1) 製造品出荷額+製品在庫純増額(細品目別)
- (2) 半製品・仕掛品在庫純増額

4. 投入額推計

資料2を用いて1次推計値を算出し、次の検討・調整を加えた。

- (1) 産出側推計値との調整
- (2) 試算推計値とのかい離の大きいものの検討
- (3) 資料3による推計値との調整

5. 産出額推計

品目名により産出先が限定されるもののほかは推計資料がないので投入側推計値をもとに調整した。

[合成樹脂製品]

1. 概念・定義及び範囲

合成樹脂製品(3990-30)

日本標準産業分類の小分類396「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の生産活動とする。

プラスチック製はきものの活動は「プラスチック製履物」部門に含まれる。なお、工業用プラスチック製品のうち、プラスチックを成形したのち、金属部分を組みこむなど二次加工を行った製品(配線器具等の製品)また、機械の一部を構成し、かつ機械的、電気的機能を有する製品(歯車、軸受、端子、抵抗器、コンデンサ)の活動は、それぞれの「機械部門」に含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	プラスチック製品統計年報	55年	通商産業省	投入額
2	工業統計表	"	"	生産額 投入額
3	輸出、輸入及び関税統計	"	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査結果表	"	通商産業省	投入額
5	化学工業統計年報	"	"	"
6	塩ビフィルム用途別出荷内訳	"	日本ビニル工業会	産出額
7	塩ビレザー用途別出荷内訳	"	"	"
8	塩化ビニル板用途別	"	硬質塩化ビニル板協会	"

3. 生産額推計

- (1) 生産額推計にあたっては工業統計調査(以下「センサス」という)結果を用いた。
- (2) 推計方法

生産額推計は、品目別生産額を下記算式により算出し、品目別生産額を積上げた。

$$\text{生産額} = 55\text{年製造品出荷額} + (55\text{年末製造品在庫額} - 54\text{年末製造品在庫額})$$

なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサス(日本標準産業分類)から下記算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 55\text{年末半製品・仕掛品額} - 54\text{年末半製品・仕掛品額}$$

4. 投入額推計

部門別の投入額推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などそれぞれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料および別途I-O表のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し、各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

(1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、「生物」で調査していない副資材的なものは関係業界資料を参考にして細分推計した。

(2) 原料炭、コークス、無煙炭、亜炭、一般炭

産出側(資源エネルギー統計調査室)の総額を実際に消

費する部門に配分した。なお、一般炭については生産額比率で配分投入した。

(3) 重油 (A, B, C)

産出側 (資源エネルギー統計調査室) から産出のあった総額を50年表の投入比率により各部門別に配分した。

(4) 電力 (事業用, 自家発電)

① 事業用電力については、主としてセンサス側の購入電力使用額を採用した。

② 自家発電については、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量 (自家発電自家消費) により投入した。

(5) 間接費

主として、鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側 (大蔵省, 文部省, 経済企画庁, 郵政省, 厚生省) の総額を各部門別に配布した。

(6) 粗付加価値

① 旅費, 交際費, 福利厚生費

鉱工業投入調査集計結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整のうえ決定した。

② 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示された「部門別雇用者数および現金給与総額」を勘案し、調整投入した。

③ 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整を行った。

④ 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整を行った。

⑤ 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し経済企画庁と調整を行った。

5. 産出額推計

合成樹脂製品の生産, 出荷統計は, その多くが用途分類で把握されている。したがって, I-O分類に適合しているものは, 品目別に輸出入, 在庫増減分を考慮して需用部門先へ産出した。(例, タイル, 床材, 雨どい, 同付属品等は建設部門に産出) また, フィルムの農業用は農業部門へ産出した。一方, 板, 硬質管, 継手, 工業製品などは需要部門分類が細分されていないので, 大枠としてそれぞれ関係部門に産出した。その他の製品については業界資料等によって需要別産出比率を調査し, 投入側と調整のうえ産出した。

XVII 電力, 都市ガス, 熱供給, 工業用水, 事務用品部門

事業用水力発電 (5110-11)

事業用火力発電 (5110-12)

その他の事業用発電 (5110-19)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類70「電気業」のうち自家用発電を除く活動を範囲とする。

(注意点)

(1) 従来, 「事業用電力」は行及び列部門とも一本で捉えていたが, 55年表より発電の形態により, 列部門を水力, 火力, その他の3部門に分割した。なお, 発電工程に発生するフライアッシュは副産物扱いとし, 窯業原料鉱物部門を競合部門とした。

(2) 生産額の中には, 電気ガス税を加える。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	電気事業要覧	54年度 55 〃	資源エネルギー庁	生産額, 投入額, 産出額
2	電力調査統計月報	55年度	〃	生産額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1により一般電気事業者 (9電力及び沖縄電力) の電灯・電力料, 卸電気事業者 (その他の電気事業者) の電力料を暦年換算し, 電気ガス税をこれに加算して算出した。

資料2から使用電力量を求めた。

生産額の水力発電・火力発電・その他の発電 (原子力) への分割は, 資料1からそれぞれの部門別発電電力量の構成比を求めそれによって配分した。

(2) 投入額

① 水力発電

水力発電の主要発電用燃料費はかからないものとした。その他の投入物は, 資料1の営業費明細を基準として産出先部門と調整した。

② 火力発電

火力発電の主要発電用燃料は, 資料1から発電用燃料消費量を求め, これらに生産単価を乗じた。その他の投入物は, 資料1の営業費明細を基準として産出先部門と調整した。

③ その他の発電

原子力発電の主要発電用燃料である核燃料は, 資料1の営業費明細の核燃料減損額とし資本減耗引当に含めた。その他の投入物は, 資料1の営業費明細を基準として産

出先部門と調整した。

(3) 産出額

工業統計表対象部門の業種については、工業統計表をI-Oに組替えた数値を基礎に、前記以外の部門は投入先担当部門の数値を基礎に、55年試算推計値、大口電力産業別収入実績及び大口電力料金単価等を参考にして調整した。

自家発電 (5110-20)

1. 概念・定義及び範囲

鉱工業部門などで500kw/時以上の発電設備を有し、常時発電活動をしており、電力を販売することを目的としない発電活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	電気事業要覧	54年度 55々	資源エネルギー庁	生産額・産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1により自家発自家消費電力量を暦年換算して算出した。生産額は生産数量に単価(50年の単価を基準としてこれに燃料費等の上昇分を織込み補正)を乗じて推計した。

(2) 投入額

投入に関する資料が極めて乏しいため産出側資料、55年試算推計値を産出先と調整して推計した。

(3) 産出額

資料1により使用電力量は、概ね日本標準産業分類の中分類部門別程度に把握されているが、細分類部門別には不明であるので、投入先担当部門の数値、55年試算推計値を投入先と調整して推計した。

都市ガス (5120-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類711「ガス業」の活動範囲とし、石炭ガスの生産工程中に発生する副生硫安、コークス、粗コールタール及び粗ベンゾールは副産物扱いとし、それぞれ硫安、コークス、その他の石炭乾留製品部門を競合部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	ガス事業統計月報	55年	資源エネルギー庁	生産額 投入額
2	ガス事業統計年報	55年	日本瓦斯協会	

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1のガス事業会計のガス売上高をとり、暦年変換(下

記による)して生産額とした。

大手をはじめ大部分の事業者が、4~3月決算であるため、下記の㉔を㉕で除し、㉖を乗じて1~12月に見合うガス販売額㉗1,374,469百万円を求めた。

	55年1~12月	55. 4~56. 3
ガス販売用	㉔9,141,250千m ³	㉕9,302,075千m ³
自家使用	111,794	125,855
加熱用	+ 451,421	+ 458,264
ガス生産数量	9,704,465	9,886,194
ガス売上高	㉖1,347,519	㉗1,371,226
ガス税(2%)	26,950	27,425
	1,374,469	1,398,751

加熱用 ㉘ 34,369 } 1,417,520百万円(生産額)
自家使用 ㉙ 8,682 }

加熱用は、ガス売上原価754,682千円÷ガス生産数量9,912,311=㉚76,136から㉛34,369百万円を得た。

また、自家用使については加熱用と同様㉚76,136に実行ガス税率2%(1,523)を加え㉜77,659から8,682百万円を得た。

(2) 投入額

- ① 原材料の数量は「ガス事業統計年報」から、その購入単価はガス事業会計の財務諸表と営業費明細表から採用して、購入額を算出し、これを生産者価格にもどした。
- ② 間接経費及び資本減耗引当はガス事業会計の財務諸表と営業費明細表を採用した。
- ③ 勤労所得はガス事業独自の労務費を労働省と調整して推計した。
- ④ 営業余剰はガス事業会計の財務諸表から採用したが、金融帰属サービス分をこれから差引いたので、その分だけ営業余剰が減少した。
- ⑤ 副産物投入のうち硫安は芳香族工業会資料を採用した。

(3) 産出額

「ガス事業統計年報」のガス供給量の分類のうち、家庭用及び工業用はそれぞれの部門に産出し、特に工業用については「センサス」の燃料費の比率により配分し、投入額の数値と調整した。

〔熱供給業 (5130-00)〕

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類73「熱供給業」の範囲とし、一般の需要に応じボイラー、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気もしくは温水を導管により供給する事業所の活動である。地域暖冷房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	財務諸表	54年度 55年度	公益事業部 計画課	生産額, 投入額
2	熱供給事業設備需給概況	〃	〃	生産額, 産出額
3	熱供給事業者個別調査表	〃	〃	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1及び2より、54年度及び55年度の熱供給事業の熱生産量、収入額を求め、これを55年暦年に変換した。

(2) 投入額

資料1の営業費用明細表及び財務諸表を用いた。この資料では不明な点は全事業者に対する調査(資料3)を実施し投入額を求めた。

(3) 産出額

資料2により業務用と民生用に分類し、業務用の内訳については資料3の調査により推計し、民生用は家計消費支出とした。

[工業用水 (5200-12)]

1. 概念・定義及び範囲

工業に対し工業用水の供給を行う活動とし、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が行う工業用水事業の範囲とする。

地方公共団体以外の者が行う工業用水道(上水道を含む)及び「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業、簡易水道事業は含まない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方公営企業年鑑	55年	自治省	生産額, 投入額
2	工業統計表・用地用水編	55年	通商産業省	産出額
3	地方公共団体財政支出内容調査	55年	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額：資料①から工業用水道事業の料金収入をとり、暦年数値に変換(下記による)して生産額とした。

$$54\text{年度収入} = 72,332,987\text{千円} \cdots (1)$$

$$55\text{年度収入} = 75,706,494\text{千円} \cdots (2)$$

$$55\text{年(暦年)収入} = (1) \times \frac{3}{12} + (2) \times \frac{9}{12} = 74,862,367\text{千円}$$

(2) 投入額：資料①の工業用水事業・費用構成表及び資料

③の公営企業会計における消費的経費の構成比(工業用水)

を基礎として推計した。

(3) 産出額：資料②の産業別工業用水道使用量を産業連関表用分類に組替え、その部門別構成比をもとに推計した。

[事務用品 (8600-00)]

1. 概念・定義及び範囲

各産業部門が、一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、その範囲は日本標準商品分類の中分類93「文具・紙製品・事務用具及び絵画用品」に含まれる品目とする(ただし、部分品を除く)。

なお、電子式卓上計算機(2000ビット以上でプログラム式は除く)、印刷用紙D及び感光紙は、商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	日本標準商品分類	55	行政管理庁	範囲設定
2	工業統計組替表	55	通商産業省	生産額, 投入額
3	生産動態統計	〃	〃	〃
4	昭和55年産業連関表(調整用リスト)	〃	〃	〃
5	昭和50年産業連関表	50	〃	〃

3. 推計方法

(1) 生産額：資料1より「事務用品」の範囲を設定し、資料2～4をもとにして生産額を推計した。

仮設部門「事務用品」は投入額を積上げて生産額を決定するという方法を探らなければならないため、下記の投入額の推計方法がそのまま生産額の推計方法となる。

(2) 投入額

① 仮設部門「事務用品」の範囲に該当する品目に55年産業連関表の10桁分類コードをそれぞれ対応させる。次にこの対応コンバーターを逆ソートした対応表を作成する。

② (i)①で作成した対応表、資料2、資料3等を用いて、産業連関表の10桁品目の生産額のうち事務用品分の品目がどれくらいあるかという対応率をそれぞれもとめる。

(ii)10桁品目の生産額と対応率を用いて事務用品分の品目に該当する10桁生産額を作成する。

(iii)②で求めた結果を7桁分類(産業連関表の行部門コード)に統合する。

(iv)③で求めた事務用品分の額と対応する行部門の生産額との比をとり対応率を作成する。

③ この対応率と資料4の輸入額、輸出額、家計消費額を用いて事務用品の投入額を求めた。

(3) 産出額：企業会計上各産業の原価構成においては、事務用品という単一の項目でとらえているという考えのもとで産業連関表では本部門は仮設部門として特掲されている。

そのために各列部門の投入額推計値を優先的に採用した。またこの方法で推計しきれない部門については資料5を参考に推計を行った。

XVIII 商業部門

1. 概念・定義及び範囲

産業連関表における商業部門の生産額概念は他の部門と異なり、商品の流通に伴って付加された商業マージン額（売上高－仕入額）とする。

産業分類上の範囲は次のとおりである。

(1) 卸売 (6110-00)

日本標準産業分類のうち、中分類40～41「卸売業」及び42「代理商、仲立業」の活動範囲とし、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、及び森林組合連合会の行う販売・購売事業分、食糧管理特別会計、糖価安定事業団、日本蚕糸事業団、畜産振興事業団の活動を範囲に含む。

(2) 小売 (6120-00)

日本標準産業分類の中分類43～45及び47～49の「小売業」の活動範囲とし、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購売事業分、および露店商、構内売店、生活協同組合購売会の活動を含み、製造小売のうち製造業の活動を除く範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	商業統計表	54	通商産業省	生産額
2	商業実態基本調査報告書	〃	〃	生産額(粗マージン率)投入額
3	商業動態統計調査	53～55	〃	生産額(補正係数)
4	法人企業統計	55	経済企画庁	生産額(粗マージン率)投入額
5	食料管理特別会計決算書	55	大蔵省	生産額
6	農業協同組合連合会統計表	55	農林水産省	〃
7	専門農協統計表	55	〃	〃
8	総合農協統計表	55	〃	〃
9	各種事業団損益計算書	55	各事業団	〃
10	全国消費実態基本調査	55	総理府統計局	〃
11	全国各種農業協同組合連合会	55	農林水産省	〃

3. 生産額推計

基本的には、商業生産額＝業種別商業販売額×業種別商業マージン率とした。推計手順の概要は次のとおりである。

(1) 54年商業統計調査の年間販売額（昭和53年6月～54年5月）を55曆年に変換する。変換係数は商業動態統計を用いて算出する。

(2) (1)から次の項目を除去する。

① 製造業の卸売事業所の販売額

「商業統計調査」は事業所ベースの調査のため、製造業の販売支店、営業所などの自社製品の販売活動のみを行っている事業所の販売額が含まれている。一方、産業連関表で用いる生産者価格は市場価格であり、本社及び営業所の経費と利潤相当分を含む生産企業の販売価格によっている。したがって、商業マージン額の算出に当り、「商業統計表」の営業形態別集計による「製造業の卸売事業所」の販売額をあらかじめ除去して両者の重複を避けている。

② 本支店（同一企業内）移動の販売額

「商業統計調査」では、本社、支店間や支店相互間の取引、すなわち内部取引も流通活動と見なし販売額を調査しているが、この取引からはマージンは発生しないので、「商業統計表」の仕入先別割合に基づく「本支店間（同一企業内）の移動額」を資料としてこれを除去する。

③ 農協、生協などのうち「商業統計調査」の対象事業所の販売額

「商業統計調査」では、農業協同組合について販売事業（卸売に当たる）及び購売事業（小売に当たる）を単独に行い、他の事業（例えば、信用事業指導事業など）を行っていない事業所のみを対象としているので、農協の販売、購売事業のすべてをカバーしていない。これを後段において生産額に付加する事前の手順として「センサス」に含まれているこの一部を、「商業統計表」の経営組織別集計を資料としてあらかじめ除去する。

(3) マージン率を算出する。

54年商業実態基本調査による粗マージン率を使用し、55曆年との期間のズレを法人企業統計によって修正する。

(4) 商業販売額にマージン率を乗じてマージン額を算出する。

(5) 「商業統計調査」は卸売活動と小売活動のすべてを網羅していないので、これに含まれていない次の項目を追加する。

① 卸売部門の追加

(1) 食糧管理特別会計

米麦の売上げ、売却など食糧事業は、特別会計の管

理費を卸売の生産額に加算した。

(ii) 仲立手数料

仲立とは「商品の所有権を有することなく、また直接的な管理をすると否にかかわらず、手数料、及びその他の報酬を得るために仲立あっせんを行うもの」と定義されている。この仲立行為は卸売に含まれるので、「商業統計調査」の結果数値をそのまま引用して卸売の生産額に加算した。

(iii) 農業協同組合の販売事業の手数料を「昭和55年度農協統計表」及び「昭和55年度農業協同組合連合会統計表（いずれも農林水産省農政局農業協同組合課）」等から引用した。

② 小売部門の追加

(i) 小売活動のうち「商業統計調査」より除外されている部門。

生協購売会、露店、行商は、調査技術上、「商業統計調査」の対象に含まれていないので、総理府統計局の「昭和55年全国消費実態基本調査」の購入先別統計を引用し、消費者サイドから次の方法によりマージン額を推計した。

「全国消費実態調査」は農家などを除く全国消費者世帯を対象に消費支出の購入先を①小売店②百貨店③スーパーマーケット④生協購売会⑤その他に区分して調査しているため、本作業では①+②+③を「商業統計調査」の対象分と考え、 $\frac{\text{④}}{\text{①}+\text{②}+\text{③}}$ によって生協購売会販売額の率を求め、この率を先に算出した小売マージン額に乗ずることにより生協購売会のマージン額を直接算出した。同様にその他は $\frac{\text{⑤}}{\text{①}+\text{②}+\text{③}}$ の率により算出した。

(ii) 農業協同組合の販売事業の手数料は、前記の卸売の場合と同様の資料により購売事業手数料を参考にした。

4. 投入額推計

55年商業生産額と50年表投入係数から算出した試算投入額をもとに、54年商業実態調査、法人企業統計、産出例からの推計額等により修正を加えた。

商業実態調査を用いると、粗利益額（商業生産額）の内訳が営業費とそれ以外（例えば広告費、包装費など）とに分割できる。又、営業費の内訳として給与額が得られる。法人企業統計では粗利益額の内訳のうち人件費、減価償却費が得られる。これらの資料から各項目の投入比率を算出し、特に付加価値部門推計の参考とした。

物的投入のうち、ゴム製品については50年表で投入がなかったが、55年表では業界ヒアリングにより推計し計上した。

また、鉄鋼部門からの産出である金属製ドア・シャッター、建設設備用金属製品についてはいずれも建設部門の活動とみなし、商業部門から削除した。

5. 産出額推計

(1) 商業の産出額すなわち各列部門の商業投入額は、コスト商業分（後述）を除けば、各列部門が投入した各財貨の購入額のうち商業マージン分（卸、小売）を積み上げた額である。したがって、商業部門の側からは第1段階では推計せず、各列部門側の商業投入推計額を暫定的に採用した。その後これを、貨物運賃・商業マージン表の作成過程で推計された各部門のマージン額の積上げ額と置き換えた。

(2) 商業マージン表の作成は次のようにした。

① まず商業（卸売、小売別）の総生産額を行部門ごとに分割、すなわちある品目が全産業に産出される際に付加された商業マージン合計を各行部門ごとに設定した。このために用いた資料は、「商業統計表」の業種別品目別販売額及び「商業マージン調査結果」である。

② 次に上記の行部門別商業マージン計を各部門に取引額に応じて配分した。この際別途推計した「マージン非対象率表」を用いて、部門ごとのマージン率の差が考慮されるようにした。

(2) 上記のような原材料購入に伴う商業マージンのほか、直接のコストとして計上されるマージン（中古品取引に伴うマージンなど）があり、これをコスト商業といている。これは次のように推計し、関係列部門に産出した。

① 代理店手数料

国際収支統計月報の「貿易外及び移転収支表」より貿易外受取のうち代理店手数料を商業の輸出とし、同支払の同項目を輸入とした。

② 中古品取引マージン

(i) 中古車……業界調べの中古車販売台数に平均マージン額を乗じて推計した。産出先は個人向と産業向の比率により分割し、家計消費支出と国内総固定資本形成（民間）とした。

(ii) その他の中古品……骨とう品等上記以外の中古品は「商業統計調査」の「中古品小売業」の範囲に限って推計し、家計消費支出に計上した。

4. 建設省担当部門

1. 概念・定義及び範囲

建設部門の部門分類は第1表のとおりである。

産業連関表の基本表の部門分類を更に細分して、建設省内の作業用部門分類を行った。この際第1に産業連関表作成においては、投入構造の安定を図ることが必要であり、そのためには、投入構造の異なるものは、1部門独立して扱わなければならない。第2に、産業連関表を利用する場合、利用目的にあった部門分類が必要である。これらの点及び生産額等の推計資料の制約などを考慮して部門分類を行った。

第1表 建設部門の部門分類

統合部門表	基本表	建設部門推計作業部門分類	
建 築 (建設補修を含む)	住宅新建築	住宅新建築(木造)	木造住宅 居住専用及び居住産業併用
	建設補修	住宅新建築(非木造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造・その他造
		非住宅新建築(木造)	木造非住宅 工場、倉庫、工務所、店舗、学校、病院、その他
		非住宅新建築(非木造)	鉄骨鉄筋コンクリート造非住宅 鉄筋コンクリート造非住宅 鉄骨造非住宅 コンクリートブロック造・その他造非住宅 住宅建設補修 非住宅 〃 土木構築物補修
土 木	公共事業	道路関係公共事業	一般道路 道路改良 〃 舗装 〃 橋梁 〃 補修 一般街路 街路改良 〃 舗装 〃 橋梁

統合部門表	基本表	建設部門推計作業部門分類	
その他の建設	河川下水道その他の公共事業	治 水	河川改修維持 河川総合開発 砂 防
		海 岸 下 生 環 境 公 衛 港 湾 空 漁 災 害 そ の 復 他	港 港 港 旧 他
	農林関係公共事業	農 業 土 木 林 治 道 災 害 復 山 旧	
	鉄道軌道	鉄道軌道	国 鉄 公 営 (地下鉄を含む) 私 鉄 地下鉄 (帝都高速)
電 力	電 力		
電 信 電 話	電 信 電 話		
その他の建設	上工業用水道 その他の土木建設	土地造成民間土木、その他	

2. 部門の定義

(1) 住宅新建築(木造)(400110)

① 主要構造部(建築基準法第2条第5号定義による。以下同じ)が木造の建築物のうち、居住専用建築物、及び居住産業併用建築物で居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

② 昭和40年産業連関表までは、居住産業併用建築物(木造)に非居住部分も含め、全額この部門としていたが、国民所得統計との整合上問題があるので45年以降非居住部分を分離し、これを木造非住宅としている。

③ 昭和40年産業連関表までは、設計管理活動は、建設活動の一部と見なして、建設部門に含めていた。しかし、設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工と共に担当させる場合等種々の場合があり、設計管理業者に委託する場合は、その活動はサービス活動に含まれているので、45年以降建設活動からこれを除外し、「土木建築サービス業」から購入する形としている。

なお、発注者自身もしくは、建設業者が行う場合は、

従来通り建設活動とする。この問題は他の建築部門も同様とする。

(2) 住宅新建築（非木造）（400120）

- ① 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物、及び居住産業併用建築物で、居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。
- ② 昭和40年産業連関表までは、居住産業併用建築物（非木造）に非居住部分も含め、全額この部門としていたが、住宅新建築（木造）と同様に45年表以降非居住部分を分離し、これを非木造非住宅としている。

(3) 非住宅新建築（木造）（400210）

- ① 木造の建築物のうち、前記「住宅新建築（木造）」以外の建築物の新築、増築、改築とする。
- ② 昭和45年産業連関表より、居住産業併用建築物（木造）の非居住部分を含めている。

(4) 非住宅新建築（非木造）（400220）

- ① 非木造の建築物のうち、前記「住宅新建築（非木造）」以外の建築物の新築、増築、改築とする。
- ② 昭和45年産業連関表より、居住産業併用建築物（非木造）の非居住部分を含めている。

(5) 建設補修（400300）

- ① 建築物（住宅及び非住宅）及び土木構築物に関する経常的補修工事で、自家補修を含む。
- ② 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに鉄道軌道の線路、電力、信号設備、電力の送配電設備、電信電話の線路設備の取替補修工事は、ここに含まず、資本形成とする。

(6) 道路関係公共事業（400411）

以下の範囲からなる公共工事等新設工事のほか維持補修工事を含む。

国及び地方公共団体の行う道路、街路事業及び、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方公共団体等の行う有料道路事業である。

この部門は、昭和40年産業連関表では次の400419を含めていたが、45年表より道路関係公共事業とそれ以外の公共事業の2部門に分割した。

(7) 河川、下水道その他の公共事業（400419）

以下の範囲からなる公共工事等新設工事のほか、維持補修工事を含む。

なお、下記②都市計画関係の下水道は、昭和45年産業連関表までは「その他の建設」（400990）に入れていたが、事業の性格上、公共事業として扱うべきであるので、50年表では当部門に入れて部門の名称を「河川、下水道その他の

公共事業」とした。

- ① 河川関係：国、地方公共団体の行う河川、河川総合開発、砂防、海岸事業及び水資源開発公団の行う事業
- ② 都市計画関係：国、地方公共団体の行う下水道、公園及び環境衛生事業
- ③ 港湾漁港：国、地方公共団体の行う港湾漁港事業及び京浜外貿埠頭公団、阪神外貿埠頭公団の行う事業
- ④ 空 港：国、地方公共団体、新東京国際空港公団の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧：国、地方公共団体の行う上記①から④及び「道路関係公共事業」（400411）の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧事業
- ⑥ その他：国、地方公共団体の行う大型漁礁、離島電気事業

(8) 農林関係公共事業（400420）

以下の範囲からなる公共事業で、新設工事のほか維持補修工事及び災害復旧工事を含む。

- ① 農業土木：国、地方公共団体、土地改良区、及びその他団体の行う土地改良事業、及び農地造成事業並びに農用地開発公団、水資源開発公団、八郎潟新農村建設事業団の行う事業
- ② 林 道：国、地方公共団体の行う林道事業及び森林開発公団の行う事業
- ③ 治 山：国、地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国、地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

(9) 鉄道軌道建設（400910）

日本国有鉄道、日本鉄道建設公団、公営鉄道、私鉄、帝都高速度交通営団の行う構築物の建設事業及び施設保全の諸事業で、線路、電力、信号設備の取替補修修繕費より取替資産を推計し、この部門に含める。

(10) 電力施設建設（400920）

9電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、地方公営企業の行う電気事業、その他電気事業者及び、日本原子力発電株式会社の行う発送、配電施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。

(11) 電信電話施設建設（400930）

日本電信電話公社の行う電信電話線路施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。国際電信電話株式会社の行うものは、「その他の建設」のその他の土木建設に分類する。

（注）(9)、(10)、(11)、部門における取替補修とは次のものをいい、それらはいずれも建設補修とせず、各部門に含める。
鉄道軌道……線路、電力、信号設備

電力……送配電設備

電信電話……線路設備

(12) その他の建設 (400990)

上工業用水 (地方公営企業の行う上水道, 工業用水道, 簡易水道に関する構築物の建設事業), 失業者就労事業 (地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的事業), その他の土木建設 (土地造成, ガス, その他上記以外の土木建設) からなる。

(注) 昭和40年産業連関表では(9)~(12)部門までを一部門として推計していたが, 45年表より4部門に分割し推計している。

なお, 50年表より, 下水道は, 分類部門を「河川, 下水道その他の公共事業」と変更した。

3. 推計資料

資料名	出所
建築着工統計	建設省
〃 補修調査	〃
建築物等実態調査	〃
木造等建築物投入調査	〃
非木造建築物投入調査	〃
建設業の経営分析	〃
建設総合統計年度報	〃
法人企業統計年報	大蔵省
法人企業間接費調査	経済企画庁
国富調査	〃
国の決算	大蔵省
地方財政統計年報	自治省
地方公営企業年鑑	〃
農家経済調査報告書	農林水産省
家計調査年報	総理府統計局
農業センサス農家調査報告書	農林水産省
国勢調査	総理府統計局
民鉄統計年報	運輸省
農業及び農家の社会勘定	農林水産省
土木工事費内訳調査	建設省
住宅金融公庫年報	住宅金融公庫
建設業務統計年報	建設省
道路統計年報	〃
公共事業工事費内訳調査	〃
国民所得統計	経済企画庁
建設工事施工統計調査報告	建設省
ガス事業統計年報	資源エネルギー庁
公団関係土木工事費内訳調査	建設省
海岸統計	〃
漁港関係事業実績調査書	水産庁
地方財政の状況	自治省
水道統計	厚生省
法人企業投資実績調査	経済企画庁
法人企業投資動向調査報告	〃
国鉄決算資料	日本国有鉄道
林業構造改善事業実績集計表	林野庁
農業土木事業投入調査結果	農林水産省
電々公社決算書	電々公社
電源開発の概要	資源エネルギー庁

4. 生産額推計

(1) 建設部門 (400110, 400120, 400210, 400220)

建築部門は, 4部門から成り立っており, 各部門とも建築着工統計に基づいて推計した。なお, 建築着工統計と産業連関表との概念上の調整を図るため下記の補正を加えている。

- ① 統計を着工ベースから出来高ベースに補正
- ② 建築着工統計による工事費予定額 (届出額) を工事完了後の実際の工事費に補正 (補正調査による)
- ③ 建築着工統計のもれ補正 (「建築物等実態調査」による)
- ④ 建築着工統計に発注者経費 (設計費) を加える。

(2) 建設補修 (400300)

当部門は, 資料等の制約もあって7つの主体別に分け, 下記により推計した。なお, 年度値の暦年修正は建設総合統計より修正率を求めて行った。

- ① 営利企業
 - (i) 法人企業

法人企業統計年報の売上高を対象に, 法人企業間接費調査より売上高に対する建築物, 構築物修繕費比率を使用し推計した。
 - (ii) 個人企業

法人企業を基に国富調査の資産評価額より推計した。
- ② 民間非営利団体

国富調査の資産評価額より推計した。
- ③ 中央政府

国の一般会計, 特別会計 (現業分除く) の決算の各種修繕費より推計した。
- ④ 政府企業

3公社5現業からの聞取り及び国の決算の財産目録等より推計した。(国鉄は①に含める)
- ⑤ 地方政府

地方財政統計年報の維持補修費より推計した。
- ⑥ 地方公営企業

地方公営企業年鑑の修繕費をもとに, 国富調査の資産評価額における建築物, 構築物の割合を求め推計した。
- ⑦ 住宅
 - (i) 農家

農家経済調査報告により, 農家一戸当たりの住宅維持修繕費を求め, 農業センサスより求めた農家戸数を乗じた。
 - (ii) 非農家

家計調査より修繕費を求め, 国勢調査における農家戸数分を除いた普通世帯数を乗じた。

(3) 土木部門

当部門は7部門から成り立っており、下記により推計した。

① 道路関係公共事業 (400411)

建設業務統計に基づいて推計した。建設事業費の用途別内訳より、事務費、本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費を土木投資額として推計した。

また、年度値の暦年修正は建設総統計より、修正率を求めて行った。

② 河川・下水道・その他の公共事業 (400419)

当部門は、建設省所管及び所管外公共事業から成り立っており、所管事業である河川改修、河川総合、砂防、下水道、公園については上記(1)の推計方法と同じであり、その他(海岸、環境衛生、港湾漁港、空港、災害復旧)は、各々関連資料に基づいて土木投資額を推計した。

なお、年度値の暦年修正は上記(1)と同じである。

③ 公共事業(農林関係) (400420)

農業土木は「農業及び農家の社会勘定」より、林道、治山は、民有林、国有林に分け、災害復旧は直轄事業、補助・単独事業に分け主として、「国の決算書」、「地方財政統計年報」より推計した。

④ 鉄道軌道建設 (400910)

当部門は5つの主体に分け、下記のとおり推計した。

(I) 国鉄

国鉄決算関連資料より精算勘定の工事経費、東北(南)新幹線工事経費、受注工事経費から建設関連事業科目を抽出し、国鉄の別途資料等より土木投資率等を求め推計した。

また、年度値の暦年修正は、建設総統計より修正率を求め行った。(以下同じ)

(II) 鉄道公団

公団決算書の在来線、新幹線、民鉄線事業費の内訳をもとに、国鉄資料等より土木投資率を求め推計した。

(III) 公営鉄道

地方公営企業年鑑の建設改良費をもとに、法人企業投資実績調査より土木投資率を求め推計した。

(IV) 地下鉄

営団地下鉄の設備投資額をもとに土木投資額を推計した。

(V) 私鉄

法人企業投資動向調査報告による設備投資額をもとに、法人企業投資実績調査で土木投資率を求め推計した。

⑤ 電力施設建設 (400920)

9電力(株)、電源開発(株)、その他事業者について、電源開発の概要、公営電気は公営企業年鑑、沖縄電力は資源エネルギー庁の資料により、それぞれ建設工事資金を推計し、資源エネルギー庁推計の土木投資率を用いて推計した。

⑥ 電信電話施設建設 (400930)

電々公社の決算書の建設勘定における電信電話施設費をもとに、決算書の有形固定資産状況等より土木投資率を求め推計した。

⑦ その他の建設 (400990)

当部門は10の建設工事種類より成っており、各々下記のとおり推計した。

(I) 上水道・簡易水道

地方公営企業年鑑による水道事業の建設改良費をもとに、水道統計より土木投資率を求め推計した。

なお、年度値の暦年修正は、建設総統計より修正率を求めて行った。(以下同じ)

(II) 工業用水

通産省立地公害局工業用水課資料、建設業務統計より推計した。

(III) 土地造成

下記に区分して推計した。

(ア) 日本住宅公団、宅地開発公団

住宅都市整備公団の資料より推計した。

(イ) 地方公共団体分

建設業務統計より推計した。

(ウ) 港湾整備関係

運輸省から聞取りの上推計した。

(エ) 地域振興整備公団

公団の決算額をもとに推計した。なお、当該公団分に関する推計は昭和50年に始めた。

(オ) 民間土地造成

建設総統計に基づき推計した。

(IV) 失業者就労事業

地方財政統計年報による失業対策事業費をもとに、労働省から聞取りの上建設関連事業就労者数の割合を求め推計した。

(V) 民間構築物(鉄道、電力、ガスを除く)

国民所得統計における民間総固定資本形成のその他建設をもとに推計した。

(VI) ガス

ガス事業統計年報による製造及び供給設備等を対象に、法人企業投資実績調査により土木投資率を求め推

計した。

(VII) 駐車場

建設業務統計より推計した。

5. 投入額推計

投入額推計の作業は建設部門、建設補修、土木関係部門に分けて行った。その方法は下記のとおりである。

(1) 建築部門

① 国内生産額

(i)設計費、(ii)完成工事原価、(iii)諸経費(元請)、(iv)営業余剰に分割した(i)設計費→土木建築サービス業(iv)営業余剰→営業余剰)。

② ①(ii)完成 ② ①(ii)完成工事原価の分割

「非木造建築物投入調査」及び「木造等建築物投入調査」に基づき、次の3段階に分け、それぞれの構成比を累積した比率によって分割した。

a. 用途構造別(木造住宅(在来)、木造住宅(量産)、鉄骨鉄筋コンクリート造事務所、鉄骨造工場等の18分類)毎の工事科目別(非木造住宅の例=仮設工事、土工工事、鉄骨工事、防水工事等の26分類)構成比

b. 工事科目別毎の細目別(仮設工事の例=仮設建物、工場施設、電力・用水、環境保全の10分類)構成比

c. 細目別毎の投入部門別(雇用者所得、製材等産業連関表の部門分類及び下請諸経費)構成比

d. 下請、元請の諸経費は諸般の研究資料により分割
(注) ②a 用途構造別の建築関係4部門への統合は次のように行った。

(略語説明) W……木造

CB……コンクリート・ブロック造

S……鉄骨造

SRC……鉄骨鉄筋コンクリート

RC……鉄筋コンクリート

W住宅、W量産住宅 ……400110住宅新建築(木造)

CB住宅、S量産住宅、SRC住宅、RC住宅

S住宅、RC量産住宅……400120住宅新建築(非木造)

W工場、W事務所 ……400210非住宅新建築(木造)

CB非住宅、SRC工場、SRC事務所、RC工場、

RC校舎、RC事務所、S工場、S事務所

……400220非住宅新建築

(非木造)

(2) 建設補修

「土木工事費内訳調査」(建設省特別調査)により、調査項目別に分割した。

(3) 土木部門

① 土木工事では工事種類別の労務・資材等の投入構造

を把握するため、特別調査として「公共事業工事費内訳調査(調査件数2402件)」、「土木工事費内訳調査(同600件)」、「公団関係土木工事費内訳調査」(同80件)を行った。前者は、建設省所管の工事のうち、直轄及び補助事業を対象にし、後者はそれ以外の土木工事を対象にした。なお、この他にも国鉄土木工事費内訳調査、地下鉄土木工事費内訳調査及び電信電話工事費内訳調査を行った。それぞれ工事種類別に下記により推計した。

(i)「道路関係公共事業」、「河川、下水道、その他の公共事業」「公共事業」の内、治山及び林道は公共事業工事費内訳調査及び公団関係土木工事費内訳調査により推計した。

(ii)「公共事業」の内、農業土木及び災害復旧は農林水産省の特別調査である農業土木事業投入調査結果により推計した。

(iii)「鉄道軌道建設」の内、地上軌道部分について、国鉄土木工事費内訳調査、地下鉄部分は、地下鉄土木工事費内訳調査に基づきそれぞれ推計した。

(iv)「電力施設建設」及び「その他の建設」は土木工事費内訳調査により推計した。

(v)「電信電話施設建設」は電信電話工事費内訳調査に基づき推計した。

6. 産出額推計

建設部門は建設補修を除きすべて最終需要の国内総固定資本形成に計上した。

(1) 建築部門(4001100, 4001200, 4002100, 4002200)

「建設総合統計55年度報」による昭和50年の発注者別政府・民間比率を用いて、国内総固定資本形成の政府と民間に分割した。

(2) 建設補修(4003000)

建設補修生産額を主体別に推計(4-(2)参照)し、その数値を各対応分類コードに配分した。

(3) 土木部門

① 道路関係公共事業(40041100)、河川・下水道・その他の公共事業(4004190)

すべて国内総固定資本形成(政府)へ計上した。

② 公共事業(農業土木・林道・治山・災害復旧)(4004200)

生産額推計の内訳に基づき、(4-(3)-③参照)団体資本は国内総固定資本形成(民間)に、その他は国内総固定資本形成の(政府)に分割した。

③ 鉄道軌道建設(4009100)、電力施設建設(4009200)

生産額推計の内訳に基づき(4-(3)-④及び4-(3)-

⑤参照)、国内総固定資本形成(政府)と国内総固定資本

本形成（民間）に分割した。

④ 電信電話施設建設（4009300）

すべて国内総固定資本形成（政府）とした。

⑤ その他の建設（4009900）

生産額推計の内訳に基づき（4-3）-⑦参照）国内総固定資本形成の政府と民間に分割した。

7. 作成作業上の問題点

(1) 概念・定義及び範囲上の問題点

① 道路関係公共事業（400411）、河川・下水道・その他の公共事業（400419）

(i) 維持、補修工事がすべて含まれているが、一般道路の管理（清掃、照明等）河川のしゅんせつ等小規模な維持、補修工事は経常的支出として、建設補修に含めるべきであると考えられるが（国民所得統計では、公共事業の維持、補修はすべて、資本形成として扱われている）。時系列の問題もあるので昭和55年産業連関表においても、従来通り公共工事の扱いとする。

(ii) アクティビティ・ベースではなく事業所ベースに近い。例えば道路建設というアクティビティはすべて、この部門に含まれるのではなく、国、地方公共団体、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の行う事業に限られ、民間企業等が建設するものは、「その他建設」のうち民間構築物として扱った。

5. 運輸省担当部門

鋼船 (3810-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3641「鋼船製造・修理業」のうちの鋼船製造に係る活動及び3642「船体ブロック製造業」の活動とする。ただし、船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

改造は、本部門に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	造船機械統計月報	昭55.12	運輸省	
2	工業統計表	1980	通産省	I・O用組替集計表
3	輸出・輸入及び関税統計組替集計結果表	57.4	行政管理庁	
4	主要造船会社経営分析	55年度	運輸省船舶局	部内限
5	経営指標ハンドブック	1981	日本開発銀行	
6	新造船船価内訳表	55年度	運輸省	個票を抽出集計
7	船舶関連工業製品統計月報	55.12	運輸省	
8	昭和55年船用機械の輸出入状況	56.7	〃	
9	日本貿易月表 品別国別編	80.12	日本関税協会	

3. 推計方法

(1) 生産額:

- ① 資料1による国内船(排水トン表示船舶及び独航不能の船舶を含む)及び輸出船のしゅん工船船価
 - ② 資料2による在庫純増額
 - ③ 資料3の改造輸出船の新造相当額
- 以上の①~③をもって生産額とした。

(2) 投入額:

- ① 資料4により売上高に対する営業利益率を求め、営業余剰を算出した。
- ② 生産額から営業余剰を控除したものを総原価とした。
- ③ 資料5により総原価を④直接費⑤労務費⑥減価償却費⑦租税公課に分割した。
- ④ 直接費の各細目は次のとおり推計した。
素材は資料6により推計した。
部品・製品費については、資料7及び資料8から品目別国内供給額を推計し、生産額比により「鋼船」「その他の船舶」及び「船舶修理」に割当て、資料6による推計値を参考にして算定した。
- ⑤ 間接費の各細目は次のとおり推計した。
③で推計した労務費は、給与・手当と厚生費に分割し、厚生費は「家計外消費」とした。同様に減価償却費、租

税公課は、それぞれ「資本減耗引当」、「間接税」とした。

(3) 産出額:

- ① 生産額推計における在庫純増分を「半製品・仕掛品在庫純増」とした。
- ② 内生部門への産出は「公務」(自衛艦等)のみとなるが、資料がないため投入側の数値を採用した。
- ③ 輸出については次のとおり推計した。
新造船の輸出については、資料1の輸出船しゅん工額を「輸出(普通貿易)」とした。
中古船は資料3の輸出価格(商業マージン額を除く)を「輸出(普通貿易)」とした。
- ④ 改造船舶の船価の80%及び解体用船舶(商業マージン額を除く)は「固定資本形成」からの屑発生とし、同額を「輸出(普通貿易)」の屑投入とした。
なお、中古船、改造船の区別は、資料9によった。
- ⑤ 「輸入(普通貿易)」は、資料3によった。
- ⑥ 生産額から上記①~④を控除したものに輸入(上記⑤)を加えたものを「国内総固定資本形成」とした。

その他の船舶 (3810-20)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3643「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3644「舟艇製造・修理業」のうちの舟艇製造に係る活動とする。

強化プラスチック、アルミ等を主材料とした船舶は、本部門に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	1980	通産省	I・O用組替集計表
2	経営指標ハンドブック	1981	日本開発銀行	
3	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	昭57.2	運輸省	
4	船舶関連工業製品統計月報	55.12	運輸省	
5	昭和55年船用機械の輸出入状況	56.7	〃	
6	日本貿易月表 品別国別編	1980.12	日本関税協会	
7	輸出・輸入及び関税統計組替集計結果表	57.4	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額:

資料1による生産額を採用した。

(2) 投入額:

- ① 資料2の船舶製造修造業の経営指標から売上総損益率を得、営業余剰を算出した。
国内生産額から営業余剰を控除したものを総原価とした。
- ② 資料2から④直接費⑤労務費⑥租税公課⑦減価償却

費の原価に対する比率を求めた。

③ 直接費（素材、部品・製品費、その他）の各細目は次のとおり推計した。

素材は、資料3により推計した。

部品・製品費については、資料4及び資料5により推計した（「鋼船」の投入推計参照）。

直接費から、素材及び部品・製品費を差引いたものを「その他」とし投入品目は50年表の投入品目を採用し当初データとした。

④ 直接費以外の費用は次のとおり推計した。

上記の労務費は、給与・手当と厚生費に分割し、厚生費は「家計外消費」とした。同様に租税公課、減価償却費はそれぞれ「間接税」「資本減耗引当」とした。

(3) 産出額：

① 生産額推計における在庫純増分を「半製品・仕掛品在庫純増」とした。

② 「鋼船」「船舶修理」及び「公務」への産出は投入側の計数を採った。

③ 資料6及び資料7より輸出額及び輸入額を求め、それぞれ「輸出（普通貿易）」「輸入（普通貿易）」とし輸入分は「固定資本形成」とした。

④ 上記で産出先の定まったものの残りを「固定資本形成」とした。

船舶修理（3810-90）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3641「鋼船製造・修理業」、3643「木船製造・修理業」及び3644「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動とする。

船舶使用者の行う自家修理も本部門に含める。

改造は、本部門に含めず3810-10「鋼船」又は3810-20「その他の船舶」に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	造船機統計月報	昭55.12	運輸省	
2	外航海運会社経営分析	56.3期	運輸省	
3	昭和55年産業連関表部門品目別生産額表(第1次)	57.6	行政管理庁統計主幹	
4	主要造船会社経営分析	55年度	運輸省	部内限
5	経営指標ハンドブック	1981	日本開発銀行	
6	船舶関連工業製品統計月報	55.12	運輸省	
7	昭和55年船用機械の輸出入状況	56.7	〃	
8	新造船船価内訳表	55年度	運輸省	個票を抽出集計

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 営業修理

資料1による国内船、外国船、船舶関連機器別の修繕高をもって営業修理生産額とした。

② 自家修理

資料2による船舶消耗品費の海運業収益に対する率に「外洋輸送」及び「沿海・内水面輸送」の生産額の合計額を乗じたものの70%を海運業の自家修理とみなした。

船舶自家修理生産額 = $\frac{\text{船舶消耗品費}}{\text{海運業収益}} \times \frac{70}{100} \times \text{海運業生産額}$

(2) 投入額：

① 資料4により売上高に対する営業利益率を求め、営業余剰を算出した。

② 生産額から営業余剰を控除したものを総原価とし、総原価を資料5の船舶製造修理業の経営指標から直接費、労務費、租税公課、減価償却費に分割した。

③ 直接費（素材、部品・製品費、その他）の各細目は次のとおり推計した。

素材は資料8の投入比率により推計した。

部品・製品費については、資料6及び資料7により推計した（「鋼船」の投入推計参照）。

直接費から素材及び部品・製品費を差引いたものを「その他」とし投入品目は50年表の投入品目を採用し当初データとした。

④ 直接費以外の費用は次のとおり推計した。

労務費は給与・手当と厚生費に分割し、厚生費は「家計外消費」とした。租税公課及び減価償却費はそれぞれ「間接税」「資本減耗引当」とした。

(3) 産出額：

① 資料1より外国船修繕高を輸出とし、他を船種により「運輸」「漁業」「公務」「建設」「研究」「教育」等とし、投入側との調整により細分した。

② 船舶関連機器の修理については、国内船及び外国船と同じ比率により各部門に配分した。

③ 自家修理分は「外洋輸送」及び「沿海・内水面輸送」に生産額比で産出した。

鉄道車両（3820-10）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類362「鉄道車両・同部品製造業」のうち製造及び改造に係る活動とする。

鉄道業の行う改造も本部門に含める。なお、信号保安装置は3704-30「電子通信機器」に含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計月報	55年	運輸省	
2	鉄道統計年報	55年度	日本国有鉄道情報システム部	
3	鉄道車両工業特別調査	55年	運輸省	
4	日本貿易月報	55年	日本関税協会	

3. 推計方法

(1) 生産額：

鉄道車両新造・改造は「鉄道車両等生産動態統計」の1月～12月分を生産額を足し上げた。国鉄車両の改造分については、「鉄道統計年報」の車両財産額のうち、増加改善工事額とした。

部分品は新造分と同じである。

交付原材料について、国鉄は聞き取り調査により、民鉄については、国鉄を参考に推計した。

(2) 投入額：

「鉄道車両工業特別調査」の結果を用いて推計した。

(3) 産出額：

「日本貿易月報」より輸出、輸入をつかみ、在庫については「鉄道車両生産動態統計」の結果により、資本形成は、国鉄分について、政府固定資本形成に残りを民間固定資本形成にした。

自動車修理 (3840-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3621「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動とする。なお、3691「産業用運搬車・同部分品・付属製造業」に属する産業用鉄道車両（機関車、貨物車等）の修理も本部門に含める。

鉄道車両の改造は、3820-10「鉄道車両」に格付される。

鉄道業の行う修理は本部門に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計月報	55年	運輸省	
2	国鉄監査報告書	55年度	国鉄監査委員会	
3	民鉄統計年報	55年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

鉄道車両業の行う修理、国有鉄道、地方鉄道・軌道業の行う自家修理についてそれぞれ推計した。

① 鉄道車両業の行う修理は、「鉄道車両等生産動態統計月報」の修理生産額1月～12月分を足し上げた。

② 国鉄の行う自家修理は、「国鉄監査報告書」及び国鉄

に対する聞き取り調査によった。

③ 地方鉄道・軌道業の行う自家修理は、「民鉄統計年報」の車両保存費によった。

(2) 投入額：

国鉄の車両工場経費の項目別投入比率を用いて推計したが、一部は昭和50年産業連関表の投入比率を用いた。

(3) 産出額：

鉄道車両業の行う修理分については全額地方鉄道・軌道業に産出した。

国有鉄道自家修理は、国鉄（旅客、貨物）国電別に産出した。地方鉄道・軌道の自家修理分は全額地方鉄道・軌道業に産出した。

自動車修理 (3840-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類821「自動車整備業」の活動とする。具体的には自動車一般整備業、自動車車体整備業、自動車電装品整備業、自動車タイヤ修理業、自動車再生業、自動車エンジン再生業、自動車再塗装業、その他自動車部品、機関・装置等の整備・修理再生に係る活動とする。

二輪自動車及び三輪自動車の整備を含むこととする。

自動車タイヤの再生業及び更生業は、3000-19「その他のゴム製品」に格付される。

自動車の使用者が行う自家修理も本部門の範囲とする。

政府の行う自動車検査業務は、公務とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	自動車分解整備業実態調査報告書	56.4	運輸省	
2	ゴム製品統計年報	55年	通商産業省	
3	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
4	形状別自動車保有車両数	55.3	(財)自動車検査登録協会	
5	自家用自動車の点検整備実施状況等の実態調査結果	55年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 専業工場及びディーラー工場

資料1の年間工具1人当り整備売上高に工具数（工場数比により補正したもの。自家工場についても同じ。）を乗じて生産額とした。

② 自家工場

データがないため、ディーラー工場と同程度とみなし、ディーラー工場の年間工具1人当り整備売上高に自家工場工具数を乗じて生産額とした。

③ その他修理

50年表と同様、タイヤ・チューブ分のみを計上した。

(2) 投入額：

資料1及び3により推計した。

(3) 産出額：

資料1の換算車両数及び資料4の形状別車両数をもとに推計した。

ただし、換算係数については、資料5の月間1台当り全整備費により一部車種につき修正を行った。

国有鉄道 (7110-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類601「国有鉄道」から鉄道連絡船及び国電区間の旅客を除いたものとする。

国鉄が行っている業務のうち、日本標準産業分類で除かれているものは原則として除く。その主なものは、中央鉄道学園及び鉄道学園は「その他の教育訓練機関」に、鉄道病院は「医療(産業)」に、印刷所は「印刷」に、工事局は「鉄道軌道建設」に、発・給電所は「電気」に、自動車輸送部門は「道路旅客輸送」又は「道路貨物輸送」にそれぞれ分類される。

詳細は、日本標準産業分類を参照されたい。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道統計年報	55年度	日本国有鉄道	
2	鉄道貨物輸送概況	55年度	日本国有鉄道	
3	鉄道統計資料	55年度	日本国有鉄道	
4	旅客営業成績年報	55年度	〃	
5	国鉄監査報告書	55年度	国鉄監査委員会	
6	旅客質的調査	55年度	日本国有鉄道	
7	国税統計報告書	55年度	国税庁	

3. 推計方法

(1) 生産額：

旅客収入は、「国鉄統計年報」、「鉄道統計資料」「旅客営業成績年報」から、昭和55年度の運賃収入を得、それを暦年値に修正した。通行税は国税庁「国税統計報告書」によった。

貨物収入は、「国鉄貨物輸送概況」「国鉄統計年報」から昭和55年度の貨物収入を得、それを暦年値に修正した。

(2) 投入額：

昭和55年度「国鉄統計年報」の比較損益計算書により大枠を得、経費の細目は、昭和55年度「国鉄監査報告書」と、国鉄に対する聞き取り調査により配分した。

(3) 産出額：

昭和55年「旅客質的調査」のうち、旅行目的別内訳(定期外)により、用務目的の人数割合を算出し、推計した。

貨物は品目別輸送量により投入側から推計した。

国有鉄道 (国電旅客) (7120-00)

1. 概念・定義及び範囲

国鉄の千葉、東京南、東京西、東京北、大阪及び天王寺鉄道管理局管内の大都市近郊電車区間の旅客輸送とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道統計月報	55年度	日本国有鉄道	
2	旅客営業成績年報	55年度	日本国有鉄道	
3	鉄道統計年報	55年度	日本国有鉄道	
4	国鉄監査報告書	55年度	国鉄監査委員会	
5	旅客質的調査	55年度	日本国有鉄道	

3. 推計方法

(1) 生産額：

「鉄道統計月報」の電車特定区間、電車成績(国電特定区間相互発着)の輸送人キロを定期・定期外別に1月~12月分を足し上げ、それに1人キロ当りの貨率を乗じた。

(2) 投入額：

鉄道統計年報の電車特定区間運輸成績から、東京、大阪それぞれの55暦年の収入と、経費の総計を推計し、同年報と国鉄監査報告書から投入額を推計した。

(3) 産出額：

昭和55年「旅客質的調査」の結果から推計した。

地方鉄道・軌道 (7121-02)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類602「鉄道業(国有鉄道業を除く)」に属する民・公営の地方鉄道・軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道及び索道による輸送とする。

鉄道業の経営する修理工場等の兼業部門は、国有鉄道と同様、そのアクティビティに従って各部門に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	民鉄統計年報	55年度	運輸省	
2	地方鉄・軌道運輸統計月報	55年度	運輸省	
3	旅客質的調査	55年度	日本国有鉄道	

3. 推計方法

(1) 生産額：

「民鉄統計年報」から、定期・定期外、貨物、運輸雑収入を得て、推計した。

(2) 投入額：

「民鉄統計年報」の鉄軌道業営業損益から項目別の経費及び経費合計を把握し、これを昭和50年表を参考にしながら

ら、大手私鉄に対する聞き取り調査を行い、分割推計した。

(3) 産出額：

国鉄の「旅客質的調査」を利用して推計した。貨物については品目別輸送により推計した。

バス (7122-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類61「道路旅客運送業」のうち、細分類6112「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類614「旅客軽車両運送業」を除いた範囲とする。具体的には、乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業、無償旅客自動車運送業である。

なお、国鉄、地方公共団体等が行うバス輸送も本部門に含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	陸運統計要覧	56年	運輸省	
2	旅客自動車輸送指標	54.55年度	運輸省	
3	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
4	自動車運送事業経営指標	55年度	運輸省	
5	陸運統計月報	55年1~12月	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

乗合バス及び貸切バスについては資料1、特定旅客については資料2の54年度及び55年度の営業収入をもとに推計した。

(2) 投入額：

資料3及び4により推計した。

ただし、燃料（軽油）費については、資料5の自動車燃料消費量に工業統計単価を乗じて求めた。

(3) 産出額：

50年表の比率をもとに、投入側からの補正を加えて推計した。

ハイヤー・タクシー (7122-12)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類6112「一般乗用旅客運送業」及び小分類614「旅客軽車両運送業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	陸運統計要覧	56年	運輸省	
1	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
2	自動車運送事業経営指標	55年度	運輸省	
3	陸運統計月報	55年1~12月	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

資料1の54年度及び55年度の営業収入をもとに推計した。

(2) 投入額：

資料2及び3により推計した。

ただし、燃料（ガソリン、軽油、LPG）費については、資料4の自動車燃料消費量に工業統計単価を乗じて求めた。

自動車修理費については、自動車修理部門の産出額によった。

(3) 産出額：

50年表の比率をもとに、投入側からの補正を加えて推計した。

自家用旅客自動車輸送 (7123-00P)

自家用貨物自動車輸送 (7132-00P)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 自家用旅客自動車輸送

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送を行う活動とする。

貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(2) 自家用貨物自動車輸送

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	自動車保有車両数	55.6末	運輸省	
2	自家用自動車の点検整備実施状況等の実態調査結果	55年度	運輸省	
3	ダンプカー等大型自動車の点検整備実施状況等の実態調査結果	55年度	運輸省	
4	自動車損害賠償保障年報	55年	運輸省	
5	陸運統計月報	55年1月~12月	運輸省	
6	保険年鑑	55年度	生命保険協会・日本損害保険協会	
7	工業統計表（I・O用組替表）	55年	通商産業省	
8	自動車分解整備業実態調査報告書	56.4	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額及び(2)投入額

下記①~③の投入額を合計して生産額とした。

① 直接経費及び自動車輸送部門によってほぼ全額投入される部門

主要なものの推計方法は次のとおりである。

ア 石油製品のうち、揮発油及び軽油

軽自動車以外については、資料5による車種別燃料消費量に資料7による単価を乗じ、また、軽自動車については、資料2をもとに算出した。これらの算出値をエネルギー需給統計等により産出側と調整し投入額

とした。

イ 自動車修理

自動車修理部門の生産額を資料8の換算車両数をもとに分割した。

ウ 道路輸送施設提供

有料道路については、資料5の走行キロにより、駐車場については、資料1の保有車両数により各々の生産額を分割した。

エ 損害保険のうち、自動車関係保険

資料6の元受収入保険料及び元受支払保険金をもとに投入額を概算し、産出側の損害保険種類別生産額等と調整した。

② 衣服、電力、不動産賃貸料等の間接経費

③ 商業マージン及び貨物運賃

(3) 産出額

使用者の産業職業別車種別保有車両数及び車種別1台当り生産額をもとに推計した。

道路貨物輸送 (7131-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類62「道路貨物運送業」から小分類625「通運業」を除いた活動及び小分類662「貨物運送取扱業」のうち自動車運送取扱業とする。具体的には一般路線貨物自動車運送業、一般区域貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、無償貨物自動車運送業、貨物軽車両等運送業及び自動車運送取扱業である。

通運業が行う鉄道貨物の集配は、本部門に含まず713120「通運」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	陸運統計要覧	56年	運輸省	
2	数字でみる自動車	1982年	(由)日本自動車会議所	
3	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
4	自動車運送事業経営指標	55年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 路線トラック

資料1及び2の55年度営業収入を営業用貨物輸送トンキロで暦年修正し、生産額とした。

② 地場トラック (区域・特定・霊柩)

資料1及び2の55年度営業収入から貨物自動車運送事業者間における車両の賃貸料収入を控除し、更に営業用貨物輸送トンキロで暦年修正をし、生産額とした。

(2) 投入額：

資料3及び4により推計した。

ただし、自動車修理費については、自動車修理部門の産出額によった。

(3) 産出額：

陸運統計要覧等の品目別輸送量をもとに推計した。

通運 (7131-20)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類625「通運業」の範囲とする。

具体的には鉄道貨物の集配、積卸及び取次である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	陸運統計要覧	56	運輸省	
2	通運事業経営指標	55	〃	
3	運輸経済統計要覧	56	〃	
4	全国貨物純流動調査報告書	57	〃	
5	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57	〃	

3. 推計方法

(1) 生産額：

陸運統計要覧より55年度通運事業収入をとり、運輸経済統計要覧 (国鉄貨物輸送トン数) で暦年修正を施した。

(2) 投入額：

通運事業経営指標の経常費用明細表の構成比により、経費の項目別大枠を決め、昭和55年産業連関表特別調査集計結果 (通運に係る調査はないので道路貨物分によった) を使って基本部門分類にまで細分化した。

(3) 産出額：

資料4を用いて推計した。

道路輸送施設提供 (7142-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類667「運輸施設提供業」のうち、道路輸送に係る部門及び小分類822「駐車場業」とする。具体的には、自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、貨物荷扱固定施設業のうち道路輸送に係るもの及び有料駐車場である。

なお、日本道路公団が行うフェリーボートは、7160-10「沿海・内水面輸送」に、レンタカー及びリースカーは8302-30「貸自動車業」に含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	日本道路公団業務収入調査	55	日本道路公団	
2	年報	55	首都高速道路公団	
3	〃	55	阪神高速道路公団	
4	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57	運輸省	
5	自動車道課便覧	57	運輸省	
6	駐車場に関する調査結果	56	建設省	
7	自動車保有台数	55	運輸省	
8	陸運統計要覧	56	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

高速自動車国道，一般有料道路：資料1よりそれぞれの料金収入をとり生産額とした。

ただし，一般有料道路からは明石フェリーと国道九四フェリーの収入を除く。

都市内有料道路：資料2，資料3から料金収入をとりあわせて生産額とした。

地方公共団体内有料道路：資料4の地方公共団体運輸施設調査のキロ当たり収入に地方公共団体と地方道路公社の合計延長キロを乗じて生産額とした。

一般自動車道：資料5から54年度の $\frac{3}{4}$ ，55年度の $\frac{1}{4}$ を合わせて生産額とした。

路外駐車場：資料4より得た駐車可能台数1台当り収入に資料6の全国駐車場供用台数を乗じて生産額とした。

自動車ターミナル：当該事業者大半の営業報告書から，バス・ターミナル，トラック・ターミナル別に1バス当りの収入額を求め，これに資料8より得た全バス数を乗じて生産額とした。

(2) 投入額：

高速自動車国道及び一般有料道路については，日本道路公団55年度損益計算書，都市内有料道路については，首都及び阪神高速道路公団の損益計算書に基づいた。

地方公共団体内有料道路及び一般自動車道は，地方公共団体内有料道路の投入比率（資料4）で振り分けた。

路外駐車場は有料駐車場の投入比率（資料4）を使い，自動車ターミナルについても，資料4で振り分けた。

(3) 産出額：

有料道路は走行キロ，駐車場は車両数により「バス」，「バイク」，「営業用貨物」，「自家用旅客」，「自家用貨物」及び「その他」に分割した。

別途，「営業用貨物」を「道路貨物」及び「通運」に配分した。

ターミナルについては，バス・ターミナル分をバスに，トラック・ターミナル分を「道路貨物」にそれぞれ配分した。

外洋輸送（7150-00）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類631「海洋運輸業」及び662「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業（外航船によるもの）とする。具体的には外国航路運輸業（日本籍船舶および外国籍船舶によるもの）及び外航船貨物取扱業である。なお，資本財は，使用者主義の原則（所有のいかんにかかわらず，その使用者が，所有に係る一切の経費（減価償却，管理費等）を負担したように表現する原則）に基づき表示するため，同分類の細分類6341「船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）」は，産業連関表では存在しないこととなる。ただし，外国の「海洋運輸業」又は「船舶貸渡業」との間の賃貸借は，国際収支のバランスからこれを計上し，そのうち，輸入（定期及び裸用船料支払）分は，自部門の交点に計上することとする。

以上については，他の輸送機関（716010「沿海・内水面輸送」，713110「道路貨物輸送」，713120「通運」，717001「航空輸送」等）における事業者間の用車（用機）についても同様の扱いとする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	海上輸送の現況	昭55年度	運輸省	
2	国際収支統計月報	55. 12	日本銀行外国局	
3	日本貿易月表(品別国別編)	1980. 12	日本関税協会	
4	外航海運会社経営分析	56. 3期	運輸省	
5	郵政統計年報(総括編)	55年度	郵政省	
6	〃(郵便・電気通信業務編)	〃	〃	
7	外客統計年報	1980	運輸省	
8	日本人と国際線の旅(第14回海外旅行者調査)	1981	毎日新聞社	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 貨物輸送及び旅客輸送

資料1による運賃収入をもって生産額とした。

② 用船料（受取）

資料2による貿易外収支のうち用船料（受取）を円換算し，生産額とした。換算率は資料3の月別換算率（輸出）を用いた。

(2) 投入額：

① 資料4により推計した。

なお，資料4における船費のうち船員費は「給与・考

当」に、船舶減価償却費は「資本減耗引当」とした。

② 用船料（輸入分）は、資料2、3により推計し、同額を自部門投入とした。

(3) 産出額：

① 貨物輸送

郵便物を除く貨物運賃収入は、総て「輸出（特殊貿易）」に産出した。

郵便物の輸送による運賃は、郵政省の支払額を採用し「郵便」に産出した。

② 旅客輸送

資料2による貿易外収支のうち、海運関係国際収支（旅客輸送）の受取及び支払をそれぞれ「輸出（特殊貿易）」「輸入（特殊貿易）」とし、輸入分は同額を「家計消費」に産出した。

旅客輸送生産額から上記の「輸出」分を差し引いた残額については、資料7.8により大枠を決め、投入側のデータを待つて産出した。

③ 用船料

資料2による海運関係国際収支（用船料）の受取及び支払をそれぞれ「輸出（特殊貿易）」及び「輸入（特殊貿易）」とし、輸入分は全額自部門の交点に計上した。

沿海・内水面輸送（7160-10）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類632「沿海運輸業」、633「内陸水運業」及び662「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業（内航船によるもの）とする。具体的には、沿海旅客運輸業、沿海貨物運輸業、港湾旅客運輸業、河川水運業、湖沼水運業及び内航貨物取扱業である。なお、日本国有鉄道の行う鉄道連絡船及び日本道路公団の行う国道フェリーも本部門の範囲とする。

日本標準産業分類の細分類6342「内航船舶貸渡業」は、使用者主義の原則に基づき、本部門に含めない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道統計年報	昭55年度	日本国有鉄道	
2	鉄道統計資料	55.1~55.12	"	
3	航路損益計算書	54・55年度	運輸省	特別集計
4	内航船舶輸送統計年報・同月報	"	運輸省	
5	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	"	
6	国鉄昭和55年度一般勘定損益表	55年度	日本国有鉄道	
7	内航海運企業の損益状況	55年度	運輸省	部内資料
8	外航海運会社経営分析	56.3期	"	
9	旅客質的調査	54年度	日本国有鉄道	
10	運輸経済統計要覧	57年版	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 国鉄（鉄道連絡船）輸送分

資料1の純収入（年度値）を資料2の輸送量を用い暦年値を推計した。

② 旅客航路事業分

資料3による昭和54・55年度の運航収益を求め、これより55年の生産額を推計した。

③ 内航貨物船輸送分

資料5の内航船舶品目別輸送量（トンキロ）当り運賃収入に、資料4の昭和50年品目別輸送量（トンキロ）を乗じ、船種別に積上げた。

④ 以上①～③を項目別に旅客と貨物に格付け、それぞれ「沿海・内水面旅客輸送」及び「沿海・内水面貨物輸送」の生産額とした。

(2) 投入額：

① 国鉄輸送分

資料6により大枠を決めた。

② 内航貨物輸送分

資料7により大枠を決めた。

③ 旅客航路事業分

資料3の投入比率を用いて大枠を決めた。

④ 上記①～③を加えて本部門の投入額の大枠とし、細分は、50年表の投入比率を用いた。

(3) 産出額：

① 旅客輸送

定期旅客については、全額「家計消費支出」とし、その他については資料9により大枠を決め投入側の推計値を待つて細分した。

② 貨物輸送

手荷物、小荷物及び荷物雑収については、全額を「家計消

費」に、郵便物は全額「郵便」に、自動車航送は資料10の走行キロ比により「バス」「ハイヤー・タクシー」「自家用旅客自動車輸送」「道路貨物輸送」及び「自家用貨物自動車輸送」にそれぞれコスト運賃として産出した。

「沿海・内水面貨物輸送」の生産額から上記のコスト運賃を差引いた額の大半は「国内貨物運賃表」対象運賃に該当するが、これの産出は50年表の運賃表を用いて産出し当初データとした。

詳細については、運賃表の作成により確定するものである。

港湾運送 (7160-21)

1. 概念・定義及び範囲

本部門は、日本標準産業分類の小分類661「港湾運送業」の範囲とする。具体的には、一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業（はしけ及びいかだのえい航を含む）、沿岸荷役業及びいかだ運送業である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	港運統計資料	昭56年	運輸省	
2	貨物運賃と各種料金表	1980	交通日本社	
3	港湾運送事業経営指標	55年度	運輸省	内部資料
4	国際収支明細表	55年	日本銀行	”
5	海上輸送の現況	55年度	運輸省	
6	日本貿易月表 (品別国別編)	1980. 12	日本関税協会	

3. 推計方法

(1) 生産額：

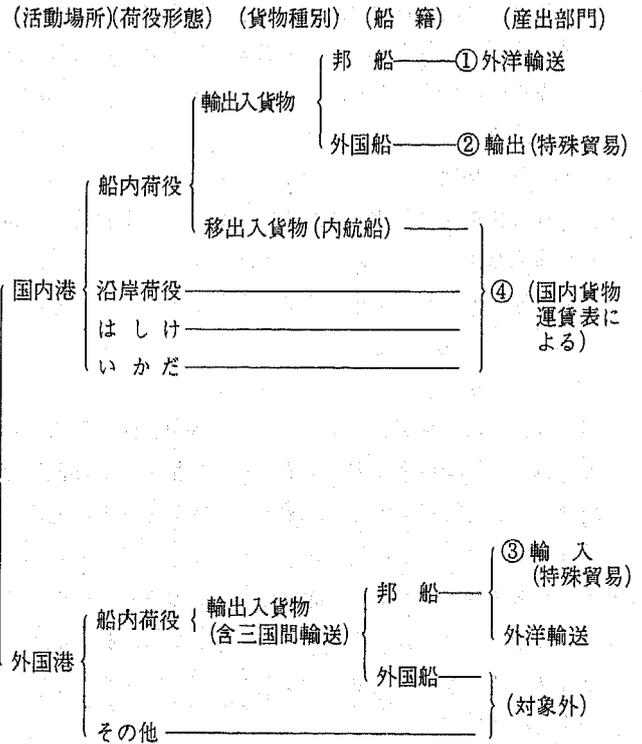
資料1による荷役形態（船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、いかだ運送）別、品目別扱いトン数に資料2による「港湾荷役料率表」より算定した全港湾平均料率を乗じて積上げたものを生産額とした。

(2) 投入額：

資料3により推計した。

(3) 産出額：

港湾運送の荷役形態別等の産出部門は次のとおりである。



本図における①～④の産出推計は次のとおり行った。

① 「外洋輸送」への産出分

輸出（入）貨物に係る船内荷役料金収入×55年輸出入貨物積取比率

② 「輸出（特殊貿易）」への産出分

輸出入貨物に係る船内荷役料金から上記①を控除したものとした。

③ 「輸入（特殊貿易）」分

「輸入（特殊貿易）」分の推計は次のとおり行い、同額を「外洋輸送」へ産出した。

輸入（特・貿）＝輸出（特・貿）への産出額×

$\frac{\text{貿易外収支の港湾経費支払}}{\text{受取}}$

④ 運賃表対象運賃の産出

運賃表対象運賃は総供給額からコスト運賃を控除した額である。コスト運賃は上記①～③のほかに空コンテナの取扱い収入がある。空コンテナは商品ではなく回送であるのでコスト運賃として関係部門に産出した。産出配分は、輸出入貨物扱いの空コンテナ分を積取比率により「外洋輸送」と「輸出（特殊貿易）」に移出入貨物扱い分を全額「沿海・内水面輸送」にそれぞれ産出した。

運賃表は品目別運賃収入の分割、配分により別途定まるが当初データとして、運賃表対象運賃＝総供給－（①＋②＋③＋空コンテナ分）を求め、50年表の運賃産出率により配分した。

水運付帯サービス（公営）☆☆（7160-31）

1. 概念・定義及び範囲

- (1) 日本標準産業分類の細分類6674「さん橋泊きょ業」、同細分類6673「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役さん橋設備等港湾関係分及び同細分類7211「上水道業」のうち船舶給水業に相当する範囲のうち地方公共団体の行う行動とする。
- (2) 注意点

産業連関表と新SNAにおける政府サービス生産者の活動範囲を整合させるため、50年表における「水運付帯サービス」の範囲のうち政府機関の行う活動と産業の行う活動は分割し、それぞれ「水運付帯サービス（公営）」、「水運付帯サービス（産業）」とした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和55年産業連関表作成特別調査集計結果	昭57. 2	運輸省大臣官房情報管理部	
2	港湾管理者一覧表	昭56. 9	運輸省港湾局	
3	都道府県市町村漁港管理者指定済漁港数	昭55. 12	農林水産省	内部資料
4	港湾統計（年報）	昭55年	運輸省大臣官房情報管理部	
5	海上輸送の現況	昭55年度	運輸省海運局外航課	
6	国際収支統計月報	昭55. 12	日本銀行	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 港湾管理

資料1の地方公共団体運輸施設調査結果をもとに港湾管理者別1港当り管理費を得、これに資料2の管理者別港湾数を乗じたものを積上げ港湾管理の生産額とした。

② 漁港管理

資料1の地方公共団体運輸施設調査結果をもとに漁港管理者別1港当り管理費を得、これに資料3の管理者別漁港数を乗じたものを積上げ漁港管理の生産額とした。

(2) 投入額：

生産額推計に用いた港湾管理費及び漁港管理費の費用明細により推計した。本部門は政府サービス生産者に格付られたため営業余剰は概念上存在しない。

(3) 産出額：

本部門は前述のとおり55年表より「政府サービス生産者」に格付られた。これに伴い、生産額は経費をもってすること及び産出額については料金収入分を、本部門の生産する水運付帯サービスを投入する各産業に産出することとされた。また、経費と料金収入の差は全額地方政府消費とする扱いとなった。

① 港湾・漁港管理収入の推計

Ⓐ 港湾管理収入

資料1の地方公共団体運輸施設調査より管理者別港湾管理者収入及び入港船舶トン数を得、これと資料4より全国港湾入港量より全港湾管理者の港湾管理者収入を推計した。

Ⓑ 漁港管理収入

資料1より漁港管理者別1港当り漁港管理収入を得、これと資料3の管理者別漁港数より全漁港管理者の漁港管理収入を推計した。

② 産出額推計

Ⓐ 港湾管理

資料4の入港船舶量により港湾管理収入を外航分と内航分に分割し、外航については、資料5の積取比率で邦船分と外国船分に分割した。

内航分は、資料4の入港船舶総トン数により漁船と、その他に分割し、その他は生産額比により「沿海・内水面輸送」と「港湾運送」に分割した。

Ⓑ 輸入推計

輸入分については次の推計を行い同額を「外洋輸送」に産出した。

Ⓐ＝港湾経費受取一船用油及び船舶修理受取（資料6）

Ⓑ＝上記Ⓐによる外国船分

港湾管理（輸入分）＝（港湾経費支払一船用油支払

$$\times \frac{\text{Ⓑ}}{\text{Ⓐ}}$$

Ⓒ 漁港管理

全額漁業に産出した。

水運付帯サービス（産業）（7160-32）

1. 概念・定義及び範囲

- (1) 日本標準産業分類の細分類6674「さん橋泊きょ業」、同細分類6673「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役さん橋設備等港湾関係分及び同細分類7211「上水道業」のうちの船舶給水業並びに同小分類669「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち検数業、検量業、鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、引船業の範囲のうち法人、会社、個人が行う活動とする。

外貿埠頭公団の行う港湾管理活動は、公的企業扱いとして本部門に含める。

とん税及び特別とん税については、本部門の生産額に含め、間接税に計上する。運河通行税、灯台税については、本部門の範囲とするが輸入のみとなる。

- (2) 本部門は50年表の「水運付帯サービス」を分割したものである（「水運付帯サービス（公営）」参照）。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和55年度水先実績	昭55年度	運輸省	内部資料
2	ファイナンス (大蔵省広報)	55.3~ 56.6	財大蔵財務協会	
3	外国貿易概況	1981. 11	日本関税協会	
4	昭和55年産業連関表作成 特別調査集計結果	57. 2	運輸省	
5	港運要覧	55年版	運輸省	
6	海上輸送の現況	55年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 水先案内

資料1による55年度水先実績を資料3の外貿船入港トン数により暦年修正し生産額とした。

② とん税、特別とん税

資料2によった。

③ 検数・検量・鑑定業及びサルベージ業

資料4による営業収入及び資料5の全国事業者数から次式により推計した。

$$55年生産額 = 55年営業収入 \times \frac{\text{全国事業者数}}{\text{特別調査事業者数}}$$

(2) 投入額：

とん税及び特別とん税は全額間接税とし、他は資料4により推計した。

(3) 産出額：

① 水先案内

資料1の実績額より日本船と外国船に分割し、日本船分は「外洋輸送」に、外国船分は「輸出(特殊貿易)」にそれぞれ産出した。

② とん税、特別とん税

資料3による入港船舶純トン数を用いて日本船と外国船に分割し、それぞれ「外洋輸送」「輸出(特殊貿易)」に産出した。

③ 検数・検量・鑑定業

外航船と内航船に2等分し、外航船分は資料6による積取比率により日本船と外国船に分割した。内航船分は「沿海・内水面輸送」「港湾輸送」にそれぞれ産出した。

④ サルベージ業

資料4の依頼者別サルベージ業料金収入により分割した。

航空運送(7170-01)

1. 概念・定義及び範囲

本部門は、日本標準産業分類の中分類「航空運輸業」及び小分類662「貨物運送取扱業」のうちの利用航空運送業とする。具体的には、定期航空運送業、不定期航空運送業、

航空機使用事業及び利用航空運送業とする。なお、利用航空運送業は、国内航空貨物輸送の範囲とする。航空機の賃貸借(用機)については「外洋輸送」における船舶の賃貸借(用船)に準ずる。通行税については、国鉄と同様、生産額に計上し、全額間接税とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	有価証券報告書 (定期3社)	55	運輸省	
2	営業報告書 (定期及び使用事業各社)	55	〃	
3	利用航空運送事業収支表 (各社)	55	〃	
4	航空輸送統計年報	55	運輸省	
5	昭和55年産業連関表特別 調査集計結果	57. 2	〃	
6	国際収支明細表	55	運輸省	
7	海外旅行経験者の実態調査	55. 3	国際観光振興会	
8	外客統計年報	55	運輸省	
9	航空旅客動態調査	57. 3	運輸省航空局	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 定期航空運送事業社分

日本航空、全日空、東亜国内3社については、資料1の項目別(国際、国内別、旅客、貨物、超過手荷物、郵便物別)55年度収入を資料4による対応項目別輸送量により暦年修正した。

南西、日本近距離、日本アジアの各社については、資料2の項目別55年度収入を同様の方法により、暦年修正した。なお、項目別収入のないものについては、他社の比率を使用して営業収入を分割した。

② 不定期及び航空機使用事業者分

資料5による営業収入を不定期と使用事業とに分割し、資料4の稼働実績により暦年修正を行った。不定期については、遊覧飛行を旅客に、建設協力を貨物とみなした。

③ 利用航空運送業社分

生産額の推計は、資料3の国内混載収益を積上げ、資料4の取扱重量により、暦年修正した。

④ 用機料(外国からの受取)

資料6による用機料受取を外洋輸送の用船料と同様の方法により円換算した。

⑤ 通行税

定期及び不定期航空旅客収入の1割とした。

(2) 投入額：

定期航空については資料1及び資料2により、航空機使用事業及び利用航空運送事業については資料5により、それぞれ配分した。

通行税は、全額間接税とした。

(3) 産出額：

① 国際旅客

資料6の貿易外収支受取を円換算したものを「輸出(特殊貿易)」とし、同支払分を「輸入(特殊貿易)」とした。
〔国際旅客生産額－輸出＋輸入〕については、資料8の目的別出国日本人数で大枠を決め細分したが、産業別には分割できないので、投入側のデータで決めた。

② 国際貨物

一般貨物については、全額「輸出(特殊貿易)」とした。
郵便物については全額「郵便」とした。
手荷物については、国際旅客と同じ比で配分した。

③ 用機料

資料6の貿易外収支受取を「輸出(特殊貿易)」とし、同支払を「輸入(特殊貿易)」とした。
更に、輸入分は、全額自部門の交点に計上した。

④ 国内航空旅客

資料9の目的別航空運賃負担表により大枠を決め、投入側のデータで細分した。

⑤ 国内航空貨物

郵便物は全額「郵便」に、手荷物は全額「家計消費支出」にそれぞれコスト的運賃として産出し、一般貨物、不定期航空貨物及び利用航空運送については、国内貨物運賃表により産出を決めた。

⑥ 航空機使用事業

資料4の事業種別飛行時間により配分した。

航空付帯サービス(国公営)☆☆(7170-21)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類6675「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体の行う第1種、第2種及び第3種空港の管理活動とする。

新東京国際空港公団の行う空港の管理活動は、「航空付帯サービス(産業)」に含める。

産業連関表と新SNAにおける政府サービス生産者の活動範囲と整合させるため、50年表における「航空付帯サービス」を政府機関の行う活動と産業の行う活動に分割し、政府機関の行う活動を「航空付帯サービス(国公営)」とした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	空港別空港使用料(着陸料等)発生額調査	55	運輸省	
2	空港別航行援助施設利用料発生額調査	〃	〃	
3	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57. 2	運輸省	
4	数字で見る航空	'82	運輸省	
5	空港整備特別会計歳入歳出決定計算書	55	運輸省航空局	
6	国際収支統計月報	55. 12	日本銀行外国局	

3. 推計方法

(1) 生産額：

第1種・第2種空港：空港整備特別会計歳入歳出決定計算書(資料5)による空港等維持運営費の発生額をもって生産額とした。

第3種空港：資料3の地方公共団体運輸施設調査の着陸1回当たり収入に資料4の年間着陸回数に乗じた額を求める。それに、主な第3種空港の事業収支計算書による $\frac{\text{歳出}}{\text{歳入}}$ を乗じて生産額とした。

(2) 投入額：

① 空港管理(第3種空港使用料を除く)

資料5により配分し、予算書により細分した。

② 第3種空港使用料

資料3の地方公共団体運輸施設調査により大枠を決め、①の比率により細分した。

(3) 産出額：

資料6により輸出入を決め、生産額から輸出を控除したもの及び輸入分を「航空輸送」に産出した。

産出については「航空輸送」の他、一部の産業及び公務も考えられるが資料がないため、投入側のデータにより決定した。

航空付帯サービス(産業)(7170-22)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類6675「飛行場業」及び航空輸送に付帯する事業(機内飲食物売上、運行サービス、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に付帯した役務等)のうち、法人、会社、個人の行う活動とする。

新東京国際空港公団の行う活動は、公的企業扱いとして本部門に含める。

なお、空港ターミナルビル等は、「不動産賃貸料」、送迎バス等は「道路旅客輸送」、整備は「航空機」、にそれぞれ格付される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
2	数字で見る航空	57	運輸省	
3	空港管理業務損益計算書	54・55	新東京国際空港公園	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 航空付帯事業

資料1による航空付帯事業の生産額を集計率で補正した。

② 空港管理

新東京国際空港公園の経常収入のうち着陸料、停留料、旅客施設使用料、給油使用料、利便使用料、供給使用料を空港管理収入とした。

(2) 投入額：

空港管理分については、新東京国際空港公園の経常費用の内訳で配分した。

航空付帯事業は、資料1により配分した。

(3) 産出額：

投入側のデータにより決定した。

その他の運輸付帯サービス (7190-00)

1. 概念・定義及び範囲

本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。具体的には、日本標準産業分類の小分類663「運送代理点」、664「旅行業」、665「運輸あつ旋業」及び669「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち観光協会等である。なお、同分類の小分類662「貨物運送取扱業」は各輸送機関の活動と切り離して推計することが困難であり、かつ各輸送活動の一部とみなせるので、それぞれの輸送部門と込みで定義することとし、本部門には含めない。国際観光振興会は、本部門に含まず、829020「対企業民間非営利団体」に含まれる。推計にあたっては「旅行業」及び「観光協会」のみとし、他は資料が全くないこと、生産額が比較的小さいと思われること。更に「運送代理店」、「運輸あつ旋業」等は兼業が多く他部門に含まれて分離が困難と思われること等の理由により、推計は行わないこととした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般旅行業取扱実績等報告集計表	55	運輸省	
2	国内旅行業取扱実績等報告集計表	"	"	
3	運輸経済年次報告	56	運輸省	
4	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	"	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 一般旅行業

資料1による収入をもって生産額とした。

② 国内旅行業

資料2による1社平均収入に国内旅行業者数を乗じて生産額とした。

③ 観光協会

資料4によって観光協会1団体当りの収入を求め、それに全協会数を乗じて生産額とした。

(2) 投入額：

資料1、2及び4により大枠を把握、細分できない個所は、50年投入額比率で振り分けた。

(3) 産出額：

① 一般旅行業のうちの海外旅行

資料3による我が国航空企業の積取比率により外国機と邦機とに分割し、外国機分を「輸出（特殊貿易）」、邦機分を「航空輸送」に産出した。

② 国内旅行業

資料1による利用機関別収入内訳により配分した。

③ 観光協会

国内旅行業に準じた。

倉庫 (7200-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類65「倉庫業」に属する普通倉庫、冷蔵倉庫及び水面木材倉庫とし、協同組合倉庫（農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等）を含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	倉庫事業経営指標	54, 55年度	運輸省	
2	倉庫統計月報	1980年	"	
3	総合農協統計表	55事業年度	運輸省	
4	農業協同組合連合会統計表	54事業年度	"	
5	漁業協同組合の現況	55年度	水産庁	
6	水産業協同組合統計表	54年度	"	
7	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省他	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 普通倉庫・冷蔵倉庫・水面倉庫

資料1をもとに推計した55年㎡当り営業収益又は㎡当り営業収益に資料2の倉庫所管面積又は所管容積を乗じて生産額とした。

② 農業倉庫

資料3及び4の保管料収益をもとに推計した。

③ 漁業倉庫

資料5及び6の保管料収益をもとに推計した。

(2) 投入額:

資料1及び7により、普通倉庫、冷蔵倉庫、水面倉庫別に推計した。なお、農業倉庫については普通倉庫に、漁業倉庫については冷蔵倉庫に含めて推計した。

(3) 産出額:

① 普通倉庫・冷蔵倉庫

倉庫統計月報等の品目別平均月末在庫量及び品目別在庫量をもとに推計した。

② 水面倉庫・農業倉庫・漁業倉庫

投入側から推計した。

貸自動車業 (8302-30)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類744「自動車賃貸業」の範囲とする。具体的には、レンタカー業、自動車リース業、ドライブクラブ等である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
2	陸運統計要覧	56	"	

3. 推計方法

(1) 生産額:

資料1より得たレンタカー・リースカー別、車種別1台当たり、営業収入に資料2による車輛数を乗じて得たものを生産額とした。

(2) 投入額:

資料1により分割した。

(3) 産出額:

資料1により貸出先産業別生産額を求め、車輛数をウェイトにして「バス」、「ハイヤー・タクシー」、「道路貨物」、「通運」、「自家用旅客」及び「自家用貨物」に配分した。

6. 郵政省担当部門

郵便 (7300-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類671「郵便業」の活動で、主として信書、その他郵便物として差し出された物の送達を行うサービスの範囲である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	郵政事業特別会計歳入歳出決定計算書	54・55年度	郵政省
2	郵政事業特別会計予算説明書	"	"
3	家計調査年報	55年	総理府統計局
4	農家生計費統計	54・55年度	農林水産省

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1から昭和55年度の郵便業務収入を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料1, 2により推計した。

(3) 産出額

資料3, 4及び投入側のデータにより推計した。

国内電信電話 (7300-21)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類672「電信・電話業(有線放送電話業を除く。)」のうち、電報、電話、加入電信、専用線、データ通信等、日本電信電話公社の提供する国内公衆電気通信サービスの範囲である。

なお、官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の私設又は自営の電信、電話等は本部門に含まれていない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	日本電信電話公社決算書	54・55年度	日本電信電話公社
2	家計調査年報	55年	総理府統計局
3	農家生計費統計	54・55年度	農林水産省

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1から昭和55年度の事業収入を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料 1 により推計した。

(3) 産出額

資料 2, 3 及び投入側のデータにより推計した。

国際電信電話 (7300-22)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類672「電信・電話業（有線放送電話業を除く。）」のうち、国際電報、国際通話、国際加入電信、国際専用サービス、国際テレビジョン伝送等、国際電信電話株式会社の提供する国際公衆電気通信サービスの範囲である。

なお、官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の私設又は自営の電信、電話等は本部門に含まれていない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	国際電信電話株式会社決算書	54・55年度	国際電信電話株式会社

3. 推計方法

(1) 生産額

資料 1 から昭和55年度の営業収益を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料 1 により推計した。

(3) 産出額

資料 1 及び投入側のデータにより推計した。

その他の通信サービス (7300-90)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類673「有線放送電話業」及び674「通信に附帯するサービス業」の提供するサービスの範囲である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	郵政事業特別会計歳入歳出決定計算書	54・55年度	郵政省
2	郵政事業特別会計予算説明書	〃	〃
3	有線電気通信の概況	〃	〃
4	業務資料	〃	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料 1～4 から昭和55年度の営業収入を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料 1～4 により推計した。

(3) 産出額

資料 1～4 及び投入側のデータにより推計した。

放送 (8410-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類81「放送業」の活動で、公衆によって直接視聴されることを目的として、無線又は有線電気通信設備により放送事業を行うサービスの範囲である。

ただし、日本放送協会所属の総合技術研究所及び総合放送文化研究所等の附属施設は「公共放送」の中を含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	日本放送協会損益計算書	54・55年度	日本放送協会
2	有線テレビジョン放送施設(許可施設)一覧表	〃	郵政省
3	有線テレビジョン放送施設運用状況及び業務運営状況報告書	〃	〃
4	有線テレビジョン放送業務運営状況報告書	54・55年度	郵政省
5	業務資料	〃	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

公共放送は、資料 1 から昭和55年度の受信料収入及び交付金収入を求め、暦年に換算した。

民間放送は、資料 5 から昭和55年度の営業収入を求め、これから代理店の手数料を控除し、暦年に換算した。

有線放送は、資料 2～4 から事業収入を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料 1～5 により推計した。

(3) 産出額

資料 1～5 及び投入側のデータにより推計した。

7. 文部省担当部門

学校教育（国立大）(8210-01)

1. 概念・定義及び範囲

学校教育法第1条に定める「小学校，中学校，高等学校，大学，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校，幼稚園」，同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で，日本標準産業分類の小分類911～917のうち，国・地方公共団体が設置する学校の活動を範囲とする。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが，附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療，学校研究機関に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	学校基本調査報告書	55・56	文部省	54・55会計年度
2	地方教育費の調査報告書	54・55	〃	55年度は中間報告
3	日本学校安全会業務資料	55	日本学校安全会	
4	決算	55	大蔵省	
5	財政金融統計月報（行政財産統計）	No. 358	〃	
6	法人企業投資実績調査	49	経済企画庁	
7	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
8	地方財政の状況	57	自治省	55年度
9	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 国立学校（附置研究所・附属病院を除く）：55年度
 経常経費＝消費的支出＋図書購入費＋共済組合負担金－
 学校安全会共済掛金

② 公立学校（附置研究所・附属病院を除く）：55年度
 経常経費＝消費的支出＋図書購入費－給食費－奨学費－
 恩給費－学校安全会共済掛金

③ 資本減耗引当＝国・公立学校建物延面積×評価額
 (63,001円/m²)×減価償却率(0.0560)

④ 年度・暦年転換率＝ $\frac{54年度消費的支出(国・公立)}{55年度 同上(同$

$\frac{学校}{上}) \times 0.25] + 0.75 = 0.9807$

$$\text{生産額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資料：1, 2, 3, 4, 5, 6

(2) 投入額

① 資料1, 2, 4による費目別の経費を投入内訳の大枠とする。

② ①を資料7, 8, 9を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

① 国立学校：55年度収入＝授業料＋入学金・検定料

② 公立大学・短期大学：55年度収入＝授業料＋入学金・検定料

③ 公立学校（大学・短期大学を除く）：55年度収入＝
 授業料＋入学金＋検定料＋その他の手数料

④ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{家計消費支出} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

$$\text{中央政府消費支出} = \text{国立学校の生産額} - (\text{①} \times \text{④})$$

$$\text{地方政府消費支出} = \text{公立学校の生産額} - [(\text{②} + \text{③}) \times \text{④}]$$

資料：1, 2

学校教育（私立）(8210-02)

1. 概念・定義及び範囲

学校教育法第1条に定める「小学校，中学校，高等学校，大学，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校，幼稚園」，同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で，日本標準産業分類の小分類911～917のうち，私立学校法第3条に規定する学校法人，同法第64条第4項に規定する法人並びに盲学校，聾学校，養護学校，幼稚園，専修学校又は各種学校を設置するその他の法人及び個人が設置する学校の活動を範囲とする。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが，附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療，学校研究機関に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	私立学校の財務状況に関する調査報告書	54・55	文 部 省	
2	日本学校安全会業務資料	55	日 本 学 校 会 安 全 会	
3	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経 済 企 画 庁	
4	地方財政の状況	57	自 治 省	55年度
5	産業連関表	50	行 政 管 理 庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

私立学校（附置研究所・附属病院を除く）

- ① 55年度経常経費＝消費的支出＋図書購入費－奨学金
- ② 55年度学校安全会共済掛金＝加入者数×掛金単価
- ③ 資本減耗引当＝54年度末有形固定資産残高×減価償却率（0.0473）

$$\text{④ 年度・暦年転換率} = \left[\frac{\text{54年度消費的支出}}{\text{55年度 同上}} \times 0.25 \right]$$

$$+ 0.75 = 0.9743$$

$$\text{生産額} = (\text{①} - \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資 料：1, 2

(2) 投入額

- ① 資料1による費目別の経費を投入内訳の大枠とする。
- ② ①を資料3, 4, 5を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

- ① 私立学校：55年度収入＝学生生徒納付金（「その他」除く）＋手数料

- ② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{家計消費支出} = \text{①} \times \text{②}$$

$$\text{対家計民間非常利団体消費支出} = \text{生産額} - \text{家計消費支出}$$

資 料：1

自然科学・学校研究機関（国立大）（8210-03）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	学校基本調査報告書	55	文 部 省	
2	科学技術研究調査報告	55・56	総理府統計局	54, 55年度
3	財政金融統計月報（行政財産統計）	No. 358	大 蔵 省	
4	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経 済 企 画 庁	
5	法人企業間接費調査報告	50	〃	
6	産業連関表	50	行 政 管 理 庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

- ① 国立大学附置研究所・共同利用機関：55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

- ② 公立大学附置研究所：55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

- ③ 資本減耗引当＝国・公立大学附置研究所建物延面積×評価額（63,001円/m²）×減価償却率（0.0560）

- ④ 年度・暦年転換率＝ $\left[\frac{\text{54年度研究費（自然科学・人文学科，国・公立大学附置研究所）}}{\text{55年度 同上}} \times 0.25 \right] + 0.75$

$$= 0.9765$$

$$\text{生産額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資 料：1, 2, 3

(2) 投入額

- ① 生産額を資料2により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

- ② ①を資料4, 6を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

- ① 国立大学附置研究所・共同利用機関：55年度受入研究費（内部使用分）＝民間（大学、学術研究機関を除く）＋外国

- ② 公立大学附置研究所：55年度受入研究費（内部使用分）＝民間（大学、学術研究機関を除く）＋外国

- ③ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{内生部門} = (\text{①の民間} + \text{②の民間}) \times \text{③}$$

各部門への産出配分は、資料5により大枠を決定し、資料6の産出額の構成比を用いて細分割した。

輸出(特殊貿易) = (①の外国+②の外国) × ③

中央政府消費支出 = 国立学校研究機関の生産額 - (① × ③)

地方政府消費支出 = 公立学校研究機関の生産額 - (② × ③)

資料: 2, 5, 6

人文科学・学校研究機関(国立大)(8210-04)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	学校基本調査報告書	55	文部省	
2	科学技術研究調査報告	55・56	総理府統計局	54, 55年度
3	財政金融統計月報(行政財産統計)	No. 358	大蔵省	
4	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画表	
5	法人企業間接費調査報告	50	"	
6	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学・学校研究機関(国公立)」と同じである。

(2) 投入額

① 生産額を資料2により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料4, 6を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関(国公立)」と同じである。

自然科学・学校研究機関(私立)(8210-05)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験・研究を行う活動とする。

2. 推定資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告	55・56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
3	法人企業間接費調査報告	50	"	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

私立大学附置研究所

① 55年度研究費 = 内部使用研究費 - 有形固定資産購入費

② 資本減耗引当 = 「8210-02学校教育(私立)」に同じ。(学校種類別の按分後の数値)

③ 年度・暦年転換率 = $\frac{54年度研究費(自然科学・人文科学)}{55年度 同上(同)}$

$\frac{54年度研究費(自然科学・人文科学)}{55年度 同上(同)} \times 0.25] + 0.75 = 0.9934$

生産額 = (①+②) × ③

資料: 1

(2) 投入額

① 生産額を資料1により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料2, 4を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

① 私立大学附置研究所: 55年度受入研究費(内部使用分) = 民間(大学, 学術研究機関を除く) + 外国

② 年度・暦年転換率(生産額推計と同じ)

内生部門 = (①の民間) × ②

各部門への産出配分は、資料3により大枠を決定し、資料4の産出額の構成比を用いて細分割した。

輸出(特殊貿易) = (①の外国) × 2

対家計民間非営利団体消費支出 = 私立学校研究機関の生産額 - (① × ②)

資料: 1, 3, 4

人文科学・学校研究機関(私立)(8210-06)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に

関する研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告	55・56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
3	法人企業間接費調査報告	50	"	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学・学校研究機関（私立）」と同じである。

(2) 投入額

① 生産額を資料1により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料2, 4を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関（私立）」と同じである。

自家教育 (8211-00 P)

1. 概念・定義及び範囲

企業が、従業員を対象として、その業務に必要な専門的技能又は、一般的知識・教養を授けるため、企業内で集团的、組織的に行う教育訓練活動とする。ただし、企業に附属する専門的教育訓練施設は、「その他の教育訓練機関（産業）」に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	労働者福祉施設制度等調査	55	労働省	
2	毎月勤労統計報告	55	"	55年12月
3	法人企業間接費調査報告	50	経済企画庁	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 労働者1人当たり1カ月平均教育訓練費（55年1～12月の平均、委託を含む）

② 労働者数（55年12月現在）

③ 教育訓練費額に占める自社実施の割合

④ 教育訓練費の自社実施に占める講師謝金を除いた額の割合

$$\text{生産額} = \text{①} \times 12 \text{カ月} \times \text{②} \times \text{③} \times \text{④}$$

資料：1, 2, 3

(注) 本部門は仮設部門であるため、付加価値である講師謝金を自社実施教育訓練費から差し引くこととした。その割合は、自社実施教育訓練費の30%と見込んだ。

(2) 投入額

生産額を資料4の投入額の構成比を用いて分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

① 資料3により業種を選別し、産出部門の大枠を決定した。

② ①の業種別の労働者数（資料2）×労働者1人1カ月平均教育訓練費（資料1）×12カ月＝教育訓練費総額

③ ②×自社実施教育訓練費の割合（資料3）＝各部門の産出額

④ ③を資料4の産出額の構成比を用いて細分割した。

社会教育（国公立）(8212-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開設、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方教育費の調査報告書	54・55	文部省	55年は中間報告
2	社会教育調査報告書	56	"	
3	文部省業務資料（社会教育局）		"	
4	国会図書館業務資料		国会図書館	
5	決算	55	大蔵省	
6	財政金融統計月報（行政財産統計）	No. 346	"	
7	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
8	法人企業投資実績調査		"	
9	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 国立施設（国会図書館、博物館、美術館、青年の家、少年自然の家、婦人教育会館）：55年度経常経費＝施設の歳出決算額－施設整備費

② 公立施設（「社会教育調査」の範囲の施設）：55年度消費的支出

③ 資本減耗引当＝国・公立施設建物延面積×評価額（69,653円/㎡）×減価償却率（0.0560）

④ 年度・暦年転換率＝ $\frac{54年度消費的支出（国・公立施設）}{55年度 同上}$ （同）

$\frac{54年度消費的支出（国・公立施設）}{55年度 同上} \times 0.25] + 0.75 = 0.9619$

生産額＝（①＋②＋③）×④

資料：1, 2, 3, 4, 5, 6

(2) 投入額

① 生産額を資料1により、人件費・旅費、その他の消費的支出及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料7, 9を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(2) 産出額

① 国立施設：55年度入場料収入

② 公立施設：55年度入場料収入

③ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

家計消費支出＝（①＋②）×③

中央政府消費支出＝国立施設の生産額－（①×③）

地方政府消費支出＝公立施設の生産額－（②×③）

資料：1, 5

社会教育（非営利）（8212-12）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開催、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	社会教育調査報告書	56	文部省	
2	地方教育費の調査報告書	50・54 55	〃	
3	文部省業務資料（社会教育局）	55	〃	55年12月1日
4	民間非営利団体実態調査	57	経済企業庁	55年度
5	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

(i) 私立施設（「社会教育調査」の範囲の施設）

① 55年度経常経費（人件費を除く）＝50年度経常経費（人件費を除く）× $\left\{ \frac{\text{公立施設の人件費を除く消費的支出（54年度）}}{\text{同上（50年度）}} \right\} \times \left\{ \frac{\text{公立施設の1施設当たり人件費を除く消費的支出（55年度）}}{\text{同上（54年度）}} \right\}$

② 55年度人件費＝公立施設の職員1人当たり給与（年額）×私立施設の専任職員数

③ 資本減耗引当＝ $\left[\frac{\text{国・公立施設の資本減耗引当}}{\text{同上の消費的支出}} \right] \times (\text{①} + \text{②})$

経費＝①＋②＋③

(ii) 社会通信教育（文部省認定団体分）：55年度経費（入学金・受講料収入）＝（入学金＋受講料）×55年度入学者数

(iii) 年度・暦年転換率＝0.9619（「社会教育（国公立）」の④と同じ）

生産額＝〔(i)＋(ii)〕×(iii)

資料：1, 2, 3, 5

(2) 投入額

生産額を資料5の投入額の構成比を用いて分割し各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

① 私立施設：55年度入場料収入

② 社会通信教育（文部省認定団体分）：55年度受講料、入学金

③ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

家計消費支出＝（①＋②）×③

対家計民間非営利団体消費支出＝生産額－〔(①＋②) × ③〕

×③]

資料：3, 4

その他の教育訓練機関（国公立）（8212-21）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、国・地方公立団体が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	決算	54, 55	大蔵省	
2	事業所統計調査報告書	53	総理府統計局	
3	行政機関組織	55	人事院	55年7月1日
4	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
5	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

(i) 国立施設（「事業所統計調査」の範囲の施設）

① 55年度経常経費＝国立施設（サンプル）の職員1人当たり経常経費×資料2による「その他教育施設（国立）」の従業員数

② 資本減耗引当＝ $\left[\frac{\text{国立学校(計)の資本減耗引当}}{\text{同上の経常経費}} \right]$

×①

経費＝①＋②

(ii) 公立施設（「事業所統計調査」の範囲の施設）

① 55年度経常経費＝ $\left[\frac{\text{55年度の国立の職員1人当たりの経常経費}}{\text{50年度 同 同}} \right]$

× 50年度の公立施設の職員1人当たりの経常経費 × 資料2による「その他教育施設（公立）」の従業員数

② 資本減耗引当＝ $\left[\frac{\text{公立学校(計)の資本減耗引当}}{\text{同上の経常経費}} \right]$

×①

経費＝①＋②

(iii) 年度・暦年転換率＝ $\left[\frac{\text{54年度国立施設の経常経費}}{\text{55年度 同 上}} \right]$ ×

0.25] + 0.75 = 0.9811

生産額＝[(i) + (ii)] × (iii)

資料：1, 2, 3

(2) 投入額

生産額を資料4, 5を用いて分割し各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

① 国立施設：55年度授業料，入学検定料

（公立施設：授業料等徴収せず）

② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

家計消費支出＝①×②

中央政府消費支出＝国立施設の生産額－（①×②）

地方政府消費支出＝公立施設の生産額

資料：1

その他の教育訓練機関（産業）（8212-22）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、法人・団体及び個人が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告書	53, 56	総理府統計局	
2	毎月勤労統計年報	56	労働省	
3	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	
4	法人企業間接費調査報告	50	"	
5	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

民営施設（「事業所統計調査」の範囲の施設）

① 55年度従業員数は資料1による「その他の教育施設（民営）」の従業員数の年平均伸び率により推計

② 55年度従業員1人当たり売上高＝資料3による従業員1人当たり売上高×資料2による50年から55年までの従業員1人当たりの賃金の伸び率

③ 年度・暦年転換率＝0.9811（「その他の教育訓練機関（国公立）」の(iii)と同じ）

生産額＝①×②×③

資料：1, 2, 3

(2) 投入額

生産額を資料5の投入額の構成比を用いて分割し各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

① 民営施設：昭和55年度における企業からの受託教育訓練費

② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

内生部門＝①×②

各部門への産出配分は、資料5の産出額の構成比を用いて細分割した。

家計消費支出＝生産額－（①×②）

資料：4

自然科学研究機関（国公立）（8213-11）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う自然科学に関する実験、研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告書	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
3	法人企業間接費調査報告	50	経済企画庁	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

(i) 国営研究機関（「科学技術研究調査」の範囲の機関）

① 55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

② 資本減耗引当＝ $\left[\frac{\text{自然科学・学校研究機関(国立)}}{\text{同上}} \right] \times \text{①}$

$\frac{\text{の資本減耗引当}}{\text{の経常経費}} \times \text{①}$

経費＝①＋②

(ii) 公営研究機関（「科学技術研究調査」の範囲の機関）

① 55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

② 資本減耗引当＝ $\left[\frac{\text{自然科学・学校研究機関(公立)}}{\text{同上}} \right]$

$\frac{\text{の資本減耗引当}}{\text{の経常経費}} \times \text{①}$

経費＝①＋②

(iii) 年度・暦年転換率＝ $\left[\frac{\text{54年度研究費(自然科学・人文科学, 国公営)}}{\text{55年度 同上(同上)}} \right] \times 0.25 + 0.75 = 0.9668$

生産額＝ $[(i) + (ii)] \times (iii)$

資料：1

(2) 投入額

「自然科学・学校研究機関(国公立)」と同じである。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関(国公立)」と同じである。

人文科学研究機関（国公立）（8213-12）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告書	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	人文科学研究機関関係費
3	法人企業間接費調査	50	〃	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学研究機関（国公立）」と同じである。ただし、資本減耗引当は「人文科学・学校研究機関」について算定した。

(2) 投入額

「人文科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。

自然科学研究機関（産業）（8213-21）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人の

学術研究機関が行う自然科学に関する実験，研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告書	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	決算	55	大蔵省	
3	法人企業間接費調査報告	50	経済企画庁	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

民営研究機関，特殊法人研究機関(事業団を除く)，会社組織研究機関(「科学技術研究調査」の範囲の機関)

① 55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

② 資本減耗引当＝ $\left[\frac{\text{科学技術研究調査による「会社等」}}{\text{同上}} \right]$

$\frac{\text{の有形固定資産減価償却費}}{\text{の研究費(社内使用研究費－有形固定資産購入費)}} \times$

①＝0.0988×①

③ 経常補助金＝研究機関への国庫補助金額

④ 営業利益高＝「0」とみなす。

⑤ 年度・暦年転換率＝ $\left[\frac{54年度研究費(自然科学・人文科学)}{55年度 同上(同$

$\frac{\text{上})}{\text{上})} \times 0.25] + 0.75 = 0.9749$

生産額＝(①+②-③+④)×5

資料：1, 2

(2) 投入額

① 生産額を資料1により，人件費，原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料4の投入額の構成比を用いて細分割し各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

① 民営研究機関・特殊法人研究機関：昭和55年度における外国からの受入研究費(内部使用分)

② 年度・暦年転換率(生産額推計と同じ)

内生部門＝生産額－(①×②)

各部門への産出配分は，資料3により大枠を決定し，

資料4の産出額の構成比を用いて細分割した。

輸出(特殊貿易)＝①×②

資料：1, 3, 4

人文科学研究機関(産業)(8213-22)

1 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち，民法第34条の法人，その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	決算	55	大蔵省	
3	法人企業間接費調査報告	50	経済企画庁	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学研究機関(産業)」と同じである。

(2) 投入額

① 生産額を資料1により，人件費，原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料4の投入額の構成比を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

「自然科学研究機関(産業)」と同じである。

自家研究(8214-00P)

1. 概念・定義及び範囲

企業が，製品の開発，改良等を図るために行う社内研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 55年度社内使用研究費＝原材料費＋その他の経費

② 年度・暦年転換率＝ $\left[\frac{54年度研究費(原材料費＋その他の経費)}{55年度 同上(同$

$\frac{\text{上})}{\text{上})} \times 0.25] + 0.75 = 0.9598$

(2) 投入額

資料2の投入額の構成比を用いて各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

生産額を資料1により製品分野別社内使用研究費の構成比を用いて分割したあと、更に資料2の産出額の構成比を用いて細分割し、各部門への産出額を推計した。

8. 厚生省担当部門

衛生材料 (2390-60)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類2098繊維製衛生材料製造業に相当する範囲とし、繊維製衛生材料を生産する活動とする。

なお、紙製衛生材料は2720-30紙製品に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表(品目編・産業編)	55年	通商産業省	CT
2	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
3	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I, O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1より製品の生産額及び半製品・仕掛品の在庫増減額を求めて生産額とした。

イ 投入額

資料2における原価費目構成を資料3を参考にして、各部門に分割した。

ウ 産出額

半製品・仕掛品の在庫増分は半製品・仕掛品在庫純増へ産出し、その他は、資料3を参考に、投入側の需要により産出した。

医薬品 (3191-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類266医薬品製造業に相当する範囲とし、医薬品及び公衆衛生用薬品の生産活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	薬事工業生産動態統計年報	55年	厚生省	CT, O
2	動物用医薬品・医薬部外品生産(輸入)販売高年報	〃	農林水産省	CT
3	工業統計表(産業編)	〃	通商産業省	CT, I
4	医薬品製造業投入実態調査	〃	厚生省	I
5	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
6	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I, O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1, 2より、製品の生産額を求め、これに資料3より求めた半製品・仕掛品の在庫増減額を加えたものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4, 5, 6により推計した。

ウ 産出額

資料1より、医療用医薬品とその他の医薬品(一般用医薬品, 配置用家庭薬)とに分割し、医療用医薬品を医療関係部門に産出し、その他の医薬品及び医薬部外品を主として家計に産出した。また、動物用医薬品・医薬部外品については、畜産関係部門に産出した。

半製品・仕掛品の在庫増分は、半製品・仕掛品在庫純増へ産出した。

上水道・簡易水道 (5200-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類721「上水道業」に相当する範囲とし、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業, 上水道事業及び簡易水道事業)とする。

なお、修理費収入は生産額に含めず、修理は4003-00「建設補修」に分類する。

○ 注意点

ア 40年表では「上水道」, 「簡易水道」, 「工業用水」で一部門であったが、45年表で独立した部門とした。

イ 船舶給水業については、7160-31・32「水運付帯サービス」部門で取扱っている。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方公営企業年鑑	55年度	自治省	CT, I
2	地方財政統計年報	〃	〃	〃
3	地方公共団体財政支出内容調査	〃	経済企画庁	I
4	水道統計	53年度	水道協会	O
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I, O
6	地方公共団体業務資料			O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1, 2より、営業収入総額(ただし、受託工事収入は除く。)を求め、これより受水費を控除したものを生産額とした。

暦年変換は $\frac{(54年度) \times 1 + (55年度) \times 3}{4}$ により変

換した。

イ 投入額

資料1, 2, 3, 5により推計した。

ウ 産出額

資料4, 5, 6により産出した。

廃棄物処理（公営）（5300-10）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類894一般廃棄物処理業、895産業廃棄物処理業、細分類8993へい獣取扱業及び8999他に分類されない保健及び廃棄物処理業に相当する範囲のうち、地方公共団体による活動とする。

○ 注意点

ア 895「産業廃棄物処理業」は、昭和51年日本標準産業分類の一部改正により新設したので55年表から含める。

イ 45年表で「清掃業」を「廃棄物処理」と名称変更した。

50年表でこの活動を「公営」と「産業」とに区分する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方財政統計年報	55年度	自治省	CT
2	地方財政の状況	〃	〃	〃
3	清掃事業投入実態調査	55年	厚生省	〃
4	地方公共団体財政支出内容調査	55年度	経済企画庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O
6	地方公共団体業務資料			O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1, 2より清掃費の消費的支出を求め、資料3より推計した民営への委託経費を控除し、これに減価償却費（帰属計算分）を加えて生産額とした。

暦年変換は $\frac{(54年度) \times 1 + (55年度) \times 3}{4}$ により

変換した。

イ 投入額

資料4, 5により推計した。

ウ 産出額

資料6により、手数料収入を推計し、同資料及び資

料5を参考に各部門に配分し、他は地方政府消費支出に産出した。

廃棄物処理（産業）（5300-20）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類894「一般廃棄物処理業」、895「産業廃棄物処理業」、細分類8993「へい獣取扱業」及び8999「他に分類されない保健及び廃棄物処理業」に相当する範囲のうち、民営事業所による活動（地方公共団体の委託事業を含む。）とする。ただし、自家処理分は除く。

○ 注意点

ア 894「産業廃棄物処理業」は、昭和51年日本標準産業分類の一部改正により新設したので55年表から含める。

イ 45年表で「清掃業」を「廃棄物処理」と名称変更した。

50年表でこの活動を「公営」と「産業」とに区分する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	清掃事業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
2	事業所統計調査報告（全国編）	53 56年	総理府統計局	CT
3	地方公共団体財政支出内容調査	55年度	経済企画庁	I
4	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O
5	地方公共団体業務資料			O

3. 推計方法

ア 生産額

資料2により民営分の事業所数を求め、これに資料1より求めた1事業所当りの事業収入額を乗じて生産額とした。

イ 投入額

資料1, 3, 4により推計した。

ウ 産出額

資料4及び5の産出パターンを参考に各部門に配分した。

医療（国公立）（8220-01）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類88「医療業」に相当する範囲のうち、国、地方公共団体、社会保険事業団体（国公立）及び労働福祉事業団による活動（政府の現業部門の従業者のための医療業を除く。）とする。

○ 注意点

ア 50年表では、「社会保険事業」が1部門であったが、

55年表では「国公立」及び「非営利」に分けたことに伴い、「国公立」分のみの範囲とする。

イ 40年表は「医療」の1部門、45年表は「国公立」・「民間」の2部門、50年表は「国公立」・「非営利」・「産業」の3部門とした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般会計・特別会計決算	55年度	大蔵省	CT,O
2	地方公営企業年鑑(病院)	"	自治省	CT,I,O
3	地方財政の状況	"	"	CT,O
4	主要公的医療機関の概況	"	厚生省	CT,I,O
5	基金統計月報	54・55年度	社会保険診療報酬支払基金	CT
6	地方財政統計年報	55年度	自治省	"
7	医療施設調査	55年	厚生省	CT
8	国立病院年報	54年度	"	I
9	国立療養所年報	"	"	"
10	病院経営収支調査年報	55年度	"	"
11	地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁	"
12	50年産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

ア 生産額

資料1～7より、経常経費を求め、これに減価償却費(帰属計算分)を加えたものを生産額とした。

暦年変換は、診療報酬支払基金における被用者保険、諸法の診療報酬支払確定額の合計金額の暦年/年度の比率をもって変換した。

イ 投入額

資料2, 4, 8, 9における費用構成をもとに分割し、細分は資料10, 11, 12を参考に推計した。

ウ 産出額

医療収入額を家計消費支出に、他は一般政府消費支出に産出した。

医療(非営利)(8200-02)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類88「医療業」に相当する範囲のうち日本赤十字社、社会保険事業団体(非営利)、社会福祉法人等及び民間非営利団体による活動とする。

○注意点

ア 55年表では、「社会保険事業」部門を「国公立」及び「非営利」に分けたことに伴い、「社会保険事業団体」の「非営利」を含める。

イ 40年表は「医療」の1部門、45年表は「国公立」・「民間」の2部門とし、50年表は「国公立」・「非営利」・「産業」の3部門とした。45年表の「民間」は50年表の「非営利」・「産業」の範囲に相当する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	主要公的医療機関の概況	55年度	厚生省	CT,I,O
2	医療施設調査	55年	"	CT
3	私立学校の財務状況に関する調査報告書	55年度	文部省	"
4	基金統計月報	54年度55	社会保険診療報酬支払基金	CT
5	病院経営収支調査年報	55年度	厚生省	I
6	地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁	"
7	50年産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

ア 生産額

資料1～3より、経常経費を求め、生産額とした。

暦年変換は「国公立」と同じ。

イ 投入額

資料1における費用構成をもとに分割し、細分は資料5～7を参考に推計した。

ウ 産出額

医療収入額を家計消費支出に、他は対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

医療(産業)(8220-03)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類88「医療業」に相当する範囲のうち、政府の現業部門の従業者のための医療業並びに公社、医療法人、会社及び個人による活動とする。

○注意点

40年表では「医療」の1部門、45年表では「国公立」・「民間」の2部門、50年表では「国公立」・「非営利」・「産業」の3部門とした。45年表の「民間」は、50年表の「非営利」・「産業」の範囲に相当する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般会計・特別会計 決算	55年度	大蔵省	CT,O
2	地方公営企業年鑑 (病院)	"	自治省	CT,I,O
3	地方財政の状況	"	"	CT,O
4	主要公的医療機関の 概況	"	厚生省	CT,I,O
5	医療施設調査	55年	"	CT
6	国民医療費	55年度	"	"
7	衛生行政業務報告	55年	"	"
8	家計調査年報	"	総理府統計局	"
9	人口動態統計	"	厚生省	"
10	患者調査	"	"	"
11	私立学校の財務状況 に関する調査報告書	55年度	文部省	"
12	基金統計月報	54 55年度	社会保険診療 報酬支払基金	CT
13	社会医療診療行為別 調査報告	55年度	厚生省	"
14	厚生省業務資料	55年	"	"
15	日赤業務資料	"	日本赤十字社	"
16	政府管掌健康保険事 業年報	55年度	社会保険庁	"
17	国民健康保険事業年報	"	厚生省	"
18	地方公共団体財政支 出内容調査	"	経済企画庁	I
19	病院経営実態調査報告	55年	全国公私病院連盟	"
20	医療経済実態調査報告	51年	中医協	"
21	50年産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

ア 生産額

次式により生産額を求めた。

生産額＝国民医療費＋その他の医療費(正常分娩費等)
＋公社等及び会社立の病院の自己補填分－国公立及び非
営利の医業収入

暦年変換は「国公立」と同じ。

イ 投入額

資料20における費用構成をもとに分割し、細分は資料
18, 19, 21を参考に推計した。

ウ 産出額

公社等及び会社立の自己補填分を家計外消費支出に、
他は家計消費支出に産出した。

保健衛生(国公立)(8220-04)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 891「保健所」、892「健康相
談施設」、893「検疫所(動物検疫・植物防疫を除く。)、細
分類 8991「検査業」及び 8992「消毒業」に相当する範囲の
うち、国及び地方公共団体による活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では「一般政府消費支出」に入っていた
が、50年表では「保健衛生(国公立)」として独立の部門
とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般会計決算書	55年度	大蔵省	CT,I,O
2	地方財政統計年報	"	自治省	CT,O
3	地方財政の状況	"	"	"
4	地方公共団体財政支 出内容調査	55年度	経済企画庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により検疫所の消費的支出を求め、これに資料
2, 3より求めた保健所の消費的支出と、その伸び率で
推計した健康相談施設(国公立)の消費的支出を加えた
ものを生産額とした。

暦年変換は $\frac{(54年度) \times 1 + (55年度) \times 3}{4}$ により

変換した。

イ 投入額

資料1, 4, 5により推計した。

ウ 産出額

資料1, 2, 3, 5により中央政府消費支出及び地方
政府消費支出に産出した。

保健衛生(非営利)(8220-05)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 892「健康相談施設」、細分類
8991「検査業」及び 8992「消毒業」に相当する範囲のうち、
対家計民間非営利団体による活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では、「その他の公共サービス」に入っ
ていたが、50年表では「保健衛生(非営利)」として独立
の部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (全国編)	53 56年	総理府統計局	CT
2	保健衛生事業投入実 態調査	55年	厚生省	CT,I
3	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により非営利事業所数を求め、これに資料2より求めた非営利団体1事業所当りの経常経費を乗じて生産額とした。

イ 投入額

資料2, 3により推計した。

ウ 産出額

投入側の需要により産出し、主として家計外消費支出及び対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

保健衛生(産業)(8220-06)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類892「健康相談施設」、細分類8991「検査業」及び8992「消毒業」に相当する範囲のうち、非営利団体でない民営事業所による活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では、この部門はもれていた。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (全国編)	53 56年	総理府統計局	CT
2	保健衛生事業投入実 態調査	55年	厚生省	CT,I

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により産業分の事業所数を求め、これに資料2より求めた民営1事業所当りの料金収入を乗じて生産額とした。

イ 投入額

資料2及び国公立、非営利の投入内訳を参考に推計した。

ウ 産出額

投入側のデータにより推計した。

社会保険事業(国公立)(8250-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の

行う社会保険事務並びに社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設等の福祉活動(国及び地方公共団体の行うものに限る。)とする。ただし、医療事業は除く。

○ 注意点

50年表では「社会保険事業」の1部門で推計したが、55年表からは「国公立」と「非営利」の2部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	特別会計決算書	55年度	大蔵省	CT,I,O
2	国民健康保険事業年報	〃	厚生省	CT
3	社会保険事業投入実 態調査	55年	〃	I
4	飲食店・旅館業投入 実態調査	〃	〃	〃
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1, 2より社会保険事業(国公立)の消費的支出を求め、生産額とした。

イ 投入額

資料1, 3, 5により推計した。ただし、宿泊施設については資料4も使用した。

ウ 産出額

資料1, 5より中央政府消費支出及び地方政府消費支出に産出した。

社会保険事業(非営利)(8250-12)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の行う社会保険事務並びに社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設等の福祉事業活動(国及び地方公共団体の行うものを除く。)とする。ただし、医療事業は除く。

○ 注意点

50年表では、「社会保険事業」の1部門で推計したが、55年表からは「国公立」と「非営利」の2部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国家公務員共済組合 事業統計年報	55年度	大蔵省	CT, I, O
2	専売共済組合決算報告書	〃	専売公社	〃
3	国鉄共済組合決算報告書	〃	日本国有鉄道	〃
4	電々共済組合決算報告書	〃	日本電信電話公社	〃
5	私立学校共済組合 決算報告書	〃	私立学校共済組合	〃
6	地方公務員共済組合等 事業年報	〃	自治省	〃
7	農林漁業団体職員 共済組合事業年報	〃	農林漁業団体 職員共済組合	CT, I
8	農業者年金基金決算報告書	〃	農業者年金基金	〃
9	石炭年金基金決算報告書	〃	厚生省	〃
10	地方公務員災害補償基金 決算報告書	〃	地方公務員 災害補償基金	〃
11	国民健康保険中央会 決算報告書	〃	国民健康保険 中央会	〃
12	基金年報	〃	社会保険診療 報酬支払基金	〃
13	消防団員等公務災害補償等 共済基金決算報告書	〃	消防団員等公務 災害補償等共済基金	〃
14	健康保険組合事業年報	〃	健康保険組合 連合会	CT
15	国民健康保険事業年報	〃	厚生省	〃
16	厚生年金基金事業年報	57年	厚生年金基金 連合会	〃
17	社会保険事業投入実態調査	55年	厚生省	I
18	飲食店・旅館業 投入実態調査	〃	〃	〃
19	50年産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

ア 生産額

資料1～16より社会保険事業(非営利)の消費的支出を求め、その総計を生産額とした。

イ 投入額

資料1～16により推計した。ただし、宿泊施設については、資料18も使用した。

ウ 産出額

施設収入額を家計消費支出に、他は対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

社会福祉施設(国公立)(8250-21)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「保護更生事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」に相当する範囲のうち、国、地方公共団体、社会保険事業団体(国公立)、労働福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団による施設サービス活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では、国公立は「一般政府消費支出」に入っていたが、50年表では、「社会福祉施設(国公立)」と

して、独立の部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	社会保障の手引	55年	厚生省	CT
2	歳出予算要求額明細書	55年度	〃	〃
3	一般会計決算書	〃	大蔵省	〃
4	社会福祉行政業務報告	〃	厚生省	〃
5	地方公共団体財政支出 内容調査	〃	経済企画庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料2における措置費国庫負担額より、公営施設への措置費入所者に対する措置費を推計し、これに資料1、4より推計した費用徴収額、資料3より求めた国立更生授産機関の運営費及び建物帰属賃貸料を加えて生産額とした。

イ 投入額

資料5により推計した。

ウ 産出額

公営施設費用徴収額を家計消費支出に、他は一般政府消費支出に産出した。

社会福祉施設(非営利)(8250-22)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「保護更生事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」に相当する範囲のうち、鉄道弘済会、その他民営の施設サービス活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では、「その他の公共サービス」に入っていたが、50年表では、「社会福祉施設(非営利)」として、独立の部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	社会保障の手引	55年	厚生省	CT
2	歳出予算要求額明細書	55年度	〃	〃
3	社会福祉行政業務報告	〃	〃	〃
4	共同募金運動統計	〃	中央共同募金会	〃
5	地方公共団体財政支出 内容調査	〃	経済企画庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料2における措置費国庫負担額より、民営施設への措置費入所者に対する措置費を推計し、これに資料1、3より推計した費用徴収額、資料4より求めた寄附金及び減価償却額を加えて生産額とした。

イ 投入額

国公立に準じて推計した。

ウ 産出額

民営施設費用徴収額を家計消費支出に、他は対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

映画館 (8400-22)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類792「映画館」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、映画製作・配給業と映画館で1部門であったが、45年表で独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	全国映画概況	55年	映画製作者連盟	CT
2	国税庁統計年報書	54年度 55	国税庁	CT,I
3	特定サービス産業実態調査報告書	55年	通商産業省	I
4	映画館・興行場投入実態調査	〃	厚生省	〃
5	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	〃
6	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により興行収入を求め、これに資料2により求めた入場税を加えて生産額とした。

イ 投入額

資料3、4、5、6により推計した。

ウ 産出額

資料6により推計した。

劇場・興行場 (8400-91)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類801「劇場・興行場」(映画館を除く。)に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の娯楽」に入っていたが、45年表で独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国税庁統計年報書	54年度 55	国税庁	CT
2	全国映画概況	55年	映画製作者連盟	〃
3	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
4	映画館・興行場投入実態調査	55年	厚生省	〃
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1より入場税を求め、それに同資料及び資料2より推計した興行収入を加えて生産額とした。

イ 投入額

資料3、4、5により推計した。

ウ 産出額

資料5により推計した。

遊興飲食店 (8501-01)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類464「料亭」及び465「バー・キャバレー・ナイトクラブ」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「飲食店」の1部門であったが、45年表で「遊興飲食店」として、独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53年 56	総理府統計局	CT
2	飲食店・旅館業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
3	道府県税の課税状況等に関する調査	54年度 55	自治省	CT
4	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により求めた従業者数に、資料2における従業者1人当りの売上高を乗じる。売上高には販売用商品(みやげ物等)の売上高が含まれているのでこれを資料2より求めて控除し、資料3の料理飲食等消費税を加えたものを生産額とした。

イ 投入額

資料2、4、5により推計した。

ウ 産出額

資料5を参考に家計消費支出と家計外消費支出に産出した。

その他の飲食店 (8501-09)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 461「食堂・レストラン」、462「そば・うどん店」、463「すし屋」、466「酒場・ピヤホール」、467「喫茶店」及び469「その他の飲食店」に相当する範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	飲食店・旅館業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
3	道府県税の課税状況等に関する調査	54・55年度	自治省	CT
4	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1より求めた従業者数に、資料2より求めた従業者1人当りの売上高を乗じる。売上高には販売用商品(みやげ物等)の売上高が含まれているのでこれを資料2より求めて控除し、資料3の料理飲食等消費税を加えたものを生産額とした。

イ 投入額

資料2, 4, 5により推計した。

ウ 産出額

資料5を参考に家計消費支出と家計外消費支出に産出した。

旅館・その他の宿泊所 (8509-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 751「旅館」、752「簡易宿所」及び753「下宿業」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の個人サービス」に入っていたが、45年表で「旅館・下宿・その他の宿泊所」として独立部門となる。50年表では名称を改訂した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	“	“	“
3	道府県税の課税状況等に関する調査	54・55年度	自治省	“
4	市町村決算の概況	“	“	“
5	飲食店・旅館業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
6	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
7	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料2により、売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。さらに資料5より推計した販売用商品(みやげ物等)の売上高を控除し、資料3, 4より求めた料理飲食等消費税、入湯税を加えたものを生産額とした。

イ 投入額

資料5, 6, 7により推計した。

ウ 産出額

資料7を参考に、家計消費支出と家計外消費支出に産出した。

洗濯・洗張・染物業 (8509-20)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 771「洗たく業」及び772「洗張・染物業」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の個人サービス」に入っていたが、45年表で独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	“	“	“
3	クリーニング業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
4	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料2より売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これに資料1の事業所数で補正する。さらに資料3より推計した販売用商品(洗剤等)の売上高を控除したものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4, 5により推計した。

ウ 産出額

投入側のデータに基づいて産出した。

理容業(8509-30)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類773「理容業」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の個人サービス」に入っていたが、45年表で、「理容・美容業」として独立した。50年表では「理容業」として独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	”	”	”
3	理容・美容業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
4	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料2より売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。さらに資料3より推計した販売用商品(化粧品等)の売上高を控除したものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4により推計した。

ウ 産出額

全額を家計消費支出に産出した。

美容業(8509-40)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類774「美容業」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の個人サービス」に入っていたが、

45年表で「理容・美容業」として独立した。50年表では「美容業」として独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	”	”	”
3	理容・美容業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
4	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料2より売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。さらに資料3より推計した販売用商品(化粧品等)の売上高を控除したものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4により推計した。

ウ 産出額

全額を家計消費支出に産出した。

浴場業(8509-50)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類775「公衆浴場業」及び776「特殊浴場業」に相当する範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	”	”	”
3	浴場業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
4	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	”

3. 推計方法

ア 生産額

資料2より売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これに資料1の事業所数で補正する。さらに資料3より推計した販売用商品(清涼飲料等)の売上高を控除したものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4, 5により推計した。

ウ 産出額

全額を家計消費支出に産出した。

9. 経済企画庁担当部門

下水道 (5200-20)

1. 概念・定義及び範囲

汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う生産活動は、汚水、雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置（浄化施設など）をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は廃棄物処理(5200-30)に含まれる。

日本標準産業分類の小分類723「下水道」の範囲である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方財政統計年報	54, 55年度	自治省	生産額, 投入額 産出額
2	地方公営企業鑑	"	"	生産額, 投入額
3	国民経済計算年報	"	経済企画庁	生産額
4	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55年度	"	投入額
5	産業連関表作成報告	50年	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

本部門については政府部門（地方政府）における非公務扱いとし、経済総額をもって生産額とする。（ただし、受託工事に係る経費を除く）

資料1の損益計算書から受託工事費以外の営業経費を求めて生産額とした。

(2) 投入額

資料4より公共下水道事業の経費内訳の細目を取り、資料5を参考にしながら産業連関表部門分類に格付けした。

(3) 産出額

産業各部門及び家計に配分し、残りを地方政府消費支出とした。産業各部門への配分については、資料5の産出パターンを用いた。

不動産仲介業 (6401-00)

1. 概念・定義及び範囲

不動産の売買、賃借又は交換の代理若しくは仲介を行い、手数料を受ける活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類594「不動産代理業・仲介業」並びに小分類593「建売業、土地売買業」及び小分類599「その他の不動産業」のうちの不動産取引の代理、仲介を行う活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	法人企業統計年報	55年	大蔵省	生産額
2	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	"
3	国税庁統計年報	55年	国税庁	"
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

① 法人分については、資料1より不動産業の（売上－売上原価）を手数料収入とみなし、不動産業1企業当たり手数料収入を求め、この額を不動産仲介業1企業当たり生産額とした。

また、不動産仲介業の企業数は、まず、資料2の「全国編」より不動産業の事業所数を求め、同資料の「会社企業編」より不動産業の企業数を求めて、1事業所当たり企業数を算出した。

$$\text{企業数} \div \text{事業所数} = 0.77$$

次に、資料2の「全国編」より不動産仲介業の事業所数を求めて企業数を推計した。

不動産仲介業の事業所数については、

$$55\text{年の事業所数} = 53\text{年事業所数} \times \left(\sqrt{\frac{56\text{年事業所数}}{53\text{年事業所数}}} \right)^2$$

として求めた。

小分類594「不動産代理・仲介業」 17,807

小分類594「建売業・土地売買業」の1/2 5,700

小分類599「その他の不動産業」 7,610

計 31,117

$$\text{不動産仲介業の企業数} = 0.77 \times 31,117 = 23,960$$

これより、

$$\text{法人分生産額} = 1\text{企業当たり生産額} \times \text{企業数}$$

$$= 46.5(\text{百万円}) \times 23,960$$

$$= 1,114,140(\text{百万円})$$

② 個人分については、資料3から1個人業者当たりの所得を、資料2より不動産仲介業の個人事業所数を求めて生産額を推計した。

$$\text{個人分生産額} = 1\text{個人業者当たりの所得} \times \text{事業所数}$$

$$= 1.89(\text{百万円}) \times 23,078$$

$$= 43,617(\text{百万円})$$

③ よって①と②より、生産額は、
 $1,114,140(\text{百万円}) + 43,617(\text{百万円}) = 1,157,757$
 (百万円)

なお、建売業、土地売買業は本部門と仮定した。

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

住宅賃貸料 (6402-00)

1. 概念・定数及び範囲

住宅の使用によって生ずるサービスであり、所有形態の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の住居部分の賃貸料に相当するものとする。すなわち、持家及び借家(借間も含む)の個人住宅のほか、給与住宅及び各種の公営住宅も含む。なお、持家及び給与住宅については帰属家賃をも含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	生産額, 投入額
2	産業連関表	50年	行政管理庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

生産額推計は、国民経済計算推計資料の住宅賃貸料によった。

生産額 20,693,983 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

定義上、全額「家計消費支出」部門に配分した。

不動産賃貸料 (6403-00P)

1. 概念・定義及び範囲

各産業が投入した不動産賃貸料によって把握される不動産賃貸業部分とし、日本標準産業分類の小分類591「不動産賃貸業」のうち、細分類5912「土地賃貸業」を除く活動の範囲とする。

(注) 50年表の概念から「各産業が投入した自己所有物(住宅を除く)の維持経費によって把握される仮設部分」をはずし、55年表は40年表及び45年表と同様とした。

変更理由は、産業連関表における使用者主義の原則(不

動産の所有の如何や経費の直接負担の如何を問わずこれらの不動産使用に伴う経費及び利潤相当分等全てを、不動産を使用した部門に直接計上するという原則)による。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	生産額, 投入額, 産出額
2	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

国民経済計算推計資料より不動産賃貸料生産額の伸び率(55年/50年)を求め、資料2より50年の不動産賃貸料生産額(産業扱いの建設補修分を除く)に乗じて推計した。

50年不動産賃貸料 2,601,570 (百万円)

伸び率(55年/50年) 1.8366804

よって生産額は 4,778,253 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

公務中央 (8101-00)

1. 概念・定義及び範囲

中央政府の一般会計及び特別会計のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「非公務」に格付される各部門を除いたもので、概ね日本標準産業分類の小分類971「国家事務」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	歳入決算明細書	54,55年度	大蔵省	生産額 産出額
2	各省各庁歳出決算報告書	"	"	生産額 投入額
3	特別会計決算参照書	"	"	生産額 投入額
4	政府関係機関決算	"	"	生産額 投入額
5	国民経済計算年報	"	経済企画庁	生産額
6	産業連関表作成に関する基礎資料一 昭和55年において購入した物資及びサービスの内訳	55年度	防衛庁	投入額
7	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1～4から中間投入、家計外消費、雇用者所得、間接税を推計し、これに資本減耗引当を加えて生産額とした。

(2) 投入額

ア 投入内訳の分割パターンとして資料7の都道府県支出パターンを用い、所轄省庁ごとに指定されたパターンで分割し集計する。

イ 防衛庁の投入構造については、資料6によって把握する。

ウ 別途調査等により品目の追加及び調整を行う。

エ 運賃マージンを差し引いて購入者価格表を生産者価格表に転換する。

(3) 産出額

商品・非商品の販売額を家計・産業へ産出し、生産額からこれら販売額を差引いた額を公務中央の自己消費分として中央政府消費支出に産出した。

公務(地方) (8102-00)

1. 概念・定義及び範囲

普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係政府サービス生産者から「非公務」に格付される各部門を除いたもので、概ね日本標準産業分類の小分類981「地方事務」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方財政統計年報	54, 55年度	自治省	生産額, 産出額, 投入額
2	地方公務員給与の実態	54, 55年	"	生産額, 投入額
3	地方公営企業鑑	54, 55年度	"	生産額, 投入額
4	国民経済計算年報	"	経済企画庁	生産額
5	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55年度	"	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1～4から、中間投入、家計外消費、雇用者所得を推計し、これに資本減耗引当を加えて生産額とした。

(2) 投入額

ア 投入内訳の分割パターンとして資料5の都道府県、市町村の支出パターンを用いて行う。

イ 別途調査等により品目の追加および調整を行う。

ウ 運賃マージンを差し引いて購入者価格表を生産者価格

表に転換する。

(3) 産出額

商品・非商品の販売額を家計・産業へ産出し、生産額からこれら販売額を差引いた額を地方政府の自己消費分として地方政府消費支出に産出する。

対企業民間非営利団体 (8290-20)

1. 概念・定義及び範囲

企業に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体とし、日本標準産業分類の中分類84「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類941「経済団体」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	民間非営利団体実態調査報告	55年度	経済企画庁	生産額
2	国民経済計算年報	55年	"	投入額, 産出額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の、日本標準産業分類の中分類84「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類941「経済団体」の事業収入を生産額とする。

54年度 55年度
事業収入 $1,999,009 \times \frac{1}{4}$ $1,456,522 \times \frac{1}{4}$
よって、生産額は、 $1,592,144$ (百万円)

なお、50年表では経費総額を生産額としていた。

また、50年表で本部門に含まれていた「農協」「漁協」の管理部門は、55年表では推計範囲から除外した。

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

内生部門に配分することとし、「国民経済計算推計資料」, 「昭和50年産業連関表」により大枠の配分を行ない、投入側の数値等により推計した。

対家計民間非営利団体(除別掲) (8290-30)

1. 概念・定義及び範囲

家計に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体とし、日本標準産業分類の中分類90「宗教」, 小分類942「労働団体」, 小分類943「学術・文化団体」, 小分類944「政治団体」, 小分類949「他に分類されない非営利的団体」及び小分類951「集会場」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	民間非営利団体実態調査報告	55年度	経済企画庁	生産額
2	政治資金収支報告書	55年	自治省	生産額
3	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より宗教、労働団体、学術・文化団体、他に分類されない非営利的団体及び集会場の経費総額を、資料2から政治団体の経費総額を求め生産額とした。

なお、55年表では、集会場（非営利のみ）を推計範囲に加えた。

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出に配分した。

広告 (8300-10)

1. 概念・定義及び範囲

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシ等の各種の媒体を用いて行う広告サービスとし、原則として、日本標準産業分類の小分類854「広告業」の範囲とするが、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、雑誌等）の広告活動及び外国の産業が日本国内の媒体によって行った宣伝広告並びに各産業部門の自社広告活動も含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	電通広告年鑑	55年	株式会社電通	生産額
2	法人企業間接費調査報告	50年	経済企画庁	"
3	国民経済計算年報	55年	"	投入額、産出額
4	産業関連表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

① 資料1により広告代理業の取扱高を営業広告の生産額とした。

営業広告の生産額（媒体別広告費の内訳）

1. 新聞 708,600 (百万円)

2. 雑誌 128,100 (百万円)

3. ラジオ 116,900

4. テレビ 788,300

5. D・M, 屋外, その他広告 479,400

計 2,221,300

② 資料2の全産業における広告宣伝費中の営業広告費に対する自家広告費（企業自らの広告宣伝費）の割合を用い、自家広告費を求めた。

$$2,221,300(\text{百万円}) \times \frac{925}{3538} = 580,751(\text{百万円})$$

③ よって、①、②より生産額は、

$$2,221,300(\text{百万円}) + 580,751(\text{百万円}) = 2,802,051(\text{百万円})$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

調査・データ処理・計算サービス (8300-20)

1. 概念・定義及び範囲

① 市場調査、世論調査などの調査サービス、② 電子計算機のプログラミングに関するソフトウェア開発などのサービス、③ 電子計算機によるデータ処理サービス、その他の計算サービス、タビュレートサービスなどを提供する活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類851「情報サービス業」の範囲とする。なお、市場調査及び世論調査サービスのうち、広告活動に付随して行われるものは「広告」に、人文科学研究機関に付随して行われるものは「人文科学研究機関」に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	特定サービス業実態調査	55年	通商産業省	"
3	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額、産出額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より、55年の事業所数を求め、資料2より1事業所当たり年間売上高をとり、生産額を推計した。

$$55\text{年の事業所数} = 53\text{年事業所数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年事業所数}}{53\text{年事業所数}}} \right)^2$$

$$= 4,471$$

$$\text{生産額} = \text{事業所数} \times 1\text{事業所あたり年間売上高}$$

$$= 4,471 \times 271.3 \text{ (百万円)}$$

$$= 1,212,982 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

情報提供サービス (8300-30)

1. 概念・定義及び範囲

① 企業及び個人の信用に関する情報を提供するサービス、及び、② 新聞、定期刊行物、放送などの報道媒体にニュースの提供又はニュース報告に関するサービスを提供する活動とし、日本標準産業分類の小分類852「ニュース供給業」及び小分類853「興信所」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50年	経済企画庁	〃
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また、55年の1人あたり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人あたり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率(55年/50年)を乗じて求め、生産額を推計した。

$$\text{① 55年の従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

ニュース供給業 15,839人

興信所 10,598人

$$\text{② 55年の1人あたり年間給与額} = 50\text{年給与額} \times \text{賃金指数の伸び率}$$

ニュース供給業 = 4,661,040円 × 1.415

= 6,595,372 (百万円)

$$\text{興信所} = 2,529,247\text{円} \times 1.415$$

$$= 3,578,884 \text{ (百万円)}$$

$$\text{③ 生産額} = 1\text{人あたり年間給与額} \times \text{従業者数} \div \text{人件費率}$$

$$\text{ニュース供給業} = 6,595,372 \text{ (百万円)} \times 15839 \text{人} \div 0.3$$

$$\div 0.381342$$

$$= 273,938.1 \text{ (百万円)}$$

$$\text{興信所} = 3,578,884 \text{ (百万円)} \times 10598 \text{人} \div 0.381342$$

$$= 99,461.9 \text{ (百万円)}$$

よって生産額は、373,400 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

建物サービス (8300-40)

1. 概念・定義及び範囲

建物の清掃、保守、機器の運転並びにその他の維持管理サービスを行う活動とし、日本標準産業分類の小分類864「建物サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50年	経済企画庁	〃
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また55年の1人あたり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人あたり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率(55年/50年)を乗じて求め、生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

$$= 276,183 \text{人}$$

$$55\text{年1人あたり年間給与額} = 50\text{年給与額} \times \text{賃金指数の伸び率}$$

$$=1,662,076(\text{百万円}) \times 1.415$$

$$=2,351,838(\text{百万円})$$

よって生産額は、従業者数×年間給与額÷人件費率
(0.585103)

$$=1,110,125(\text{百万円})$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

法務・財務・会計サービス (8300-50)

1 概念・定義及び範囲

① 弁護士、弁理士、公証人、司法書士などの法務に関する専門的サービス、② 公認会計士、税理士、計理士などの会計、会計監査、簿記に関する専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類871「法律事務所、特許事務所」、小分類872「公証人役場、司法書士事務所」及び小分類873「公認会計士事務所、税理士事務所」の範囲とする。

ただし、「計理士事務所」は細分類8799「他に分類されない専門サービス業」に含まれ、「その他の対事業所サービス」に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国税庁統計年報	55年	国税庁	生産額
2	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	"
3	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より、55年の弁護士、税理士等の1人当たり所得額(売上高)をとり、それに無税分の報酬料金を1割と仮定し、資料2より55年の従業者数を求め生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

$$= 206,084\text{人}$$

$$\text{生産額} = \text{弁護士・税理士等の1人当たり所得額} \times \text{従業員数} \times 1.1$$

$$= 4,468(\text{百万円}) \times 206,084\text{人} \times 1.1$$

$$= 1,012,862(\text{百万円})$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

土木建築サービス (8300-60)

1. 概念・定義及び範囲

設計監督、建築設計、測量などの土木建築に関する民間の専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類874「土木建築サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50年	経済企画庁	"
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	"
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また、55年の1人当たり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人当たり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率(55年/50年)を乗じて求め、生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

$$= 240,552\text{人}$$

$$55\text{年1人当たり年間給与額} = 50\text{年給与額} \times \text{賃金指数の伸び率}$$

$$= 2,300,944(\text{百万円}) \times 1.415$$

$$= 3,255,836(\text{百万円})$$

$$\text{よって生産額} = \text{従業者数} \times \text{年間給与額} \div \text{人件費率}$$

$$(0.372075)$$

$$= 2,104,946(\text{百万円})$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

その他の対事業所サービス (8300-90)

1. 概念・定義及び範囲

他に分類されないで、主として事業所を対象としてサービスを提供する事業所の活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類861「速記・筆耕・複写業」、小分類862「商品検査業」、小分類865「民営職業紹介業」、小分類869「他に分類されない事業サービス業」及び小分類879「その他の専門サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50年	経済企画庁	〃
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また、55年の1人当たり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人当たり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率(55年/50年)を乗じて求め、生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

- ①速記、筆耕、複写 33,956人
- ②商品検査 18,451人
- ③民営職業紹介所 12,166人
- ④他に分類されないサービス 235,141人
- ⑤その他の専門的サービス 123,708人

$$55\text{年1人当たり年間給与額} = 50\text{年給与額} \times \text{賃金指数の伸び率}$$

(百万円) (百万円)

- ①速記、筆耕、複写 $1.698209 \times 1.415 = 2.402966$
- ②商品検査 $2.023397 \times 1.415 = 2.863107$
- ③民営職業紹介所 $1.300755 \times 1.415 = 1.840568$
- ④他に分類されないサービス $2.023397 \times 1.415 = 2.863107$
- ⑤その他の専門的サービス $2.023397 \times 1.415 = 2.863107$

$$\text{生産額} = \text{従業者数} \times \text{年間給与額} \div \text{人件費率}$$

人 百万円 百万円

- ①速記、筆耕、複写 $33,956 \times 2.402966 \div 0.365839 = 223,036$
- ②商品検査 $18,451 \times 2.863107 \div 0.352792 = 149,740$
- ③民営職業紹介所 $12,166 \times 1.840568 \div 0.352792 = 63,472$
- ④他に分類されないサービス $235,141 \times 2.863107 \div 0.352792 = 1,908,302$
- ⑤その他の専門的サービス $123,708 \times 2.863107 \div 0.352792 = 1,003,960$

よって生産額は、

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} = 3,348,510 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

電子計算機・同付属装置賃貸業 (8302-10)

1. 概念・定義及び範囲

電子計算機・同付属装置に関する賃貸及び保守管理を行うサービスとし、日本標準産業分類の細分類7432「電子計算機・同関連機器賃貸業」の範囲とする。

ただし、電子計算機・同付属装置の製造業者が行う賃貸サービスは含まない。

また、電子計算機による計算サービスを行う業者が、自己保有の電子計算機を一時的にユーザーに開放する賃貸サービスは本部門には含まず、「調査・データ処理・計算サービス」部門に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	有価証券報告書	50, 55年	大蔵省	生産額
2	産業連関表	50年	行政管理庁	生産額, 投入額, 産出額
3	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より「日本電子計算機(株)」および「日本ユニパック(株)」の賃貸料収入をとり両社の伸び率(55年/50年)を、50年産業連関表における生産額の仮設調整前の額に乗じて推計した。

$$50\text{年表 生産額 } 149,005 \text{ (百万円)}$$

伸び率 1.39146
 よって生産額 207,334 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

事務用物品 (除電算機等) 賃貸業 (8302-20)

1. 概念・定義及び範囲

事務用機械の賃貸サービスとし、原則として、日本標準産業分類の細分類7431「事務用機械器具賃貸業 (電子計算機を除く)」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	特定サービス産業実態調査報告	55年	通産省	〃
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また、55年の1人当たり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人当たり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率 (55年/50年) を乗じて求め、生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

$$= 11,494\text{人}$$

$$55\text{年1人当たり年間給与額} = 50\text{年給与額} \times \text{賃金指数の伸び率}$$

$$= 2.782171\text{(百万円)} \times 1.415$$

$$= 3.936772\text{(百万円)}$$

$$\text{よって生産額} = \text{従業者数} \times \text{年間給与額} \div \text{人件費率}$$

$$(0.108872)$$

$$= 415,619\text{(百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

映画制作・配給業 (8400-21)

1. 概念・定義及び範囲

映画撮影、映画制作 (テレビ番組制作及びコマーシャルフィルムを含む) 及び映画の配給サービス並びに映画出演者の口入れ、映画フィルムの現像、タイトル書きなどの映画サービスとし、原則として、日本標準産業分類の小分類791「映画制作・配給業」、小分類793「映画サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	日本映画産業統計	55年	日本映画製作者連盟	生産額
2	外国貿易概況	55年	日本関税協会	〃
3	有価証券報告書	55年	大蔵省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

① 映画の配給収入を資料1より求めた。

邦画 洋画 合計

55年 34,897(百万円) 28,557(百万円) 63,454(百万円)

② 輸出収入については、資料2より求めた。

55年 1,391 (百万円)

③ テレビ収入については、資料3の各社の計数から求めた。

55年 21,948 (百万円)

これより生産額は、

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = 86,793\text{(百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

遊戯場 (8400-92)

1. 概念・定義及び範囲

ダンスホール、ビリヤード場、パチンコホール、囲碁・将棋所など、一般大衆に娯楽を提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類807「遊戯場」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

なお、1事業所当たり売上は、次の算式による。

$$1 \text{ 事業所当たり売上} = (\sum \text{売上階層別中位数} \times \text{売上階層別事業所数}) / \text{事業所数}$$

(10億円以上の中位数は、15億円とした。)

$$55 \text{ 年 } 1 \text{ 事業所当たり売上} = 53 \text{ 年売上} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56 \text{ 年売上}}{53 \text{ 年売上}}} \right)^2$$

また、事業所数は、

$$55 \text{ 年事業所数} = 53 \text{ 年事業所数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56 \text{ 年事業所数}}{53 \text{ 年事業所数}}} \right)^2$$

一事業所当たり売上げ	44,962 (千円)
事業所数	37,450
売上高	1,683,827 (百万円)
よって生産額	1,683,827 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

家計消費支出と家計外消費支出に配分した。

その他の娯楽施設 (8400-93)

1. 概念・定義及び範囲

遊園地、競輪・競馬等の競走場、競技団などの娯楽施設の提供、経営を行う活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類803「競輪・競馬等の競走場」、小分類804「競輪・競馬等の競技団」、小分類805「運動競技場」及び小分類806「公園、遊園地」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	地方財政年報	54, 55年度	自治省	〃
3	農林水産省資料	55年	農林水産省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

① 競輪・競馬、自動車、モーターボート及びそれらの競技団の収益事業

資料2から競馬事業、自動車競走事業、小型自動車競走事業、モーターボート競走事業の入場料、車馬券売上金及び払い戻し金の計数を求め、農林水産省資料より中央競馬会の入場料、馬券売上金及び払い戻し金の計数を求めて生産額を推計した。

	中央 (百万円)	地方 (百万円)
入場料 ①	2800.0	10213.5
馬券売上金 ②	1,360,787.0	3,902,356.0
払い戻し金 ③	1,010,519.0	2,909,611.4

よって生産額は、

$$\text{①} + \text{②} - \text{③} = 1,356,026.1 \text{ (百万円)}$$

② 運動競技場

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

55年	
一事業所当たり売上げ	128,127 (千円)
事業所数	9,246
生産額	1,184,662.2 (百万円)

③ 公園、遊園地

②と同一の推計方法で推計した。

55年	
一事業所当たり売上げ	313,083 (千円)
事業所数	1,091
生産額	341,573.6 (百万円)

④ 以上より、その他の娯楽施設の生産額は、

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = 2,882,262 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に

推計した。

(3) 産出額

家計外消費支出と家計消費支出に配分した。

興行団 (8400-94)

1. 概念・定義及び範囲

契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動とし、日本標準産業分類802「興行団」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

一事業所当たり売上げ	99,601 (千円)
事業所数	1,266
生産額	126,095 (百万円)
よって、生産額は、	126,095 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

その他の娯楽 (8400-99)

1. 概念・定義及び範囲

芸妓、置屋、娯楽用品の賃貸など他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品、芸術作品の創作などを行う活動とし、日本標準産業分類の小分類809「その他の娯楽業」、小分類745「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び小分類876「著述家・芸術家業」の範囲とする。なお、本部門には、「宝くじ」を含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	個人企業調査	54, 55年度	総理府統計局	〃
3	地方財政年報	54, 55年度	自治省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業関連表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

① スポーツ、娯楽用品賃貸業

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

	55年
一事業所当たり売上げ	36,747 (千円)
事業所数	842
生産額	30,941 (百万円)

② その他の娯楽業

①と同一の方法により生産額を推計した。

	55年
一事業所当たり売上げ	13,190 (千円)
事業所数	7,708
生産額	101,668.5 (百万円)

③ 著述家、芸術家業

資料2から1事業所当たり売上を求め、資料1から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

	55年
一事業所当たり売上げ	$4,665 \text{ (千円)} \times \frac{1}{4} + 5,110 \text{ (千円)} \times \frac{3}{4}$
事業所数	1,012
生産額	5,058.7 (百万円)

④ 宝くじ事業

資料3から宝くじ事業の歳入合計及び開催費の計数を求め生産額を推計した。

	54年度	55年度
歳入合計	73940.4 (百万円)	107,423.5 (百万円)
開催費	143.2	259.7
	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$

これより、生産額 98,822.1 (百万円)

⑤ 以上より、その他の娯楽の生産額は、

①+②+③+④= 236,490 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

写真業 (8509-60)

1. 概念・定義及び範囲

主として肖像写真、広告、出版、その他の業務用写真、フィルム現像及びフィルム複写を行う事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類781「写真業」の範囲とする。

なお、広告、ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動をも含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額,産出額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

一事業所当たり売上げ 29,340 (千円)

事業所数 17,420

生産額 511,103 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

家計消費支出に全額計上した。

葬儀業 (8509-70)

1. 概念・定義及び範囲

主として死体埋葬準備、葬儀執行準備及び墓地の管理を行う事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類784「葬儀・火葬業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

55年

一事業所当たり売上げ 60,384 (千円)

事業所数 4,348

生産額 262,550 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

家計消費支出へ全額計上した。

各種修理業 (除別掲) (8509-80)

1. 概念・定義及び範囲

主として最終需要向けのもので、家具修理、時計修理、自転車修理、履物修理などの修理活動並びにかじ業、表具業等の活動とし、日本標準産業分類の小分類832「家具修理業」、小分類833「かじ業」、小分類834「表具業」及び小分類839「他に分類されない修理業」の範囲とする。

なお、50年表の時計修理部門は、本部門に統合された。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額,産出額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

一事業所当たり売上げ 6,488 (千円)

事業所数 14,818
生産額 96,139 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

その他の対個人サービス (8509-90)

1. 概念・定義及び範囲

他に分類されないその他の対個人サービスを提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類054「園芸サービス業」、細分類7499「他に分類されない物品賃貸業」、中分類76「家事サービス業」、小分類782「衣服裁縫修理業」、小分類783「物品預り業」、小分類789「他に分類されない個人サービス業」及び小分類877「個人教授所」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	個人企業経済調査	54,55年	"	"
3	毎月勤労統計調査	55年	労働省	"
4	国勢調査	55年	総理府統計局	"
5	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
6	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

① その他の物品賃貸業

55年
一事業所当たり売上げ 37,064 (千円)
事業所数 6,369
生産額 236,061 (百万円)

② 物品預り業

一事業所当たり売上げ 2,531 (千円)

事業所数 3,959
生産額 10,020.2 (百万円)

③ 衣服、裁縫、修理業

一事業所当たり売上げ 2,777 (千円)
事業所数 14,367
生産額 39,897.2 (百万円)

④ 他に分類されない個人サービス業

一事業所当たり売上げ 24,593 (千円)
事業所数 17,234
生産額 423,835.8 (百万円)

⑤ 個人教授所

資料2から1事業所当たり売上を求め(サービス業従業者規模1人及2人の平均値)、資料1から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

一事業所当たり売上げ $3,527(千円) \times \frac{1}{4} + 3,664(千円) \times \frac{3}{4}$
事業所数 82,924
生産額 300,993.4 (百万円)

⑥ 家事サービス業

資料3の「特別調査報告」の1人当たり「きまって支給する現金給与額(月額)」と「過去1年間に特別に支払われた現金給与額」から1人当たり年間給与額を求め、資料4より求めた従業者数を乗じて生産額を推計した。

一人当たり年間給与額 $119,523円 \times 12ヶ月 + 291,828円$
従業者数 99,300人
生産額 171,402.1 (百万円)

⑦ 園芸サービス業

資料1より従業者数、50年産業連関表より貸金率(=1-中間投入比率)を求め、資料3の1人当たり「きまって支給する現金給与額」及び「特別に支払われた給与(特掲産業サービス業)より一人当たり年間給与額を求めて生産額を推計した。

以上より、生産額は、

$①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=1,221,986$ (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

10. 行政管理庁担当部門

梱包 (8700-00)

1. 概念・定義及び範囲

財貨の価値及び状態を保護するために紙・板・金属・容器などを用いて包装又は梱包が施される。これは、包括的に個装、内装及び外装の三つに区分することができる。

個装は、商品価値を高めるため、又は商品を保護するため、商品個々に施す包装をいい、内装は商品に対する水・湿気・衝撃などを考慮して包装貨物の内側に施す包装をいい、更に、外装は、商品を紙・板・金属などを用いて結束し、又は、それらから作られた容器に入れ、記号・荷印などを付して行う包装貨物の外部の包装をいう。

産業連関表では、個装は商品としての取扱い最小単位に施される包装であって、それぞれの商品の生産と一貫して、又は、生産と密接な関係をもって行われるとみられるので、生産のための直接の原材料に加えて包装資材の投入が行われたものとして取り扱った。商業部門の包装も同様に考えた。

一方、外装及び内装は、商品の生産活動とは別に、一般に商品の出荷・運搬を意図して行われる活動と考えられるので、個装とは別の扱いとした。すなわち、これら外装及び内装(以下、ここでは梱包と呼ぶ。)の活動をまとめて梱包部門とした。

この部門は、商品の生産部門又は流通部門が投入した梱包委託料によって把握される梱包業者による部分と、生産部門又は流通部門が自ら自家梱包のために投入した梱包資材の経費によって把握される仮設部分からなるものとした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	梱包事業に関する調査	56年	行政管理庁	特別調査
2	事業所統計調査	53, 56年	総理府統計局	
3	昭和56年包装資材・容器・機械生産出荷統計	56年	(社)日本包装技術協会・包装技術研究所	

3. 推計方法

(1) 生産額及び投入額

営業梱包については、資料1により、主産業が梱包業、従産業が梱包業、主産業がその他の運輸業の3種類の形態別に1事業所当たりの営業収益、営業費用及び包装・梱包資材費投入額をとらえ、これに資料2から求めた事業所数を乗じて、営業梱包全体の生産額及び投入額を推計した。

自家梱包については、自家梱包の投入する包装・梱包資材費を資料3により把握し、包装・梱包資材の産出側との調整によって投入額及び生産額を推計した。

(2) 産出額

(1)で推計した生産額を昭和50年産業連関表の産出パターンにより分割し、部門変更(50~55年)により、新部門に組み替えて推計した。

各部門投入側担当者との調整を経て最終値とした。

第2節 最終需要部門

1. 経済企画庁担当部門

家計外消費支出 (9110-00)

第3節粗付加価値部門2. 経済企画庁担当部門の家計外消費支出の説明を参照されたい。

家計消費支出 (9121-00)

1. 概念・定義及び範囲

家計の財およびサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに本邦人海外消費を加算したものである。ここでいう経常支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の構入額の全てを消費支出として計上する。

海外現物贈与と海外消費支出の取扱いについては、個人が外国から贈与されたり、あるいは居住者が外国で消費した財およびサービスは、輸入欄に一たん計上し、その需要先である家計最終消費支出欄に計上する。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政府などの他部門との間の取引である場合とにわけられる。前の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、全て産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

また、刑務所の飲食材料は政府消費とし、家計消費支出に含めない。

一方学校等に対して家計が支払いを行った場合のような、政府サービス生産者あるいは対家計民間非営利サービス生産者からの家計の財貨およびサービスの購入も、昭和50年表と同様に55年表でも家計消費支出とする。

家計消費支出については、新SNAの消費支出勘定は、居住者概念とされているから、「居住者家計の国内市場ならびに海外での消費」である国民概念とする。

しかし、本部門から居住者家計の海外消費を差引き、非居住者家計の国内市場消費を加えることにより、「国内市場における居住者家計ならびに非居住者家計の消費」である国内概念に転換可能とすることにより、産業連関表全体の国内概念の原則を保持する必要がある。

このため、居住者家計の海外消費は、その需要先である本部門に含めて計上したうえ、「(控除)直接購入(輸入)」とし、非居住者家計の国内市場消費は、「直接購入(輸出)」として、それぞれ別掲する。

2. 推計方法

(1) 家計消費支出額の推計

家計消費コントロール・トータルの推計方法は45年表までと、50年及び55年表では異っている。

すなわち、45年表までは、国民所得統計における家計消費支出の推計方法が「家計調査」等を使用する支出接近法を採用していたことにより、家計消費の投入(列)推計はコントロール・トータルを「家計調査」等により求めると共に、各行商品の家計消費額も「家計調査」の品目別支出額等により推計していた。一方、行商品担当者により家計消費の推計が行われるので、この数値と先に求めた列数値を相互調整することにより最終的な家計消費が決定されていた。

50年表からは、経済企画庁において、新SNAに移行したのにもない最終需要の推計は従来の支出接近法から物的接近法の一つであるコモディティ・フロー法による推計値を基に一次推計値を作成した。しかし、特定の品目に関しては、新SNA概念による支出接近法(家計調査、農家経済調査等を利用して推計する)の計数を勘案して一次推計値としたものもある(電力等)

(2) 調整経過

コモ法は生産額をコントロール・トータルとすることや、マージン・運賃額が産業としての商業、運輸業の生産額として別に求められる点で、産業連関表の推計方法と類似する面も多いが、他方、資料の制約から家計消費など最終需要項目への配分比率が基準年次産業連関表に固定するなどの問題もある。もちろん新SNAコモ法では、配分比率の固定化による歪みを極力回避するため、商品を細分化し2132商品を推計単位とした。又需要先変化の大きい乗用車の配分比率を年々変化させたり、更には電力郵便、などのサービス関係商品を家計調査法により推計した配分比率に置きかえるなどの措置をとっている。

このようにコモ法推計の長所、短所を考慮し、産出側推計値との調整を行った。これをやや具体的に記すと、

- ① まず、一部商品を除き産出推計の資料は乏しいので、コモ法推計結果を家計消費の投入推計値として提示することにより、産出側推計値を誘導した。
- ② 生産者価格評価表の段階における調整は、コモ法により推計された昭和55年家計消費額をコントロール・トータル、商品毎の調整は産出バランス等も考慮しつ

つ、できる限り、産出側の新しい情報を採り入れるよう努めた。これによりコモ法配分比率が基本的に昭和50年産業連関表に準拠している弱点を補強、是正した。

③ このようにして、調整を進めたものの、マージン額について基礎推計統計（商業動態）の推計方法等の改訂があり計数が大きく変化したため、当初コモ法により推計された家計消費のコントロール・トータルとは大きく乖離することとなった。

④ 次に、商業マージン表、運賃表が作成され、購入者価格表での調整が行われたが、行別マージン額をコントロール・トータルとして推計される列マージン額は、生産者価格表調整段階で見込んだマージン額と開差を生じ、調整は難航したが両者の歩み寄りによりようやく合意点に達した。

3. 推計資料

上述のようにコモ法による推計結果を採用しているため、新SNAコモ法推計資料によっている。また、コモ法では家計消費支出、固定資本形成、在庫投資が一貫的に推計される。ここではコモ法で使用した主要資料を掲げる。

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	工業統計表 (品目編原テープ)	55年	通 産 省	出荷額
2	工業統計表 (産業編原テープ)	55年	〃	在庫推計
3	鉄鋼統計年報	55年	〃	出荷額、製品 在庫推計(銑鉄・粗鋼、鉄鋼一次製品)
4	エネルギー統計年報	55年	〃	出荷額、製品 在庫推計(石油製品)
5	紙パルプ統計年報	55年	〃	出荷額、製品 在庫推計(パルプ)
6	機械統計年報	55年	〃	出荷額、製品 在庫推計(自動車)
7	漁業養殖業生産統計年報	55年	農 林 水 産 省	出荷額
8	作物統計	55年	〃	〃
9	物財統計	55年	〃	〃 (価格)
10	農村物価賃金統計	55年	〃	〃 (〃)
11	木材需給報告書	55年	〃	〃
12	林業生産統計年報	55年	〃	〃
13	物価指数年報	55年	日 本 銀 行	出荷額(価格)

14	事業所統計	55年	総理府統計局	出荷額(サービス業関係)
15	商業統計表	54年	通 産 省	流通在庫推計、 商業マージン
16	商業動態統計月報	54年 55年	〃	〃
17	商業実態基本調査	54年	〃	商業マージン
18	法人企業統計	54年 55年	大 蔵 省	〃

4. 問題点

(1) コモ法では、屑・副産物推計に簡略推計法を使用しており、関連商品の需要額に昭和50年産業連関表の屑・副産物発生比率(固定)を乗じて求めている。しかしこのような推計は簡便法であり、原料事情の変化等により屑・副産物の投入サイドの推計と相当な開差が生じる恐れがある。そこで、家計から発生した屑・副産物の推計に当たっては、その投入先との十分な調整を行った(固定資本形成も同様である)。

(2) 産業連関表における商業マージンの推計は、資料の制約等から難しいことは事実であるが、生産者価格表段階の見込値とほぼ生産者価格表ができ上がった段階での本格的な推計値との間に大きな開差が生じると、その後の購入者価格表での調整の余地が小さいことから調整が極めて難しい。

小売マージンの大半は家計消費支出に“着く”ことを考えると事前の十分な調整が必要であろう。

対家計民間非営利団体消費支出(9122-00)

内生部門の対家計民間非営利団体(8290-30)を参照。

中央政府消費支出(9130-10)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、国立病院の医療収入、国立学校の授業料)を差引いたもの、つまり、中央政府の自己消費額に等しい。

したがって、中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	歳入決算明細書	54年 55年	大蔵省	生産額, 投入額
2	各省各庁歳出決算報告書	54年 55年	大蔵省	生産額, 投入額
3	特別会計決算参照書	54年 55年	大蔵省	生産額, 投入額
4	政府関係機関決算書	54年 55年	大蔵省	生産額, 投入額
5	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	生産額
6	昭和55年産業連関表作成に関する資料 昭和55年度において購入した物資及びサービスの内訳	55年	防衛庁	投入額
7	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55年	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額：中央政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のごとくであり、各部門の生産額のうち中央政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額を集計して生産額とする。

7170-210 「航空付帯サービス (国営)」

8101-000 「公務 (中央)」

8210-010 「学校教育 (国公立)」

8210-030 「自然科学・学校研究機関 (国公立)」

8210-040 「人文科学・学校研究機関 (国公立)」

8212-110 「社会教育 (国公立)」

8212-210 「その他の教育訓練機関 (国公立)」

8213-110 「自然科学研究機関 (国公立)」

8213-120 「人文科学研究機関 (国公立)」

8220-010 「医療 (国公立)」

8220-040 「保健衛生 (国公立)」

8250-110 「社会保険事業 (国公立)」

8250-210 「社会福祉施設 (国公立)」

(2) 投入額：生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は次のとおりである。

7170-210 「航空付帯サービス (国営) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8101-000 「公務 (中央)」

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8201-010 「学校教育 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 学生生徒納付金

8210-030 「自然科学・学校研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8210-040 「人文科学・学校研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8212-110 「社会教育 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 入場料等の料金収入

8212-210 「その他の教育訓練機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 学生生徒納付金

8213-110 「自然科学研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8213-120 「人文科学研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8220-010 「医療 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 家計からの料金収入

8220-040 「保健衛生 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8250-110 「社会保険事業 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額

8250-210 「社会福祉施設 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)」

自己消費額 = 生産額 - 家計からの料金, 措置費等の収入

地方政府消費支出 (9130-20)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額 (生産活動に要する経常的コストに等しい) から他の部門に対するサービスの販売額 (例えば、公立病院の医療収入, 公立学校の授業料) を差引いたもの、つまり地方政府の自己消費額に等しい。

したがって、地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたもので

ある。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	地方財政統計年報	54年 55年	自 治 省	生産額, 投入額
2	地方公務員給与の実態	54年 55年	自 治 省	産出額, 投入額
3	地方公営企業年鑑	54年 55年	自 治 省	産出額, 投入額
4	国民経済計算年報	55年	経 済 企 画 庁	投入額
5	産業連関表作成のための昭和50年度地方財政支出内容調査	55年	経 済 企 画 庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額：地方政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額を集計して生産額とする。

- 5200-200 「下水道」
- 5300-100 「廃棄物処理（公営）」
- 7160-310 「水運付帯サービス（公営）」
- 7170-210 「航空付帯サービス（国公立）」
- 8102-000 「公務（地方）」
- 8210-010 「学校教育（国公立）」
- 8210-030 「自然科学・学校研究機関（国公立）」
- 8210-040 「人文科学・学校研究機関（国公立）」
- 8212-110 「社会教育（国公立）」
- 8212-210 「その他の教育訓練機関（国公立）」
- 8213-110 「自然科学研究機関（国公立）」
- 8213-120 「人文科学研究機関（国公立）」
- 8220-010 「医療（国公立）」
- 8220-040 「保健衛生（国公立）」
- 8250-110 「社会保険事業（国公立）」
- 8250-210 「社会福祉施設（国公立）」

(2) 投入額：生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は下記のとおりである。

- 5200-200 「下水道」
自己消費額＝生産額－（家計から徴収した料金＋事業所から徴収した料金）
- 5300-100 「廃棄物処理（公営）」
自己消費額＝生産額－（家計から徴収した料金＋事業所から徴収した料金）

7160-310 「水運付帯サービス（公営）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

7170-210 「航空付帯サービス（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8102-000 「公務（地方）」

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8201-010 「学校教育（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－学生生徒納付金

8210-030 「自然科学・学校研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8210-040 「人文科学・学校研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8212-110 「社会教育（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－入場料等の料金収入

8212-210 「その他の教育訓練機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－学生生徒納付金

8213-110 「自然科学研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8213-120 「人文科学研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8220-010 「医療（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－家計からの料金収入

8220-040 「保健衛生（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

8250-110 「社会保険事業（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額

8250-210 「社会福祉施設（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額＝生産額－家計からの料金、措置費等の収入

国内総固定資本形成（政府）(9141-00)

“ （民間）(9142-00)

1. 概念・定義及び範囲

一般政府、公的企業、家計及び民間企業が行った、土地、建設物、機械、装置など有形固定資産の国内における購入及び固定資産の振替えから成り、この資産の取得に要した直接費用据付工事、中古資産の取引マージン等直接費用を含める。特許権、のれん代などの無形固定資産を含まない。土地は購入費全額ではなく、土地の仲介手数料、土地の造成、改良費のみを計上する。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とする。これらについて、具体的にどの品目を資本形成として扱うかは、過去の表及びSNAとの関連を考慮しつつ個々に決定する。

鉄道、軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成とし、その他の産業の取替工事は建設補修とし資本形成としない。

資産の耐用年数を延長する場合と偶発損に対応する大修理、大補修は、原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品について、船舶と重電機は在庫に計上し、建設物は工事進捗量をすべて資本形成とする。

家畜のうち役用（牛馬の成畜のみ）、繁殖用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供する家畜は、成長増加による固定資産振替額を資本形成とする。

直接に資本形成とするか、建設を迂回して資本形成とするかについて、建設のための財に対する支払いを建設業者が行い、建設の生産額にコストとして含まれているものは建設を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財を直接資本形成とし、その財が建設物と結合しない限り機能を発揮できないものを建設迂回の資本形成とする。

ただし、主として軍事目的のために使用される建設物やその他の耐久財の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、政府サービス生産者の中間消費とする。

2. 推計方法

(1) 国内総固定資本形成の推計

コモ法による推計結果をベースに推計を行った。コモ法では政府と民間との区別がなく、固定資本形成額一本の形で推計されるため、新SNAと同様に政府分は決算書の積上げによる推計値をとり残差を民間分とした。

また、各商品ごとの政府分と民間分との分けには、資本財機器出荷内訳調査、機械受注統計、業界統計情報、50年産業連関表計数、決算書等の資料を用いた。

(2) 調整経過

固定資本形成は大別して建設部門と機械部門に分れる。建設部門の調整は建設部門の生産額の推計如何にかかわるのでこの面からの調整を行った。新SNAの建設投資の推計はいわゆる建設コモ法を採用しており、建設資材の投入額をコモ法で推計し、これに「法人企業統計」等から推計した建設業の付加価値額を加算することにより建設生産額を求めている。一方、産出側（建設省）の建設推計については、建築部門は主として「建築着工統計」、土木部門は主として「決算書」により推計している。

SNA建設コモ法は昭和50年産業連関表における資材投入額及び各付加価値額をベンチマークにして、その後の変化をとらえるという推計方法を使用しているため、この点も考慮して調整を行った。

機械部門の調整は、コモ法による推計結果を政府、民間一本の形で提示し、通産省機械担当者の産出推計値との調整を行った。政府、民間の割り振りは、主として経済企画庁が行った。

3. 推計資料

先に示した通りである。

4. 問題点

屑・副産物の扱いは家計消費支出の項で述べた通り。

生産者製品在庫純増 (9150-40)

半製品・仕掛品在庫純増 (9150-20)

流通在庫純増 (9150-30)

原材料在庫純増 (9150-40)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 生産者製品在庫純増

農業、林業、鉱業、製造業等財貨を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（ただし、事業所が通常購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

(2) 半製品・仕掛品在庫純増

財貨を生産する産業によって一部加工、製造、又は組立てられた財貨であって、通常更に加工されずには他の事業所に対して販売、出荷、又は引渡されることのないもの（ただし、建設仕掛工事を除外する）と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

(3) 流通在庫純増

卸小売業に分類される事業所によって取得された財貨で、

販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

(4) 原材料在庫純増

産業によって保有される原材料及び貯蔵品の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

2. 推計方法

(1) コモ法により形態別・商品別に在庫純増が推計されるので、この数値を生産額及び各商品の在庫純増推計値とした。在庫純増の概念が、「期中における物量増減を年間平均価格で評価したもの」であるから、「工業センサス」や「商業センサス」を使用して在庫推計を行った場合、在庫品評価調整が必要であり、産業連関表の計数はこの調整済みの数値である。ただし、実際の推計にあたっては、一部在庫品評価調整を行っていないものが含まれる。

(2) 調整は、極力商品ごとに正確な在庫推計値となるように行ったが、産業連関表の作成がバランス調整の中で行われる点から、中には若干調整的色彩を持った推計が含まれた。

3. 推計資料

先に示した通りである。

4. 問題点

生産額推計は産業連関表作成作業スケジュールにおける初期作業であるため、生産額に含まれる半製品、仕掛品在庫純増の在庫品評価調整に関する十分な検討、情報が得られず、産業連関表の基であるコントロール・トータル（生産額）において在庫品評価調整が行われていない部門が生じている。

前回（50年産業連関表）も上記と同様な問題がおこってお

り、今後はスケジュール及び推計方法の検討を十分考慮する必要がある。

〔付〕 在庫品評価調整

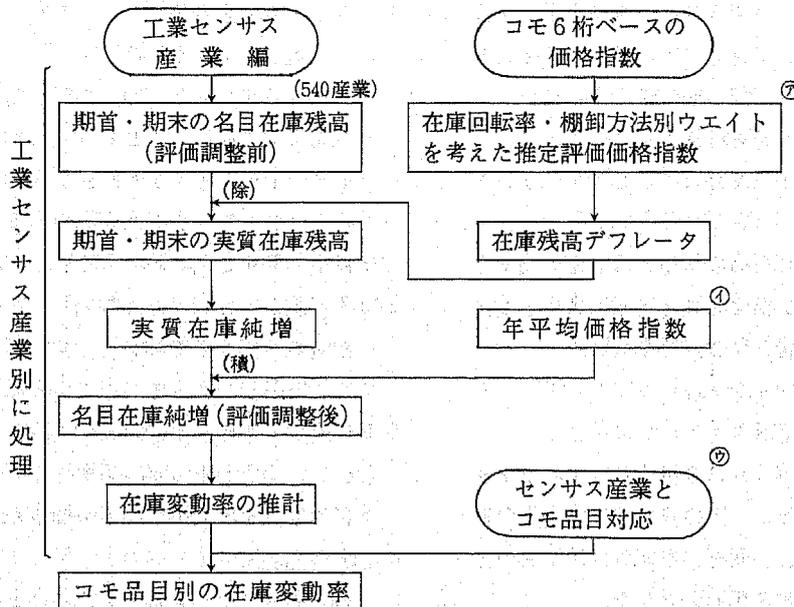
国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫変動の測定であり、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は除去しなくてはならない。在庫投資の推計に「工業統計」や「商業統計」を利用する場合、企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化と共に価格変化が含まれており、物価変動に起因するキャピタルゲインやロスを含む。更に企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この面からも在庫品評価調整の必要がある。コモディティ・フロー法における在庫品評価調整法では在庫変動率算定の際に評価調整を織り込んでいる。すなわち、製品在庫変動率は製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整してから製品在庫変動率を求めるのが基本である。

推計方法を図により説明すると、①「工業統計産業編」から産業別に名目在庫残高を算出し、②これを別途推計する在庫残高デフレータで除して実質在庫残高を求める。③次に期首と期末の差として実質在庫増減を得、これに年平均価格指数を乗じて評価調整後の在庫増減額を求める。④これを在庫変動率算定の分子として評価調整後の在庫変動率とする。⑤こうして得られた産業別の在庫変動率をコモ品目に対応づける。

なお、在庫残高デフレータの作成にあたっては、在庫形態別にコモ6桁ベースの価格指数を用いている。

また、「法人投資実績調査」（経済企画庁）により棚卸評価方法を求め、在庫残高デフレータの推計に織り込んでいる。

図 在庫品評価調整



直接購入（輸出）（9211-00）

1. 概念・定義及び範囲

「非居住家計による国内市場の財貨と非要素サービスの直接取引」と規定する。

1. 観光旅行者
2. 親戚、知人訪問等旅行者
3. 外交団等消費
4. 隊員個人消費

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国際収支表	55年	日本銀行	
2	外客統計年報	55年	運輸省	
3	税務統計	50年	国税庁	
4	家計調査	55年	総理府統計局	
5	訪日外客消費額調査	56年3月	国際観光振興会	

3. 推計方法

(1) 生産額：観光・訪問等旅行者の消費パターンと外交団等・隊員個人消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光、訪問等旅行者消費……国際収支表第3表「旅行」では、旅行者消費は、「観光」と「その他」の2つにしか分割されていない。そこで「その他」を親戚、訪問等旅行者（家計が消費するもの）と業務渡航者消費（雇主により払戻しを受けるもの）に、資料2によって分割し、観光旅行者と親戚、訪問等旅行者の額を合計する。

② 外交団等、隊員個人消費……国際収支表第5-1表「公的部門取引」のうち、「外交団等消費」と「隊員個人支出」とする。

①、②を合計して直接購入（輸出）の生産額とする。

(2) 投入額：観光、訪問等旅行者消費のパターンと外交団等・隊員個人消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光、訪問旅行者消費……訪日の目的、人種（国別）及び滞在期間等により、各種消費パターンは異なるが、データ上の制約から資料5によって一括同一の消費パターンとして扱い、まず費目（物品購入・宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他）に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。なお、物品購入は資料3により非居住者の国内での物品購入のパターンを参考に推計する。

② 外交団等・隊員個人消費……資料4の年間収入5分位階級の最高位の消費パターンを参考に推計する。

(3) 推計上の問題点：

外交団等、隊員個人消費の内訳は、合衆国の家計調査等の消費パターンを用いた方が実態的と思われる。

（控除）直接購入（輸入）（9412-00）

1. 概念・定義及び範囲

「居住者による海外市場の財貨と非要素サービスの直接取引」と規定する。

1. 観光旅行者
2. 親戚・知人訪問等旅行者
3. 外交団等消費

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国際収支表	55年	日本銀行	
2	外客統計年報	55年	運輸省	
3	家計調査	55年	総理府統計局	
4	訪日外客消費額調査	56年3月	国際観光振興会	
5	旅客携帯品旅具通関実態調査	57年1月	大蔵省	

3. 推計方法

(1) 生産額：観光・訪問等旅行者消費のパターンと外交団等消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光・訪問等旅行者消費……国際収支表第3表「旅行」では、旅行者消費は「観光」と「その他」の2つにしか分割されていない。そこで「その他」を親戚・知人訪問等旅行者（家計が消費するもの）と業務渡航者消費（雇主により払戻しを受けるもの）に資料2により分割し、観光旅行者と親戚・知人訪問等旅行者の額を合計する。

② 外交団等消費……国際収支表第5-1表「公的部門取引」のうち、「外交団等消費」の額とする。

①、②を合計して直接購入（輸入）の生産額とする。

(2) 投入額：観光・訪問等旅行者消費のパターンと外交団等・隊員個人消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光・訪問等旅行者消費……居住者の海外消費も非居住者の国内消費と同様、それぞれの条件（目的・滞在期間・社会的地位等）により、消費パターンは異なるが、データ不足のため資料4の居住者の国内消費パターンに準じて費目（物品購入、宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他）に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。なお、物品購入は、資料5の羽田税関における居住者の持ち帰る土産パターンの品目別ウエイトを参考に推計する。

② 外交団等消費……資料3の年間収入5分位階級の最

高位の消費パターンを参考に推計する。

(3) 推計上の問題点：

観光・訪問等旅行の消費パターンは居住者の海外での消費調査等を用いた方が実態的と思われる。

2. 行政管理庁担当部門

貿易関係一般

昭和55年産業連関表においては、対外的な経済取引を「居住者と非居住者間における財貨と非要素サービスの取引」と規定し、これを普通貿易（輸出・輸入別）、直接購入（輸出・輸入別）及び特殊貿易（輸出・輸入別）並びに関税及び輸入品商品税の各部門に表示した。

財貨の取引は「普通貿易」の輸出入として、非要素サービスの取引及び普通貿易で扱われない財貨（船機用品、業務渡航者の購入する財貨及び非要素サービス、在日外国駐留軍の調達する財貨及び非要素サービス）は「特殊貿易」の輸出入として、また、居住者家計が海外で消費する財貨・サービス（外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費等）及び非居住者家計が国内で消費する財貨・サービス（在日外交官個人消費、在日外国駐留軍の隊員個人消費等）は普通貿易及び特殊貿易の双方から切り離した「直接購入」の輸出入として扱った。

また、普通貿易の輸入財貨に係る関税及び国内消費税としての物品税については、前者を「関税」、後者を「輸入品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用しているため日本国内にある外国企業及び我が国の在外公館等の活動は国内として扱い、これらとの取引は居住者間の取引として扱われるため貿易とはならない。逆に日本国内（在外日本公館、日本国籍を有する船舶、航空機等も含む）にある外国公館や駐留軍等は非居住者とみなされ、これらとの取引は、貿易（直接購入）となる。

普通貿易（輸出）(9211-10)

1. 概念・定義及び範囲

「居住者と非居住者間における財貨の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財貨の範囲とした。ただし、鋼船の再輸入分は輸出がなかったものとして、輸出額から控除した。映画フィルムは、その賃賃料が国際収支表の貿易外収支に計上されており（国際収支表第8表その他のサービス参照）、産業連関表では、非要素サービスとして特殊貿易に計上しているが、普通貿易統計でも税関で鑑定された価額が計上されているため、後者も計上すると二重計上となるので、普通貿易からは控除した。その他の品目は品目が明らかにされていないため再輸出・再輸入とも、輸出及び輸入の分類不明として扱った。

なお、普通貿易統計の輸出額はFOB価格（本船渡し価格）で評価されたものであるため、生産者価格評価表では、国内流通マージン（生産事業所から本船までに要した商業マージン及び貨物運賃）を控除した生産者価格で評価した。購入者価格評価表ではFOB価格で評価した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	普通貿易統計	55年	大蔵省	
2	日本貿易月表	55年	日本関税協会	

3. 推計方法

部門別輸出入額は、上記推計資料の細品目を産業連関表の部門分類（7桁）に対応させ、それをコンパータとして集計した。

なお、輸出額のFOB価格を生産者価格へ転換する方法としては、普通貿易統計の細品目ベースで商業マージン・運賃額を求めることは資料的に不可能であるため、まず、産業連関表の部門分類（7桁）ベースで平均的な商業マージン率及び貨物運賃率を求め、これらをFOB価額に乗じて商業マージン額・運賃額を求め、次いで、調整段階で各種の情報を用いてそれらの商業マージン額・運賃額に必要な修正を加え、それらをFOB価額から控除して生産者価格ベースの輸出額とした。

(1) 生産額

上記推計資料1による輸出総額から、映画用フィルム（特殊貿易でフィルム賃賃料で計上）、総トン数が500トン以上の鋼船の再輸出入額等を控除し（当初から貿易取引がなかったものとみなした）、これに昭和51年から普通貿易統計で把握することになった産業用金の輸出分を含めて輸出合計額とした。

(2) 投入額

部門別の輸出額は、普通貿易統計の細品目（7桁）を産業連関表の部門分類（7桁）に対応させ、それをコンパータとして組替集計した。

(3) 産出額

最終需要部門であるため、該当しない。

(4) 推計上の問題点

小額貨物（1件当たり10万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できないため含めなかった。

(控除) 普通貿易（輸入）(9411-10)

1. 概念・定義及び範囲

前述の普通貿易（輸出）9211-10と同じである。ただし、普通貿易統計の輸入額は、生産者価格評価表及び購入者価

格評価表とも、産業連関表の原則に基づきC I F価格で評価した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	普通貿易統計	55年	大蔵省	
2	日本貿易月表	55年	日本関税協会	

3. 推計方法

前述の普通貿易（輸出）9211-10と同じである。ただし、輸入額は産業連関表では上述のとおり、生産者価格評価表も購入者価格評価表も共にC I F価格で評価するのが原則であるので、輸出におけるような運賃額、商業マージン額の算出控除は行わない。

(1) 生産額

推計資料1による輸入総額から、映画用フィルム（特殊貿易でフィルム賃貸料で計上）及び総トン数500トン以上の船舶の再輸出入額等を控除し（当初から貿易取引がなかったものとみなした）、輸入額合計とした。

(2) 投入額

部門別の輸入額は、普通貿易統計の細品目を産業連関表の部門分類（7桁）に対応させ、それをコンパタとして組替集計した。

(3) 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

(4) 推計上の問題点

小額貨物（1件当たり10万円以下）の輸入額は、資料の制約から把握できないため含めなかった。

特殊貿易（輸出）(9211-20)

(控除) 特殊貿易 (9411-20)

1. 概念・定義及び範囲

「居住者と非居住者間における非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引」と規定し、日本銀行が作成する国際収支表のうち居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録する貿易外収支から直接購入と要素サービスを除いたものにほぼ一致する。

ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の受取った貨物運賃（ネット保険料）収入を、対象となる貨物の輸出入別及び支払い者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、全て貨物運賃、貨物保険の輸出に計上した。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者(居住者)の支払い	○		○		○	
輸入者(非居住者)の支払い	○		○		○	
輸入に係るもの						
輸出者(非居住者)の支払い			○	○	○	○
輸入者(居住者)の支払い			○	○	○	○
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者(居住者)の支払い						
輸入者(非居住者)の支払い						
輸入に係るもの						
輸出者(非居住者)の支払い		○		○		
輸入者(居住者)の支払い		○		○		

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国際収支明細表	55年	日本銀行	
2	外客統計年報	55年	運輸省	
3	訪日外客消費額調査	56年	国際観光振興会	
4	海上輸送の現況	55年	運輸省	
5	エネルギー生産・需給統計年報	55年	通商産業省	
6	旅客携帯品旅具通関実態調査結果	57年	大蔵省	

3. 推計方法

(1) 生産額

原則として資料1のうち直接購入と要素サービスの支払いを除いたもの（国際収支明細表(2), (3), (5-1)及び(5-2)の範囲）が「受」＝輸出, 「払」＝輸入となるが、以下のような例外がある。

ア. 産業連関表では、輸出はF O B建, 輸入はC I F建となっている。このため海上等における運賃(保険)は国内の運輸サービス取引とみなされない。したがって概念定義上、貨物運賃・保険に関しては、本邦運輸(保険)業者の受取った貨物運賃(ネット保険料)取

入を、全て貨物運賃、貨物保険の輸出に計上し、輸入は考えない。このため国際収支表における「払」の額は、特殊貿易（輸入）の生産額には含まれない。

イ．旅行については、業務目的の旅行のみが特殊貿易の範囲となり、観光等は含まれない。（直接購入となる。）国際収支明細表(3)「貿易外—旅行」のうち「2.その他」を経済企画庁と協議して決定した比率で分割した値により推計した。

ウ．国際収支明細表（5—1）貿易外—その他（公的部門取引）のうち外交団等消費は特殊貿易の範囲としない。また、軍関係のうち、現地要員賃金及び隊員個人支出は、それぞれ要素サービスの輸出及び直接購入（輸出）となるので、特殊貿易の範囲外である。両者の金額は経済企画庁推計値に拠った。

エ．国際収支明細表（5—2）貿易外—その他（民間部門取引）のうち、1.労働所得、2.特許権使用料、3—(6)建設活動は要素サービスの取引であり、特殊貿易の範囲外である。また3—(8)クレームも含めない。

オ．貨物運賃（船舶）、旅客運賃（船舶）、用船料（船舶）及びその他運賃等（船舶）の輸出については、資料4に基づく運輸省推計値を用いた。

カ．船用油については、資料5により推計した値を用いた。

なお、円換算については、経済企画庁が国民経済計算作成のために使用した四半期ごとの統一レートを用いた。

(2) 投入額

国際収支明細表の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割係数を決定して推計した。

業務旅行については、資料3の訪日目的別消費額を用いて、宿泊費、飲食費等に分割し、さらに資料6部門別国内生産額等を考慮して細分し各部門投入額推計値とした。

(3) 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

関 税 (9420—00)

1. 概念・定義及び範囲

輸入品は貿易政策上の配慮等により、関税定率表に基づいて関税がかけられているが、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価し、取引価格を明らかにするため「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録している。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

また、再輸入の鋼船については、普通貿易で輸出の取消

しとして扱ったため、関税についても同様関税がかからなかったものとして扱っている。

映画フィルムについても、賃賃料は非要素サービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税も同様かからなかったものとして扱っている。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	関 税 統 計	55年	大 蔵 省	

3. 推計方法

(1) 生産額

関税は、輸入品に係るものであるため、普通貿易の輸入の推計に用いた輸入細品目と産業連関表用分類（7桁）とのコンバータを用い、資料1の結果を組替集計した。

(2) 投入額

生産額の項と同じである。

(3) 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

(4) 推計上の問題点

普通貿易と同様、小貨物の輸入品(10万円以下)に係る関税額を含めない。

(控除) 輸入品商品税 (9430—00)

1. 概念・定義及び範囲

輸入品は、税関通過の際に関税のほか、国産品の場合と同様、内国消費税としての物品税、酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税及びトランプ類税（以下単に「輸入品商品税」と呼ぶ）が課税される。

輸入品を国産品の生産者価格と同一水準で評価し、取引関係を明らかにするために、間接税としての関税とならんで列部門として輸入品商品税欄を設けた。

国産品の物品税のうち第1種物品税は小売段階で、第2種物品税は製造業者の出荷段階で課税されるため、表上では第1種物品税は列部門の小売業の間接税として、第2種物品税は各製造業の間接税として計上されているため、輸入品についてもこれに合わせて、小売段階で課税される第1種物品税は、国産品の扱いと同様、小売業（列部門）の間接税として扱い、第2種物品税についてのみ輸入品商品税欄で一括して計上した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国税庁統計年報書	54年 55年	国 税 庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

ア. 酒税, 砂糖消費税, 揮発油税, 地方道路税, 石油・ガス税, トランプ類税

資料1により各税の税関分課税状況の税額を求め暦年補正を行って推計した。

イ. 物品税 (第2種 (製造業者段階) のみ対象)

54年度及び55年度税関分課税状況を国税庁に照会し, 暦年補正を行って推計した。

ウ. 石油税

資料1により総額を求めた後, 貿易統計の油種別輸入額比で按分した。

第3節 粗付加価値部門

1. 労働省担当部門

基本表における付加価値中の雇用者所得は, 原則として, 雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり, ここでは, その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

1. 概念・定義及び範囲

(1) 従業者

① 概念・定義

従業者数は年平均として計上してあり, 従業者の地位により, 自営業主, 家族従業者, 有給役員及び雇用者の4つに区分し, 雇用者は, 更に常用雇用者及び臨時日雇雇用者に2区分している。

これらの定義は, 通常の雇用統計 (事業所統計調査, 毎月勤労統計調査など) の場合と同様である。雇用者の中には, 給与支払の対象となる休職者も含まれる。

自営業主: 個人経営の事業所の経営主で, 実際その事業所を経営している者

家族従業者: 自営業主の家族で, 賃金や給料を受けずに仕事に従事している者

有給役員: 法人団体の役員で, 常勤, 非常勤を問わず有給の者とし, 重役や理事であっても職員を兼ねて一定の職務につき, 一般の職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は常用雇用者とする。

常用雇用者: 常用雇用されている者で, 従弟や見習いも含まれる。この場合, 事業所統計調査結果

を基礎としているため臨時又は日雇あるいはパートタイマーという名称であっても, 1カ月以上の期間を定めて雇用されている者及び調査の前2カ月に各月それぞれ18日以上雇用されている者は常用雇用者に区分する。

臨時・日雇雇用者: 1カ月未満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇入れられる者

② 範囲

従業者の範囲は, 国内の生産・サービス活動に対応した範囲とする。

部門別には, 各部門の生産・サービスアクティビティに見合せてその部門の従業者数を確定することを原則としたが, 労働者個々人の労働アクティビティと各部門の生産・サービスアクティビティとは必ずしも一致しないので, その場合は, 次のような考え方で区分した。すなわち, 労働アクティビティがいかなる生産・サービスアクティビティのために行われているかを目安に部門の格付けを行った。これは, いわば事業所ベースに近い考え方である。

例えば, 自動車生産活動を行っている事業所の電話交換手は, 実際は通信活動に従事しているが, このような場合, この電話交換手を通信部門に格付けせず, 自動車の生産活動に必要な労働者という見地から, 自動車部門に計上する。

(2) 雇用者所得

雇用者所得とは, 国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して, 労働の報酬として支払われる現金, 現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は, 雇主の支払いベースであり, 雇用者の受取りベースではない。また所得の発生をその対応期間について正しく把握するために, 賃金・俸給の遅・欠配があつたとしても, その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとした。更に雇用者所得も国内概念として把握されるために, 居住者, 非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得を雇用者所得としている。雇用者所得は, 従業員のうち有給役員, 常用雇用者, 臨時・日雇雇用者に対応する所得を意味し, 自営業主の所得は営業余剰に含めている。

雇用者所得は, 雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり, 更にSNAを考慮して, 最終的には以下の項目より構成されるものとした。

(i)賃金・俸給 (ii)役員俸給 (iii)議員歳費 (iv)退職年金及び退職一時金 (v)現物給与 (vi)給与住宅差額家賃 (vii)社会保険料雇主負担 (viii)雇用者の財産形成にかかる雇主の費用

(k) 社会保険給付に対する上積み付加給付金

(i) 賃金・俸給

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇
主の支払額である。また、この中には、労働協約で支払
が義務づけられている慶弔費や、雇主が一括して再配分
するチップが含まれている。昭和45年産業連関表では慶
弔費は雇用者所得に含めず家計外消費支出に含めていた
が、50年表、55年表では労働協約に支払いが明記されて
いる場合雇用者所得に含める。慶弔費と考えられるもの
は以下の項目である。

- ① 結婚祝金 ② 出産祝金 ③ 入学祝金 ④ 死
亡弔慰金 ⑤ 傷病見舞金 ⑥ 災害見舞金

チップは、①客が直接雇用者に手渡すもの ②客からの
チップが雇主を通じて雇用者に再配分されるものの二つ
が考えられる。本来、雇用者所得に含めるべきチップは
客から規定料金のほかに雇用者に手渡される現金で、か
つそれが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをい
い、したがって①も②もそれに該当すると思われるが、
55年表では②のみを雇用者所得に含め、①は客から雇用
者への移転とみた。

(ii) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金
を処分して支払った役員賞与は含めない。

(iii) 議員歳費

国会議員、地方議員の俸給のことである。

(iv) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出
した積立額である。したがって、この雇主の積立額と現
実に退職したものが受取る退職金とは相異なる。

退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度へ
の雇主の積立額と、積立制度以外で雇主が実際に支払っ
た退職金をいう。

35年及び40年表では、これら費用を雇用者所得に含め
なかったが、45年表以降では含めた。その理由は、退職
金も賃金と同様に企業のコストとして経理され、その帰
属先が雇用者であることによる。

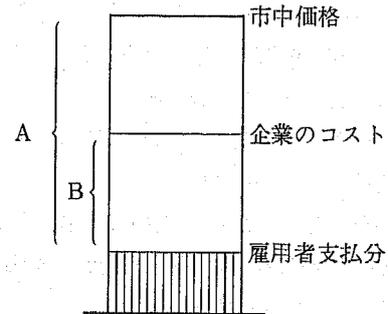
(v) 現物給与

現物給与には、現物支給の食事、通勤定期券及び自社
製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。食事
の費用は、昭和45年産業連関表では、雇用者1人月額701
円以下は家計外消費としていたが、55年表ではすべて現
物給与に計上することとした。

(vi) 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居してい

る場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額（右
図Aに相当する部分を現物給与と考える）のことで、昭
和45年産業連関表では、企業のコストから雇用者支払分
を控除した額が雇用者所得に計上されていた（図のBに
相当する部分）。55年表での扱いを45年表と異にした理由
は、



SNAに沿うものである。実際、これによって給与住宅
に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いた
Aに相当する額だけ便益を受けていると考えられ、また、
45年表ではA-Bの分を住宅賃借料部門の営業余剰と見
なすという擬制がなされており、方法は合理性を欠いて
いることなどにもよる。

(vii) 社会保険料雇用主負担

これは、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、
日雇健康保険、厚生年金保険、船員保険、児童手当、石
炭年金に対する雇主の負担分である。児童手当は昭和47
年より開始されたので、50年産業連関表から雇用者所得
に含まれている。

(viii) 財産形成に関する企業の費用

雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- ① 私的保険制度への拠出金 ② 持家援助に関する
費用 ③ 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

この項目は、昭和50年産業連関表で初めてとり入れられ
たものである。

(ix) 社会保険給付に対する企業の上積み付加給付金

これは、社会保険の給付について雇主が雇用者のため
に法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例
えば労働保険、健康保険などが挙げられる。この項目は、
昭和45年産業連関表では家計外消費支出に含められてい
た。

2. 推計資料

利用した資料は次のとおりであるが、このほか、直接各省
庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用した。

(1) 従業者

資料名	出所
事業所統計調査	総理府統計局
国勢調査	〃
就業構造基本調査	〃
労働力調査	〃
毎月勤労統計調査	労働省
農家経済調査	農林水産省
総合農協統計	〃
国有林野事業労務統計概要	林野庁
漁業経済調査	農林水産省
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
鉱業統計月報	〃
エネルギー統計年報	〃
資源統計年報	〃
工業統計表	〃
商業統計表	〃
電気事業要覧	〃
ガス事業統計年報	〃
地方公務員給与の実態	自治省
主要企業経営分析	日本銀行
屋外労働者職種別賃金調査	労働省
郵政統計年報	郵政省
一般職国家公務員在職状況統計表	総理府人事局
特別職在職状況統計表	〃
科学技術研究調査報告	総理府統計局
特殊法人総覧	行政管理庁
国の予算書	
国の決算書	

(2) 雇用者所得

資料名	出所
国民経済計算	経済企画庁
毎月勤労統計調査	労働省
労働者福祉施設制度等調査	〃
法人企業統計	大蔵省
農家経済調査	農林水産省
農業生産費調査	〃
国有林野事業労務統計概要	林野庁
林業労働者職種別賃金調査	労働省
船員労働統計	運輸省
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
ガス事業統計年報	日本ガス協会
地方財政の状況	自治省
国鉄損益決算書	
私鉄統計年報	運輸省
屋外労働者職種別賃金調査	労働省
賃金構造基本統計調査	〃
給与支払状況統計報告	総理府人事局
住宅統計調査	総理府統計局
科学技術研究調査報告	〃
医療施設調査	厚生省
事業所統計調査(サービス業編)	総理府統計局
工業統計表	通商産業省
国の決算書	
国家公務員給与等実態調査	人事院
地方公務員給与の実態	自治省

3. 推計方法

(1) 従業者数の推計

自営業主、家族従業者は、原則として国勢調査の結果に、就業構造基本調査(昭和52年、54年)結果の各従業上の地位の副業の数を加えた。これらの推計で事業所統計調査を基礎としなかったのは、雇用者のいない自営業主のかなりの部分が把握されていない等の理由による。

有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者は、主として国勢調査の結果により需要側の統計である事業所統計調査や工業統計表に基づいてこれを補完した。それは、国勢調査など供給側の統計では二重雇用者が把握されておらず、産業連関表のように詳細な部門の数値の正確性が保証されないなどの理由による。

部門別には、需要側の統計では十分推計できない農林水産業では、国勢調査や農林水産省の調査を、また公務や公営企業などに関連する部門では、予算書等の資料を利用した。

製造業は国勢調査、事業所統計調査を基礎としたが、各部門への配分は工業統計表の産業連関表用部門別組替集計結果の従業者数によった。これらの産業以外の部門は原則として国勢調査、事業所統計調査の結果によった。

なお、国勢調査、事業所統計調査等はある一時点の調査であるから、労働力調査の各月と年平均値との比率によって年平均ベースに転換した計数を用いた。

(2) 雇用者所得の推計

賃金・俸給は、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有給役

員の別に一人当たり平均賃金を推計し、それに人数を乗じた。社会保険料（雇用主負担）、その他の給与は、各項目の常雇賃金に対する比率を推計し、先に求めた常雇賃金に乗じた。

① 常雇賃金の推計

一人当たり賃金は、製造業部門、サービス業部門、公務等の部門、その他の部門に分けて、次のような資料に基づいて推計した。

(i) 製造業部門

毎月勤労統計調査の小分類組替集計結果の賃金を採用し、これを工業統計表でチェックした。

(ii) サービス部門

毎月勤労統計調査の小分類組替集計結果の賃金を採用した。

(iii) 公務、医療及び教育等の部門

公務は、国の決算書、国家公務員給与等実態調査、地方公務員給与の実態等から、国公立の医療及び教育、公共企業体、公営企業は予算書から、それぞれ一人当たり賃金を推計した。

(iv) その他の部門

農林水産業の部門は農家経済調査等の農林水産省の調査、鉱業は「本邦鉱業の趨勢」の労働者の賃金を、それ以外の部門は毎月勤労統計調査の小分類組替集計結果の賃金を採用した。

② 臨時・日雇賃金

毎月勤労統計調査の臨時・日雇賃金日額に就労日数、雇用者数を乗じた。（賃金日額×就労日数×12ヶ月×雇用者数）

なお、就労日数は、毎月勤労統計調査の延人員（man day）を事業所統計調査の雇用者数で除して算出した。

③ 有給役員給与

労働統計の中で、役員給与を調査したものが存在しないため、「法人企業統計」によって産業（中分類）別に常雇賃金に対する倍率を算出し、これを部門別に推計した常雇賃金に乗ずることによって一人当たり役員給与を推計した。

④ 給与住宅差額家賃

この部分は昭和50年産業連関表から推計方法が大幅に変更しており、市中家賃との差額分を計上することとなった。そこで次の(i)、(ii)のような手順で差額家賃の生産額を推計し、それを、(iii)の方法で部門分割した。

(i) 昭和53年住宅統計調査を利用して生産額を推計する。

(ii) 昭和53年、55年家計調査を用いて55年生産額に換

算する。

53年生産額 4,759.3億円

55年生産額 5,522.2億円

(iii) (i)及び(ii)で推計した差額家賃の部門分割方法は次のとおりである。

イ 「労働者福祉施設制度等調査」結果の給与住宅の企業のコストを基礎に、各部門毎の給与住宅費用を計算する。

ロ イの部門別給与住宅費用により生産額を各部門に配分する。

⑤ その他の雇用者所得

退職年金及び退職一時金、現物給与、社会保険料雇用主負担、財形費用、社会保険給付上積付加給付金などは、「労働者福祉施設制度等調査」により、現金給与総額に対する比率を計算し、これに常雇の賃金を乗じて算出した。

4. 問題点

雇用者数及び雇用者所得の推計の際の問題は、雇用者数の推計資料が事業所ベースであるのに対し、それを生産アクティビティ・ベースに転換しなければならないということであった。一人の雇用者が幾つかの商品の生産に携わるという場合、完全にアクティビティに徹しておれば、一人をそれぞれの部門に分割しなければならない。特に、建設業や耕種農業の部門のように、同一の雇用者が転職あるいは兼業するなど複数の商品の生産を行う場合や、鉄鋼や化学の部門等各商品が一貫作業で生産される場合が問題となった。特に建設部門は、既存の資料から基本分類に分割することが非常に困難であり、十分な推計が行えなかったので注意を要する。

また、実際の推計に当たって、資料がないか、又は資料があっても概念・範囲等が異なり利用できない場合があった。特に、雇用者所得の推計に当たって必要となる賃金に関する資料が十分でないことが多かった。例えば、農林水産業は、就業状態に季節性が強く、また他部門との兼業が多いことや、資料面での制約等の問題があり、賃金の推計は困難であった。また、零細企業の資料も十分でないという問題があった。

2. 経済企画庁担当部門

家計外消費支出

① 宿泊・日当 (9110-010)

② 交際費 (9110-020)

③ 福利厚生費 (9110-030)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で家計消費支出に類似する支出であり、その範囲は福利厚生

費（雇用者所得に含まれるもの及び内生部門に計上されるものを除く）と交際費、接待費及び出張費から実際支払った運賃を除いた分（主として、宿泊費と日当）である。

- ① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等の旅行に要した費用のうちの日当、宿泊料部分並びに赴任等のための仕度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。

ただし、例外として、役員、又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。

- ③ 福利厚生費……雇用者所得として処理されているもの以外の福利厚生費で、福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要するいっさいの財貨サービス費用及び要素費用）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関するすべての費用）並びに宿泊所及び保養所などの費用（上記のそれぞれの費用から分離して、一括計上される場合の維持管理費、修繕費、減価償却費、賃借料など）から成っている。

(2) 列部門の家計外消費支出計と、行部門の「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の合計は一致する。最終需要欄では、全産業での消費額が財別に計上されているのに対し、付加価値欄ではその支出額が産業別に計上される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	
2	産業連関表	50年	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の家計外消費支出各部門について産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の合計により推計した。

産業については、資料2及びその付帯表である50年V表を基に作成されている新SNA昭和50年U表（産業別財貨・サービス投入表）（注1）を延長推計して得られた昭和

55年簡易U表から家計外消費支出各部門毎に産業別の投入額を合計することにより得られる。

政府サービス生産者については、資料2から家計外消費支出各行部門について産業計に対する政府サービス生産者の割合を用いて、上記の産業計にこの割合を乗ずることにより推計した。

対家計民間非営利サービス生産者については、政府サービス生産者の推計方法と同様に、家計外消費支出各行部門の産業計に対する対家計民間非営利サービス生産者の割合を家計外消費支出各行部門の産業計に乗ずることにより推計した。

(2) 投入額

資料2の家計外消費支出(列)への各部門からの購入者価格表産出額に50年から55年の各行部門の物価上昇率を乗じて55年家計外消費支出(列)の暫定投入額を推計し、この商品構成比に(1)の生産額を乗ずることにより推計した。

次に、資料2を基礎に作成された昭和55年産業連関表試算推計値（行政管理庁作成）及び産出側からの推計値との調整を行ない投入額を決定した。

なお、50年から55年の各行部門の物価上昇率は、新SNA中間需要デフレーターを推計資料として用いた。

(3) 産出額

(1)の生産額推計の際に得られた産業別の家計外消費（注2）支出各行部門の投入額をシステム処理により商品別投入額に変換し、その細分については、昭和55年産業連関表試算推計値（行政管理庁作成）を用いて配分した。

次に、投入側で推計された計数との調整を行ない、家計外消費支出各行部門の各列部門への産出額（＝各列部門の家計外消費支出各行部門投入額）を決定した。

（注1）新SNAでは、「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の家計外消費支出は産業の中間投入項目としてとり扱っている。

（注2）生産額推計に用いた昭和55年簡易U表と新SNA55年V表（資料1に掲載）からX表を作成した。

営業余剰 (9412-000)

1. 概念・定義・範囲

- (1) 付加価値から、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものである。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子、使用動産や不動産の純賃貸料等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当、受取賃貸料は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

使用動産の純賃貸料を上記のように扱うのは、生産と

生産のための資本を結びつけようとする、いわゆる使用者主義によるためである。ただし、物品賃貸を専ら業とする特定部門の資本は例外的に所有者主義によるので、営業余剰は所有部門で発生することとする。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービスを受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することに注意すべきである。

- (2) 個人業主や無給の家族従業者等の評価所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。
- (3) 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コストに等しいと定義されているため、営業余剰は産業にのみ発生する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	
2	産業連関表	50年	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の営業余剰に統計上の不突合を合える。

(2) 産出額

資料1の産業別営業余剰を昭和55年産業連関表試算推計値で分割した推計値を参考としつつ、投入側からの情報を中心に計数を確定した。

資本減耗引当 (9420-000)

1. 概念・定義・範囲

(1) 固定資本の価値は生産過程において消耗されて行くが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で減価償却費と資本偶発損から成る。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するもので、資本偶発損は火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。固定資本の範囲は「国内総固定資本形成」で説明したものと同一であるが、一般道路その他の公共施設の償却は行わない。

(2) 資本減耗引当の部門別推計は、原則として使用者主義によっている。したがって他からの借用資産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれる。

ただし、物品賃貸を専ら業とする特定部門の場合は所有者主義によることにするので、使用者は賃貸料を支払い、所有産業ですべての経費を計上することになる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	
2	産業連関表	50年	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より得られる固定資本減耗額（資本減耗引当に同じ）を用いた。

(2) 産出額

資料1から得られる産業別固定資本減耗額（政府・対家計民間非営利を含む）をシステム処理により商品別固定資本減耗額に転換し、その細分については、資料2を基礎として作成された昭和55年産業連関表試算推計値（行政管理庁作成）を用いて配分した。

次に、投入側で推計された減価償却額を参考として調整を行ない、資本減耗引当の産出額を決定した。

間接税（関税を除く）(9430-000)

1. 概念・定義・範囲

(1) 間接税は、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されるものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入（日本専売公社納付金など）も間接税に含まれる。ただし、関税と輸入品商品税は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。

(2) 国税では酒税、揮発油税、物品税、自動車重量税等が、地方税では事業税、たばこ消費税、料理飲食等消費税、固定資産税等が、税外負担では、専売益金、各種手数料等が間接税に相当する。

(3) 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これから課税される固定資産税の全額が間接税とされるのは、国民経済計算及び産業連関表の約束に基づくものである。すなわち国民経済計算及び産業連関表では住宅はすべて産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「住宅賃貸料」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

- (4) 料理飲食等消費税は遊興、飲食、宿泊等をする人を納税義務者としているから、本来は直接税的なものである。しかし、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納税義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。また、旅館等の利用者は、本来の宿泊代やサービス料などと共に税額込みの料金を宿泊費等として認識しているのが普通である。そこで国民経済計算及び産業連関表では、遊興、飯食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店等では税額込みの売上高を計上し、料理飲食等消費税は全額を同部門の負担する間接税とする。通行税、入場税、電気税等も同じ扱いをする。
- (5) 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	決算書	55年	大蔵省	
2	国税庁統計年報書	55年	国税庁	
3	地方財政統計年報	55年	自治省	
4	道府県税の課税状況等に関する調	55年	自治省	
5	固定資産の価格等の概要調書(土地)	55年	自治省	
6	国土庁資料	55年	国土庁	
7	工業統計表	50年	通産省	
8	国富調査総合報告	45年	経済企画庁	
9	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

国民経済計算基礎資料により、関税及び輸入品商品税を除いた間接税の昭和55暦年分とする。

(2) 産出額

間接税の産出配分は、直接に税を支払った部門に負担させるのを原則とする。砂糖消費税(2070-00「砂糖」)、揮発油税(3210-00「石油製品」)のように負担部門が明らかかなものはそのまま当該部門に配分し、自動車重量税のように全部門に関係するものは、産業別自動車保有台数等の指標を用いて各部門に配分することとし、資料9の産業別間接税をシステム処理により部門別間接税に転換し投入側

との調整を行ない推計した。

なお、石油ガス税と軽油引取税は国民経済計算ではそれぞれ小売業、卸売業に配分しているが、産業連関表では例外的に「石油製品」部門へ配分する。

(控除) 経常補助金(9440-000)

1. 概念・定義・範囲

- (1) 国民経済計算の補助金と同じである。産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。なお対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受取ることはない。
- (2) 法令上又は予算上常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れは経常補助金と見なす。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	決算書	55年	大蔵省	
2	補助金便覧	55年	大蔵省	
3	地方財政統計年報	55年	自治省	
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

国民経済計算を参考に、個々の補助金について経常補助金となるかどうかの全面的見直しを行ない、補助金の昭和55年暦年分とした。

(2) 産出額

経常補助金は、決算書の「目」を単位として「補助金便覧」等を参考に補助金目的により受取り先の各部門に配分する。

なお、① 政府諸機関(産業)に交付される経常補助金は、当該諸機関が格付けられている部門に配分する。

② 事業費補助金、対策費補助金等の経常補助金は、交付対象が格付けられている部門に配分する。

③ 利子補給金、資金融資補給金等の経常補助金は、交付対象が格付けられている部門に配分する。

④ 食糧管理特別会計への一般会計からの繰入れは、商業部門でなく、精穀・製粉部門等への補助金とする。

第4章 産業連関分析のための各種係数の内容と計算方法

第1節 投入係数

1. 投入係数の計算方法

「投入係数」input coefficient とは、各産業がそれぞれの生産物を生産するために各産業から購入した原材料、燃料等の投入額を、その産業の国内生産額で除したものであり、生産原単位に相当するものと言うことができる。投入係数を産業別に計算して一覧表にしたものが「投入係数表」である。

(注) 産業連関表は、既に述べたとおり、基本的には『商品×商品』の表であり、表頭及び表側の内生部門を構成する各「部門」は、産業、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者が生産する財貨・サービスの種類を表すものとなっているが、ここでは説明の便宜上、「産業」又は「産業部門」と呼ぶことにしている。

今、国民経済を単純化し、産業1及び産業2だけからなるものと仮定した場合、取引基本表は、次のように表現することができる。

〈第4-1表 取引基本表(ひな型1)〉

	産業1	産業2	最終需要	国内生産額
産業1	x_{11}	x_{12}	Y_1	X_1
産業2	x_{21}	x_{22}	Y_2	X_2
付加価値	V_1	V_2		
国内生産額	X_1	X_2		

産業1について見てみよう。産業1が産業1から投入する額 x_{11} を産業1の国内生産額 X_1 で除した値を a_{11} とすれば、 a_{11} は産業1の生産物を1単位生産するために必要となった産業1からの投入額を表す。

$$a_{11} = \frac{x_{11}}{X_1} \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

同様に $a_{21} = \frac{x_{21}}{X_1}$ は、産業1がその生産物を1単位生産するために産業2から投入しなければならない必要額を表している。

以上の計算を産業2(表の第2列)についても同様に行うと、今、付加価値部門を考慮にいれなければ、新たに次のような表ができる。投入係数表である。

投入係数表は、各産業においてそれぞれ1単位の生産を行うに当たって必要となる原材料等の量を示したものであり、言わば生産の原単位表とも言うべきものである。これを昭和

〈第4-2表 投入係数表(ひな型)〉

	産業1	産業2
産業1	a_{11}	a_{12}
産業2	a_{21}	a_{22}

$$a_{ij} = \frac{x_{ij}}{X_j}$$

55年表の13部門の取引基本表について計算したのが、第4-3表である。

例えば、表頭の農林水産業をタテ方向に見ると、農林水産業が1単位の生産を行うに当たって、農林水産業自身からは0.124875単位、鉱業からは0.000008単位、製造業からは0.221849単位などのように原材料等が中間投入されており、全体としては0.456490単位の中間投入が必要であったこと、また、その生産の結果として0.543510単位の粗付加価値が新たに生み出されたことが読み取ることができるようになっている。

(注) ここでいう「単位」は、「円」という統一的な数量単位で表された財貨・サービスの量を示すものと考えられるため、「円価値単位」と呼ばれている。

2. 投入係数の意味

(1) 投入係数による生産波及の測定

次に、投入係数がどのような意味を持っているかについて、前記の第4-1表及び第4-2表を用いて考えてみることにする。

今、産業1に対する最終需要が1単位だけ増加したものとすると、産業1は、まず、その1単位の生産を行うことが必要となる。しかし、その生産のためには、当然、原材料等が必要となり、産業1はその投入係数に従って、産業1及び産業2に対して、それぞれ a_{11} 単位及び a_{21} 単位の原材料等の中間需要を発生させる。第1次の生産波及であり、需要を受けた産業1及び産業2は、それぞれ a_{11} 単位及び a_{21} 単位の生産を行うに当たって、さらにそれぞれの投入係数に従って第2次の生産波及を引き起こす。このような生産波及の過程は、0に収束するまで無限に続けられ、その結果としての各産業部門の国内生産額の水準は、各次の生産波及の大きさを、それぞれの投入係数を用いて、逐次、計算していくことにより、その総和として計算することができるようになっている。

このように投入係数は、ある産業部門に対して一定の最終需要が発生した場合の生産波及の大きさを測定する鍵となるものである。

しかし、生産波及の各過程をその都度追跡していくことは事実上不可能であり、また、実際的なことでもない。そ

ここで、このような生産波及の過程を数学を用いて考えるとどうなるかについて、次に述べることにする。

(2) 生産波及の数学的計算

前記の第4-1表について、数式を用いてヨコの需給バランス式を求めると、次のとおりとなる。

$$\left. \begin{aligned} x_{11} + x_{12} + Y_1 &= X_1 \\ x_{21} + x_{22} + Y_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

この②式に投入係数 a_{ij} を代入して変形すると、

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + Y_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + Y_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

となる。

この二つの式は、未知数が4個の連立方程式であるが、この連立方程式にあるとおり、最終需要と国内生産額との間には、一定の関係が存在しており、その関係を規定しているのが「投入係数」ということになる。

そこで、この連立方程式の最終需要 Y_1 及び Y_2 に具体的な数値を与えれば、これを解くことによって、(1)で述べたような生産波及効果の結果としての産業1及び産業2の国内生産額の水準を計算することができることとなる。

ある産業部門に対する最終需要の増加は、その産業部門の生産に限らず、その生産を行うに当たって原材料、燃料等を各産業から投入する必要がある、その意味で各産業の生産にも影響を及ぼし、それがまた自部門に対する需要となって跳ね返ってくるという生産波及効果をもたらす。③式は、このような生産波及効果の累積結果を計算し得る仕組みを示したものであり、これが投入係数を基礎とする産業連関分析の基本となっている考え方である。

しかし、この考え方には、次に述べるような投入係数の安定性という前提が置かれていることを忘れてはならない。投入係数が常に変動しているとすれば、最終需要と国内生産額との間に一義的な関係を求めることができないからである。

3. 投入係数の安定性

(1) 生産技術水準の不変性

産業連関分析においては、投入係数によって表される各財貨・サービスの生産に必要な原材料、燃料等の投入比率は、分析の対象となる期間においては一定であるという仮定が置かれている。

これは、ある産業が現在の生産技術に対する代替的な生産技術を持たず、分析対象期間の当初において採用されていた生産技術を当該期間中は変化させず、かつ、その生産技術の下では投入する原材料、燃料等の投入構成は一定であるということを意味するものである。

即ち、投入係数は、端的に言えば、ある特定の時点にお

ける生産技術水準を反映したものであり、生産技術水準が変動することとなれば、当然に変化することとなる。このため、産業連関表の作成に当たっては1年間を対象期間とし、少くともその1年間においては、生産技術の進歩はそれほど顕著には現われないとして、投入係数の安定性を前提に置くこととなっている。

従って、産業連関分析が意味を持つのは、分析の対象期間が1年以内の場合に限定され、その期間を越えるものについては、何らかの方法(延長産業連関表等)で投入係数の変化を予測することが必要となる。

(2) 生産規模に関する一定性

各産業部門は、それぞれ生産規模の異なる企業、事業所群で構成されているが、生産規模が異なれば、当然に生産技術水準が異なり、従って投入係数も異なったものとはならずである。

しかし、産業連関表を作成する上では、このような規模の相違は考慮されておらず、各産業部門に格付けされた企業、事業所の生産規模はすべて一定であると仮定されているため、投入係数はそれによつては影響を受けないものとされている。

〈参考〉投入係数の変動要因

産業連関表では、対象期間(1年間)内においては投入係数は一定であるという仮定が置かれているが、実際には次のような要因により、時間の経過とともに変動する。

① 相対価格の変化

取引基本表における各取引の大きさは、金額で評価されているため、それぞれの財貨・サービスの相対価格が変化すると、実際の技術構造が一定であったとしても、投入係数は変動することとなる。

時系列比較を行う場合には、このような相対価格の変化による影響が除去された固定価格による接続産業連関表が必要となる。

② プロダクト・ミックスの変化

同一部門に技術構造の異ったものが格付けされている場合には、それぞれの投入構造に変化がなくても、それぞれの生産ウェイトが変化すれば、その部門全体としては投入係数は変動することとなる。

③ 技術構造の変化

上記(1)のとおりであり、省エネルギー技術の進展など技術構造が変化すれば、通常、それに伴って投入構造も変化することとなる。

第4-3表 昭和55年

投入係数表(生産者)

	01	02	03	04	05	06	07
	農林水産業	鉱業	製造業	建設	電気・ガス・水道	商業・金融・保険・不動産	不動産賃料
01 農林水産業	.124875	.002080	.052756	.001547	.000000	.000000	.000000
02 鉱業	.000008	.001773	.064910	.020136	.137199	.000001	.000000
03 製造業	.221849	.103906	.428538	.375277	.210489	.022717	.003405
04 建設	.004588	.003216	.002271	.001081	.018909	.024766	.023288
05 電気・ガス・水道	.004815	.024936	.022059	.009103	.027317	.008358	.007017
06 商業・金融・保険・不動産	.044795	.061707	.058778	.075984	.071508	.065215	.010740
07 不動産賃料	.000874	.005574	.002522	.005612	.003884	.022941	.000000
08 運輸・通信	.033107	.234047	.022372	.042242	.028204	.049352	.003875
09 公務	.000000	.000000	.000000	.000000	.000000	.000000	.000000
10 サ - ビ ス	.001017	.008549	.022654	.033947	.024119	.039323	.020615
11 事務用品	.000890	.001013	.001975	.000763	.002173	.002288	.000075
12 梱包	.007854	.000072	.009673	.000000	.000000	.003015	.000000
13 分類不明	.011817	.020517	.016421	.011763	.009893	.016165	.003239
小計	.456490	.467390	.704930	.577454	.533693	.254143	.072253
家計外消費支出	.006971	.030027	.016460	.023276	.009667	.023589	.003964
雇用者所得	.087819	.201900	.151426	.241246	.170048	.307285	.061170
営業余剰	.340348	.176406	.057682	.108492	.133973	.278247	.733910
資本減耗引当	.108704	.113675	.038596	.040075	.113415	.108828	.069479
間接税	.028339	.024719	.034217	.010503	.044423	.038066	.059223
(控除)補助金	-.028671	-.014117	-.003311	-.001047	-.005220	-.010158	.000000
小計	.543510	.532610	.295070	.422546	.466307	.745857	.927747
国内生産額	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000

第4-4表 昭和55年

逆行列係数表(生産者価格)

	01	02	03	04	05	06	07
	農林水産業	鉱業	製造業	建設	電気・ガス・水道	商業・金融・保険・不動産	不動産賃料
01 農林水産業	1.133312	.019688	.086373	.035685	.021450	.007205	.002276
02 鉱業	.004711	1.004379	.017148	.009695	.023480	.001617	.000605
03 製造業	.483950	.370136	1.832511	.713948	.442834	.135725	.039900
04 建設	.009976	.010547	.010277	1.008565	.025063	.029390	.024380
05 電気・ガス・水道	.020478	.042986	.048128	.031926	1.043551	.016757	.009654
06 商業・金融・保険・不動産	.099775	.130237	.142463	.148688	.125317	1.097062	.020223
07 不動産賃料	.006202	.014642	.010552	.013539	.010158	.027795	1.001302
08 運輸・通信	.062079	.270816	.066059	.079669	.059345	.067272	.009126
09 公務	.000697	.000957	.001026	.000823	.000630	.000636	.000146
10 サ - ビ ス	.021361	.034885	.055858	.064429	.046612	.053955	.025132
11 事務用品	.002433	.002780	.004425	.002939	.003717	.003103	.000316
12 梱包	.013947	.004388	.018914	.007714	.004891	.004742	.000476
13 分類不明	.021120	.028990	.031094	.024948	.019082	.019259	.004426
列和	1.880042	1.935431	2.324827	2.142570	1.826630	1.464517	1.137965
影響力係数	.916297	.943293	1.133077	1.044248	.890265	.713778	.554623

産業連関表

価格, 13部門)

08 運輸・通信	09 公 務	10 サービ	11 事務用品	12 梱 包	13 分類不明	平 均
.000026	.000210	.016833	.000000	.000000	.001689	.028745
.000004	.000021	.000118	.000000	.000000	.009488	.033829
.313867	.098871	.162141	.646505	.679884	.495731	.294103
.005804	.016366	.006647	.000000	.000644	.005959	.007630
.018520	.033283	.028445	.000000	.005379	.040159	.019051
.097599	.015970	.063993	.328601	.068868	.159074	.065206
.014628	.004468	.014385	.000000	.002132	.013855	.008609
.107409	.054776	.033686	.022718	.021886	.110614	.039088
.000000	.000000	.000000	.000000	.000000	.033000	.000441
.026794	.046821	.055551	.000000	.005490	.074857	.031403
.001957	.003294	.002196	.000000	.000912	.000000	.001880
.000547	.000023	.000014	.000000	.000000	.001382	.004947
.013120	.000436	.015096	.002177	.002283	.000000	.014422
.600273	.274540	.399105	1.000000	.787479	.945808	.549353
.016099	.027602	.019273	.000000	.005002	.020784	.018352
.299134	.666345	.401314	.000000	.125647	.000000	.235193
.021659	.000000	.104822	.000000	.076265	.060625	.117025
.072366	.029377	.046898	.000000	.004384	.000000	.057006
.013112	.002136	.030709	.000000	.001224	.006210	.029504
-.022544	.000000	-.002122	.000000	.000000	-.033426	-.006434
.399727	.725460	.600895	.000000	.212521	.054192	.450647
1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000

産業連関表

13部門 $[(I - (I - \hat{M})A)]^{-1}$

08 運輸・通信	09 公 務	10 サービ	11 事務用品	12 梱 包	13 分類不明	行 和	感応度係数
.031689	.013041	.033324	.055675	.056892	.050388	1.546998	.753978
.006671	.003148	.004157	.011125	.011411	.011693	1.109842	.540916
.658513	.254937	.369655	1.175232	1.203508	.006564	8.687412	4.234082
.014639	.020285	.012795	.016160	.009842	.019967	1.211887	.590651
.041853	.044375	.043511	.035777	.038880	.076528	1.494404	.728345
.176543	.053319	.113817	.447633	.171945	.274547	3.001569	1.462909
.024062	.008720	.020532	.016027	.011524	.028033	1.193089	.581489
1.148317	.073284	.059910	.087104	.071802	.172150	2.227435	1.085610
.000875	1.000236	.000741	.000913	.000793	.033769	1.042241	.507969
.059483	.062007	1.077219	.053043	.047147	.125395	1.726526	.841477
.004231	.004330	.003619	1.003799	.004096	.003591	1.043381	.508524
.007816	.002803	.004260	.013242	1.012680	.012471	1.108345	.540187
.026513	.007156	.022444	.027667	.024042	1.023291	1.280032	.623864
2.201206	1.547642	1.765984	2.943396	2.664564	2.838388		
1.072827	.754292	.860708	1.434556	1.298658	1.383377		

第2節 逆行列係数

1. 逆行列係数の意味と計算方法

ある産業部門に対する最終需要が発生した場合に、それが各産業部門に対してどのような影響を及ぼすのかを分析するのが、産業連関分析の基本であり、その際に決定的な役割を果たすのが各産業部門の投入係数である。

今、産業1及び産業2だけの国民経済を考えた場合、第1節で述べたように、最終需要が与えられれば、次のような連立方程式を解くことによって、産業1及び産業2の国内生産額の水準を計算することができるようになっている。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + Y_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + Y_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

しかし、この場合のように2部門だけであれば計算も容易であるが、実際には部門の数は、統合中分類の場合であっても72もあり、その都度③式のような連立方程式を解くことは困難であり、分析を行うことが事実上不可能なことになる。

このため、ある部門に対する最終需要が1単位生じた場合、各部門に対してどのような生産波及が生じ、部門別の国内生産額が最終的にはどれだけになるかを、あらかじめ計算しておくことができれば、分析を行う上で非常に便利である。このような要請に応じて作成されるのが「逆行列係数表」である。

そこで、前記の③式を行列を用いて変形すると、次のようなものとなる。

$$\begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} X_1 \\ X_2 \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} Y_1 \\ Y_2 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} X_1 \\ X_2 \end{pmatrix} \dots\dots\dots \textcircled{3'}$$

ここで、

$$\text{投入係数の行列} \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{pmatrix} = A$$

$$\text{最終需要の列ベクトル} \begin{pmatrix} Y_1 \\ Y_2 \end{pmatrix} = Y$$

$$\text{国内生産額の列ベクトル} \begin{pmatrix} X_1 \\ X_2 \end{pmatrix} = X$$

とすれば、

$$AX + Y = X \dots\dots\dots \textcircled{3''}$$

となる。これをXについて解くと、

$$X - AX = Y$$

$$(I - A)X = Y$$

$$\therefore X = (I - A)^{-1}Y$$

となる。ここでIは単位行列であり、

$$(I - A)^{-1} = \begin{pmatrix} 1 - a_{11} & -a_{12} \\ -a_{21} & 1 - a_{22} \end{pmatrix}^{-1}$$

と表現することができる。これが「逆行列係数」inverse coe-

fficient とされるものであり、これを一度計算しておけば、③式の連立方程式をその都度解くまでもなく、ある部門に対する最終需要が与えられれば、直ちにその最終需要に対応する各部門の国内生産額を計算することが可能となる。

(注)③'式が非負の解を持つための必要十分条件は、行列式 $|I - A|$ のすべての主座行列式が正であること(ホーキンス-サイモンの条件)、また、 $|I - A|$ の主座行列式が正であるための十分条件は、 $\sum_{i=1}^n a_{ii} < 1$ ($j = 1, 2, \dots, n$)
即ち、投入係数の和がすべて1未満であること(ソローの条件)である。

第4-4表は、昭和55年表の13部門取引基本表について、 $[I - (I - \hat{M})A]$ $[(I - \hat{M})F + E]$ 型(後述参照)で計算したものである。

逆行列係数表の表頭の部門は、最終需要が1単位発生した部門を表しており、表側の部門は、それによって生産の誘発を受ける部門を表している。例えば、表頭の農林水産業について、これをタテに見ると、農林水産業に1単位の最終需要があると、農林水産業自身には、最終的には1.133312単位の生産誘発があり、また、鉱業には0.004711単位、製造業には0.483950単位、建設には0.009976単位等々の生産誘発が生じ、全体としては1.880042単位の生産誘発が引き起こされるということを読み取ることができるようになっている。

第1節で述べた投入係数は、ある一つの財貨・サービスを1単位だけ生産するのに直接必要となる原材料等の量を示したのとなっているが、逆行列係数は、その時点における生産技術水準を前提として、ある部門に対して1単位の最終需要があった場合の各産業部門に対する生産波及の大きさを示すものとなっている。

2. 逆行列係数の類型—輸入の扱い—

産業連関表を用いて生産波及効果の分析を行う場合には、輸入をどのように取り扱うかが大きな問題となる。前記の1.で述べた $(I - A)^{-1}Y$ 型は、輸入を含まない単純なモデルに基づくものであったが、実際の経済では、農産物や原油等が輸入され、産業や家計等において消費されているのが実態となっている。

〈第4-5表 取引基本表(ひな型2)〉

	産業1	産業2	最終需要	輸入	国内生産額
産業1	x_{11}	x_{12}	Y_1	$-M_1$	X_1
産業2	x_{21}	x_{22}	Y_2	$-M_2$	X_2
付加価値	V_1	V_2			
国内生産額	X_1	X_2			

このことは、最終需要によってもたらされる波及効果のすべてが、国内生産の誘発という形で現われるのではなく、その一部は輸入となって海外に流出するという意味するものである。

そこで、このような波及効果の海外への流出分をどのように把握するかが問題となる。我が国では、 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}[(I - \hat{M})F + E]$ 型が一般的に利用されているが、これを含めて、次のように幾つかの逆行列係数の計算方法が考えられている。

(1) $(I - A)^{-1}(Y - M)$ 型

輸入額が外生的に与えられるとするモデルである。

基本モデル(2行2列)の需給バランス式が次のように表される。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + Y_1 - M_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + Y_2 - M_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots ④$$

これを行列形式に変形する。

$$AX + Y - M = X \dots\dots\dots ④'$$

これは、競争輸入型のモデルであって、中間需要AX及び最終需要Yの中には一定の輸入が含まれたものとなっている。

これをXについて解くと、

$$X - AX = Y - M$$

$$(I - A)X = Y - M$$

$$\therefore X = (I - A)^{-1}(Y - M)$$

となる。

このモデルでは、最終需要とともに輸入額についても、外生的に決定することとされているが、輸入は、特別な場合を除き、国内の生産活動によって誘発される性格のものである。即ち、内生的に決定されるべきものと考えるのが自然であり、その意味での不合理な側面を持っているため、一般には利用されていない。

(2) $(I - A + \hat{M})^{-1}Y$ 型

輸入は国内生産額に比例するとするモデルである。

品目別の輸入係数を

$$m_i = \frac{M_i}{X_i}$$

とする。この品目別の輸入係数を対角要素とする行列を、

$$\hat{M} = \begin{bmatrix} m_1 & 0 \\ 0 & m_2 \end{bmatrix}$$

とすれば、輸入品目別の列ベクトルは

$$M = \hat{M}X$$

となる。これを前記の④'式に代入すると、

$$AX + Y - \hat{M}X = X \dots\dots\dots ⑤$$

が得られる。これをXについて解くと、

$$X - AX + \hat{M}X = Y$$

$$(I - A + \hat{M})X = Y$$

$$\therefore X = (I - A + \hat{M})^{-1}Y$$

となる。

このモデルでは、二つの点が仮定されている。

一つは、中間需要及び最終需要には一定の輸入が含まれており、その率は、品目別に一定であるということである。消費部門によっては、輸入品と国産品とが区別されていることがあり、その意味では必ずしも現実の経済を説明していないが、我が国の取引基本表が競争輸入型で作成されていることもあり、ある程度はやむを得ないこととなっている。

もう一つは、最終需要Yの中に一定の輸入が含まれており、かつ、いずれの最終需要の項目についても m_i だけの率の輸入が含まれているということである。

即ち、消費支出及び国内総固定資本形成等については、一定の輸入が含まれていることは理解されるが、輸出については、定義上、単なる通過取引は計上しない建前となっており、一定の輸入が含まれることとなるのは明らかに不都合である。実際にこのモデルによって輸出による生産誘発額を計算すると、輸出額より少ない額となることがあるなど、事実上あり得ないことが計算上では生ずることになるため、我が国では、昭和50年表からこの方式による逆行列係数表の計算は、行われていない。

(3) $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}[(I - \hat{M})F + E]$ 型

前記(2)のモデルの欠点を取り除くため、最終需要Yを国内最終需要Fと輸出Eとに分離したものである。即ち、

$$Y = F + E$$

とし、これを前記④'式に代入し、需給バランス式を次のように表す。

$$AX + F + E - M = X \dots\dots\dots ⑥$$

また、輸入は、輸出を除く国内需要によってのみ誘発されるものと仮定し、輸入係数 m_i を次のように定義する。

$$m_i = \frac{M_i}{(AX)_i + F_i}$$

(2)と同様に m_i を対角成分とする行列を \hat{M} とすれば

$$M = \hat{M}(AX + F) \dots\dots\dots ⑦$$

であり、これを⑥式に代入すると、

$$AX + F + E - \hat{M}(AX + F) = X \dots\dots\dots ⑧'$$

となる。これをXについて解くと

$$X - AX + \hat{M}AX = F - \hat{M}F + E$$

$$(I - A + \hat{M}A)X = (I - \hat{M})F + E$$

$$[I - (I - \hat{M})A]X = (I - \hat{M})F + E$$

$$\therefore X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1}[(I - \hat{M})F + E] \dots\dots ⑧$$

となり、国内最終需要と輸出とを与えることにより、国内

生産額Xの水準を求めることが可能となる。

ここで $(I - M)A$ は、輸入品の消費比率に部門差がないと仮定した場合の国産品の投入係数を示し、また、 $(I - M)F$ は、同様の仮定の下での国産品に対する最終需要を表している。

このモデルでは、依然として輸入品の消費比率が中間需要の各部門及び最終需要の各項目別に差がないことが前提となっているが、輸出の中には輸入は含まれないこととされているため、(2)のモデルに比べてより現実の姿を反映するものとなっている。我が国では、一般的にはこのモデルによる逆行列係数表が利用されている。前記の第4-4表は、この方式により、昭和55年表の13部門取引基本表について作成したものである。

(4) $(I - A^d)^{-1}Y^d$ 型

これまでに述べた逆行列係数は、すべて競争輸入型のモデルによるものであり、輸入品の消費比率が中間需要の各部門及び最終需要の各項目別に差がないことを前提とするものである。

これに対してこのモデルによる逆行列係数は、輸入品の消費比率の各部門又は項目別の差を考慮した分析を行う場合に用いられるものであり、非競争輸入型のモデルによって計算されるものとなっている。

非競争輸入型の取引基本表を単純化して次のように表す。

〈第4-6表 取引基本表(ひな型3)〉

		産業1	産業2	最終需要	輸入	国内生産数
国産	産業1	x_{11}^d	x_{12}^d	Y_1^d	-	X_1
	産業2	x_{21}^d	x_{22}^d	Y_2^d	-	X_2
輸入	産業1	x_{11}^m	x_{12}^m	Y_1^m	M_1	-
	産業2	x_{21}^m	x_{22}^m	Y_2^m	M_2	-
付加価値		V_1	V_2			
国内生産数		X_1	X_2			

国産品の需給バランス式は、次のとおりとなる。

$$\left. \begin{aligned} x_{11}^d + x_{12}^d + Y_1^d &= X_1 \\ x_{21}^d + x_{22}^d + Y_2^d &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \textcircled{9}$$

ここで、

$$a_{ij}^d = \frac{x_{ij}^d}{X_j}$$

とすれば、 $\textcircled{9}$ 式は次のように変形される

$$\left. \begin{aligned} a_{11}^d X_1 + a_{12}^d X_2 + Y_1^d &= X_1 \\ a_{21}^d X_1 + a_{22}^d X_2 + Y_2^d &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \textcircled{9'}$$

これをさらに行列形式に変形する。

$$A^d X + Y^d = X \dots\dots\dots \textcircled{9''}$$

これが非競争輸入型のモデルであり、中間需要 $A^d X$ 及び最終需要 Y^d はいずれも国産品に対するものであり、輸入品は含まれていない。

(注) 競争輸入型モデルとの関係は、次のようなものとなっている。輸入品に対する投入係数の行列 A^m 、輸入品に対する最終需要の列ベクトルを Y^m とすれば、

$$A = A^d + A^m$$

$$Y = Y^d + Y^m$$

となる。これを用いて需給バランスを求めると

$$(A^d + A^m)X + (Y^d + Y^m) = X + M$$

となる。これが競争輸入型モデルの基本式である。

これをXについて解くと、

$$X - A^d X = Y^d$$

$$(I - A^d)X = Y^d$$

$$\therefore X = (I - A^d)^{-1}Y^d$$

となり、国産品に対する最終需要 Y^d を与えれば、国内生産額Xの水準を求めることが可能である。

このモデルによる逆行列係数は、国産品と輸入品とに対する投入割合が部門によって異なる場合があり、それらを反映させた分析を行う場合には欠かせないものであるが、利用に当たっては、次のような点を考慮する必要がある。

即ち、国産品と輸入品とに対する投入割合が安定しているという仮定が、現実の投入構造を正しく反映したものであるかどうかについて疑問があることである。生産者は、国産品と輸入品とを明確に区別して投入することは少なく、むしろ品目別の投入額にのみ関心が向けられるのが普通であり、その意味では競争輸入型モデルによるものの方がより現実的であると言える。

我が国の取引基本表が競争輸入型で作成されているのも、このような理由によるものである。

3. 影響力係数と感応度係数

(1) 影響力係数

逆行列係数表の各列は、その列部門に対する最終需要が1単位だけ発生した場合において、各行部門が直接間接に必要な生産量を示し、その合計(列和)は、その列部門に対する最終需要1単位によって引き起こされる産業全体に対する生産波及の大きさを表す。

この部門別の列和を列和全体の平均値で除した比率を求めると、それはどの列部門に対する最終需要があったときに、産業全体に対してもっとも強い生産波及の影響を与えることになるかという相対的な影響力を表す指標となる。これが「影響力係数」と言われるものであり、次の式によって計算される。

$$\begin{aligned} \text{列部門別影響力係数} &= \frac{\text{逆行列係数の各列和}}{\text{逆行列係数の列和全体の平均値}} \\ &= \frac{B_j}{\bar{B}} \end{aligned}$$

〈第4-7表 逆行列係数表(ひな型1)〉

	1	2	3	...	n	行和
1	b_{11}	b_{12}	b_{13}	...	b_{1n}	...
2	b_{21}	b_{22}	b_{23}	...	b_{2n}	...
3	b_{31}	b_{32}	b_{33}	...	b_{3n}	...
...
n	b_{n1}	b_{n2}	b_{n3}	...	b_{nn}	...
列和	B_1	B_2	B_3	B_n	$\sum B_j$
影響力係数	$\frac{B_1}{\bar{B}}$	$\frac{B_2}{\bar{B}}$	$\frac{B_3}{\bar{B}}$	$\frac{B_n}{\bar{B}}$	1.0

(注)

$$\frac{\sum B_j}{n} = \bar{B}$$

第4-8表は、昭和45年表、50年表及び55年表の28部門表を基礎として影響力係数を計算したものであるが、これによると、金属一次製品、輸送機械、一般機械等の影響力係数が高くなっているが、これらはいずれも中間投入率が高く、その好不況によって他の産業が大きな影響を受けることとなるものである。

〈第4-8表 影響力係数表〉

	影 響 力 係 数		
	昭和45年	昭和50年	昭和55年
農 林 水 産 業	0.8088	0.8253	0.8699
食 料 産 品	0.7948	0.8973	0.8782
織 造 産 品	1.0662	1.0955	1.0476
パルプ・紙・木製品	1.2442	1.2107	1.1592
化学製品	1.1793	1.1591	1.1557
石油・石炭製品	1.0900	1.1553	1.1599
窯業・土石製品	0.7330	0.7003	0.6636
金属一次製品	0.9455	0.9382	0.9522
金属製品	1.3738	1.3621	1.2826
一般機械	1.1776	1.1038	1.1232
電気機械	1.2075	1.1542	1.1918
輸送機械	1.1947	1.1243	1.1610
精密機械	1.2369	1.2021	1.2253
その他の製造業	1.0865	0.9922	1.0419
建設	1.1530	1.0878	1.0874
電気・ガス・水道	1.1174	1.0321	1.0223
商業	0.7455	0.8010	0.7905
金融・保険	0.7376	0.7134	0.7232
不動産	0.6529	0.6797	0.7042
運輸・通信	0.6546	0.6813	0.5926
サービス	0.7606	0.9808	0.9743
廃棄物処理・下水道	0.9197	0.8566	0.8514
教育・研究・医療・保健	0.7345	0.7400	0.7399
	0.7973	0.7768	0.8033

(注) 28部門表による。

また逆に、影響力係数の低いものとしては、不動産、石油・石炭製品、金融・保険等が上げられるが、一般的にはサービス業関係のものは中間投入率が低く、他の産業に対する影響力は小さなものとなる。

(2) 感応度係数

逆行列係数表の各行は、表頭の列部門に対してそれぞれ1単位の最終需要があったときに、その行部門に対して直接間接に必要とされる供給量を表しており、その合計(行和)を行和全体の平均値で除した比率は、各列部門にそれぞれ1単位の最終需要があったときに、どの行部門が相対的にもっとも強い影響を受けることとなるかを表す指標となる。これが「感応度係数」と言われるものであり、次の式によって計算される。

$$\begin{aligned} \text{行部門別感応度係数} &= \frac{\text{部門別の逆行列係数の行和}}{\text{逆行列係数の行和全体の平均値}} \\ &= \frac{B_i}{\bar{B}} \end{aligned}$$

〈第4-9表 逆行列係数表(ひな型2)〉

	1	2	3	n	行和	感応度係数
1	b_{11}	b_{12}	b_{13}	b_{1n}	B_1	$\frac{B_1}{\bar{B}}$
2	b_{21}	b_{22}	b_{23}	b_{2n}	B_2	$\frac{B_2}{\bar{B}}$
3	b_{31}	b_{32}	b_{33}	b_{3n}	B_3	$\frac{B_3}{\bar{B}}$
...
n	b_{n1}	b_{n2}	b_{n3}	b_{nn}	B_n	$\frac{B_n}{\bar{B}}$
列和	$\sum B_i$	1.0

(注) $\frac{\sum B_i}{n} = \bar{B}$

第4-10表は、28部門表を基礎として計算した感応度係数表である。金属一次製品、パルプ・紙・木製品、商業、運輸・通信、石油・石炭製品などが相対的に感応度係数が高くなっているが、これらはいずれも広く各産業に対して、原料、材料、燃料又はサービスを提供している産業であり、その意味で他産業の好不況の影響を受け易いものとなっている。

(3) 影響力係数と感応度係数による機能分析

影響力係数と感応度係数とを組み合わせることにより、各産業部門がどのような機能を持っているかを模式的に把握することができる。

第4-1図のように影響力係数を横軸に、感応度係数を

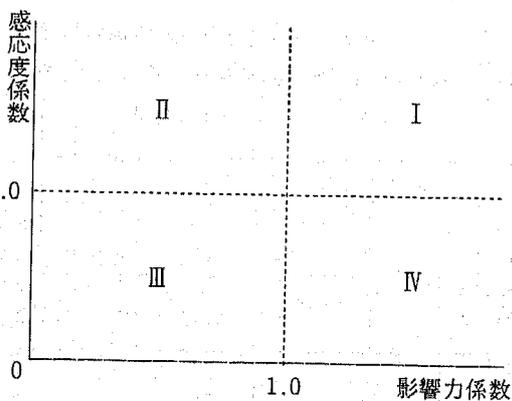
〈第4-10表 感応度係数表〉

	感 応 度 係 数		
	昭和45年	昭和50年	昭和55年
農 林 水 産 業	1.3339	1.2025	1.0895
鉄 業	0.7458	0.6906	0.6724
食 料 製 品	0.8523	0.8035	0.7702
織 維 製 品	1.0876	0.9356	0.8660
パ ル プ ・ 紙 ・ 木 製 品	1.9549	1.8011	1.7488
化 学 製 品	1.4269	1.3861	1.5200
石 油 ・ 石 炭 製 品	1.0776	1.4045	1.5050
窯 業 ・ 土 石 製 品	0.7411	0.7139	0.7110
金 属 一 次 製 品	2.6512	2.2484	2.3410
金 属 製 品	0.8125	0.7473	0.7233
一 般 機 械	0.9453	1.0075	1.0080
電 気 機 械	0.8499	0.8114	0.8460
輸 送 機 械	0.8732	0.9663	0.9146
精 密 機 械	0.6472	0.5901	0.5721
そ の 他 の 製 造 業	1.3606	1.1918	1.2125
電 気 ・ ガ ス ・ 上 水 道 業 設	0.7052	0.6445	0.6423
商 金 融 ・ 保 険	0.8354	0.9095	1.0244
不 動 産	1.5876	1.6171	1.6949
運 輸 ・ 通 信	0.9905	1.2411	1.1354
サ ー ビ ス	0.6947	0.8086	0.7153
一	1.1352	1.7016	1.5908
サ	0.8648	0.9357	1.0470
廃 棄 物 処 理 ・ 下 水 道	0.5062	0.5046	0.5179
教 育 ・ 研 究 ・ 医 療 ・ 保 健	0.5250	0.6152	0.6457

(注) 28部門表による。

縦軸にして各産業部門の値をプロットする。その位置によってそれぞれの産業部門が持っている特性が判断される。

〈第4-1図 影響力係数と感応度係数〉



Iに位置する部門は、他の産業に対する影響力が強く、かつ、影響も受けやすい部門である。一般に基礎資材などの

原材料製造業部門がこれに該当し、昭和55年表では、金属一次製品、化学製品、パルプ・紙・木製品等がこの分野に属するものとなっている。

IIは、他産業に対する影響力は低いが、感応度係数は高い分野である。商業、運輸・通信、金融・保険など各産業に対するサービスの提供部門が多くなっている。

IIIは、影響力も感応度も低い分野である。鉱業、窯業・土石製品などの一次産業型のもののほか、不動産、廃棄物処理・下水道などの独立型の産業部門がこの分野に属している。

IVは、他産業に対する影響力は強いが、他産業からの生産波及効果はそれ程受けない分野である。最終財の製造業部門が多く、昭和55年表では、食料品、繊維製品、金属製品、電気機械、輸送機械などがこの分野に属している。

第3節 最終需要と国内生産額との関係

1. 最終需要項目別生産誘発額

各産業部門の国内生産額は、その部門に対する最終需要を過不足なく満たす水準に決定されるものであり、両者の間には、既に述べたとおり、逆行列係数を介して次のような関係が存在している。

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})F + E]$$

国内生産額 逆行列係数 最終需要額

ここで最終需要は、大別すれば ①家計外消費支出 ②家計消費支出 ③対家計民間非営利団体消費支出 ④一般政府消費支出 ⑤国内総固定資本形成 ⑥在庫純増 ⑦輸出 の7項目からなっているが、最終需要によって誘発された各産業部門の国内生産額が、これらの各項目によってそれぞれどれだけ誘発されたものであるのか、その内訳をみたのが「最終需要項目別生産誘発額」である。

国内生産額の変動が、最終需要のどの項目によってもたらされたものであるのかを分析するための一つの指標となるものであり、次のようにして計算される。

		最終需要項目				
		1	2	3	m
産 業 部 門	1	最終需要項目別 生産誘発額 [x _{ij}]				
	2					
	3					
					
	n					
(計)	X ₁	X ₂	X ₃	X _m	

=

		産 業 部 門				
		1	2	3	m
産 業 部 門	1	逆行列係数 [b _{ij}]				
	2					
	3					
					
	n					

×

		最終需要項目				
		1	2	3	m
産 業 部 門	1	項目別 最終需要額 [f _{ij}]				
	2					
	3					
					
	n					
(計)	F ₁	F ₂	F ₃	F _m	

2. 最終需要項目別生産誘発係数

最終需要項目別生産誘発額を、それぞれ対応する項目の最終需要の合計額で除した比率を「最終需要項目別生産誘発係数」と言う。

その項目の最終需要が1単位だけ発生した場合、各産業部門の国内生産額がどれだけ増加するかを示すものであり、いわば逆行列係数の最終需要項目別の内訳を表すものとなっている。

生産誘発係数の高いものほど生産波及効果が大きいということであり、昭和55年においては、輸出の2.27がもっとも高くなっている。

		最終需要項目					
		1	2	3	m	
産業部門	1	最終需要項目別 生産誘発係数 $\left(\frac{x_{ij}}{F_j}\right)$					
	2						
	3						
						
	n						

(注)

x_{ij} : 生産誘発額

F_j : 最終需要の項目別合計

3. 最終需要項目別生産誘発依存度

最終需要項目別生産誘発額について、項目別の構成比を求めたものが「最終需要項目別生産誘発依存度」である。各産業部門の国内生産額が、どの最終需要の項目によってどれだけ誘発されたのか、そのウエイトを示したものであり、昭和45年、50年、55年と比較すると、民間消費支出が着実に伸びてきているのに対して、国内総固定資本の割合が徐々に低下していることが注目されている。

		最終需要項目					
		1	2	3	m	
産業部門	1	最終需要項目別 生産誘発依存度 $\left(\frac{x_{ij}}{X_i}\right)$					
	2						
	3						
						
	n						

(注)

x_{ij} : 生産誘発額

X_i : 生産誘発額の項目別合計

(注) 本節の具体的な係数については、第2部第7章8「最終需要と生産誘発」の項を参照されたい。

第4節 最終需要と輸入との関係

1. 総合輸入係数

一定の最終需要が生じたとき、必ずしもそのすべては国内生産によって吸収されるものではなく、一部は輸入に依存せ

ざるを得ないこととなる。

産業連関分析の基本は、ある産業部門に対する最終需要が起因となって引き起こされる各産業部門への生産波及の大きさを計算することにあるが、同時にそれによって誘発される輸入額を求めることも重要な課題である。その際に大きな役割を果たすのが各産業部門別の輸入係数であり、最終需要1単位によって誘発される輸入は、輸入係数を介して計算されることとなる。

ここで輸入は、輸出を除く国内最終需要によって誘発されるものと、輸出によって誘発されるものとに区別され、それぞれの場合について輸入係数が計算される。両者を総合したものが「総合輸入係数」である。

これを数式によって説明すると、次のとおりとなる。

我が国においては、逆行列係数は、第2節で述べたとおり、一般的には

$$[I - (I - \hat{M})A]^{-1}[(I - \hat{M})F + E] \text{型}$$

が利用されており、その計算に当たっては、輸入品の再輸出は対象としない。即ち輸出の中には輸入は含まれないとして、輸入係数は次のように定義されていた。

$$m_i = \frac{M_i}{(AX_i) + F_i} \quad \hat{M} = \begin{bmatrix} m_1 & & 0 \\ & \ddots & \\ 0 & & m_n \end{bmatrix}$$

$$\therefore M = \hat{M}(AX + F) \dots\dots\dots \text{①}$$

国内生産額は

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1}[(I - \hat{M})F + E] \dots\dots\dots \text{②}$$

であり、逆行列係数をBで表し、①式に代入して展開すると、

$$M = \hat{M}AB(I - \hat{M})F + \hat{M}ABE + \hat{M}F \\ = (\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M})F + \hat{M}ABE \dots\dots\dots \text{③}$$

となる。即ち、輸入Mは、輸出を除く国内最終需要Fによって誘発されるものと、輸出Eによって誘発されるものとに分離され、輸入係数についても国内最終需要に対応する

$$\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M}$$

と、輸出に対応する

$$\hat{M}AB$$

とに区分されることになる。各列部門について両者をそれぞれ計算し、合計したものが、各産業部門の総合輸入係数である。

なお、 $\hat{M}AB$ は、逆行列係数Bに、輸入品の投入係数 $\hat{M}A$ を乗じたものとして理解される。

2. 最終需要項目別輸入誘発額、同誘発係数及び同誘発依存度

輸入が最終需要の各項目によってどれだけ誘発されたのか、その内訳を示したのが「最終需要項目別輸入誘発額」であり、前記1の輸入係数

$$\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M}$$

(労働力投入量L)

	部門 1	部門 2	部門 3	雇 用 表
常用雇用者	l_{11}	l_{12}	l_{13}	
有給役員	l_{21}	l_{22}	l_{23}	
.....	
国内生産額	X_1	X_2	X_3	

(労働力投入係数L')

	部門 1	部門 2	部門 3
常用雇用者	l'_{11}	l'_{12}	l'_{13}
有給役員	l'_{21}	l'_{22}	l'_{23}
.....

L'Bが「労働誘発係数」の行列であり、各部門の列和は、それぞれの部門に対する最終需要が1単位だけ生じた場合に、直接間接に必要となる労働誘発の大きさを示すものとなっている。

また、最終需要 Y^d は、家計消費支出、一般政府消費支出、国内総固定資本形成、輸出等からなり、これを

$$Y^d = Y_1^d + Y_2^d + Y_3^d + Y_4^d + \dots + Y_m^d \dots \textcircled{3}$$

のように表せば、②、③式から

$$\begin{aligned} L &= L' B (Y_1^d + Y_2^d + Y_3^d + Y_4^d \dots + Y_m^d) \\ &= L' B Y_1^d + L' B Y_2^d + L' B Y_3^d + L' B Y_4^d + \dots \\ &\quad + L' B Y_m^d \dots \textcircled{4} \end{aligned}$$

が得られる。右辺の各項は、最終需要の各項目によって誘発される労働量となっている。

産業連関分析を行う上では、投入係数は、対象年次においては安定的であり、変化しないという仮定が置かれているが、労働力の産業連関分析を行う上でも同様であり、労働力投入係数は安定的であるという仮定が置かれている。

しかし、このことについては、投入係数の場合は現実にも安定的であり、格別問題は生じないが、労働力投入係数の場合は必ずしも安定的であるとは言えない事情がある。例えば、ある部門の生産額が2倍になったとしても、生産規模の拡大や操業度の引き上げによって対処することが可能であり、必ずしも労働投入量を2倍にする必要はないからである。従って、労働力の産業連関分析を行う場合には、このような限

界を考慮することが必要である。

2. 労働誘発に関する影響力係数と感応度係数

逆行列係数の行列から影響力係数と感応度係数が計算されたように、労働誘発係数の行列L'Bからも労働誘発に関する影響力係数と感応度係数が計算される。

(1) 影響力係数

ある部門の最終需要が1単位だけ増加した場合、各部門の労働需要に対してどれだけの影響を与えることになるのか、その程度を部門間で比較する場合に用いられる指標である。次の2種類がある。

「第1種影響力係数」は、

$$\text{部門別第1種影響力係数} = \frac{\text{労働誘発係数の各列和}}{\text{労働誘発係数の列和全体の平均値}} \dots \textcircled{5}$$

のように計算される。この影響力係数が大きいほど、その部門の最終需要1単位によって誘発される各部門の労働需要量が相対的に大きいことを表す。

この第1種影響力係数は、その部門自身に対する直接間接の労働誘発効果を含むものであるが、これを除いた他部門に対する労働誘発効果についてだけみたものが「第3種影響力係数」である。労働誘発係数行列の対角線上の要素を0に置き換えた上で、第1種影響力係数と同様の方法で計算される。第3種影響力係数が大きいほど、他部門に対する労働誘発効果が大きいということになる。

(2) 感応度係数

影響力係数は、労働誘発係数の各列和から計算されたものであるが、各行和からも同様の方法で指標を計算することができる。感応度係数と呼ばれるものであり、そのうちの「第1種感応度係数」は、各部門の最終需要がそれぞれ1単位である場合にその部門がどれだけの労働誘発効果を受けるのか、その程度を部門間で比較する場合に用いられる。この第1種感応度係数の高い部門ほど、労働誘発効果を受ける割合が強いということになる。

「第3種感応度係数」は、その部門を除く各部門にそれぞれ1単位の最終需要があった場合に、その部門が受ける労働誘発効果の相対的な大きさを表す。この係数の高い部門は、それだけ他部門の最終需要の動向に影響を受け易いということになる。

3. 職業誘発係数

雇用マトリックス（部門別職業別雇用者数表）を用いることにより職業別の雇用誘発係数を計算することができる。

雇用マトリックスSの各要素をその部門の国内生産額 X_i で除して得られる職業投入係数の行列をS'とすると、労働誘発係数の場合と同様にして、

$$S = S'BY^d \dots\dots\dots \textcircled{6}$$

$$B = (I - A^d)^{-1}$$

が成立する。

(雇用マトリックスS)

		部門 1	部門 2	部門 3	部門 68
職	1	S ₁₁	S ₁₂	S ₁₃	
	2	S ₂₁	S ₂₂	S ₂₃	∴.....	
	3	S ₃₁	S ₃₂	S ₃₃	
業	∴	∴	∴	∴	∴	
	∴	∴	∴	∴	∴	
	∴	∴	∴	∴	∴	
	285	∴	∴	∴	∴	
国内生 産額	X ₁	X ₂	X ₃		

雇用マトリックス

(注) 職業には有給役員が含まれる。

(職業投入係数S')

		部門 1	部門 2	部門 3	部門 68
職	1	S' ₁₁	S' ₁₂	S' ₁₃	
	2	S' ₂₁	S' ₂₂	S' ₂₃	
	3	S' ₃₁	S' ₃₂	S' ₃₃	
業	∴	∴	∴	∴	∴	
	∴	∴	∴	∴	∴	
	∴	∴	∴	∴	∴	
	285	∴	∴	∴	∴	

$$\therefore S'_{ij} = \frac{S_{ij}}{X_j}$$

S'Bが「職業誘発係数」の行列であり、その部門の最終需要1単位によって直接間接に必要な職業別の雇用者数を表している。

これは、労働誘発係数L'Bにおいて、労働力投入係数L'の代りに雇用者投入係数を用いた「雇用誘発係数」と、また、L'の代りに就業者投入係数を用いた「就業誘発係数」と同様の意味を持っている。

4. 最終需要項目別労働誘発数及び同誘発依存度

既に述べたとおり、最終需要Y^dを項目別に分解し、次のように表せば

$$Y^d = Y_1^d + Y_2^d + Y_3^d + Y_4^d + \dots + Y_n^d \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

$$L = L'BY_1^d + L'BY_2^d + L'BY_3^d + L'BY_4^d + \dots + L'BY_n^d \dots\dots\dots \textcircled{4}$$

が得られる。これにより最終需要項目別の労働誘発数が得られ、また、各部門の雇用者又は就業者がどの最終需要項目にどの程度依存しているかが、いずれも各部門別に明らかにされる。

また、④式において、労働力投入係数L'の代りに職業投入係数S'を用いることとすれば、

$$S = S'BY_1^d + S'BY_2^d + S'BY_3^d + S'BY_4^d + \dots + S'BY_n^d \dots\dots\dots \textcircled{7}$$

となり、特定の最終需要項目によって必要となる雇用者の職業分布の状況を部門別に明らかにすることが可能となる。

第5章 付帯表の種類とその内容

産業連関表の取引基本表は、昭和55年表の場合については行541、列406の部門に分類した財貨・サービスを対象とし、それらの部門間の取引実態を漏れなく観察・記録し、その結果を一覧表の形にまとめ上げたものである。膨大な数に上る多種多様な取引実態を内容とするものであるだけに、その作成に当たって、幾つかの前提や特殊な取扱いが必要となっている。

このため、取引基本表を利用するに当たっては、このような作表上の制約を補うとともに、一覧表としての取引基本表からでは得られない補助的な情報を用意することが必要となり、以下に述べるような各種の付帯表が、それぞれの利用目的に応じて作成されている。

1 国内貨物運賃表及び商業マージン表

(1) 国内貨物運賃表及び商業マージン表の概念

国内貨物運賃表及び商業マージン表は、各部門間等の取引に関し、それぞれどれだけの流通経費、即ち国内貨物運賃及び商業マージンが必要であったのかを、一覧表に表したものである。

取引基本表には、このような流通経費の取扱いの相違によって、生産者価格評価表と購入者価格評価表との二つがあることは前述（第2章第2節）のとおりであるが、これら両表については、そのままでは各部門間等の取引に関し、どれだけの流通経費が必要であったのかを読み取ることはできない。生産者価格評価表では、各列部門及び最終需要部門の支払った各項目の流通経費の合計額が計上されているのみであり、また、購入者価格評価表の場合では、各部門間等の取引額の中に流通経費が含まれているが、その内訳としての流通経費がどれだけであるかについては示されていないからである。

このため、右図に示したように、取引基本表から国内貨物運賃及び商業マージンの部分を抜き出すことによって、それぞれ国内貨物運賃表及び商業マージン表が作成され、取引基本表を補完することになっている。

ただし、実際には、国内貨物運賃表及び商業マージン表は、生産者価格評価表と購入者価格評価表とを連結させる役割を果たすものであり、これら両表の作成と合わせて一体的に作成されている。

(2) 国内貨物運賃表及び商業マージン表の種類とその範囲

国内貨物運賃表は、営業輸送活動から生ずる国内貨物運賃及び料金並びに倉庫料金について作成されることとされており、その内訳は、次のとおりとなっている。

〈第5-1図 取引基本表と国内貨物運賃表及び商業マージン表との関係〉

生産者価格評価表（ひな型）

		中間需要					最終需要	国内生産額
		A	B	C	運輸	商業	
中間投入	A	20				 100	300
	B	40	40	70	40	10		
	C	110						
	運輸	□	40	□	□	□ □	70
商業	□	40	□	□	□ □	90	
粗付加価値						
国内生産額		300						

(注) 行部門に一括計上された「国内貨物運賃」及び「商業マージン」を各行部門に割り振ることによって「国内貨物運賃表」及び「商業マージン表」が作成される。

購入者価格評価表（ひな型）

		中間需要					最終需要	需要合計	控貨物	除商業マージン	国内生産額
		A	B	C	運輸	商業				
中間投入	A	30 (5+5)					125 (7+18)	410	-40	-70	300
	B	55	55	90	70	15					
	C	165 (30+25)									
	運輸	0					0	70	0	70	
商業	0					0	0	90	90		
粗付加価値									
国内生産額		300									

(注) ()内は、(国内貨物運賃+商業マージン)であり、内数である。これらを抜き出して一覧表にしたのが「国内貨物運賃表」及び「商業マージン表」である。

国内貨物運賃表 (ひな型)

	中間需要					最終需要	合計	
	A	B	C	運輸	商業		
中間投入	A	5						
	B	10	5	5	10	3	7	40
	C	30						
	運輸	-40						-70
	商業	-						-
合計	0						0	

(注) 国内貨物運賃表は、機関別に8種類作成される。

商業マージン表 (ひな型)

	中間需要					最終需要	合計	
	A	B	C	D	商業		
中間投入	A	5						
	B	5	10	15	20	218	70
	C	25						
	運輸	-						-
	商業	-40						-90
合計	0						0	

(注) 商業マージン表は、卸売及び小売の2種類が作成される。

- 1 国有鉄道 (貨物)
- 2 地方鉄道・軌道 (貨物)
- 3 道路貨物輸送
- 4 通運
- 5 沿海・内水面貨物輸送
- 6 港湾運送
- 7 国内航空貨物輸送
- 8 倉庫

商業マージン表は、卸売及び小売の各流通サービスごとに作成されることとなっているが、その際、輸入品の価格 (CIF価格) に含まれない外国商社から提供されたサービスや中古品の取引に係る商業マージン等のいわゆるコスト商業 (第2章第4節参照) については、対象にされていない。また、商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、そのまま「貨物運賃」として処理されている。

なお、小売マージンを伴う取引活動の範囲は、卸売や運輸活動と比べて狭いため、小売マージン表の作成対象の範囲は、第5-1表に掲げられた部門に限定されている。

(第5-1表 小売マージンの対象となる部門一覧)

行 符 号	部 門 名
2390-510	民生用繊維既製品
2410-100	木製履物
2410-200	革製履物
2430-100	衣 服
2600-110	木製家具・建具材
2600-190	その他の木製家具
2600-200	金属製家具
2712-400	織 維 板
2800-100	新 聞
2800-920	出 版
3000-200	ゴム製履物
3210-010	揮 発 油
3210-030	灯 油
3210-040	軽 油
3291-200	煉炭・豆炭
3502-100	家庭用金属製品
3910-200	度量衡器・計量器
3930-100	時 計
3990-100	玩具・運動用品 (ゴム製を除く)
3990-200	楽 器
3990-300	合成樹脂製品
3990-500	身辺細貨品
3990-600	その他の製造品

(以下は、農林部門に対するものに限定される。)

3118-111	硫 安
3118-112	尿 素
3118-113	塩 安
3118-114	硝 安
3118-115	高度化成肥料
3118-120	りん酸質肥料
3118-130	石灰窒素
3118-190	その他の化学肥料
3118-200	農薬

列 部 門

列 符 号	部 門 名
4003-00	建設補修
6110-00	卸 売
6120-00	小 売
6401-00	不動産仲介業
8220-03	医薬 (医業)
8290-03	対家計民間非営利団体 (除別掲)
8300-10	広 告
8300-50	法務・財務・会計サービス
8300-60	土木建築サービス
8300-90	その他の対事業所サービス
8302-30	貸自動車業
8400-22	映 画 館
8400-91	劇場・興行場
8400-92	遊 戯 場
8400-93	その他の娯楽施設
8400-94	興 行 団
8400-99	その他の娯楽
8501-01	遊興飲食店
8501-09	その他の飲食店
8509-10	旅館・その他の宿泊所
8509-20	洗濯・洗張・染物業
8509-30	理 容 業
8509-40	美 容 業
8509-50	浴 場 業
8509-60	写 真 業
8509-70	葬 儀 業
8509-80	各種修理業 (別掲を除く)
8509-90	その他の対個人サービス
8600-00	事務用品
9110-00	家計外消費支出
9121-00	家計消費支出
9122-00	対家計民間非営利団体消費支出

(3) 国内貨物運賃表及び商業マージン表の作成方法

国内貨物運賃表及び商業マージン表は、それぞれほとんど同じ要領で作成されることとされているので、ここでは国内貨物運賃表を例として、その作成方法の概要を説明することとする。

① 運輸部門の国内生産額の推計・確定

コスト運賃を含む運輸部門の国内生産額としての「貨物運賃額」を、8機関別に推計し、確定する。

② 行部門 (輸送商品) 別貨物運賃額の推計・確定

8機関別に確定された貨物運賃額について、それぞれ、まず、大きく輸送商品群別に分割・推計し、順次、小さな商品群について分割・推計を進め、最終的に各行部門 (輸送商品) 別の貨物運賃額を推計・確定する。

③ 行部門 (輸送商品) 別のコスト運賃額の分離

行部門別に確定された貨物運賃額から、別途推計されたコスト運賃額を分離する。

			CT
運輸			①
CT			

運輸部門の国内生産額 (CT) ①を8機関別に推計・確定する。

	CT	F
		②
	①	
		②

行部門別の貨物運賃額 (F) ②を推計する。②の計は①に等しい。

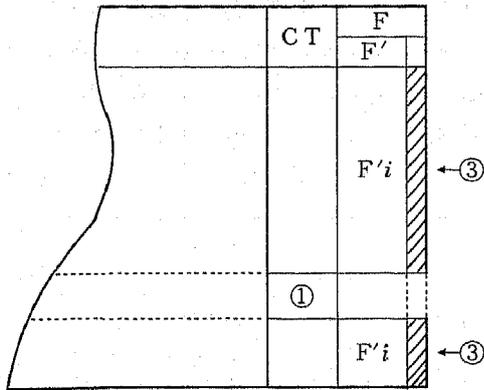
④ 運賃対象取引額の計算

各行部門の財貨については、そのすべてに対して貨物運賃が支払われているとは限らないのであり、産出先 (列部門) 別に、取引額のうちどれだけの部分が運賃の対象にならなかったものであるのか、その比率 (運賃非対象率) m_j が、

- 自工場消費分の有無とその割合
- 自家輸送分の割合
- パイプライン輸送の有無

- 輸送距離の長短
- 割引運賃の適用の有無

等を勘案した上で決定される。



行部門別の貨物運賃額②からコスト運賃③を控除し、運賃表対象の貨物運賃額 $F'i$ を求める。

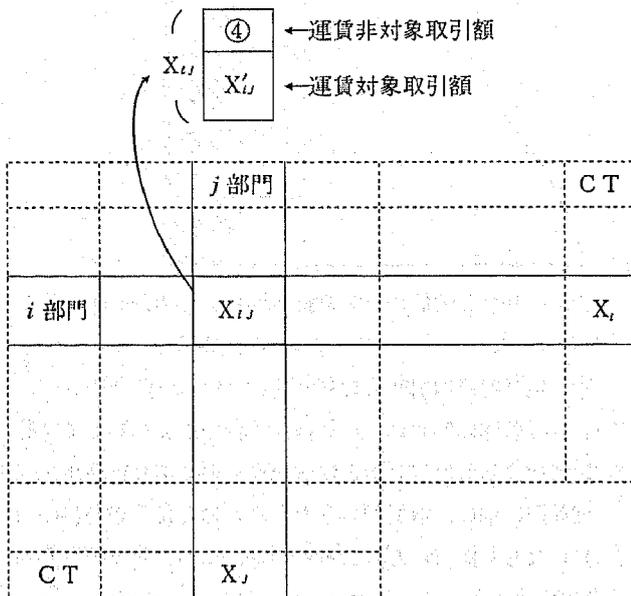
このようにして計算された運賃非対象率を用いて、各行部門の財貨の産出先別の「運賃対象取引額」が、次のようにして計算される。

$$X'_{ij} = X_{ij} (1 - n_{ij})$$

⑤ 貨物運賃額の計算

行部門別のコスト運賃を除く貨物運賃額を $F'i$ とすれば、各行部門の運賃率は $\frac{F'i}{X'i}$ となる。この運賃率を用いて、各マス目の「運賃額」が次のように計算されることとなる。

$$F'_{ij} = X'_{ij} \cdot \frac{F'i}{X'i}$$



$$\frac{\textcircled{4}}{X'_{ij}} = n_{ij} = \text{運賃非対象率}$$

$$\sum_j X'_{ij} = X'_i = i \text{ 部門の運賃対象取引額}$$

なお、商業マージン表の作成に当たって、「運賃非対象率」に対応する「商業マージン非対象率」は、まず、自工場消費、自社他工場消費、他社直売及び卸売についての小売直売が商業マージンの非対象取引として除外され、次いで、各商品の産出先別に、割引マージン率の有無、リベートの有無、流通系統の違い、多段階流通（1次卸、2次卸、3次卸等）の有無等を勘案しつつ、卸売及び小売別に計算されている。

2. 輸入表

(1) 輸入表の概念

取引基本表における「輸入」の取扱い方法には、大別して二つの方式がある。一つは、同じ品目であれば、輸入品も国産品も同じであるとする「競争輸入型」の方式であり、他の一つは、輸入品と国産品とは、その生産された経済圏が異なるという理由で、相互に区別して取り扱う「非競争輸入型」の方式である。

我が国の取引基本表では、前者の「競争輸入型」（厳密には「競争・非競争輸入型」）の方式が採用されていることは、第2章第4節の「輸入」の項で説明したとおりであるが、このため、各行部門の取引額は、すべて輸入品と国産品との合計額が計上されることとなっている。

「輸入表」は、このような取引基本表から輸入品に係る取引額を抜き出して一覧表にまとめたものである。これにより、どのような輸入品が、どの部門で、どれだけ消費されているのかを明らかにすることができるようになっている。

〈第5-2図 取引基本表と輸入表との関係〉

①生産者価格評価表（ひな型）

	A B C D				消費 投資 輸出 (輸 控除) 輸入				国産内額
	A	B	C	D	消費	投資	輸出	控除	
A	...	60 (10)
B	20 (5)	10 (0)	50 (15)	10 (0)	20 (10)	15 (5)	10 (0)	-35 (-)	100
C	...	10 (5)
D	...	5 (0)
粗付加価値
国産内額	...	100

(注) ()内が輸入品に係る取引額であり、内数である。輸入表は、この輸入品に係る取引額を取り出して一覧表にしたものである。

②輸入表（ひな型）

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	計
A	...	10
B	5	0	15	0	10	5	0	35
C	...	5
D	...	0
計	...	15

(注) 取引基本表の作成に当たって、輸入品の再輸出は除外することとされているため、輸入表において「輸出」の欄は、概念的には不要であるが、推計資料の関係で輸入品の再輸出が完全には排除されていないため、「輸出」が存置されている。

なお、この場合の輸入品の取引額は、CIF価格に関税及び輸入品商品税を加えたもので評価されたものとなっている。

(2) 輸入表の作成方法

輸入表の作成に関しては、まず、普通貿易統計（大蔵省）を組替え集計することにより行部門（商品）別の輸入額が計算され、次いで、この行部門別の輸入額が、どの列部門で、どれだけ消費されたのが、各種の資料を用いて推計されている。

推計資料の不備な行部門については、個別的な資料に基づいて特定の列部門の輸入額を確定した後、残りの部分について、その行部門の輸入率（輸入額／総供給額）を用いて機械的に計算されている。

3. 副産物・屑の発生及び投入表

(1) 副産物・屑の発生及び投入表の概念

取引基本表の作成に当たって、「副産物」及び「屑」の取扱いに関しては、特殊な方式が用いられる。我が国では、原則として「マイナス投入方式」（ストーン方式）によることとされている（第2章第4節の【副産物及び屑】の項参照）ため、取引基本表には副産物及び屑の発生額（マイナス計上）及び投入額（プラス計上）が含まれた計数が計上されている。

「副産物・屑の発生及び投入表」は、このような取引基本表から副産物及び屑の部分抜き出して、下図のように一覧表にしたものであり、これにより、副産物及び屑の発生状況とそれらの投入状況とを明らかにしたものである。

(2) 副産物・屑の発生及び投入表の作成方法

「副産物」及び「屑」に関しては、取引基本表の部門設定に当たって、次のような特殊分類が設定されており、部門符号の後にそれぞれに対応する特殊符号を付すことによ

(第5-3図 取引基本表と副産物・屑発生及び投入表との関係)

① 生産者価格評価表（ひな型）

	A	B	C	D	最終需要	国生産内額
A		70 (5)				
B	60 (5)	20 (0)	10 (△30)	70 (20)40 (5)	200 (0)
C		40 (0)				
D		50 (10)				
粗付加価値	 30				
国内生産額		200				

(注) ()内は、副産物又は屑の発生額（マイナス）及び投入額（プラス）であり、内数である。

副産物・屑の発生及び投入表は、この副産物及び屑の発生額及び投入額を取り出して一覧表にしたものである。

② 副産物・屑の発生及び投入表（ひな型）

		A	B	C	D	最終需要	計
競合部門	A {						
	発生額		-				
	投入額		5				
	B {						
発生額		-	△30	--	△30	
投入額		5	0	205	30	
C {							
発生額			-				
投入額			0				
D {							
発生額				-			
投入額				10			
計 {							
発生額				-			
投入額				15			

て、成品取引と区別した取扱いが行われている。

特殊符号	特殊分類名
2	屑投入
3	屑発生
4	副産物投入
5	副産物発生

このため、取引基本表が作成された段階において、これらの特殊符号の付された副産物及び屑に係る取引額を抜き

出すことによって、「副産物・屑の発生及び投入表」を簡単に作表することができるようになっている。

実際に、どの列部門が、どのような副産物又は屑を発生させ、又は投入しているかについては、まず、副産物については、列部門別の発生額が工業統計等によって把握され、その産出先（投入部門）については、それらの副産物が一般に主生産物として生産されたものと品質等の面で相違がないため、部門の特定されたものを除き、原則として各列部門の消費額の比率で一律的に配分されている。

また、屑のうち鉄屑及び非鉄金属屑については、鉄鋼統計年報等により全消費量が把握され、これを総投入額として各需要部門に配分することとされているが、発生額については、供給源に関する資料が不備であるため、各産業部門における鋼材等の投入額等を参考として、部門別の発生額を推計し、投入額とのバランスがとられている。

その他の屑については、部門別の発生額が、それぞれの資料に基づいて推計され、各需要部門に産出されている。

4. 物量表

(1) 物量表の概念

「物量表」は、主要財貨に関する物量表示の産出表であり、取引基本表の生産者価格評価表を補完するものとして位置づけられている。

産業連関分析を行う上では、投入係数の安定性という観点から、部門間等の取引が実物量でとらえられている取引基本表が理想であるが、実際には、ヨコの行部門については、基本的には同一種類の財貨であるため、同じ尺度で実物量を測定することができるが、タテの列部門については、投入する原材料等の種類がそれぞれ異なり、同一の数量単位でその大きさを計測することが不可能であるため、行及び列部門に共通の【取引金額】を尺度として取引基本表を作成せざるを得ないこととなっている（第2章第2節 参照）。

しかし、その際、各取引金額が実際価格によって評価されることとされているため、産出先によって取引単価が異なる場合には取引数量が正確に反映されなくなること、また、行部門の一つ一つには幾つかの細品目が含まれており、それぞれの単価が異なっているため、それらの細品目の構成によって取引金額が変化することとなるが、取引基本表からではそのような相違を読み取ることができないなど、物量分析という観点からは必ずしも十分とは言えない面がある。

「物量表」は、このような点をできるだけ補完するために作成されるものであり、主要物資を始めとして、産出先別に取引単価の大きく異なるものや細品目別の構成の異なる

ものなどを取り上げて、それぞれの産出先別の取引数量を明らかにしたものである。

(第5-4図 取引基本表と物量表との関係)

① 生産者価格評価表(ひな型)

	A	B	C	D	消費 費	投資	輸出	国内 生産 内額
A
B	600 (40×15)	150 (10×15)	500 (25×20)	250 (10×25)	120 (4×30)	180 (9×20)	100 (5×20)	1900
C
D
粗 付 加 価 値				
国 内 生 産 額	...	1900				

(注) ()内は、(数量×単価)である。物量表は、この数量の部分を取り出して一覧表にしたものである。

② 物量表(ひな型)

		A	B	C	D	消費 費	投資	輸出	合計
主 要 財 貨	A { 数 量 (単 位) 金 額
	B { 数 量 (TNE) 金 額	40	10	25	10	4	9	5	103
	C { 数 量 (単 位) 金 額	600	150	500	250	120	180	100	1900

(注) 物量表は、産出先別の取引数量が共通の単位で計測することのできる財貨についてのみ作成される。

(2) 物量表の作成方法

物量表における産出先別の取引数量は、基本的には、産出先別の取引単価が推計され、これを用いて計算される(取引金額/取引単価)こととされているが、細品目の構成が多様であるため、産出先別の取引単価が得られない行部門については、まず、行部門全体の平均単価を推計し、この平均単価を用いて産出先別の取引数量を一律的に計算し、その上で投入側(列部門)の個別的な資料に基づいて必要な補正を行うこととされている。

なお、一つの行部門を構成する細品目の数量単位が、相互に異なったものである場合には、「第1数量単位」、「第2数量単位」などのように分離して表示されている。

5. 雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)

(1) 雇用表の概念

「雇用表」は、基本的には、取引基本表の粗付加価値部門の「雇用者所得」について、これを有給役員数及び雇用者数に置き換えたものであり、これに「営業余剰」に属する自営業者数及び原則として無給の家族従業者数を加えて、年平均従業者数という形で表したものである。

この雇用表からは、投入係数、生産誘発係数等に対応する労働投入係数、労働誘発係数等が計算される。労働投入係数は、単位生産額当たりの必要労働量を示すものであり、一般的には労働生産性の逆数に相当するものである。労働誘発係数は、最終需要が1単位増加したとき、財貨・サービスの生産が直接・間接に誘発されることとなるが、これらの直接・間接に誘発された財貨・サービスの生産のために必要とされる各部門別の労働量を示すものである。

これらの係数を用いることにより、最終需要の変化をもたらす雇用需要への波及過程と雇用需要の総量を把握することができるため、労働力流動や就業構造の分析、経済変動の雇用面への影響に関する分析、さらには雇用需要の将来予測等が可能となる。

(2) 雇用表の作成方法

雇用表における「有給役員数」及び「雇用者数」は、取引基本表の粗付加価値部門の「雇用者所得」の推計の基礎となるものであり、主として事業所統計や工業統計表など

〈第5-5図 取引基本表と雇用表との関係〉

① 取引基本表

	A B C D (計)	最終需要	国内生産額
A B C D (計)			
粗付加価値	雇用者所得	}	}
	営業余剰		
国内生産額			

(注) 自営業者の所得は、営業余剰の一部を占めるにすぎないため、また、家族従業者は原則として無給であるため、それぞれの人数は、粗付加価値額とは無関係に推計される。

② 雇用表

	A B C D (計)	
従業員総数		合計
有給役員数		
常用雇用者数		
臨時・日雇雇用者数		
自営業者数 家族従業者数		

(注) 実際の雇用表は、表頭と表側とが入れ換えとなっている。(第5-6図参照)

の需要側の資料に基づいて、部門別に推計され、それらの資料による推計が困難な農林水産業部門については国勢調査等が、また、公務及び公営企業部門についてはそれぞれの決算書等の資料が利用されている。(推計方法の詳細については第3章第2節の「粗付加価値」の項参照)

雇用者所得の「賃金・俸給」は、基本的には、このようにして推計された有給役員数及び雇用者(常用及び臨時・日雇)数に、別途推計されたそれぞれの平均賃金を乗じて計算されている。

自営業者数及び家族従業者数については、原則として国勢調査及び就業構造基本調査の結果を利用して推計されている。

6. 雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数)

(1) 雇用マトリックスの概念

雇用マトリックスは、前記の雇用表から得られた生産活動部門別の有給役員及び雇用者について、さらにその職業別の内訳を明らかにしたものである。これにより、経済構造の変動等に伴い、どのような職業の雇用者が、どれだけ必要となるかなどの分析が容易に行うことができるようになってきている。

(2) 雇用マトリックスの作成方法

雇用マトリックスの作成に関しては、まず、国勢調査結果から産業別の職業構成比が求められる。次いで、この場合の「産業」が、産業連関表の「部門」とは概念が異なるため、これを産業連関表の統合小分類(164部門)の部門の

概念に変換し、それに対応した職業構成比が計算される。

(注) 国勢調査結果の「産業」は、『事業所』を単位として分類されたものである。

これに対して産業連関表の「部門」は、財貨・サービスの種類によるものであり、言わば『生産活動単位』による分類に対応するものとなっており、国勢調査における「産業」とは異なったもの。

〈第5-6図 雇用表と雇用マトリックスとの関係〉

① 雇用表

		従業者総数	自営業者	家族従業者	有給役員・雇用者	有給役員	雇用者	常雇	臨時・日雇	一雇人当たり有給役員得	一雇人当たり所得
生産活動部門	A B C D										
	計										

(注) 生産活動部門別の有給役員及び雇用者を職業別に分解したものが「雇用マトリックス」である。

② 雇用マトリックス

		職業	
生産活動部門	A B C D		
	計		

(注) 「職業」は、「分類不能」を含めて285職種に分類されている。

生産活動部門は、統合中分類の72部門（実際には「自家輸送」、「事務用品」、「こん包」及び「分類不明」を除く68部門）である。

このようにして産業連関表の164部門別に変換・計算された職業構成比と、雇用表から得られた部門別の雇用者数（有給役員を除く。）とを乗じて、164部門別の職業別雇用者数が計算される。これをさらに統合中分類の72部門（ただし、「自家輸送」、「事務用品」、「梱包」及び「分類不明」が除かれているので、実際には68部門である。164部門においても同じ。）に統合した上で、再度、国勢調査結果と照合し、必要な調整が行われる。

最後に、雇用表から得られた有給役員の数字を、そのまま「会社・団体等の役員」として計上し、「雇用マトリックス」の完成となる。

7. 固定資本マトリックス

(1) 固定資本マトリックスの概念

産業連関表における「固定資本形成」は、基本的には、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上の建設物、機械、装置等の再生産可能な資本財の取引額、並びに資本用役を提供する家畜及び果樹等の成長増加分をその内容としている。（詳細は第3章第2節の「最終需要」の項参照）

〈第5-7図 取引基本表と固定資本マトリックスとの関係〉

① 取引基本表

	A	B	C	消費	投資	輸出	国内生産内額
A							国内総固定資本形成(政府)	国内総固定資本形成(民間)	
B	□	□	□					
C									
...									
...									
粗付加価値									
国内生産額									

(注) 最終需要欄に一括計上された固定資本形成を、産出先の部門に振り分けて一覧表にしたものが「固定資本マトリックス」である。

② 固定資本マトリックス

		資本機能		計
		生産資本	公共資本	
資本財	A { 政府資本 民間資本			
	B { 政府資本 民間資本	□ □ □	□ □	□
	C { 政府資本 民間資本	□ □ □	-- -- -- --	□
計 { 政府資本 民間資本				

取引基本表においては、このような固定資本形成の取扱

いに関しては、最終需要の「国内総固定資本形成（政府）」及び「国内総固定資本形成（民間）」に位置づけた上で、資本財別にその総額を一括計上するにとどまり、どの部門において資本形成が行われたのかについては示されていない。

「固定資本マトリックス」は、このような取引基本表を補完するものであり、上図に示したように、政府資本及び民間資本別に、どの列部門が、どのような資本財を、どれだけ購入（資本形成）したのかを明らかにしたものである。これにより、各列部門における資本形成額を内生変数として扱う動学的な産業連関分析等を行うことができるようになっていく。

上図の固定資本マトリックスの表頭の資本機能は、資本形成を行った部門を表し、原則として統合中分類（72部門）を基礎として設定されているが、さらに下位の部門内訳の把握されたものについては、その部門内訳が特掲されている。

また、生産資本と公共資本とに大別されているが、両者を厳密に区別することは非常に困難なことであるため、便宜的に次に掲げるもののみが「公共資本」であるとして限定し、その他のものはすべて「生産資本」として扱われている。

(2) 固定資本マトリックスの作成方法

固定資本マトリックスの作成に関しては、まず、政府資本及び民間資本の別に、資本財ごとに資本財機器産業別需要構造調査、機械受注統計、法人企業投資実績統計、工業統計、建築着工統計などの資料に基づき、産出先（資本形成部門）の内訳を推計し、これを投入部門側からの個別的

な情報に基づき、必要な補正を行うことによって作成されている。

8. 産業別商品産出構成表(V表)

(1) 産業別商品産出構成表の概念

産業連関表の取引基本表は、基本的には『商品×商品』の関係としてとらえられているものであり、内生部門を構成する各部門は、原則として財貨・サービスの種類に応じて設定されている。

このことは、複数の種類の財貨・サービスを生産している事業所を例にとると、通常の統計ではその主たる財貨・サービスの種類に応じて分類が決定されることとなっているが、産業連関表の場合にはそれぞれの財貨・サービスの種類に応じて、該当する複数の部門に格付けされることを意味する。

従って、産業連関分析によって得られた結果を現実の産業活動の結果と結びつけて考えるためには、産業とその産業が生産している商品との対応づけを行う必要が生ずる。このような目的で作成されるのが「産業別商品産出構成表」であり、言わば『産業×商品』の表である。

なお、国際連合の提唱する新SNAでは、まずこの産業別商品産出表及び『商品×産業』の産業別商品投入表を作成し、この両表から間接的に『商品×商品』の産業連関表を作成することとしている。

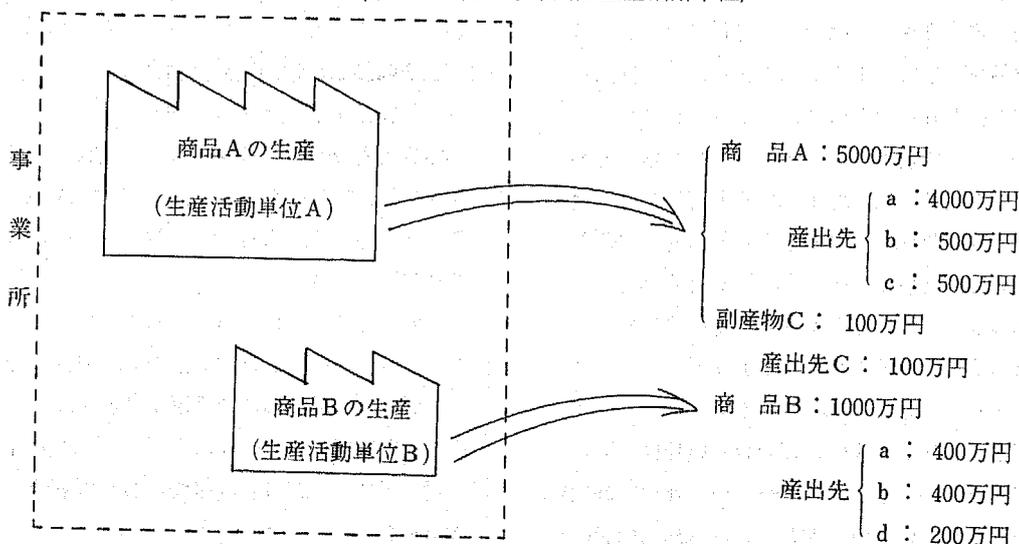
(2) 産業別商品産出構成表の作成方法

産業別商品産出構成表の作成に関しては、まず、製造業部門については、工業統計により事業所の品目別の出荷額がとらえられているので、これを産業別商品産出構成表の

〈第5-2表 公共資本の範囲〉

分類名	範囲
道路	道路(国道・都道府県道・市町村道)・街路・道路の復旧、維持及び管理・特別失業対策事業・雪害防止事業(日本道路公団等の有料道路は「道路貨物輸送施設提供」)
港湾	港湾及びその付帯施設(漁港及びその付帯施設は「漁業」)
空港	空港整備特別会計の「整備勘定」の空港及びその付帯施設(「維持運営勘定」分は「運輸(航空付帯サービス)」)
環境衛生	国営公園・都市公園・都市下水路・共同溝・国民体育施設(水道施設、終末処理施設及び清掃施設は「水道(廃棄物処理を含む)」)
国土保全	治山(国有林野特別会計治山勘定)・治水(河川改修、砂防及び多目的ダム)・海岸整備・保安林・地盤沈下対策・災害復旧事業
土地造成	宅地造成・工業用地造成・干拓
住宅	家計用住宅・公営、公庫及び公団の分譲住宅(分譲済のものは「民間資本」、分譲されていないものは「政府資本」)(賃貸住宅並びに政府及び産業の給与住宅は「不動産業(住宅賃貸料)」)

〈第5-8図 事業所と生産活動単位〉



(説明) この事業所は、産業分類では、その主たる商品Aにより「A産業」に格付けされ、生産額6100万円となるが、産業連関表の部門分類では「商品A」及び「商品B」に格付けされ、その生産額は、それぞれ5000万円及び1000万円となる。副産物Cは、取引基本表がマイナス投入方式により作成されるため、国内生産額としては計上されない。

部門分類に合わせて組替え集計を行うことによって、必要な計数が求められる。

その他の部門についても、ほぼ同様の方法で各種の統計資料を組替え集計することにより計数が推計される。

取引基本表では、原則として副産物及び屑は国内生産額には計上されていないが産業別商品産出構成表では、これらを加えて表が完成される。

9. 自家輸送マトリックス

(1) 自家輸送マトリックスの概念

取引基本表では、自家輸送、即ち、自家用旅客自動車輸送及び自家用貨物自動車輸送の取扱いに関しては、それらが厳密には運輸部門に格付けされるべき性格のものであり、投入された各種の経費をそれぞれの部門の本来の生産活動の経費と合せて計上することとした場合には、異質の要素

〈第5-9図 取引基本表と産業別商品産出構成表との関係〉

① 取引基本表

単位：万円

		中間需要						最終需要 d	国内 生産 内額
		A	B	C	a	b	c		
中間 投入	A	0	0	0	4000	500	500	0	5000
	B	0	0	0	400	400	0	200	1000
	C	-100	0	0	0	0	100	0	0
	a
	b
	c
	粗付 加価値
国内 生産額	5000	1000	

② 産業別商品産出構成表

単位：万円

		財貨・サービス						計
		A	B	C	a	b	c	
産 業	A	5000	1000	100	0	0	0	6100
	B	0	0	0
	C	0	0	0
	a	0	0	0
	b	0	0	0
	c	0	0	0
計	5000	1000	100	

(注) 1. 表頭の財貨・サービスは、統合中分類(72部門)により部門が設定されているが、その性格により
 ①商品(産業の生産物) ②非商品(政府サービス)
 ③非商品(対家計民間非営利サービス)の区分が行われている。
 2. 表側の産業は、統合中分類(72部門)に対応する

(注) 第5-8図の計数が用いられている。

形で設定されているが、事業所を単位とする分類であり、産業連関表の分類とは、その性質を異にする。表頭と同様、活動主体により① 産業 ② 政府サービス生産者 ③ 対家計民間非営利サービス生産者に区分されている。

が混在し、本来の生産活動の投入構造の安定性が損われることとなる。このため、自家輸送に係る投入経費については、運輸部門とは別に仮設部門として「自家輸送」部門を設定し、各列部門が行の自家輸送部門から直接投入することとされている。

しかし、これらの自家輸送に用いられている石油製品等のエネルギー関連製品のウエイトが高いため、特にエネルギー政策等を立案する上では、具体的にどの部門でどのようなエネルギー関連製品がどれだけ消費されているかを明らかにすることが非常に重要なこととなっている。

このような要請に依って、自家用旅客自動車輸送及び自家用貨物自動車輸送について、それらがそれぞれの部門で行われたものであるのか、また、その際の投入構造はどのようなものであったのかを分解して一覧表にしたものが自家輸送マトリックスであり、各列部門が自家輸送のために用いた燃料のほか、支払った保険料その他の財貨・サービスの内訳が明らかにされている。

〈第5-10図取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係〉

① 取引基本表

	A	B	C	D	自家輸送	E	最終需要	国内生産額
A			(5)					
B		分	(20)					
C			(5)					
D		解	(0)					
自家輸送			30		0		
E			(0)					
粗付加価値					0		
国内生産額								

(注) 取引基本表の行の自家輸送部門に一括計上された自家輸送に係る経費を各行部門別に分解することによって自家輸送マトリックスが作成される。

(2) 自家輸送マトリックスの作成方法

自家輸送マトリックスの作成は、取引基本表の作成と並行して進められるが、その概要は次のとおりとなっている。

① 各列部門が自家輸送活動に要した経費について、自家輸送部門からの直接投入とはせず、まず、投入した財貨・サービス別にその額を推計する。

② 運輸省において、別途、自家輸送部門から各列部門への産出額、即ち各列部門がそれぞれの自家輸送活動のために投入した財貨・サービスの合計額と、自家輸送部門が各行部門から投入した各財貨・サービスの額を推計し、それぞれの部門との調整を行う。(これらの産出額及び投入額の推計方法については、第3章第1節の「運輸省担当部門」の項を参照されたい。)

③ 次に、②で求められた各列部門の自家輸送部門からの直接投入額について、統合中分類(72部門)程度に相当する産業別の車種別自動車保有台数及び車種別自動車1台当たり経費額をもとにして推計された係数を用いて、各財貨・サービス別に分解し、①と調整した上で自家輸送マトリックスとしての計数を確定させる。

なお、最終的な取引基本表は、自家輸送に係る投入額について分解済の取引基本表から、このようにして確定された自家輸送マトリックスに係る計数を差し引き、自家輸送に係る各列部門の投入額をまとめて行の自家輸送部門とし、各列部門が投入した自家輸送に係る財貨・サービス別の合計額を列の自家輸送部門とすることによって作成されている。

② 自家輸送マトリックス

	A	B	C	D	E	最終需要	計
A	:	:	5	:	:	:	
B	:	:	20	:	:	:	
C	:	:	5	:	:	:	
D	:	:	0	:	:	:	
E	:	:	0	:	:	:	
計	30

第6章 電子計算機による計算処理システム

産業連関表の作成に当たっては、大量データの処理と技術計算を行うため、電子計算機に依存するところが多い。

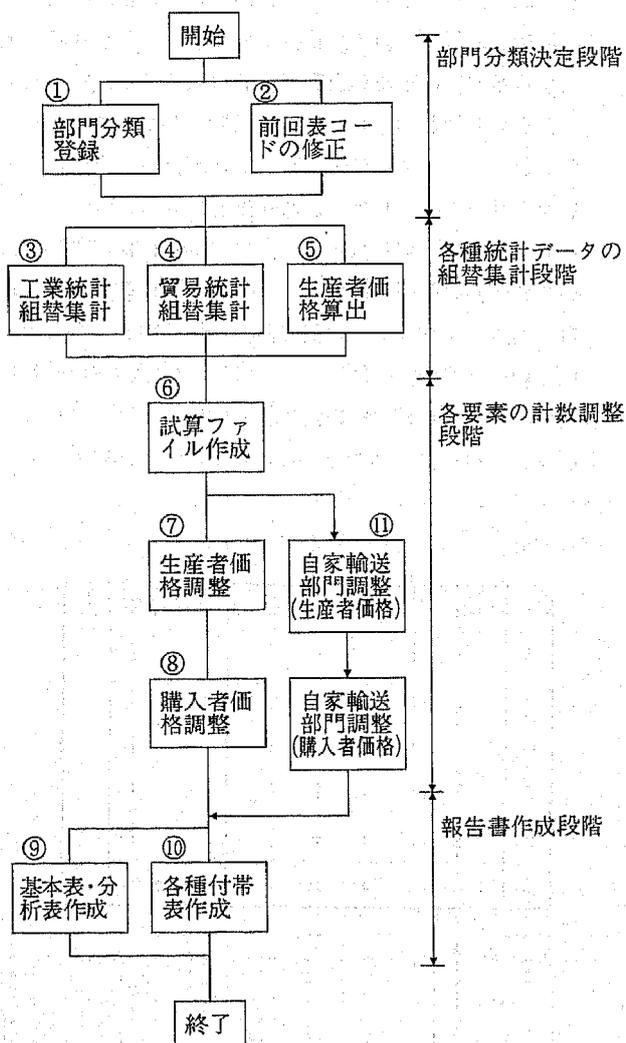
以下に、電子計算機による処理フローの概略を示して、産業連関表の作成手順と電子計算機の役割を説明することとする。

1. システムの概要

(1) 産業連関表作成における各機能とその関連

産業連関表の作成作業は、幾つかの機能に分かれており、各機能ごとに作業も分割されて進められている。産業連関表の作成における機能と各機能の関連を第6-1図に示す。

〈第6-1図 産業連関表作成システムの概要図〉



(2) 各機能の概要

各機能の概要は、次のとおりであり、それぞれの機能ごとの入出力情報は、第6-1表に示したとおりである。なお、各サブシステムの処理内容については、巻末資料

「電子計算機処理フローチャート」を参照されたい。

① 部門分類登録

産業連関表の部門分類コード及び名称（基本分類，統合小分類，統集中分類，統合大分類），担当省庁コード及び名称を登録する。これにより，産業連関表作成作業の開始となる。

② 前回表コードの修正

接続産業連関表，試算ファイル作成のために，前回表，前々回表とのコード対応を行い，今回表コードに変換を行う。

③ 工業統計組替集計

通商産業省から提供される工業統計データを産業連関表コードで集計した組替集計表を作成し，生産額推計の資料とする。

④ 貿易統計組替集計

大蔵省から提供される貿易統計データを産業連関表コードで集計した組替集計表を作成し，生産額推計の資料とする。

⑤ 生産者価格算出

特別調査により調査された購入者価格を前回基本表の計数を参考にして生産者価格に変換し，生産額推計の資料とする。

⑥ 試算ファイル作成

前回基本表の計数，付加価値変化率データ及び推計生産額により，今回用試算ファイルの作成を行う。

⑦ 生産者価格調整

推計作業により投入側から投入額データを，産出側から産出額データを提出し，これにより投入側と産出側データを併記リストに表示し，生産者価格の調整を行う。投入側と産出側のバランス調整がとれるまで繰り返し調整作業が行われる。

⑧ 購入者価格調整

生産者価格に商業マージン，国内貨物運賃を加味した購入者価格を計算し，計数調整のための調整リストを作成する。作成された調整リストを参考にして各要素の計数調整が繰り返し行われる。

⑨ 基本表・分析表作成

基本表として投入表・産出表・生産者価格評価表・購入者価格評価表，分析表として投入係数表・逆行列係数表・最終需要項目別生産誘発額表等の各種報告書を作成

する。

⑩ 各種付帯表作成

付帯表としての雇用表・雇用マトリックス・固定資本マトリックス・物量表等の各種報告書を作成する。

⑪ 自家輸送部門調整

自家輸送部門(自家用旅客自動車輸送, 自家用貨物自動車輸送)を他部門と分離して調整を行い, 必要に応じて他部門データとの整合性をとるための調整用リストの作成を行う。

(第6-1表 システムの各機能の入出力情報)

入力データ名称	機能	出力帳表名称
部門コード 部門名称(5種類)	部門分類 登録	部門分類表
部門コード	前回表コード の修正	前回・今回コード対応 表
工業統計コード変更	工業統計 組替集計	工業統計コード対応表 (産業, 品目), 工業統計 データチェックリスト (4表), 組替集計表(6 表)
貿易統計コード変更 輸出品運賃・マージ ン率	貿易統計 組替集計	貿易統計コード対応表 組替集計表(2表)
調査した購入者価格	生産者価 格算出	購入者・生産者変換表
品目別生産額 付加価値変化率	試算ファ イル作成	品目別生産額表 C・Tリスト
投入額 産出額	生産者価 格調整	併記リスト(投入・産出) 統合併記リスト
非対象率(運賃・マ ージン), 行別運賃マ ージン額, 取引額商業 マージン貨物運賃輸 入額訂正, 輸入品産 出先特定	購入者価 格調整	調整リスト(投入・産出) 屑・副産物表
	基本表・分 析表作成	投入表, 産出表, 生産 者価格評価表, 購入者 価格評価表, 投入係数 表, 逆行列係数表, 商 業マージン表, 国内貨 物運賃表, 輸入表等
雇用表 雇用マトリックス 固定資本マトリク ス物量表, V表	各種付帯 表作成	各入力データによる調 整リスト及び集計結果 表
取引額・商業マ ージン・貨物運賃・輸入 額訂正	自家輸送 部門調整	調整リスト(投入・産出) P表, Q表

2. システムの構成

(1) ソフトウェアの構成

産業連関表作成の各機能をサブシステムとして構成して

いる。また, 各サブシステムは, 複数の処理ステップから構成されており, 処理ステップ単位でプログラムが用意されている。

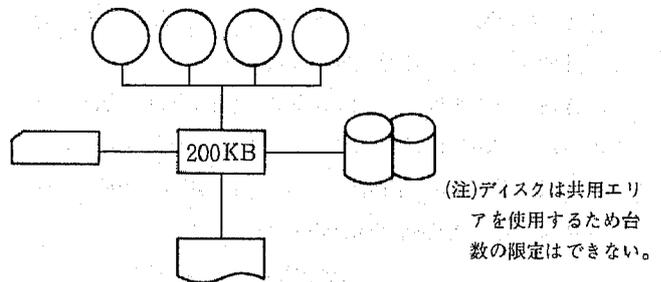
なお, 使用言語は, COBOLである。

(2) ハードウェアの構成

システムの運用は, 行政管理庁電子計算機共同利用施設を利用して行うこととされており, 処理方式はバッチ処理となっている。システムが必要とする利用コンピュータの構成は, 次のとおりである。

- ① 使用メモリ 200KB(システム常駐部分を除く。)
- ② M T 装置 4台
- ③ DISK装置 共用ファイルの使用のみとしエリア制限はない。
- ④ C R 装置 1台
- ⑤ L P 装置 1台

使用最大機器構成図



3. 作成されるファイルの種類と仕様

このシステムで作成する主なファイルは, 次のとおりである。

- ① 部門ファイル
- ② 基本表ファイル(統合表ファイルも同様式)
- ③ 計算用ファイル(投入係数ファイルも同様式)
- ④ マージン表ファイル(評価表ファイル, 逆行列ファイル, 誘発額ファイルも同様式)
- ⑤ 輸入係数ファイル

以下にその仕様の概要を述べることにする。

(1) 部門ファイル

部門分類に関する情報をファイルしたものであり, ここでは列部門及び行部門の名称を参照するために使用される。

- RECORD MODE:固定長
- LABEL:標準ラベル
- RECORD LENGTH:200バイト/レコード
2000バイト/ブロック

- Ⓐ ファイル種別 ファイル種類の識別を行う
- Ⓑ 列行区分 列部門, 行部門の判別
(1=列部門 2=行部門)

ファイル種別	基本分類			統合分類			担当省庁符号	基本分類名称	統合小分類名称	統合中分類名称	統合大分類名称	担当省庁名称	修正回数	
	列区分	部門区分	基本分類符号	小分類符号	中分類符号	大分類符号								
2	1	1	7	4	2	2	2	1	30	30	30	30	26	2

03 12 23 53 83 113 143 173 200

③ 部門区分 内生部門，最終需要部門，付加価値部門の判別

(0 = 内生部門， 3 = 最終需要部門， 4 = 粗付加価値部門)

なお，この項目内容は，列行区分と基本分類符号によりコンピュータで自動作成する。

④ 修正回数 ファイルを修正した回数を示す。

(2) 基本表ファイル(統合表ファイル)

各要素の計数をファイルしたものであり，調整後の確定した計数を使用し，各種報告書に利用する。

統合表ファイルは，各計数を統合部門分類で合計したものであり，項目は基本表ファイルと同じである。

- RECORD MODE:可変長 • LABEL:標準ラベル
- RECORD LENGTH:200バイト/レコード
2000バイト/ブロック

ファイル種別	基本分類			統合分類			省庁		生産者価格	輸 入 (内数)	マージン				
	列コード	行コード	特殊コード	中分類	大分類	列コード	行コード	列コード			行コード	卸	小売	計	
															列コード
2	6	7	1	2	2	2	2	2	2	2	C	C	C	C	C

桁数欄のCはCOMP-2の略で8バイトで構成されている。

機 関 別 運 賃									国内生産額	購入者価格	前 回 下	前 回 上	修 正 回 数			
国	地	道	通	沿	港	航	倉	計								
鉄	鉄	路	運	海	湾	空	庫	C	C	C	14	6	7	6	7	2

(3) 計算用ファイル(投入係数ファイル)

各種分析表作成に必要な計数を統合表から抽出し，行部門ごとにレコードを作成したものである。

- RECORD MODE:可変長
- LABEL:標準ラベル
- RECORD LENGTH:5773バイト/レコード(最大)

ファイル種別	統合区分	行コード	列データ数	列データ 1			列データ 250						
				列コード	配列番号	データ	列コード	配列番号	データ				
2	1	1	4	3	12	4	3	C	C	4	3	C	C

① ファイル種別 ファイル種類の識別

計算用ファイル=61
投入係数ファイル=62

② 統合区分 データの統合分類を表す。

(1 = 小分類， 2 = 中分類， 3 = 大分類)

③ 行コード 統合分類に従った行コード

中分類，大分類のときには下2桁はスペースとなる。

④ 列データ数 列データが入っている個数を表す。

この値により列データの数が決まり，レコード長が決定される。

⑤ 列データ 最大250個の列部門ごとのデータが入る。

列データ数によって入る個数が決定される。

⑥ 配列番号 列データの何番目に当たるかを表す。

連番で表示されている。

⑦ データ 1 計算用ファイルのときには，生産者

価格である。

投入係数ファイルのときには生産者価格に対する投入係数が入る。

⑧ データ 2 計算用ファイルのときには，国産

価格(生産者価格から輸入(内数)を差し引いた額)である。

投入係数ファイルのときには，国産分価格に対する投入係数が入る。

(4) マージン表ファイル(評価表ファイル，逆行列ファイル，誘発額ファイル)

各種分析表に必要な係数を統合表ファイルから抽出し，報告書に必要な項目について計算したものであり，行部門ごとにレコードを作成したものである。

- RECORD MODE:可変長 • LABEL:標準ラベル
- RECORD LENGTH:3015バイト/レコード(最大)

ファイル種別	統合区分	表区分	行コード	列データ数	列データ 1		列データ 250		
					列コード	データ	列コード	データ	
2	1	1	4	3	4	4	C	4	C

① 表区分 帳表種類を表す。

- マージン表ファイルのとき
 - 1 = 商業マージン表
 - 2 = 国内貨物運賃表
 - 3 = 輸入表
- 評価表ファイルのとき
 - 1 = 生産者価格評価表
 - 2 = 購入者価格評価表
- 逆行列ファイルのとき
 - 1 = $(I - A)^{-1}$ 表
 - 2 = $[I - (I - \widehat{M})A]^{-1}$ 表
 - 3 = $(I - A^d)^{-1}$ 表
- 誘発額ファイルのとき
 - 1 = 生産誘発額表
 - 2 = 生産誘発係数表
 - 3 = 生産誘発依存度表
 - 4 = 輸入誘発額表
 - 5 = 輸入誘発係数表
 - 6 = 輸入誘発依存度表
 - 7 = 付加価値誘発額表
 - 8 = 付加価値誘発係数表
 - 9 = 付加価値誘発依存度表

② 総合輸入係数 1 輸出を除く最終需要に係る係数

③ 総合輸入係数 2 輸出に係る係数

④ データ 1 マージン表ファイル, 評価表ファイルのとき計数が入る。

逆行列ファイルのとき逆行列係数が入る。

誘発額ファイルのとき, 表区分により, 計数, 係数, 依存度のうちいずれか一つが入る。

他の項目については計算用ファイルを参照のこと。

(5) 輸入係数ファイル

投入係数ファイル, 逆行列ファイルを使用して総合輸入係数等を計算した結果をファイルしたものであり, 総合輸入係数表の作成に使用する。

- RECORD MODE: 可変長
- LABEL: 標準ラベル
- RECORD LENGTH: 75バイト/レコード

ファイル種別	統合区分	列コード	データ 1		データ 2		データ 3		データ 4		データ 5	
			輸	入	輸	入	総	合	総	合	総	合
			係	係	品	投	合	合	合	合	付	加
			数	数	投	入	輸	輸	輸	輸	加	加
					入	係	入	入	入	入	値	値
					係	係	係	係	係	係	係	係
					数	数	1	2	1	2	係	係
2	1	1	4	7	4	C	4	C	4	C	4	C